# 国内競技規則　付則

# 国内競技規則　付則

## 目　　次

一般社団法人 日本自動車連盟役員名簿 …… 96
モータースポーツ名誉委員名簿…… 97
2015年ＪＡＦモータースポーツ関係委員会委員名簿…… 99
2014年エキスパートライセンス所持者名簿…… 104
モータースポーツ中央審査委員会規定…… 105
モータースポーツ審査委員会規定…… 107
モータースポーツ審議会規定…… 109
モータースポーツ専門部会規定…… 112
ＪＡＦモータースポーツ名誉委員規定…… 118
ＪＡＦモータースポーツ特別表彰規定…… 119
自動車競技の組織に関する規定…… 120
名称に関する細則…… 141
公認競技会開催の手続きについて…… 143
ＪＡＦスポーツ資格登録規定…… 147
国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項…… 170
ＦＩＡ国際ドライバーライセンス規定の補足事項…… 209
ドーピング検査に関する規定…… 213
国内スポーツカレンダー登録規定…… 218
自動車競技に関する申請・登録等手数料規定 …… 223
全日本選手権競技会等の競技会審査委員に関する規定…… 234
2015年日本レース選手権規定…… 236
グランプリレース開催規定…… 245
2015年日本ラリー選手権規定…… 251
2015年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定…… 261
2015年ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／
ダートトライアル規定…… 274
2015年日本サーキットトライアル選手権規定…… 279

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定…… 286
ラリー競技開催規定…… 294
ラリー競技開催規定
　付則：ラリー競技会の組織許可に関する細則 …… 300
　付則：第１種アベレージラリー開催規定 …… 304
　付則：第２種アベレージラリー開催規定 …… 311
　付則：スペシャルステージラリー開催規定 …… 321
スピード行事競技開催規定…… 364
スピード行事競技開催規定
　付則：クローズド競技会開催要項 …… 370
　付則：サーキットトライアル競技開催要項 …… 372
　付則：ツイントライアル競技開催要項 …… 374
　付則：ドラッグレース競技開催要項 …… 376
　付則：ドリフト競技開催要項 …… 387
スピード行事における旗信号に関する指導要項…… 392
講習会開設規定…… 393
ＪＡＦ登録車両規定…… 407
ＪＡＦ国内サーキットの公認に関する規定…… 409
ＪＡＦ国内スピード行事競技コースの公認に関する規定…… 418
ＪＡＦ登録クラブ地域協議会連絡会議…… 429

ただし下記の諸規則は別冊で発行しています。

・ＪＡＦ国内競技車両規則
・ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則・和訳版
・ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項・和訳版
・ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項・和訳版
・ＪＡＦ国内カート競技規則集
・全日本レース選手権統一規則（各カテゴリー別）
・全日本ラリー選手権統一規則
・全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則
・全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則

# 一般社団法人 日本自動車連盟役員名簿

2015年１月29日現在

ＪＡＦ会長
小栗　七生

ＪＡＦ副会長
杉山　雅洋

ＪＡＦ副会長
矢代　隆義

JAF専務理事
久米　正一

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会　長 | 小栗　七生 | 理　事 | 堀内　俊樹 |
| 副会長 | 杉山　雅洋 | 〃 | 向井　幸司 |
| 〃 | 矢代　隆義 | 〃 | 望月　　均 |
| 専務理事 | 久米　正一 | 〃 | 山口　真史 |
| 理　事 | 青山　佳世 | 監　事 | 遠藤　邦夫 |
| 〃 | 有田　耕一 | 〃 | 佐原　和正 |
| 〃 | 金澤　　悟 | | （五十音順） |
| 〃 | 川島　新一 | | |
| 〃 | 川島　利章 | | |
| 〃 | 熊野　章敬 | | |
| 〃 | 小林　武仁 | | |
| 〃 | 鈴木　春男 | | |
| 〃 | 大洞　行介 | | |
| 〃 | 高橋　国光 | | |
| 〃 | 田島　優子 | | |
| 〃 | 中谷　　敏 | | |
| 〃 | 長江　啓泰 | | |
| 〃 | 野萱　和夫 | | |
| 〃 | 原田彦エ門 | | |
| 〃 | 藤井　一裕 | | |
| 〃 | 藤原　敬生 | | |

# モータースポーツ名誉委員名簿

名誉委員長
故片山　豊

名誉委員長
故藤田亀太郎

名誉委員長
故マキノ正美

名誉委員
故田原源一郎

名誉委員
故大槻　昌

名誉委員
故安友　義浩

名誉委員
故古我　信生

名誉委員
故横山精一朗

名誉委員
故川野　憲一

名誉委員
輪違　智和

名誉委員
故平井　秀幸

名誉委員
故榊原　淳

名誉委員
故庭山　博史

名誉委員
有村　純徳

名誉委員
三井平八郎

名誉委員
徳尾　三郎

名誉委員
棚田　史朗

名誉委員
澁谷　道尚

名誉委員
故近藤　幾夫

名誉委員
篠原　孝道

名誉委員
森　　美樹

名誉委員
故難波　靖治

名誉委員
鈴木　修二

# モータースポーツ中央審査委員会委員名簿

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 金澤　昭雄 | | | | |
| 委　員 | 遠藤　哲嗣 | | 委　員 | 佐野　彰一 | |
| 〃 | 小口　泰平 | | 〃 | 増田　智幸 | |

# モータースポーツ審査委員会委員名簿

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 岩井　重一 | | | | |
| 委　員 | 江角　　務 | | 委　員 | 園　　高明 | |
| 〃 | 佐久間　豊 | | 〃 | 髙橋　利昭 | |
| 〃 | 眞田　裕一 | | | | |

# モータースポーツ審議会委員名簿

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 座　長 | 柿元　邦彦 | | | | |
| 座長代理 | 稲垣　和也 | | | | |
| 委　員 | 稲葉　憲二 | 委　員 | 曽田　　浩 | 委　員 | 長谷見昌弘 |
| 〃 | 岩田　孝弘 | 〃 | 舘　　信秀 | 〃 | 平田　博淳 |
| 〃 | 大平　貴之 | 〃 | 田畑　邦博 | 〃 | 藤田　直廣 |
| 〃 | 小野　昌朗 | 〃 | 柘植　和廣 | 〃 | 細田洋一郎 |
| 〃 | 鬼頭　正人 | 〃 | 堤　　健吾 | 〃 | 御手洗　孝 |
| 〃 | 笹井　秀則 | 〃 | 仲野　次郎 | 〃 | 山田　計一 |
| 〃 | 菅谷　重雄 | 〃 | 中村　信夫 | 〃 | 和田　　修 |
| 〃 | 鈴木　洋洲 | 〃 | 永長　　眞 | | |

# モータースポーツ専門部会委員名簿

## 1.登録部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 稲葉　憲二 | | | | |
| 委　員 | 稲玉　秀幸 | | 委　員 | 槇田　龍史 | |
| 〃 | 小野　守平 | | 〃 | 三好　正己 | |
| 〃 | 髙橋　伸治 | | 〃 | 村瀬　晴信 | |
| 〃 | 武地　満喜 | | 〃 | 山住　俊浩 | |

## 2.安全部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 御手洗　孝 | | | | |
| 委　員 | 伊東　和雄 | | 委　員 | 野尻　和秀 | |
| 〃 | 進士　　守 | | 〃 | 南　　洋一 | |
| 〃 | 田中　尋真 | | 〃 | 横倉　正道 | |

## 3.メディカル部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 大平　貴之 | | | | |
| 委　員 | 岩渕　　聡 | | 委　員 | 鬼頭　正人 | |
| 〃 | 落合　真人 | | 〃 | 仁科　哲雄 | |
| 〃 | 紙谷　孝則 | | 〃 | 原田　俊一 | |

## 4.技術部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 平田　博淳 | | | | |
| 委　員 | 石川　裕造 | | 委　員 | 中村　公彦 | |
| 〃 | 勝間田　聡 | | 〃 | 永井　洋治 | |
| 〃 | 川崎　裕行 | | 〃 | 森谷　昌宏 | |
| 〃 | 田中　利明 | | 〃 | 湯瀬　克安 | |

## 5.マニュファクチャラーズ部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 菅谷 | 重雄 | | | |
| 委員 | 石塚 | 英男 | 委員 | 嶋村 | 誠 |
| 〃 | 水吉 | 琢磨 | 〃 | 黒沼 | 文利 |
| 〃 | 宮内 | 秀紀 | 〃 | 上村 | 昭一 |
| 〃 | 岡林 | 章宏 | 〃 | 露木 | 茂 |
| 〃 | 亀井 | 泰治 | | | |

## 6.レース部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 柘植 | 和廣 | | | |
| 委員 | 飯田 | 章 | 委員 | 服部 | 尚貴 |
| 〃 | 大谷 | 保志 | 〃 | 藤井 | 一三 |
| 〃 | 小野 | 泰徳 | 〃 | 藤岡 | 良一 |
| 〃 | 鈴木 | 豊 | 〃 | 松井 | 龍一 |
| 〃 | 土井 | 誠 | 〃 | 松本 | 洋 |

## 7.ラリー部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 仲野 | 次郎 | | | |
| 委員 | 加藤 | 正美 | 委員 | 中田 | 省吾 |
| 〃 | 金子 | 敏邦 | 〃 | 奴田原 | 文雄 |
| 〃 | 小牧 | 靖昌 | 〃 | 原 | 信義 |
| 〃 | 田代 | 啓之 | 〃 | 星野 | 元 |

## 8.スピード行事部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 田畑 | 邦博 | | | |
| 委員 | 小西 | 俊嗣 | 委員 | 中村 | 真幸 |
| 〃 | 貞井 | 隆司 | 〃 | 柳本 | 弘信 |
| 〃 | 佐藤 | 裕 | 〃 | 山崎 | 利博 |
| 〃 | 炭山 | 義昭 | 〃 | 山野 | 哲也 |

## 9.電気・ソーラーカー部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 岩田　孝弘 | | | | |
| 委員 | 雨堤　　徹 | | 委員 | 関　　哲也 | |
| 〃 | 生方　　聡 | | 〃 | 松崎　通範 | |
| 〃 | 熊谷　枝折 | | 〃 | 松本　太平 | |
| 〃 | 佐藤　栄次 | | 〃 | 山岸　　進 | |

## 10.カート部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部会長 | 和田　　修 | | | | |
| 委員 | 久保　智彦 | | 委員 | 棚田　博史 | |
| 〃 | 岡野　勝仁 | | 〃 | 永原　雅之 | |
| 〃 | 川口　慶大 | | 〃 | 増田二三四 | |
| 〃 | 小島　義則 | | 〃 | 松浦　佑亮 | |
| 〃 | 鈴木　澄夫 | | 〃 | 山﨑　　勇 | |

（順不同）

# 2015年全日本選手権審査委員名簿

## 1.全日本レース選手権

| | |
|---|---|
| 日置　和夫 | 御手洗　孝 |
| 鈴木　洋洲 | 和田　孝夫（アドバイザー） |

## 2.全日本ラリー選手権

| | |
|---|---|
| 竹道　雄康 | 竹下　俊博 |
| 上村　賢司 | 三重野正治 |
| 七田　定明 | 山本　博文 |

## 3.全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権

| | |
|---|---|
| 中村　善浩 | 嶽下　宗男 |
| 石田　正博 | 恒松　雅彦 |
| 坂本　光弘 | 槇田　龍史 |
| 関根　基司 | |

## 4.全日本／ジュニアカート選手権

| | |
|---|---|
| 饗庭　喜昭 | 夏苅　隆裕 |
| 鎌田　　新 | 堀井　智幸 |
| 齋藤　　實 | 李　　好彦 |
| 鈴木　利男 | |

（順不同）

# 2014年エキスパートライセンス所持者名簿

| | | |
|---|---|---|
| 有村　純徳 | 木村　政彦 | 本間　誠二 |
| 伊勢　公一 | 澁谷　道尚 | 三井平八郎 |
| 内山　弘紀 | 徳尾　三郎 | |

（五十音順）

# モータースポーツ中央審査委員会規定

1990年10月23日制　　定
1994年５月20日改定施行
1997年12月５日改　　定
1998年１月１日施　　行

## 第１条　目　　的

モータースポーツ中央審査委員会（以下「委員会」という。）は、日本国内における自動車競技に関連して発生した紛争を、最終の裁定機関として裁定することを目的とする。

## 第２条　任　　務

委員会の任務は、次の通りとする。

１．モータースポーツ審査委員会の裁定を不服とする紛争の最終的裁定
２．ＪＡＦが主催する競技会で発生した紛争の最終的裁定（国内競技規則13－２）
３．その他、自動車競技に関わる紛争の最終的裁定
４．前各号に関連する事項

## 第３条　委員会の構成

１．委員会の委員(以下｢委員｣という。)は、ＪＡＦ会長が、法律専門家または学識経験者の中から、理事会の承認を得て５名以上を委嘱する。
　なお、モータースポーツ審議会委員またはモータースポーツ専門部会委員は、委員になることはできない。
２．委員長は、ＪＡＦ会長が委員の中から指名する。

## 第４条　委員の任期

１．委員長および委員の任期は１年とし、毎年１月１日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。
２．委員長および委員の再任は妨げない。

3．補充による委員長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

## 第５条　委員会の召集、議事

1．委員長は、必要と認める場合、委員会を召集し議長となる。委員長に事故ある場合は、ＪＡＦ会長が委員の中から議長代行を指名する。
2．委員会は３名以上の委員の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
3．委員会に欠席する委員は、議長、議長代行または出席委員１名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長および議長代行を除き出席委員は１名で欠席委員２名以上の委任を受けることはできない。
4．議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長または議長代行がこれを決する。

## 第６条　事　　務

委員会の事務は、ＪＡＦモータースポーツ部が取り扱う。

## 第７条　施行、改定

1．本規定は、1998年１月１日より施行する。
2．本規定の改定は、ＪＡＦ理事会の議決による。

# モータースポーツ審査委員会規定

1990年10月23日制　　定
1993年７月21日改定施行
1994年５月20日改定施行
1997年12月５日改　　定
1998年１月１日改定施行

## 第１条　目　　的

モータースポーツ審査委員会（以下「委員会」という。）は、モータースポーツ中央審査委員会の下にあって、独立して、自動車競技に関連して発生した紛争を審査し裁定することを目的とする。

## 第２条　任　　務

委員会の任務は、次の通りとする。

１．競技規則違反に関する調査、審問、罰則の裁定およびその執行
２．抗議または控訴に関する審問、裁定およびその執行
３．ＦＩＡ国際控訴審判所（International Court of Appeal）への提出書類の作成（ＦＩＡ国際控訴審判所（ＩＣＡ）規則）
４．前各号に関連する事項

## 第３条　委員会の構成

１．委員会の委員(以下「委員」という。)は、ＪＡＦ会長が、法律専門家または学識経験者の中から、理事会の承認を得て５名以上を委嘱する。
なお、モータースポーツ審議会委員またはモータースポーツ専門部会委員は、委員になることはできない。
２．委員長は、ＪＡＦ会長が委員の中から指名する。

## 第４条　委員の任期

１．委員長および委員の任期は１年とし、毎年１月１日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。

2. 委員長および委員の再任は妨げない。
3. 補充による委員長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

## 第５条　委員会の召集、議事

1．委員長は、必要と認める場合、委員会を召集し議長となる。委員長に事故ある場合は、ＪＡＦ会長が委員の中から議長代行を指名する。
2．委員会は、３名以上の委員の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
3．委員会に欠席する委員は、議長、議長代行または出席委員１名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長および議長代行を除き出席委員は１名で欠席委員２名以上の委任を受けることはできない。
4．議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長または議長代行がこれを決する。

## 第６条　事　　務

委員会の事務は、ＪＡＦモータースポーツ部が取り扱う。

## 第７条　施行、改定

1．本規定は、1998年１月１日より施行する。
2．本規定の改定は、ＪＡＦ理事会の議決による。

# モータースポーツ審議会規定

1997年12月５日制　　定
1998年１月１日施　　行

## 第１条　目　　的

モータースポーツ審議会（以下「審議会」という。）は、自動車競技に関する下記事項につき、ＪＡＦ会長の諮問機関として、その諮問に応じて意見を具申することを目的とする。

１．規則、規定および基準の制定および改定
２．国際競技および国内選手権競技のスポーツカレンダーへの登録
３．その他上記に関連する重要な事項

## 第２条　構　　成

１．審議会は、定員25名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理１名を置く。
　１）学識経験者：15名以内
　２）モータースポーツ専門部会長：10名
２．委員は、ＪＡＦ会長がＪＡＦ理事会の承認を得て委嘱する。
３．座長および座長代理は、ＪＡＦ会長が委員の中から指名する。

## 第３条　任期および年齢制限

１．座長、座長代理および委員の任期は１年とし、毎年１月１日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。
２．座長、座長代理および委員の再任は妨げない。
３．補充による座長、座長代理および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
４．座長、座長代理および委員は、その就任時または再任時に満70歳以下でなければならない。
５．座長、座長代理または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと

認められる場合は、ＪＡＦ会長は、ＪＡＦ理事会の承認を得て解任することができる。

## 第４条　審議会の開催および議事

1．座長は、ＪＡＦ会長の要請をうけて、審議会を召集し議長となる。座長代理は、座長を補佐し、座長に事故ある場合にその職務を代行する。
2．審議会は、委員の過半数の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
3．学識経験者の委員が審議会を欠席する場合は、議長または出席委員１名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長を除き出席委員は１名で欠席委員２名以上の委任を受けることはできない。
4．モータースポーツ専門部会長を兼ねる委員が審議会を欠席する場合は、その専門部会の副部会長１名を代理出席させることができる。その者は議決に加わる。
5．議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
6．ＪＡＦ会長は、ＪＡＦモータースポーツ部の職員を審議会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。
7．座長は、必要と認めた場合、審議会の議を経て、委員（第４項により代理出席する専門部会副部会長を含む。）以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

## 第５条　事　　務

審議会の事務は、ＪＡＦモータースポーツ部が取り扱う。

## 第６条　施行、改定等

1．本規定は、1998年１月１日より施行する。
2．本規定の改定は、ＪＡＦ理事会の議決による。
3．1996年７月25日施行のモータースポーツ評議会規定およびモータースポーツ運営委員会規定は、1997年12月31日に失効する。

**〔参考〕改定について理事会の議決を必要とする規定**

1．国内競技規則
2．モータースポーツ中央審査委員会規定
3．モータースポーツ審査委員会規定
4．モータースポーツ審議会規定
5．モータースポーツ専門部会規定
6．モータースポーツ名誉委員規定
7．自動車競技に関する申請・登録等手数料規定
8．カート競技に関する申請・登録等手数料規定

上記以外のモータースポーツに係わる規則・規定・基準などについては、ＪＡＦ会長が、モータースポーツ審議会に諮問し、その答申に基づき改定する。

# モータースポーツ専門部会規定

1997年12月５日制　　定
1998年１月１日施　　行
1998年７月27日改　　定
1999年１月１日施　　行
2001年８月１日改正施行
2002年７月31日改　　正
2002年８月１日施　　行

## 第１条　目　　的

モータースポーツ専門部会（以下「専門部会」という。）は、自動車競技に関する専門的な事項につき、ＪＡＦ会長の諮問機関として、その諮問に応じて意見を具申することを目的とする。

## 第２条　専門部会の設置

前条の目的のため、下記の専門部会を置く。

１．登録部会
２．安全部会
３．メディカル部会
４．技術部会
５．マニュファクチャラーズ部会
６．レース部会
７．ラリー部会
８．スピード行事部会
９．電気・ソーラーカー部会
10．カート部会

## 第３条　任　　務

専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、ＪＡＦ会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。

**1. 登録部会**

1）クラブおよび団体の登録申請の審査
2）登録クラブまたは登録団体からの推薦による競技運転者許可証または公認審判員許可証の申請の審査
3）上記に関係する諸規則の立案および統一解釈
4）上記に関連する事項

**2. 安全部会**

1）クローズドコースおよびその付帯設備の安全対策に関する調査、研究および査察
2）クローズドコースの国内公認に関する諸規則の立案および統一解釈
3）クローズドコースの国内公認申請および国際公認申請の審査
4）上記に関連する事項

**3. メディカル部会**

1）モータースポーツの救急医療に関する調査および研究
2）モータースポーツに関与する医師、医療機関、医療設備等の審査
3）ドライバーの国内身体検査証申請および国際身体検査証申請の審査
4）上記に関連する事項

**4. 技術部会**

1）国内競技車両に関する諸規則の立案および統一解釈
2）記録挑戦による記録の国内公認申請および国際公認申請の審査
3）競技用用品、用具、燃料等の国内公認申請および国際公認申請の審査
4）上記に関連する事項

**5. マニュファクチャラーズ部会**

1）競技車両の国内公認申請および国内登録申請の審査ならびに国際公認申請の審査
2）競技車両に関する諸規則の調査および研究
3）上記に関連する事項

**6. レース部会**

レースに関する下記事項
1）調査および研究
2）諸規則の立案および統一解釈

3）国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
4）競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
5）上記に関連する事項

**7. ラリー部会**

ラリーに関する下記事項
1）調査および研究
2）諸規則の立案および統一解釈
3）国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
4）競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
5）上記に関連する事項

**8. スピード行事部会**

スピード行事に関する下記事項
1）調査および研究
2）諸規則の立案および統一解釈
3）国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
4）競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
5）上記に関連する事項

**9. 電気・ソーラーカー部会**

電気・ソーラーカー競技に関する下記事項
1）調査および研究（競技車両に関するものを含む。）
2）諸規則の立案および統一解釈（競技車両に関するものを含む。）
3）国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
4）競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
5）上記に関連する事項

**10. カート部会**

カート競技に関する下記事項
1）調査および研究（競技車両に関するものを含む。）
2）諸規則の立案および統一解釈（競技車両に関するものを含む。）
3）カートクラブおよびカート団体の登録申請の審査
4）登録カートクラブまたは登録カート団体からの推薦によるライセンス申請の審査
5）カートコースおよびその付帯設備の安全対策に関する調査、研究および査察

6）カートコースの国内公認申請および国際公認申請の審査
7）競技用車両、エンジン、シャシー、用品、用具等の国内公認申請および国際公認申請の審査
8）国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請に関する事項
9）競技会のスポーツカレンダー登録に関する事項
10）上記に関連する事項

## 第4条　構　　成

1．専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。
登録部会：9名以内
安全部会：7名以内
メディカル部会：7名以内
技術部会：9名以内
マニュファクチャラーズ部会：11名以内
レース部会：11名以内
ラリー部会：9名以内
スピード行事部会：9名以内
電気・ソーラーカー部会：9名以内
カート部会：11名以内
2．委員は、ＪＡＦ会長がＪＡＦ理事会の承認を得て委嘱する。
3．部会長は、ＪＡＦ会長が委員の中から指名する。
4．副部会長は、その専門部会の委員の互選により選出する。
5．メディカル部会の部会長、副部会長および委員は、医師の資格を有するものに限る。
6．マニュファクチャラーズ部会の委員は、特別団体の構成員または特別団体が出資する子会社の構成員の中から、当該団体の代表者が推薦する者に限る。ただし、同部会長はその限りではない。
7．部会長は、それぞれの専門部会を代表して、モータースポーツ審議会に出席する。部会長がモータースポーツ審議会を欠席する場合は、その専門部会の副部会長1名をモータースポーツ審議会に出席させることができる。

## 第５条　任期および年齢制限

１．部会長、副部会長および委員の任期は１年とし、毎年１月１日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。
２．委員の再任は妨げない。部会長の連続する再任は２回までとする。
３．補充による部会長、副部会長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
４．部会長、副部会長および委員は、その就任時または再任時に満65歳以下でなければならない。
５．部会長、副部会長または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、ＪＡＦ会長は、ＪＡＦ理事会の承認を得て解任することができる。

## 第６条　専門部会の開催および議事

１．部会長は、ＪＡＦ会長の要請をうけて、専門部会を召集し議長となる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある場合にその職務を代行する。
２．専門部会は、委員の過半数の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
３．専門部会に欠席する委員は、議長または出席委員１名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長を除き出席委員は１名で欠席委員２名以上の委任を受けることはできない。
４．マニュファクチャラーズ部会の委員は、あらかじめ代理委員１名を登録し、同専門部会に出席させることができる。代理委員は、主たる委員が欠席した場合に限り、その委員に代わって議決に加わることができる。
５．議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
６．ＪＡＦ会長は、ＪＡＦモータースポーツ部の職員を専門部会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。
７．部会長は、その専門部会の議を経て、委員以外の者を専門部会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

## 第７条　作業部会の設置

専門部会は、ＪＡＦ会長の承認を得て、作業部会（ワーキンググループ）を置くことができる。なお、専門部会長が、必要と認めた場合、ＪＡＦ会長の承認を得て、その専門部会の委員以外の者を作業部会の構成員にすることができる。

## 第８条　事　　務

専門部会の事務は、ＪＡＦモータースポーツ部が取り扱う。

## 第９条　施行、改定等

1．本規定は、1998年１月１日より施行する。
2．本規定の改定は、ＪＡＦ理事会の議決による。
3．1996年２月６日施行のモータースポーツ専門部会規定は、1997年12月31日に失効する。

# ＪＡＦモータースポーツ名誉委員規定

1993年７月21日制定施行
1997年12月５日改　　定
1998年１月１日施　　行

## 第１条　目　　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、モータースポーツの発展に著しく貢献した個人を称揚するため本規定を制定する。

## 第２条　名誉委員長および名誉委員

１．モータースポーツ関係委員会経験者またはモータースポーツ発展に特に貢献の著しい個人の中から、モータースポーツ審議会に諮り、ＪＡＦ会長がＪＡＦモータースポーツ名誉委員長および名誉委員の称号を贈呈する。
２．名誉委員長および名誉委員は、現在ＪＡＦにおいて何らかの職務（理事を除く）に就いている者であってはならない。

# ＪＡＦモータースポーツ特別表彰規定

2001年10月18日制定施行

## 第１条　目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、モータースポーツにおいて著しい業績を残した個人または団体を特別に顕彰するため、本規定を制定する。

## 第２条　特別賞

ＪＡＦ会長は、次の者の中から、モータースポーツ審議会に諮り、「ＪＡＦモータースポーツ特別賞」を贈呈する。

1. わが国のモータースポーツの普及振興に著しく寄与した個人または団体
2. 国際的な競技会において卓越した成績を収めた選手またはチーム

## 第３条　顕彰

当該年度のＪＡＦモータースポーツ表彰式において顕彰する。

## 第４条　施行

本規定は、2001年10月18日より施行する。

# 自動車競技の組織に関する規定

1964年10月１日制　　定
1967年３月１日改　　定
1968年１月１日改　　定
1970年１月１日改　　定
1971年１月１日改　　定
1974年７月１日改　　定
1975年12月８日施　　行
1976年３月12日改　　定
1977年７月26日施　　行
1978年９月27日改　　定
1981年７月22日改　　定
1985年５月８日改　　定
1987年２月12日改　　定
1990年１月１日改　　定
1990年10月23日改　　定
1991年10月23日改　　定
1992年７月21日改　　定
1992年９月１日施　　行
1993年７月21日改　　定
1993年９月１日施　　行
1994年５月20日改定施行
1994年10月13日改定施行
1994年10月13日改　　定
1995年４月１日施　　行
1996年２月６日改　　定
1996年３月１日施　　行
1996年５月21日改定施行
1996年12月３日改定施行
1997年７月24日改　　定
1997年11月27日改　　定
1998年１月１日施　　行
1998年７月27日改　　定
1999年１月１日施　　行
1999年７月28日改　　正
1999年12月13日改　　正
2000年３月28日改　　正
2000年４月１日施　　行
2001年１月１日施　　行
2002年７月31日改　　正
2003年１月１日施　　行
2006年10月４日改　　正
2006年12月１日施　　行
2008年７月31日改　　正
2009年１月１日施　　行
2009年11月26日改正施行
2014年１月30日改　　正
2014年４月１日施　　行
2014年７月31日改　　正
2014年８月１日施　　行

## 第１条　総則

一般社団法人日本自動車連盟(以下「ＪＡＦ」という。)は、ＪＡＦ公認の下で行われる自動車競技会全般を統轄し、その組織に関し本規定を制定する。

## 第２条　クラブおよび団体の登録

１．自動車による競技会を開催しようとするクラブおよび団体は、ＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則およびそれに基づいたＪＡＦの国内競技規則ならびに諸規則を遵守する条件の下に、ＪＡＦに登録されなければならない。

２．登録クラブおよび団体は次の通りとする。

１）準加盟クラブ　　４）準加盟団体　　７）特別団体
２）加盟クラブ　　５）加盟団体

3）公認クラブ　　6）公認団体

3．すべてのＪＡＦ登録クラブおよび団体（特別団体を除く）は、当該地域のＪＡＦ登録クラブ地域協議会に加盟することができる。

4．登録に当たっては以下の事項に従ってＪＡＦに登録申請を行うものとする。ただし、ＪＡＦにおいて不適当と判断した場合には、理由を示すことなく登録を拒否することがある。

本規定の各条件を満たしていない場合、あるいは諸規則に違反した場合はＪＡＦの決定により登録を取り消される場合がある。

なお、ＪＡＦに登録を認められたクラブまたは団体には登録章を交付し、当該年度に有効な登録印が貸与される。

登録クラブまたは団体は、ＪＡＦへの諸届出、諸申請等にはこの登録印による押印を必要とする。

当該クラブまたは団体が登録を取り下げ、または取り消されたときは、本登録印を速やかにＪＡＦに返却しなければならない。

5．申請後(登録後を含む。)、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。

クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。

**1）準加盟クラブ**

**〈申請資格〉**

⑴　自動車に関するクラブ活動を行っていること。

⑵　所属クラブの会員のうち７名以上がＪＡＦの国内競技運転者許可証Ｂ以上もしくは公認審判員許可証Ｂ３級以上の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてＪＡＦに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてＪＡＦに登録されている者を除く。

(3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、ＪＡＦの国内競技運転者許可証Ｂ以上もしくは公認審判員許可証Ｂ３級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

**〈申請手続き〉**

(4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

③ 降格申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録申請料

④ 年度の途中で降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注）(b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。また、(c)は準加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

⑸　更新申請は、更新年度の３月31日までに行うものとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、準加盟クラブに関する一切の権利を消失するものとする。
⑹　更新申請の際、加盟クラブから準加盟クラブへ降格申請する場合は、別途定める準加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

**〈登録の有効期限〉**

⑺　新規、更新申請共、準加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

**〈特典〉**

⑻　クローズド競技会を主催することができる。
　所属会員は、当該クラブ会員証で所属するクラブが主催するクローズド競技会に参加することができる。
⑼　ＪＡＦ国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。
⑽　クラブ代表者は国内競技運転者許可証Ｂおよび公認審判員許可証Ｂ３級を取得する資格を有すると判断した者をＪＡＦに推薦することができる。
　ただし、ＪＡＦで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。
⑾　Ｂライセンス講習会を開催することができる。
⑿　ＪＡＦ国内スピード行事競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。
⒀　ＪＡＦから自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

### ２）加盟クラブ

**〈申請資格〉**

⑴　自動車に関するクラブ活動を行っていること。
⑵　所属クラブの会員のうち15名以上がＪＡＦの国内競技運転者許可証Ｂ以上もしくは公認審判員許可証Ｂ３級以上の所持者であること。
　一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてＪＡＦに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてＪＡＦに登録されている者を除く。

注）準加盟クラブとして登録していない場合でも加盟クラブの申請を行うことができる。

⑶ クラブ代表者は申請クラブの会員であり、ＪＡＦの国内競技運転者許可証Ｂ以上もしくは公認審判員許可証Ｂ３級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

**〈申請手続き〉**

⑷ 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：
- ⒜ 所定の様式による登録申請書
- ⒝ クラブの会則
- ⒞ 所定の様式によるクラブ員名簿
- ⒟ 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- ⒠ 加盟申請料
- ⒡ 年度登録申請料

② 更新申請の場合：
- ⒜ 所定の様式による登録申請書
- ⒝ クラブの会則
- ⒞ 所定の様式によるクラブ員名簿
- ⒟ 年度登録申請料

③ 昇格または降格申請の場合：
- ⒜ 所定の様式による登録申請書
- ⒝ クラブの会則
- ⒞ 所定の様式によるクラブ員名簿
- ⒟ 加盟申請料
- ⒠ 年度登録申請料

④ 年度の途中で昇格または降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注）⒝は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c)は加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

(5) 更新申請は、更新年度の３月31日までに行うものとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、加盟クラブに関する一切の権利を消失するものとする。

(6) 申請の際、準加盟クラブから加盟クラブへ昇格申請する場合は、別途定める加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

**〈登録の有効期限〉**

(7) 新規、更新申請共、加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

**〈特典〉**

(8) 準加盟クラブの特典のほかに以下の各項の特典がある。

(9) ラリーおよびスピード行事については国内格式までの公認競技会、レースについては準国内格式までの公認競技会を主催することができる。ただし、ＪＡＦの組織許可を必要とする。

なお、公認競技会を主催するに当たって、すべての経費の支弁能力を有すること。

(10) クラブ代表者は公認審判員許可証Ｂ２級を取得する資格を有すると判断した者をＪＡＦに推薦することができる。

ただし、ＪＡＦで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

(11) Ａライセンス講習会および公認審判員講習会を開催することができる。

(12) 前記の公認競技会の開催に関して登録クラブおよび団体相互の協力を求めることができる。

(13) ＪＡＦ国内レーシングコースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

(14) 実績によって公認クラブへの昇格申請を行うことができる。

### 3）公認クラブ

**〈申請資格〉**

(1) 加盟クラブとして５年間以上継続して活動しており、かつ国内格式以上の競技会を主催することを目的としている。

⑵　所属クラブの会員のうち50名以上がＪＡＦの国内競技運転者許可証Ｂ以上または公認審判員許可証Ｂ３級以上の所有者で、そのうち40名以上は、ＪＡＦの国内競技運転者許可証Ａ以上もしくは公認審判員許可証Ａ２級またはＡ１級の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてＪＡＦに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてＪＡＦに登録されている者を除く。

⑶　申請時から遡って３年間以内に、下記①、②の条件を含めて準国内格式以上の公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該クラブを含む３つ以内の登録クラブ（団体を含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

①　準国内格式以上のＪＡＦ公認レース競技会を３回以上主催

②　ＪＡＦ選手権競技会を３回以上単独主催

なお、①と②が重複した競技会の場合は１回と数える。

ただし、公認クラブ昇格申請を行い却下されたことがあるクラブの場合は、その却下日から１年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

⑷　クラブ代表者は申請クラブの会員であり、ＪＡＦの国内競技運転者許可証Ａ以上もしくは公認審判員許可証Ａ２級またはＡ１級の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

**〈申請手続き〉**

⑸　昇格申請の場合：

①　昇格申請の提出書類および申請料

ⓐ　所定の様式による登録申請書

ⓑ　クラブの会則

ⓒ　所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
（上記〈申請資格〉⑶の実績を記すこと）

ⓓ　所定の様式によるクラブ員名簿

ⓔ　公認クラブ昇格申請料

②　年度の途中で昇格を認められた年度に関しては新たに年度登

録申請料を必要としない。

⑹　更新申請の場合：

①　更新の成立条件

更新申請の前年度の１月から同年12月の間に、下記⒜～⒞のいずれか一つの実績があること。

⒜　準国内格式以上の公認競技会を２回以上単独主催

⒝　全日本レース選手権競技会を２回以上主催

⒞　準国内格式以上の公認競技会を単独主催１回と全日本レース選手権競技会を１回主催

なお、⒝と⒞については、当該クラブを含む３つ以内の登録クラブ（団体を含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

②　更新申請の提出書類および申請料

⒜　所定の様式による登録申請書

⒝　クラブの会則

⒞　前年度の活動実績（上記①の実績を記すこと）

⒟　所定の様式によるクラブ員名簿（上記〈申請資格〉⑵の条件を満たすこと）

⒠　年度登録申請料

注）⒝は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。また、⒟は公認クラブの申請条件を充足させるためのものとする。

③　更新申請に際しＪＡＦは、更新の適否を判定するため、下記⑼①②について調査および審査を行う場合がある。

④　更新申請は、更新年度の３月31日までとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、公認クラブに関する一切の権利を消失するものとする。

⑺　更新申請の際、公認クラブから、加盟クラブまたは準加盟クラブに降格申請する場合は、別途定める加盟クラブまたは準加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

**〈登録の有効期限〉**

⑻　昇格、更新申請とも、公認クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈昇格審査〉

⑼　昇格申請受付後、ＪＡＦは当該クラブが主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

①　モータースポーツ活動全般にわたる諸規則の遵守と義務行為の履行について。

②　国内格式以上の競技会を主催するに当たっての、当該クラブの組織運営能力について。

⑽　前項による審査の結果、昇格が適切と判断された場合、さらに当該クラブが主催する競技会において前項①②についての現地査察を実施した上で、昇格の適否を最終的に判定する。

〈特典〉

⑾　加盟クラブの特典のほかに以下の各項の特典がある。

⑿　すべての公認競技会を主催することができる。ただし、ＪＡＦの組織許可を必要とする。

⒀　クラブ代表者は、国際競技運転者許可証Ａおよび公認審判員許可証１級まで、取得する資格を有すると判断した者をＪＡＦに推薦することができる。

ただし、ＪＡＦで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

**表１　登録クラブの加盟申請料および年度登録申請料**　（消費税込）

| | 加盟申請料 | 年度登録申請料 |
|---|---|---|
| 準加盟クラブ | 8,300円 | 18,800円 |
| 加盟クラブ | 8,300円 | 18,800円 |
| 公認クラブ | 昇格申請料　94,300円 | 136,300円 |

### ４）準加盟団体

〈申請資格〉

⑴　自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人またはＪＡＦが認めた団体であること。

⑵　責任者はＪＡＦの個人会員であること。

**〈申請手続き〉**

⑶　上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

①　新規申請の場合：

(a)　所定の様式による登録申請書
(b)　定款
(c)　役員名簿
(d)　履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
(e)　自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
(f)　加盟申請料
(g)　年度登録申請料

②　更新申請の場合：

(a)　所定の様式による登録申請書
(b)　定款
(c)　役員名簿
(d)　履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
(e)　年度登録申請料

注）(b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③　更新申請は、更新年度の３月31日までとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、準加盟団体に関する一切の権利を消失するものとする。

**〈登録の有効期限〉**

⑷　新規、更新申請とも、準加盟団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

**〈特典〉**

⑸　ＪＡＦから自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

⑹　自動車競技に関する各種用品、備品の公認申請をすることができる。

(7) ＪＡＦ登録車両規定に定める登録車両の申請をすることができる。

**5）加盟団体**

**〈申請資格〉**

(1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人またはＪＡＦが認めた団体であること。

(2) 公認審判員許可証２級以上もしくは国内競技運転者許可証Ｂ以上の所持者が１名以上所属していること。また、責任者はＪＡＦの個人会員であること。

**〈申請手続き〉**

(3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書
(b) 定款
(c) 役員名簿
(d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
(e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
(f) 加盟申請料
(g) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書
(b) 定款
(c) 役員名簿
(d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
(e) 年度登録申請料

注）(b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③ 更新申請は、更新年度の３月31日までとし、この期間までに更新申請を行わなかった場合は、加盟団体に関する一切の権利を消失するものとする。

〈登録の有効期限〉

⑷　新規、更新申請とも、加盟団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈特典〉

⑸　準加盟団体の特典のほかに次の各項がある。

⑹　ＪＡＦ国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。

⑺　準国内競技までの公認競技会を主催することができる。

ただし、公認競技会を主催するに当たっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

⑻　実績によって公認団体への昇格申請を行うことができる。

⑼　代表者は、公認審判員許可証Ｂ３級を取得する資格を有すると判断した者をＪＡＦに推薦することができる。

ただし、ＪＡＦで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

⑽　ＪＡＦ国内レーシングコースの公認に関する規定およびＪＡＦ国内スピード行事競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

⑾　Ｂライセンス講習会、Ａライセンス講習会および公認審判員講習会を開催することができる。

**６）公認団体**

〈申請資格〉

⑴　加盟団体として自動車を通じてスポーツ活動を行っている法人また団体であり、かつ国内格式以上の競技会を開催することを目的としていること。

⑵　公認審判員許可証Ａもしくは国内競技運転者許可証Ａ以上の所持者が１名以上所属していること。また、責任者はＪＡＦの個人会員であること。

⑶　申請時から遡って３年以内に、国際格式のＪＡＦ公認競技会もしくは全日本レース選手権競技会を３回以上主催した実績を含み、準国内格式以上のＪＡＦ公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該団体を含む３つ以内の登録団体（クラブ含む）が共

催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

ただし、公認団体昇格申請を行い、却下されたことがある団体の場合は、その却下日から１年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

**〈申請手続き〉**

⑷　昇格申請の場合：

①　昇格申請の提出書類および申請料

(a)　所定の様式による登録申請書

(b)　当該団体の経歴書（上記〈申請資格〉⑶の実績を記すこと。）

(c)　定款

(d)　役員名簿

(e)　履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）

(f)　自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）

(g)　公認団体加盟申請料

②　昇格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

⑸　更新申請の場合：

①　更新の成立条件

更新申請前年度の１月から同年12月の間に、準国内格式以上のＪＡＦ公認競技会を１回以上主催していること。

②　更新申請の提出書類および申請料

(a)　所定の様式による登録申請書

(b)　前年度の活動実績（上記①の実績を記すこと）

(c)　定款

(d)　役員名簿

(e)　履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）

(f)　公認団体年度登録申請料

注）(c)・(e)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③　更新申請に際しＪＡＦは、更新の適否を判定するため、下記⑻①②について調査および審査を行う場合がある。

④　更新申請は、更新年度の３月31日までとし、この期間までに

更新申請を行わなかった場合は、公認団体に関する一切の権利を消失するものとする。

⑹　更新申請の際、公認団体から加盟団体に降格申請する場合は、別途定める加盟団体の加盟・年度登録申請料を納入すること。

**〈登録の有効期限〉**

⑺　昇格、更新申請とも、公認団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

**〈昇格審査〉**

⑻　昇格申請受付後、ＪＡＦは当該団体が主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

①　モータースポーツ活動全般にわたる諸規則の遵守と義務行為の履行について

②　国内格式以上の競技会を主催するに当たっての、当該団体の組織能力の有無について

⑼　前項による審査の結果、昇格が適切と判断された場合、さらに当該団体が主催する競技会において前項①②についての現地査察を実施した上で、昇格の適否を最終的に判定する。

**〈特典〉**

⑽　加盟団体の特典のほかに次の各項がある。

⑾　すべての公認競技会を主催することができる。ただし、ＪＡＦの許可を必要とする。

⑿　代表者は公認審判員許可証１級まで、取得する資格を有すると判断した者をＪＡＦに推薦することができる。

ただし、ＪＡＦで審査を行い承認された者でなければ発給されない。

**7）特別団体**

**〈申請資格〉**

⑴　公認競技会を主催する目的以外の自動車スポーツの発展に寄与・貢献することを趣旨とし、自動車を製造もしくは販売する業者。

〈申請手続き〉

(2) ① 新規申請の場合：所定の様式による登録申請書に加盟申請料および年度登録申請料を添えて申し込むこと。
② 更新の場合：所定の様式による登録申請書に年度登録申請料を添えて申し込むこと。

(3) 登録は暦年ごとに更新し、毎年１月１日から12月31日までを有効とし、更新の申請手続きは原則として３月31日までに行うものとする。

(4) 新規登録申請および更新の申請手続きに当たっては次の書類を提出すること。
① 定款
② 役員名簿
注）更新申請においては従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

〈特典〉

(5) 記録挑戦をはじめとするテストおよびトライアルを主催する資格を有する。

(6) ＪＡＦから自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

(7) 代表者は国際競技運転者許可証Ａまでの取得有資格者を推薦することができる。ただし、国際競技運転者許可証については、ＪＡＦで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

(8) 車両公認および登録車両の申請をすることができる。

(9) 更新登録を行わなかった場合は、加盟に関する一切の権利も消失するものとする。

**表２　登録団体の加盟申請料および年度登録申請料**　（消費税込）

| | 加盟申請料 | 年度登録申請料 |
|---|---|---|
| 準加盟団体 | 104,800円 | 157,300円 |
| 加盟団体 | 104,800円 | 188,600円 |
| 公認団体 | 209,600円 | 366,900円 |
| 特別団体 | 209,600円 | 733,900円 |

## 第3条　競　技　会

自動車競技会の呼称、格式および競技結果の賞典等は、下記によるものとする

1．競技会の呼称

日本国内で組織される競技会において、グランプリまたは選手権および全日本または全国の呼称はＪＡＦによって統制され、その許可がなければ使用することができない。国際および世界の呼称はＦＩＡによって統制されている。上記の呼称は英語またはその他の外国語での呼称あるいは同意語、略称などについても同様に許可を必要とする。また、選手権規定に則っていない競技にチャンピオンの呼称を使用する場合は、オーガナイザー名を冠し、同様に許可を必要とする。

2．競技会の格式

競技会の格式を下記の通り分類する。

1）国際競技

国際モータースポーツ競技規則第17条および国内競技規則２－10条に定義された競技。

2）　国内競技

⑴　国内競技：国内競技規則２－11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。全日本および地方選手権競技ができる。

⑵　準国内競技：国内競技規則２－11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。地方選手権競技ができる。

⑶　地方競技：国内競技参加者許可証および国内競技運転者許可証の所持者のみに参加が許される競技。

ただし、ラリー競技については、国際競技運転者許可証の所持者の参加が許される。

⑷　クローズド競技（国内競技規則２－13）：競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技。なお共催の場合は３クラブ以内とする。

**表３　格式の定義に関する解説表（国内競技）**

| 格式＼項目 | 競技種目 | 地域区分 | ライセンスの制限 | 競技会の制限（選手権の対象） |
|---|---|---|---|---|
| 国内 | レース | 全国 | 国際･国内 | 全日本選手権まで |
| | ラリー | 〃 | 〃 | |
| | スピード行事 | 〃 | 〃 | |
| 準国内 | レース | 全国 | 国際･国内 | 地方選手権まで |
| | ラリー | 〃 | 〃 | |
| | スピード行事 | 〃 | 〃 | |
| 地方 | レース | 全国 | 国内のみ | 選手権は開催できない |
| | ラリー | 〃 | 国際･国内 | |
| | スピード行事 | 〃 | 国内のみ | |
| クローズド | レース | 競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技 | | |
| | ラリー | | | |
| | スピード行事 | | | |

３．制限付競技（国内競技規則２－12）

上記国際競技・国内競技以外の条件を満たす競技をいい、特定の条件に従って行われるもの、例えば特殊構造の車両の参加を制限した競技。またオーガナイザーから招待を受けた競技者のみが参加して行う競技。ただし、特定のクラブを招待して行う場合は、その招待クラブは５クラブを越えてはならない。

４．競技における賞

国内および国際競技会の場合、原則としてオーガナイザーが授与する賞金、賞品あるいはスターティングマネーなどの総額は、金額にして次の額を下回らないものとする。

| 競技会の区分 | レース | スピード行事およびラリー |
|---|---|---|
| 国内 | 総額　50万円 | 総額　10万円 |
| 国際 | 〃　300万円 | 〃　30万円 |

## 第４条　競技会の組織許可

１．自動車競技とは、自動車が参加して行う競技的な性格をもつ行事、

あるいは成績の発表をすることによって、競技的な性質をもつ行事であるが、ＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則およびＪＡＦの国内競技規則に自動車スポーツとして定義される以下の各行事は、すべてＪＡＦの組織許可を必要とする。

ただし、ＪＡＦ登録クラブが主催するスピード行事のクローズド格式競技は、ＪＡＦに届出を行うことにより、組織許可は免除される。

1）国内競技規則２－14条第１）項第１類ラリー
2）国内競技規則２－16条のレース
3）国内競技規則２－17条のスピード行事（クローズドを除く）

2．以下の各行事はＪＡＦ国内競技規則の特別除外例として組織許可は必要としない。

1）国内競技規則２－14条第２）項のツーリング集会
2）順位の判定に速度を要素としない行事
3）エコノミーラン
4）交通安全コンテスト
5）その他娯楽的な要素を主目的とした行事等

ただし、上記各項に該当すると思われる行事でもＪＡＦにおいて競技と判定されるものを除く。

3．組織許可を必要とする行事はＪＡＦの国内競技規則および諸規則に準拠して作成された競技会特別規則書に従って開催されなければならない。

4．競技会の審査：組織許可を必要とする行事は、２名以上の競技会審査委員の任命を必要とする。

競技会審査委員長は、主催するクラブまたは団体の所属員であってはならず、その資格は次に掲げる各項のいずれかに該当している者でなければならない。

1）公認審判員１級の資格所持者
2）モータースポーツ審議会委員およびモータースポーツ専門部会委員
3）スポーツ資格登録者で、ＪＡＦが特に認めたもの

5. 無線機器の使用

1）競技会参加者またはオーガナイザー等が無線機器を使用する場合は、電波法に従った無線機器を使用しなければならない。
2）違法無線機器を使用した者は、国内競技規則４－３の違反として

罰則が適用される。

3）競技会オーガナイザーは、当該競技会特別規則に上記1）および2）の条文を記載するとともに、競技会開催に当たっては電波法に従った無線機器を使用するよう管理すること。

## 第5条　競技日程

競技会の日程はすべてＪＡＦによって承認され、かつＪＡＦ国内スポーツカレンダーに登録されねばならず、国際競技はＦＩＡ国際スポーツカレンダーに登録されねばならない。登録申請はＪＡＦが指定する日時までに所定の方法でＪＡＦに提出するものとする（ＪＡＦ国内スポーツカレンダー登録規定を参照）。

## 第6条　競技日程の調整

国内にて各登録クラブおよび団体が開催する競技日程の割り振りについてはＪＡＦが調整する。

## 第7条　提出書類

競技を主催する登録クラブおよび団体はＪＡＦに下記の書類を提出しなければならない。競技場の使用許可証の提示を要求された場合には競技場所有者の使用許可証の写しを提出しなければならない。

1. 準国内競技、地方競技のすべて、およびクローズド競技のレースの場合には次の書類を提出する。
   1）所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の1ヵ月前まで。
   2）ＪＡＦが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
2. 国内競技の場合には次の書類を提出する。
   1）所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の2ヵ月前まで。
   2）ＪＡＦが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
3. 国際競技の場合には次の書類を提出する。
   1）所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催

日の４ヵ月前まで。
2）ＪＡＦが許可した特別規則書の印刷したもの１部を参加受け付け開始の２日前まで。
4. ラリー競技会の場合は、ラリー競技会組織に関する規定に従うこと。
5. 記録挑戦を含む競技のときには、前項１、２、３項の書類のほかに挑戦種目の明細書を添えて提出する。
6. 競技会の終了後14日以内に次の書類を提出する。
1）公式プログラムまたは競技参加者名簿および競技役員名簿各１部
2）公式通知、ロードブックまたはルートカードなど各１部
3）暫定または最終決定の成績表１部

## 第８条　保　　険

1. **レース競技に関する保険**

レース競技会のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1）観客に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会開催期間中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低１人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2）競技者に対する保険

⑴　オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびピット要員に対し、１人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。

⑵　競技参加者は、ドライバーおよびピット要員が、上記の規定によりオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては総額500万円以上の有効な保険に加入していることを大会事務局に申告しなければならない。

3）競技役員に対する保険

⑴　オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、１人当たり100万円以上のレ

ース傷害保険を付保しなければならない。

⑵ 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを、大会事務局に申告しなければならない。

2. **スピード行事競技に関する保険**

スピード行事競技会（クローズド格式は除く）のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1）観衆に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会開催期間中、観衆に対し、競技の事故による観衆の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり300万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2）競技役員に対する保険

オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のスピード行事競技に有効な傷害保険を付保しなければならない。

## 第9条　本規定の施行

本規定は、2014年8月1日より施行する。

# 名称に関する細則

1969年５月22日制　　定
1979年12月21日改　　定
1981年３月13日改　　定
1990年10月23日改定施行
2011年11月24日改定施行

## 第１条

クラブおよび団体が、ＪＡＦに新規登録する名称を以下の通り規定する。

## 第２条

原則として、次の各項に該当する名称では申請することができない。

１．ＦＩＡおよびＦＩＡ加盟のＡＳＮの名称および略称など。
２．ＪＡＦに登録済みのクラブおよび団体の名称および略称。
ただし、当該クラブおよび団体の同系であり、支部地名等の属称を付し、かつ名称使用の同意を得た場合は、この限りでない。
３．著名な商品名、会社名およびその他これに類似の名称。ただし、当該会社と直接または間接に関係があり、かつ名称使用の同意書があれば、この限りではない。
４．連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）など、およびこれとの同義語など。
５．日本、世界、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大名称、およびこれとの同義語など。

## 第３条

１．新規登録の場合、第２条の各項に該当する以外の名称であっても社会通念上奇異に感じられる名称、ならびに実質と内容が伴わない名称については、登録を認めない場合がある。
２．第２条の各項に該当する名称であっても、当該クラブまたは団体の

実績および活動内容等を審査のうえ登録を認める場合がある。

3．更新登録の場合、既登録クラブまたは団体において、名実が相反する場合は、改称を求める場合がある。

## 第4条

クラブおよび団体の名称は、漢字、片仮名、平仮名、ローマ字および数字のいずれかを用いた組み合わせによって表示されなければならない。

なお、略称はローマ字で示すこととし地名を付記するものはこの限りでない。

## 第5条

クラブ、団体が新規に登録する際は、名称の由来についての説明書を添付しなければならない。

## 第6条

ＪＡＦに登録済みのクラブ、団体の名称変更の申請があれば、これを審査し、実績ならびにその内容が伴うものと判断した場合は、これを許可することがある。

## 第7条

本細則は、2012年3月29日より施行する。

# 公認競技会開催の手続きについて

ＪＡＦの公認競技会を主催しようとするクラブ、団体は、前もってＪＡＦの組織許可を受けなくてはならない。この競技の組織許可の申請手続きについては、「自動車競技の組織に関する規定」、また、この規定と合わせて、ラリー競技については「ラリー競技開催規定」、スピード行事競技については「スピード行事競技開催規定」に定められた規則に従って行うことになっているが、その申請手続きの要点を下記にまとめて示したので、上記規定と合わせて参照のこと。

なお、スピード行事のクローズド格式の競技会は「届出競技」のため、ＪＡＦスポーツカレンダー登録ならびに組織許可申請を必要としない。

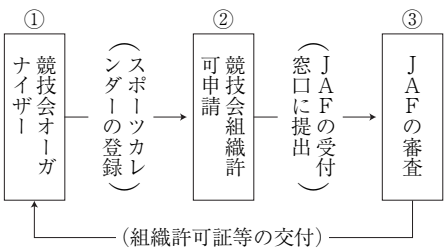


ＪＡＦの公認競技会を主催するにはあらかじめＪＡＦに登録されているクラブ、団体に限られる。登録クラブ、団体は、表１に示したその登録種別に応じた格式の競技会を開催する資格がある。

**表1**

| 登録クラブ団体の種別 | 開催できる競技会の格式 |
|---|---|
| 準加盟クラブ | クローズド |
| 加 盟 団 体 | 準国内、地方 |
| 加 盟 ク ラ ブ | 準国内、地方、クローズド、国内（レースを除く） |
| 公 認 団 体 | すべての格式の競技会（クローズド競技を除く） |
| 公 認 ク ラ ブ | すべての格式の競技会 |

① → ②

競技会のオーガナイザーである当該登録クラブ、団体は競技会の組織許可申請をＪＡＦに提出する前に、あらかじめその競技会がＪＡＦスポーツカレンダーに登録してあることが必要である。（国内スポーツカレンダー登録規定参照）

② → ③

組織許可申請は表２の通り組織許可申請書（ＪＡＦ所定の用紙）と競技会特別規則書の草案と組織許可申請料を添えてＪＡＦの窓口に提出すること。

〔ラリーについては、「ラリー競技開催規定・付則：ラリー競技会の組織許可に関する細則」を参照のこと。〕

## 表２　競技会を主催する場合の提出書類一覧表
（各提出書類を１部づつ提出のこと）

| 競技の格式 | 提出書類 | 提出期限 |
|---|---|---|
| (1)準国内競技<br>地方競技<br>クローズド<br>（注1） | 組織許可申請書 | 開催日の1ヵ月前 |
| | 特別規則書（草案） | 開催日の1ヵ月前 |
| | コース許可証、コース図、査察報告書の写し（スピード行事のみ） | 開催日の1ヵ月前 |
| | 特別規則書 | 参加受け付け開始の2日前 |
| (2)国内競技 | 組織許可申請書 | 開催日の2ヵ月前 |
| | 特別規則書（草案） | 開催日の2ヵ月前 |
| | 特別規則書 | 参加受け付け開始の2日前 |
| (3)国際競技 | 組織許可申請書 | 開催日の4ヵ月前 |
| | 特別規則書（草案） | 開催日の4ヵ月前 |
| | 特別規則書 | 参加受け付け開始の2日前 |
| 前記各項に該当 | 公式プログラム（または参加者名簿）、役員名簿、公式通知、ロードブック（またはルートカード）、成績表 | 競技会終了後14日以内 |
| スピード行事のクローズド | 開催届け | 開催日の14日前 |

注1）スピード行事のクローズド格式競技会を除く

注）その他

1. 全日本および地方選手権については、日本選手権規定を参照のこと
2. 〈道路を使用する競技〉◎権威ある機関で測定した地図に基づくコース測定値
   〈テストを含む競技〉◎テスト種目の詳細書
   〈公道を使用する競技〉◎道路使用に関する警察当局の許可書の写し
   〈リブレ車両の競技を含む場合〉◎リブレ車両規則の草案を１部、所定の組織許可申請提出期限のさらに２ヵ月前に提出のこと。

## 表３　日本選手権競技会の組織許可申請提出期限

| | |
|---|---|
| レース： | |
| (1)全日本選手権（国際競技）<br>(2)　〃　（国内競技）<br>(3)地方選手権 | 開催日の４ヵ月前<br>開催日の３ヵ月前<br>開催日の２ヵ月前 |
| ラリー： | |
| (1)全日本選手権<br>(2)地方選手権 | 開催日の３ヵ月前<br>開催日の２ヵ月前 |
| スピード行事： | |
| (1)全日本選手権<br>(2)地方選手権 | 開催日の３ヵ月前<br>開催日の２ヵ月前 |

# ＪＡＦスポーツ資格登録規定

1977年９月27日制　定
1978年９月27日改　定
1980年12月２日改　定
1981年７月22日改　定
1982年11月24日改　定
1983年２月17日改　定
1984年２月16日改　定
1984年７月18日改　定
1990年１月１日改　定
1990年10月23日改　定
1993年10月20日改　定
1993年12月２日施　行
1994年10月13日改　定
1995年４月１日施　行
1995年10月５日改　定
1996年１月１日施　行
1996年12月３日改定施行
1997年10月23日改　定
1997年11月27日改　定
1998年１月１日施　行
1998年７月27日改　定
1999年１月１日施　行
1999年７月28日改　正
1999年10月22日改　正
2000年３月28日改　正
2000年４月１日施　行
2000年８月１日改正施行
2000年10月26日改　正
2000年11月１日施　行
2001年１月１日施　行
2001年３月30日改　正
2001年５月１日施　行
2001年10月19日改　正
2001年11月１日施　行
2002年７月31日改　正
2003年１月１日施　行
2004年８月３日改　正
2004年10月１日施　行
2005年８月２日改　正
2005年11月１日施　行
2006年８月６日改　正
2006年11月１日施　行
2006年11月30日改正施行
2008年11月27日改正施行
2011年１月１日改正施行
2011年11月24日改　正
2012年４月１日施　行
2012年11月29日改　正
2013年１月１日施　行
2014年１月30日改　正
2014年４月１日施　行
2014年11月27日改　正
2014年12月１日施　行

## 第１章　総　　則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、自動車競技に参加する参加者および運転者ならびに審判員のために国際自動車連盟（以下「ＦＩＡ」という。）の国際モータースポーツ競技規則およびＪＡＦの国内競技規則に準拠してＪＡＦスポーツ資格登録規定を定め、許可証を発給する。

本規定に基づき許可証の発給を受ける者は、ＪＡＦの個人会員でなければならない。ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認

められる場合は、この限りではない。

なお、国際競技運転者許可証の発給を受ける者は、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則およびその付則Ｌ項に従うものとする。

## 第２章　許可証の種類

ＪＡＦは、次の許可証を本規定に従って発給する。

１．競技許可証

２．公認審判員許可証

３．エキスパートライセンス

## 第３章　競技許可証

### 第１条　競技許可証の種類と有効な競技会

１．競技許可証の種類は、次の通りとする。

１）国際許可証

⑴　国際競技運転者許可証（Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｒ（Ｃレース除外）、ドラッグレース、ソーラーカー）

⑵　国際競技参加者許可証

２）国内許可証

⑴　国内競技運転者（兼参加者）許可証（Ａ、Ｂ）

⑵　限定国内競技運転者許可証Ａ

⑶　国内競技参加者許可証

なお、許可証上の所持者名は、国際許可証の場合はローマ字を用い、国内許可証の場合はカタカナを用いる。ただし、国内競技参加者許可証を団体名で取得する場合は、ローマ字も認める。

また、競技運転者許可証について、国内競技規則８－11により仮名の使用が認められた場合でも、本名を併記する。

２．競技許可証ごとに有効な競技は、別に定める場合を除き、次の通りとする。

なお、競技運転者許可証の等級は、国際スーパーライセンス（ＦＩＡが発行する）を最上位とし、以下、国際Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｒ（Ｃレース除外）、国内Ａ、Ｂの順とし、上位の許可証は下位の許可証が有効なすべての競技に有効である。

1）国際競技運転者許可証

| 許可証の種類 | 有効な競技（FIAによる分類） |
|---|---|
| スーパーライセンス | F1世界選手権 |
| A | 出力荷重比（パワーウェイトレシオ）が1kg／hp以下のすべての車両に必要。 |
| B | 出力荷重比（パワーウェイトレシオ）が1kg～2kg／hp間のすべての車両、およびＦＩＡ WTCC選手権に必要。 |
| C | 出力荷重比（パワーウェイトレシオ）が2kg～3kg／hp間のすべての車両（上述の車両を除く）、およびＦＩＡオートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。 |
| R（Cレース除外） | 国際格式のラリー、クロスカントリー、ヒルクライム |
| ドラッグレース | 国際格式のドラッグレース（参加できる車両タイプごとに5種類の許可証がある。本規定第5条参照） |

2）国際競技参加者許可証

ＦＩＡ国際スポーツカレンダーに登録された競技会およびＪＡＦ公認の国内格式以下の競技会に競技参加者として有効である。

3）国内競技運転者許可証

A：ＪＡＦ公認の国内格式以下の競技会に競技運転者および競技参加者として有効である。

B：レースを除くJAF公認の国内格式以下の競技会に競技運転者および競技参加者として有効である。

4）限定国内競技運転者許可証A

本規定第2条2．項に定めるJAF公認の国内格式以下のレース競技会に競技運転者として有効である。

5）国内競技参加者許可証

ＪＡＦ公認の国内格式以下の競技会に競技参加者として有効である。

なお、ＪＡＦ発給の競技運転者許可証の所持者本人が競技運転者としてＪＡＦ公認の国内競技に参加する場合に限り、その競技運転者許可証は競技参加者許可証を兼ねることができるものとする。

**第2条　競技許可証の新規申請**

**1．競技運転者許可証**

1）新たに競技運転者許可証を申請する者は、日本の普通自動車以上

の運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所有者でなければならない。

ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。

身体の障がいのある者は、許可証を取得する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならない。

2）上記１）の要件を満たし、かつ次の⑴～⑸のいずれかの条件を満たしたものは、各項に定める国内競技運転者許可証の新規申請を行うことができる。

⑴　クローズド競技参加によるもの。

ＪＡＦ登録クラブが開催するスピード行事またはラリーのクローズド競技会に１回以上出場した者：

・国内Ｂを申請することができる。

ただし申請の際に当該クラブの代表者の証明を必要とする。

⑵　ＪＡＦ認定の講習会の受講によるもの。

①「Ｂライセンス講習会」を受講した者：

・国内Ｂを申請することができる。

②講習会開設規定第19条2. または4. の受講資格を満たし、「国内Ａライセンス講習会」を受講し合格した者：

・国内Ａを申請することができる。

⑶　推薦によるもの。

①ＪＡＦ準加盟、加盟、公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

・国内Ｂを申請することができる。

②ＪＡＦ公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

・国内Ａ以上を申請することができる。

ただし国際競技運転者許可証については、ＪＡＦで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

⑷　ＣＩＫ－ＦＩＡカート国際ドライバーライセンスＣ以上の所持者は、同一年の競技運転者許可証国内Ａ以下の許可証を申請できる。

⑸　申請の前年、または前々年にカートのＣＩＫ世界選手権、あるいはＣＩＫワールドカップの最終認定順位（シリーズランキング）

にて３位以内の者は、競技運転者許可証国際Ｂ以下の許可証を申請できる。

⑹　限定国際ソーラーカー競技運転者許可証、またはカート国内Ａライセンスの所持者は、同一年の競技運転者許可証国内Ｂの許可証を申請できる。

ＪＡＦは申請に基づき、審査のうえ当該申請者に対し、所定の自動車競技運転者許可証の発給を行うこととする。

以上のいずれかの条件を満たした者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で必要事項を漏れなく記入の上写真１枚を添付し、ＪＡＦの各地方本部事務局あてに提出するものとする。

なお、上記⑴～⑶の条件を満たした者の申請については、申請資格取得後30日以内に申請しなければならない。

**2.　限定国内競技運転者許可証Ａ**

１）年齢が満16歳以上18歳未満で、次の⑴、⑵および⑶の条件を満たす者は、以下の競技車両によるＪＡＦ公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証Ａ（以下「限定Ａライセンス」という。）を申請することができる。

①フォーミュラＪ1600（ＦＪ1600）
②スーパーＦＪ（Ｓ－ＦＪ）
③フォーミュラ４（Ｆ４）
④上記①、②または③と同等性能であるとＪＡＦが特に認めたフォーミュラカー

⑴　限定Ａライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか１つ以上の実績を満たしていること。

①全日本カート選手権において、年間総合順位６位以内に入賞
②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、６位以内に入賞
③国内外を問わず、ＣＩＫ－ＦＩＡのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、６位以内に入賞

ただし、ＪＡＦは、上記①から③の条件に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加できるレースを制限して認める場合が

ある。
⑵　ＪＡＦ認定のＡライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。
⑶　限定Ａライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。
2）限定Ａライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記⑴の証明を取り付けた上、下記⑵から⑷までの書類を添付して、ＪＡＦの地方本部に申請すること。
⑴　ＪＡＦ認定のＡライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書の裏面に講習会の証印押印の欄がある）。
⑵　前項⑴の実績を証明する書類
⑶　限定Ａライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類（公的な書類）および印鑑証明
⑷　写真１枚
3）限定Ａライセンスの有効期間は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国内競技運転者許可証Ａの許可証料と同一とする。
4）限定Ａライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。限定Ａライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人（以下「チーム」という。）に所属し、そのチームが参加する１）項のレースに当該チームの競技運転者として参加すること。
5）限定Ａライセンスを所持する者が満18歳に達した後の取扱いは、以下の通りとする。
⑴　限定Ａライセンスを年度更新することにより、満19歳に達する年の限定Ａライセンスを取得することができる。
⑵　満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得し、ＪＡＦ個人会員となることにより、限定Ａライセンスから国内競技運転者許可証Ａへの移行申請（以下「移行申請」という。）を行うことができる。
もし、上記期限までに手続しない場合は、移行申請の資格を失う。
⑶　移行申請により、所持する限定Ａライセンスと同一年の国内競技運転者許可証Ａを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必要としないが、翌年の国内競技運転者許可証Ａを取得する場合は、

国内競技運転者許可証Ａの許可証料の支払を必要とする。

6）限定Ａライセンスによる出場実績は、国際競技運転者許可証への上級申請時の実績とする。

7）ＪＡＦ登録クラブまたは登録団体からの推薦による限定Ａライセンスの取得申請は認められない。

8）限定Ａライセンスを所持する者が、本条２．１）③または④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位３位以内に入賞し、ＪＡＦが特に認めた場合には、翌年、限定Ａライセンスでフォーミュラ３（Ｆ３）による国内格式以下のレースに参加することができる。

3. **限定国際ソーラーカー競技運転者許可証**

1）本規定においてソーラーカーとは、車両に搭載したソーラーパネルから蓄電池を介し直接的に駆動力を得る競技用車両をいう。

2）次の⑴または⑵の条件を満たす者は、クローズドコースにおいて開催されるＪＡＦ公認のソーラーカー競技（国際格式以下）にのみ参加できる、限定国際ソーラーカー競技運転者許可証（以下「国際ソーラーカーライセンス」という。）を申請することができる。

⑴ 満16歳以上でＪＡＦ認定の国際ソーラーカーライセンス講習会を受講し、かつ筆記試験に合格した者

⑵ 国内競技運転者許可証Ａの所持者

3）国内競技運転者許可証ＢまたはＡの所持者が、国際ソーラーカーライセンスを取得する場合は、既に所持する許可証と併せて所持することができる。

4）国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記⑴から⑵までの書類を添付して、ＪＡＦの地方本部に申請すること。

⑴ ＪＡＦ認定の国際ソーラーカーライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある）、または所持する国内競技運転者許可証Ａ。

⑵ 写真１枚

なお、満16歳以上18歳未満の者が国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする場合は、上記⑴から⑵までの書類の他に、国際ソーラーカーライセンス取得に関する親権者の自筆による同意書、お

よび印鑑証明を添付して申請すること。

5）国際ソーラーカーライセンスの有効期限は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国際競技運転者許可証Ｃの許可証料と同一とする。

6）国際ソーラーカーライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。

国際ソーラーカーライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人(以下「チーム」という。)、もしくは個人に所属し、そのチームもしくは個人が参加するソーラーカー競技に当該チームの競技運転者として参加すること。

7）国際ソーラーカーライセンスを所持する満16歳以上18歳未満の者が満18歳または19歳に達する年の取扱いは、以下の通りとする。

⑴ 国際ソーラーカーライセンスを年度更新することにより、満18歳に達する年の国際ソーラーカーライセンスを取得することができる。

⑵ 満19歳に達する年の国際ソーラーカーライセンスを取得する場合は、年度更新に際してＪＡＦ個人会員となること。

8）国際ソーラーカーライセンスによるソーラーカー競技会への出場実績が無くても、年度更新することにより、国際ソーラーカーライセンスを所持することができる。

9）ＪＡＦ登録クラブまたは登録団体からの推薦による国際ソーラーカーライセンスの取得申請は認められない。

4. **競技参加者許可証**

国内または国際の競技参加者許可証は、個人、法人、クラブまたは団体名で申請し、交付を受けることができる。

ただし、法人、クラブまたは団体の場合は、そのしかるべき責任者の名前によって申請しなければならない。

**第３条　競技許可証の上級申請**

競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

身体の障がいのある者は、許可証を取得する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならない。

なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そのつど競技長により成績（順位）認定され「競技記録カード」に証印

されたものをいう。（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）

1．国内Ｂから国内Ａへの申請：

Ａライセンス講習会受講前24ヵ月以内に次のａ.～ｃ.のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。

ａ．ＪＡＦ公認競技会（クローズドを除く）に１回以上出場

ｂ．ＪＡＦ公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行の経験（走行したコースからの走行証明を所持していること）

ｃ．ＪＡＦ公認ソーラーカーレースに出場

2．国内Ａから国際Ｒ（Ｃレース除外）への申請：

国内Ａの所持者で、申請前24ヵ月以内にラリーおよびスピード行事（いずれも日本選手権競技会に限る）に６回以上の競技会出場実績がある者。

3．国内Ａ、限定Ａまたは国際Ｒ（Ｃレース除外）から国際Ｃへの申請:

国内Ａ、限定Ａまたは国際Ｒ（Ｃレース除外）の所持者で、申請前24ヵ月以内にＪＡＦの公認レースに少なくとも５回以上の競技出場実績がある者。

（ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。）

4．国際Ｂへの申請：

国内Ａ、限定Ａ、国際Ｒ（Ｃレース除外）、または国際Ｃの所持者で、申請前24ヵ月以内に次の１）または２）のいずれかを満たした者。

１）ＪＡＦの公認レースにおいて10回以上の競技会出場実績がある者。

２）ＪＡＦの日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに７回以上の競技会出場実績がある者。

5．推薦による申請：

ＪＡＦ公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者。

ただし、国際競技運転者許可証については、ＪＡＦで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

**第４条　国際ドラッグレース許可証**

国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項第１章９「ドラッグレーシングライセンス」に基づき、下記の通り国際ドラッグレース許可証（以下“ＤＲ”と略す）を発給する。

**1. 許可証の種類：**

下記の通り５種類の許可証を発給する。なお、同一車両カテゴリー（タイプ)に限り上位の許可証は、下位の許可証のすべてに有効である。

１）タイプＡクラス１（Ａ，1）：
車両タイプＡのすべてのクラスに有効。

２）タイプＡクラス２（Ａ，2）：
車両タイプＡのうち、クラス２以下のすべてのクラスに有効。

３）タイプＢクラス１（Ｂ，1）：
車両タイプＢのすべてのクラスに有効。

４）タイプＢクラス２（Ｂ，2）：
車両タイプＢのうち、クラス２以下のすべてのクラスに有効。

５）タイプＣクラス１（Ｃ，1）：
車両タイプＣのすべてのクラスに有効。

（注）車両のタイプ

| タイプA | タイプB | タイプC |
|---|---|---|
| トップフューエル（TF）<br>トップアルコールドラッグスター（TAD）<br>トップガスドラッグスター（TGD）等 | ファニーカー（FC）<br>トップアルコールファニーカー(TA／FC)等 | プロストックカー(PS)等 |

**2. 申請条件：**

国内競技運転者許可証Ａ以上の所持者であること。なお、国際ドラッグレースライセンスは、常に国内Ａライセンス以上のサーキットドライバーズライセンスに追加して発給される（国際ドラッグレースライセンスは単独で発給されない)。

**3. 許可証の申請：**

１）国内Ａ以上のライセンスからの取得条件：

⑴ ＤＲクラス２への新規申請：

①（Ａ，2）への申請：
当該申請12ヵ月以内にＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＡ車両で２回以上完走（成績認定を受ける）した者。

②（Ｂ，2）への申請：
当該申請12ヵ月以内にＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＢ車両で２回以上完走（成績認定を受

ける）した者。

⑵　ＤＲクラス１への新規申請：

①（Ａ，1）への申請：

当該申請12ヵ月以内にＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＡ車両で４回以上完走（成績認定を受ける）した者。

②（Ｂ，1）への申請：

当該申請12ヵ月以内にＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＢ車両で４回以上完走（成績認定を受ける）した者。

③（Ｃ，1）への申請：

当該申請12ヵ月以内にＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＣ車両で２回以上完走（成績認定を受ける）した者。

２）ＤＲクラス２からＤＲクラス１への上級申請：

⑴　ＤＲ（Ａ，2）からＤＲ（Ａ，1）への申請：

当該申請12ヵ月以内に、ＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＡ車両で２回以上完走（成績認定を受ける）するか、国際格式のドラッグレース競技会にタイプＡ車両（２クラス以下）で１回以上完走（成績認定を受ける）した者。

⑵　ＤＲ（Ｂ，2）からＤＲ（Ｂ，1）への申請：

当該申請12ヵ月以内に、ＪＡＦ公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプＢ車両で２回以上完走（成績認定を受ける）するか、国際格式のドラッグレース競技会にタイプＢ車両（２クラス以下）で１回以上完走（成績認定を受ける）した者。

注）１．「成績認定を受ける」とは、競技区間のタイム計測を受け競技結果にて競技長から成績認定された者。失格、リタイアの場合は、実績とはみなさない。

２．競技出場の実績はそのつど競技長によって成績認定され、運転者の「競技記録カード」（ＪＡＦ所定）に証印を得なければならない。

**4. 他のタイプの許可証の併有**

個別にライセンスを取得していない限り、他のタイプの車両で出場

することはできない。

他のタイプの許可証の併有については、取得を希望するタイプのライセンスに要求される上述の条件を個別に満足すること。

**5. 推薦による申請：**

ＪＡＦ公認クラブまたは特別団体の代表者の推薦を受け、ＪＡＦ審査の結果承認された者は国際ドラッグレースライセンスを取得できる。

**6. 国際ドラッグレース許可証料：**

国際ドラッグレース許可証料は、10,400円（国際運転者Ｃの許可証料）とする。国内Ａの所持者は現有許可証料との差額とし、国際Ｃ以上の所持者はあらためて許可証料を必要としない。

また、２種目以上を併用する場合もあらためて許可証料を必要としない。

**7. 補足：**

１）以下の車両については、国内競技会ドラッグレースにおいても、次のライセンスが必要とされる：

| 車両 | ＴＦ | ＴＡＤ | ＦＣ | ＴＡ／ＦＣ | ＰＳ |
|---|---|---|---|---|---|
| ライセンス | 国際ドラッグＡ，１ | 国内Ａ以上 | 国際ドラッグＢ，１ | 国内Ａ以上 | 国内Ａ以上 |

**第５条　競技許可証の有効期間と年度更新申請**

競技許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。（国内競技規則８－５参照）

ただし、競技運転者許可証の発行日以後に、身体の障がいで自動車の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、許可証を所持する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならない。

また次年度内に更新手続きを行わない場合はその資格を失う。なお更新手続きは所定の申請書に必要事項を記入し、ＪＡＦ各地方本部あて提出するものとする。

なお、国際Ａ・Ｂ許可証については国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項に定められている更新の条件にも従うこと。

**第６条　競技許可証の適用を免除される競技会**

ＪＡＦの登録クラブが主催し、ＪＡＦに届け出たクローズド競技会

（レースを除く）においては、当該クラブの会員証をもって競技許可証に代用することができる。（国内競技規則２－13および８－１参照）

**第７条　競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項**

１．ＪＡＦは他のＡＳＮによって発給され、かつ有効期間中の競技許可証の所持者に対しては、競技許可証を発給しない。（国内競技規則８－３参照）

　他のＡＳＮ発給の競技運転者許可証からＪＡＦの許可証に国際モータースポーツ競技規則に則って切り替える場合、当該ＡＳＮから当該ライセンスを返却した証明を必要とする。（前年度まで認める。）

２．ＪＡＦ発給の競技許可証の所持者は日本国外の競技会に参加する場合は、海外競技会出場証明書にて必ずＪＡＦの承認を予め得なければならない。

３．すべての競技許可証は国内競技規則による資格停止または資格取り消し処分をされた場合、その許可証は、直ちにＪＡＦに返上しなければならない。

４．競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康管理カードに必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。

**○ＦＩＡ国際競技運転者許可証の上級申請について**

　国際Ｃ許可証へ上級申請する場合、申請前24ヵ月以内の競技会出場実績が義務付けられているが、当該上級申請資格を満たした場合は、当該24ヵ月以内期間終了から許可証申請事務取扱期間として30日以内に申請を行うこと。

**○競技参加者および運転者許可証料**

　「競技参加者および運転者許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

（消費税込）

| 種　　別 | 区　分 | 許可証料 | 種　　別 | 区　分 | 許可証料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国内運転者Ａおよび限定Ａ | 新　規<br>更　新 | 4,100 | 国際運転者Ａ | 新　規<br>更　新 | 14,600 |
| | 再発行 | 2,100 | | 再発行 | 7,300 |
| 国内運転者Ｂ | 新　規<br>更　新 | 3,100 | 国際運転者Ｂ | 新　規<br>更　新 | 12,500 |
| | 再発行 | 1,500 | | 再発行 | 6,300 |
| 国際参加者 | 新　規<br>更　新 | 12,500 | 国際運転者Ｃおよび Ｒ | 新　規<br>更　新 | 10,400 |
| | 再発行 | 6,300 | | 再発行 | 5,100 |
| 国内参加者 | 新　規<br>更　新 | 6,300 | | | |
| | 再発行 | 3,100 | | | |

※国際Ｒ（Ｃレース除外）および国際ドラッグレースは、国際運転者Ｃの許可証料を適用する。

※同一年度内において上位許可証を取得（上級申請）した場合は、その差額の許可証料を必要とする。（ただし、限定国際ソーラーカーと国内Ａ、または国内Ｂを併有する場合は、それぞれの料金を必要とする。）

※許可証発給後、競技運転者許可証または競技参加者許可証を所持する者の都合により、同一年内にその資格の降格、または名称の変更を行う場合は改めて発給する許可証の再発行料金を必要とする。ただし、戸籍上の氏名変更によるものは、その料金を必要としない。

なお、競技運転者許可証を降格した後に再度上級申請する場合は、所定の申請条件を満たさなければならない。

## 第４章　公認審判員許可証

### 第８条　公認審判員

ＪＡＦの公認競技会には、国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則に精通し、かつ自動車競技に関する総合的知識をもち、判定能力を有し、公平無私である公認審判員が競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長をいい、役務とは監督

の指揮下できめられた仕事をすることをいう。判定権をもたない補助員は公認審判員でなくともよい。

なお、公認審判員許可証の取得に際して、申請者に対し普通運転免許証以上所持の有無については問わない。

**第９条　公認審判員許可証の分類および有効である競技会**

公認審判員はその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。審判員許可証の分類およびその許可証で執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類の審判員許可証でもよい。

１．**役務の分類**

**「技術委員」許可証**：技術委員、車両検査員、補給監察員、審判員（judges of fact）

**「コース委員」許可証**：コース委員、信号員、スタート審判員、審判員（judges of fact）

**「計時委員」許可証**：計時委員、スタート合図員、決勝審判員

２．**許可証を次の級に区分し競技会の格式別における執行権限を決める**

**公認審判員許可証　Ｂ**：レースを除く競技会においてのみ有効であり下記の執行権限をもつ。ただし、「国内競技」までのレースでは役務に限り執行できる。

**Ｂ３級**「国内競技」までの役務および「地方競技」までの事務局長の執行ができる。

**Ｂ２級**「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

**Ｂ１級**　すべての競技における監督および役務の執行ができる。

**公認審判員許可証　Ａ**：レースを含むすべての競技会に有効であり下記の執行権をもつ。

**Ａ２級**「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

**Ａ１級**　すべての競技における監督および役務の執行ができる。

**第10条　公認審判員許可証の新規申請**

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入してＪＡＦ各地方本部事務局あて提出するものとする。

1. **Ｂ３級への新規申請**

1）ＪＡＦ競技運転者許可証の所持者。

2）ＪＡＦ認定のＢライセンス講習会を受講した者。

3）ＪＡＦ準加盟、加盟、公認クラブおよび加盟、公認団体の代表者の推薦を受けた者。

4）ＪＡＦ公認競技会において公認審判員役務の補助員を務めた者。ただし、その競技会主催クラブ代表者の証明を必要とし、申請できる分類は、補助員を努めた役務に限る。

＊ただし、2）、3）、4）の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真１枚を添付しＪＡＦの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

2．**Ｂ２級への新規申請**

1）国際競技運転者許可証（Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｒ〈Ｃレース除外〉）の所持者。ただし、コース委員に限る。

2）ＪＡＦ加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

＊ただし、2）の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真１枚を添付しＪＡＦの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

3．**Ａ２級への新規申請**

1）国際競技運転者許可証Ａ、Ｂの所持者。ただし、コース委員に限る。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

＊ただし、2）の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真１枚を添付しＪＡＦの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

**第11条　公認審判員許可証の上級申請**

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのちＪＡＦの審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード行事のクローズド競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

＊以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、ＪＡＦの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

1．**Ｂ３級所持者でＢ２級への申請**

1）Ｂ３級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会で５回以上の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ加盟､公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

2．**Ｂ３級所持者でＡ２級への申請**

1）Ｂ３級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会で７回以上（うちレース２回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

3．**Ｂ２級所持者でＢ１級への申請**

1）Ｂ２級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会でラリーまたはスピード行事において６回以上（うち準国内競技の監督２回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

4．**Ｂ２級所持者でＡ２級への申請**

1）Ｂ２級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会でレース２回以上の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

5．**Ｂ１級所持者でＡ１級への申請**

1）Ｂ１級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会でレース３回以上の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

6. **Ａ２級所持者でＢ１級への申請**

1）Ａ２級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会でラリーまたはスピード行事において４回以上（うち準国内競技の監督１回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

7. **Ａ２級所持者でＡ１級への申請**

1）Ａ２級所持者でＡ１級へ申請する者は、Ａ２級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にＪＡＦ公認の競技会でレース３回を含む６回以上の当該役務の執行を行い、ＪＡＦ認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。

2）ＪＡＦ公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

8．**監督または役務の執行を行った証明**は、その都度、競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」（ＪＡＦ所定）にＪＡＦから交付された競技会事務長印の押印によって証明される。

※本項の「申請に先立つ24ヵ月以内」とは、ＪＡＦ認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大24ヵ月以内の期間を指す。

**第12条　公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請**

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。

なお、更新手続きには所定の申請書に必要事項を記入しＪＡＦ各地方本部事務局あて提出するものとする。

**第13条　資格の停止および取り消し**

公認審判員の重大な規則違反、またはＪＡＦおよび自動車スポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、モータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することがある。（国内競技規則11－１、11－11、11－13参照）

**○公認審判員許可証料**

「公認審判員許可証ＡおよびＢの許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

（消費税込）

| 種　　別 | 区　　分 | 許可証料 |
|---|---|---|
| 審判員１級 | 新　　規<br>更　　新 | 5,100 |
| | 再 発 行 | 2,600 |
| 審判員２級 | 新　　規<br>更　　新 | 4,100 |
| | 再 発 行 | 2,100 |
| 審判員３級 | 新　　規<br>更　　新 | 3,100 |
| | 再 発 行 | 1,500 |

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

◎同一年度内において上位クラスを取得した場合……その差額とする。

◎同一年度内においてＢ２級（Ｂ１級を含む）からＡ２級を取得した場合またはＢ１級からＡ１級を取得した場合……500円（消費税込）

◎公認審判員許可証を２種目以上併有の場合……最上級の許可証料を基本として計算し、２種目めより１種目につき500円（消費税込）を加算する。

## 第５章　エキスパート・ライセンス

モータースポーツ競技の普及、指導、運営にあたる有識者に対し、ＪＡＦはモータースポーツ審議会に諮り、審査の上で「エキスパート・ライセンス」を発給する。

**第14条　資格権限**

１．国内で有効なすべてのスポーツ資格登録許可証の資格権限を有する。

２．大会審査委員長に指名される資格を有する。

３．講習会主任講師に指名される資格を有する。

４．ＪＡＦの特認事項に関し適格者として年度登録される。

５．ＪＡＦの委嘱があった場合、国内で開催される公認競技会を査察し、現況を報告できる。

**第15条　資格登録者の義務**

１．本資格審査は年度毎に、所定の時期に行われ、資格を認められた者は年次登録を行うものとする。
継続して登録する者は更新手続きを行う。
１年以上登録をしなかった場合は再度審査を必要とする。

２．本資格登録者は、年度に有効な国内諸規則に精通するとともに、競技会、講習会において模範的な運用に努力しなければならない。

３．本資格登録者は、ＪＡＦから要請を受けた場合、国内モータースポーツに関する提言を行う。

**第16条　新規申請の条件**

１．ＪＡＦ会員であること。

２．ＪＡＦ競技運転者許可証国内Ａ以上の所持者または公認審判員許可証１級以上の所持者。

３．モータースポーツ活動についての30年以上の経験者。

4．後進の指導・育成、地域での貢献等、モータースポーツ全般に貢献してきた者で、本資格登録の審査に充分な自らの活動実績を提出できること。

**第17条　申請および審査**

本資格登録の新規申請は毎年５月末日までとし、その審査は原則として毎年１回とする。

登録は許可証の発行日よりその年度の12月31日まで有効である。

**第18条　許可証料**

新規登録申請料……31,400円（消費税込）

年度更新申請料……15,600円（消費税込）

## 第６章　本規定の施行

**第19条　本規定の施行**

本規定は、2014年12月１日より施行する。

**競技運転者許可証の有効一覧表**　　◎印有効

| 競技会 / 許可証 | 国際のライセンス種別に該当するレース | 国際のラリー、スピード行事 | 国内競技以下のレース（クローズドを含む） | 国内競技以下のラリー | 国内競技以下のスピード行事 |
|---|---|---|---|---|---|
| ＦＩＡ<br>国際競技許可証<br>Ａ、Ｂ、Ｃ | ◎ | ◎ | ◎<br>（地方競技を除く） | ◎ | ◎<br>（地方競技を除く） |
| ＦＩＡ<br>国際競技許可証<br>Ｒ（Ｃレース除外） | ―― | ◎ | ◎ | ◎ | ◎<br>（地方競技を除く） |
| ＪＡＦ<br>国内競技許可証<br>Ａ | ―― | ―― | ◎ | ◎ | ◎ |
| ＪＡＦ<br>国内競技許可証<br>Ｂ | ―― | ―― | ―― | ◎ | ◎ |

## 競技運転者許可証（コンペティション・ドライバーズ・ライセンス）の取得方法

競技許可証（通称ライセンスという）には、参加者（エントラント）と運転者（ドライバー）用とがあるが、ここでは、その取得について段階が定められている**ドライバーズライセンスの取得方法**を、下記のプロセスチャートによって示す。

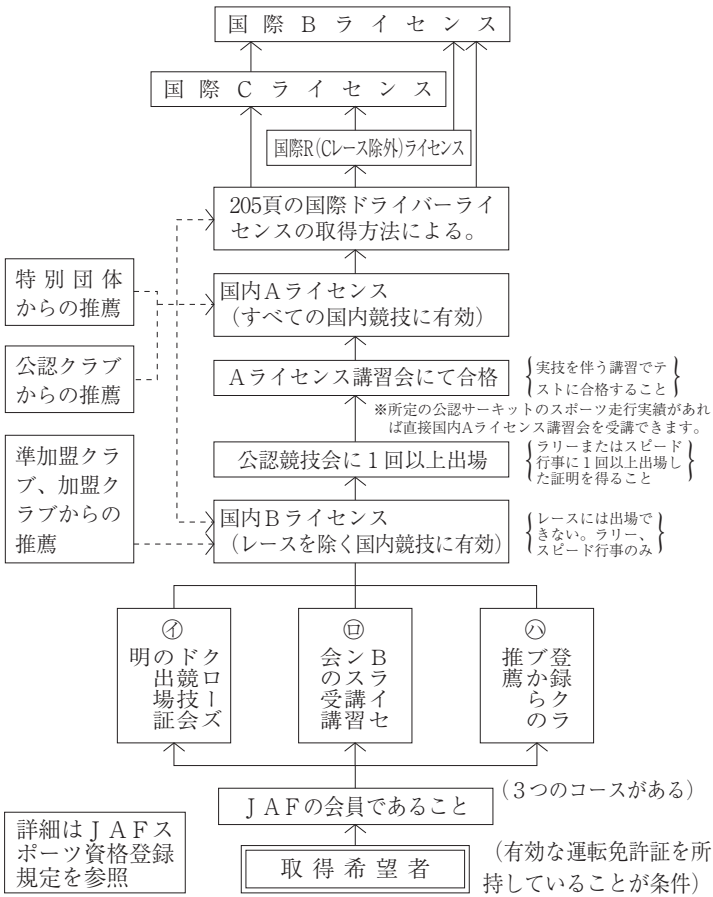

# 「公認審判員許可証Ｂ」・「公認審判員許可証Ａ」の取得方法および役務執行権限

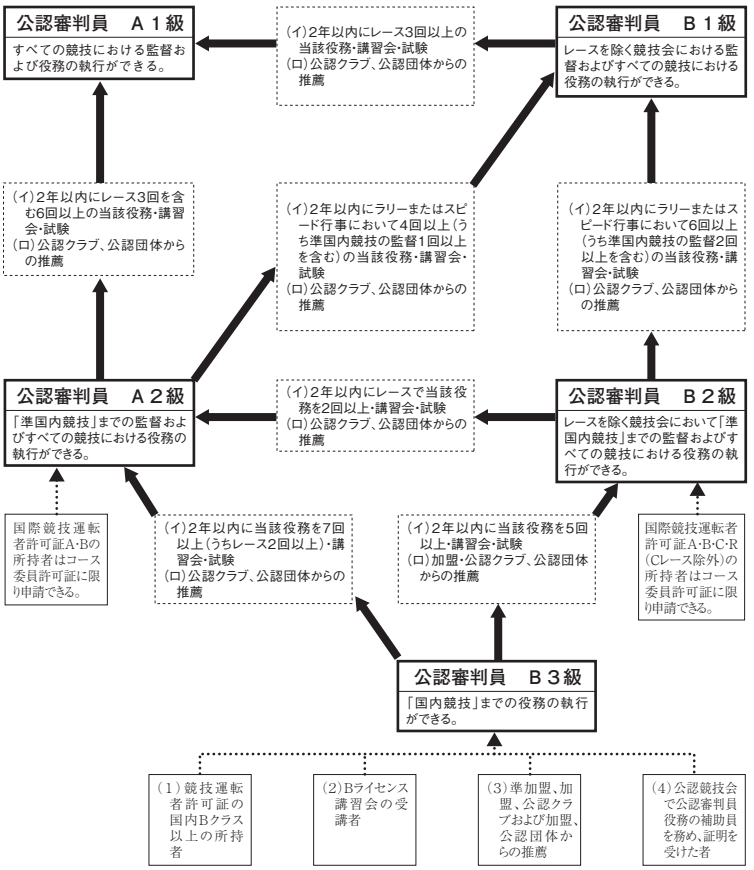

# 国際ドラッグレースライセンスの取得方法

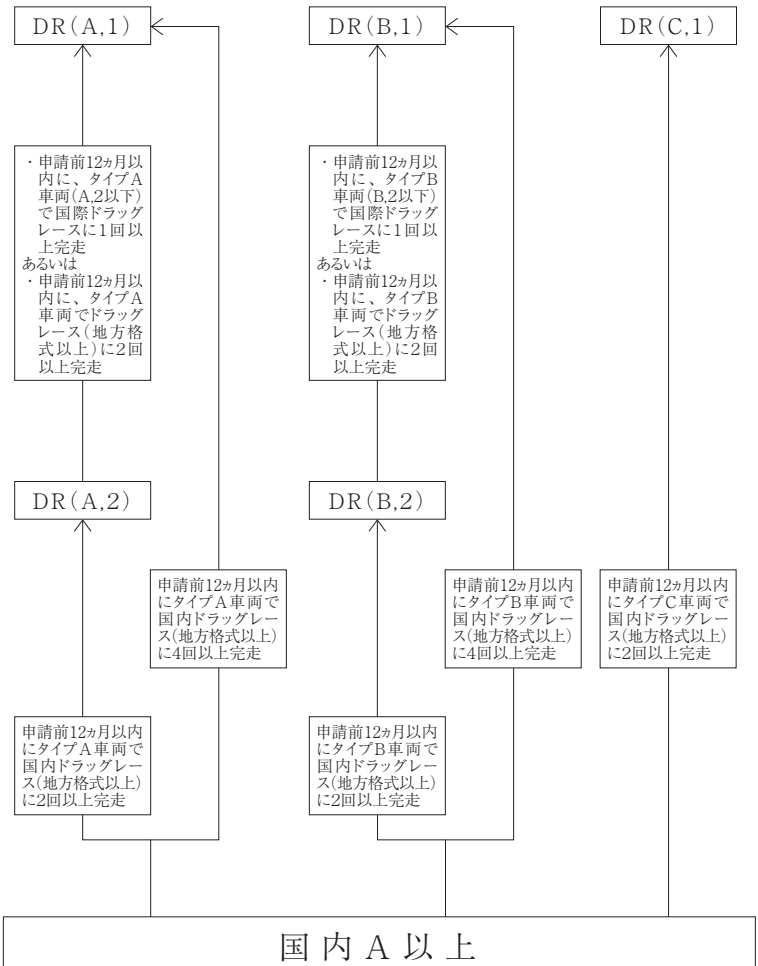

# 国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項

（国際ドライバーライセンス、身体検査、ドライバーの装備および行為）

公認のＦＩＡ規定の各国語訳に用いられる術語に関して、解釈の相違がある場合には、仏文のみが正式のものとみなされる。

本書に収められているＦＩＡにより制定された各種の規定の条文（国際モータースポーツ競技規則およびその付則と、ＦＩＡ国際選手権の規定）は、2015年１月１日から適用されるものである。それ以降の改訂はＦＩＡ公式ブルテンに発表される。

## 第１章　ＦＩＡ国際ドライバーライセンス

### 第１条　総則

１．１）すべてのＦＩＡ国際ドライバーライセンスの発給は国際モータースポーツ競技規則、とりわけ９条および20条に統括される。付則Ｌ項の本章ではサーキットおよび公道における競技、ヒストリックカー競技、ドラッグレーシング、および身体上障がいを持つドライバーとナビゲーターに対してのライセンスの等級、資格の必要条件、効力性を定める。

本章で使用される「選手権」という用語にはトロフィー、カップおよびチャレンジを含むものとする。

１．２）グレードＦＩＡジュニアＣオフロードを除くＦＩＡ国際ドライバーライセンスの申請者は、16歳に達していなければならない。（生年月日が拘束される）

１．３）ＦＩＡ国際ドライバーライセンスの記載内容

－　「国際自動車連盟」の表記およびＡＳＮ名称
－　「ＦＩＡ国際ライセンス」の表記
－　ライセンス番号

- ライセンスグレード
- ライセンスの有効開始日と有効期限（第９条７参照）
- ドライバーの最近の写真
- ドライバーのフルネーム
- ドライバーの生年月日（任意）
- 健康診断の結果に基づき、次の文言：
「ＦＩＡの医療基準に準じ､モータースポーツをするに適している。
日付
眼鏡等（眼鏡またはコンタクト）　　あり／なし
特別な医療管理事項　　あり／なし」

## 第２条　ＦＩＡ国際ドライバーライセンスの等級およびその有効な競技（注：ドラッグレーシングを除く）

２．１）スーパーライセンス：フォーミュラ１世界選手権のドライバーに必要。

２．２）グレードＡ：出力荷重比が１kg／hp以下のすべての車両に必要。

２．３）グレードＢ：出力荷重比が１kg～２kg／hp間のすべての車両、およびＦＩＡ　ＷＴＣＣ選手権に必要。

２．４）グレードＣ：出力荷重比が２kg～３kg／hp間のすべての車両（上記の車両を除く）、およびＦＩＡオートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。また、出力荷重比に関係なく、ヒストリックフォーミュラ１車両（Ｇ期以降）、フォーミュラ２車両（Ｈ期以降）、インディカー（Ｇ期以降）、フォーミュラ5000およびフォーミュラＡ車両（すべての）、グループＣ車両（すべての）、カンナム車両（すべての）および２リッターを超えるスポーツプロトタイプ車両（Ｇ期以降）に必要。

２．５）グレードＲ：ＦＩＡ国際カレンダーに記載されたすべての「公道」で開催される競技（ラリー、クロスカントリーラリー、ヒルクライム、その他競

技者が別々にスタートする競技）

２．６）グレードＤ：出力荷重比が３kg／hpを超えるすべての車両（上記の車両を除く）、および、出力荷重比が３kg／hp未満の車両があるか否かに関わらず、ＦＩＡにより登録されたすべてのクラブおよびブロンズ・インターナショナル・シリーズ、および出力荷重比が３kg／hp未満の車両があるか否かに関わらず、サーキットにおけるすべてのヒストリックカーレーシングイベントに必要（上記の車両を除く）

注）ヒストリックモータースポーツと現代のモータースポーツを区別した価格体系を維持するため、Ｈ１～Ｈ４ライセンス廃止の提議に伴い、ライセンスグレードに“H”を追加して、ＡＳＮがＣおよびＤライセンスを発給するための規定を制定することが提議される。規定は「ヒストリックモータースポーツにイベントに限る」との注記を伴う。

グレードＤ１：通常では競技ライセンスを保有していない者に対して、複数国から参加を募る特定の性格を有する競技に参加することを許すためのライセンスである。本ライセンスは、ＦＩＡによってグレードＤ１ライセンス所持者が参加できる競技として個々に承認され、かつ、その旨がＦＩＡ国際カレンダーに記載された国際競技会についてのみ有効である。

２．７）グレード　ＦＩＡ　ジュニア・Ｃ　オフロード：ライセンス発給される年齢が13歳（その年に13歳に達する者）から16歳未満のドライバーであり、ＦＩＡによって指定されたジュニアカテゴリーの車両のみのもの。および年齢が14歳（競技参

加の年に14歳の誕生日をむかえる者）から17歳未満（ライセンスが発給された日）のラリークロスに出場するドライバーのもの。
有効な競技：ＦＩＡジュニアバギーカップ

２．８）記されている車両のカテゴリーにおいて、グレードＦＩＡジュニアＣオフロードを除くいずれのサーキットレースライセンス等級もバンクを有するオーバルスピードウェイでのレースに有効である。
しかしながら、オーバルコースでのレース経験のないドライバーには、参加許可を得るため、適切な技量と一定のテストを満足することを求めるよう、そのようなコースを有する国のＡＳＮが要請することを推奨する。

## 第３条　グレードジュニア・Ｃオフロード、Ｄ、Ｃ、およびＲの取得資格と発給条件

３．１）グレード　ジュニア・Ｃ　オフロードライセンスは、申請者の所属するＡＳＮから発給され、その条件として申請者の親権者の承諾書、ならびにＡＳＮ公認の競技において少なくとも２年間定期的に競技していることを確認できることが要求される。

３．２）グレードＤのライセンスは、申請者のＡＳＮによって発給される。グレードＤを取得するには、申請者はまず試行期間を経なければならない。
申請者は暫定ライセンスを取得した上で、この試行期間の間、かつ申請前２年間以内に少なくとも５回、ＡＳＮ公認サーキットでの自動車レースに出場し、十分に競技を行うことができると評価されるか、ＣＩＫインターナショナルＢライセンスを所持していなければならない。
この試行期間の間、申請者の管轄ＡＳＮあるいはＦＩＡは事前に通告することなくライセンスを取り下げる権限を有する。
グレードＤ１のライセンスは、申請者の所属するＡＳＮによって発給され、取得に当って試行期間が必要とされることはない。
グレードＤ１は１競技についてのみ有効であり、当該競技会の名称と日付が、発給ＡＳＮによってライセンス上に記載されて

いなくてはならない。
本ライセンスには、当該競技における本ライセンス所持者の役目および走行許可の有無が明記されていなければならない。競技が公道で行われる場合には、(当該公道が閉鎖されるか否かを問わず)、グレードD1ライセンス所持者は、当該競技が開催される国で有効な運転免許証を所持していなければならない。
個々のドライバーに対してこのライセンスの発行回数に制限はない。

3．3）グレードCライセンスは、申請者のＡＳＮによって発給される。
グレードCを取得するには、申請者はまず国内最高グレードまたはＣＩＫ国際Ｂあるいは Dライセンスのいずれかを取得した上で、試行期間を経なければならない。
グレードCライセンスの申請者は、この試行期間の間、かつ申請前２年間以内に少なくとも５回、ＡＳＮ公認サーキットでの自動車レースに出場し、十分に競技を行うことができると評価されるか、グレードDライセンスを所持していなければならない。
例外的に、ＦＩＡがこの目的のために特に指定した国際シリーズの一部のレースに、１シーズンに限り国内ライセンスを所持する希望者の参加が許される。この場合、申請者は16歳に達していなければならない。（生年月日が拘束される）

3．4）グレードRのライセンスは申請者の所属するＡＳＮによって発給される。
グレードRを取得するためには、申請者はまず国内最高グレードのライセンスを取得した後試行期間を経なければならない。
申請は、この試行期間においてＡＳＮ公認競技に出場し、十分競技を行うことができると評価されなければならない。
また、申請者の成績は参加した競技の競技長によって成績が承認されなければならない。

## 第４条　グレードＢおよびＡに対する取得条件

4．1）グレードＢまたはＡのライセンスは、ドライバーの所属するＡＳＮがドライバーの成績、能力および品行が納得いくものであ

ると確認してから、そのＡＳＮによって発給される。

４．２）グレードＢを取得するためには、

１）ドライバーの管轄ＡＳＮは申請者が18歳を超えていることを確認しなければならず、ドライバーは申請前２年間以内に少なくとも10回、国内あるいはＡＳＮ公認国際レースに出場し、十分に競技を行うことができると評価されなければならない。

または、

２）ドライバーはグレードＣライセンスを所持し、少なくとも７回、国内選手権あるいは国際レースに出場し十分に競技を行うことができると評価されなければならない。

または、

３）申請者が、ＣＩＫ世界選手権あるいはＣＩＫワールドカップの最終認定順位にて上位３位で完走していること。

４．３）グレードＡを取得するためには４．２の条件を満たした上に、申請前24ヵ月以内に、グレードＢが必要とされるレースの５戦で、そのドライバーが総合成績の上位５位以内に入賞しているか、該当する年かその前年にグレードＢのライセンスが必要とされる選手権の最終成績で上位５位以内となっていることをドライバーが所属するＡＳＮは確認していなくてはならない。ＦＩＡは検討のために、そのドライバーの成績を提出することをＡＳＮに要請することができる。

４．４）グレードＡまたはＢライセンスに対する資格を維持するためには、そのドライバーは12ヵ月毎に適切なカテゴリーの国際格式競技に最低１戦出場しているか、またそうでない場合には国際格式競技の練習走行期間の間、ライセンスを発給しているＡＳＮが納得するまで、再審査されなくてはならない。

## 第５条　スーパーライセンスの資格と発給条件

重要：本規則巻末の2016年１月１日から施行される変更箇所を参照のこと。

ＦＩＡフォーミュラワンのスーパーライセンスはＦＩＡによって発給される。

５．１）資格

５．１．１　ドライバーは現在有効なＦＩＡ国際グレードＡライセンスを所持していなければならない。

５．１．２　ドライバーは下記の必要事項のうち、少なくとも１つは満たしていなければならない。

ａ）前年であれば５回、または過去３年以内であれば少なくとも15回、ＦＩＡフォーミュラワン世界選手権レースにおいて、ドライバーとしてスタートした実績がある。

ｂ）前年にスーパーライセンスを所持し、かつＦ１世界選手権チームの正規テストドライバーであった。

ｃ）過去２年以内にＦ２選手権、または国際Ｆ３トロフィー、またはＧＰ２シリーズ、またはＧＰ２アジアシリーズ、または日本のスーパーフォーミュラ選手権の最終成績において上位３位以内である。

ｄ）過去２年以内にインディカーＩＲＬシリーズで最終成績において上位４位以内である。

ｅ）現在下記の選手権者である者：

フォーミュラ３　ユーロシリーズ

主要な国内Ｆ３選手権：イギリス、イタリア、日本、スペイン

ワールドシリーズ　Ｆ／ルノー　Ｖ６

注意：チャンピオンタイトルとみなされるのは、各々のシリーズまたは選手権シーズンの最終レースから12ヵ月間に限る。

ｆ）上記ｃ）からｅ）の資格で良い成績は含まれないが、シングルシーターのフォーミュラカーで突出した才能があることを示し、ＦＩＡにより、全員一致で認められた者。この場合は、当該Ｆ１チームは、申請者が現在のフォーミュラワンの車両で、最低300kmをレーシングスピードで最大２日間の間に走行していることを、テストを行った国のＡＳＮが申請に先立つ90日以内に証明していることを示さなければならない。

５．２）フリープラクティス専用ライセンスの取得要件

５．２．１　ドライバーは現在有効なＦＩＡ国際グレードＡライセンスを保有していなければならない。

５．２．２　2016年１月１日申請のための条項・・・付則末部を参照
５．２．３　2016年１月１日申請のための条項・・・付則末部を参照
５．２．４
ａ）スーパーライセンスの初回申請時ドライバーは国際モータースポーツ競技規則およびＦ１競技規則の最重要項目に関する質問セッションを成功裡に終了させなければならない。
ｂ）すべてのＦ１スーパーライセンスの要請には、Ｆ１スーパーライセンス申請書を通じて、当該Ｆ１チームはドライバーとともに、国際モータースポーツ競技規則およびＦ１競技規則の最重要項目についてのブリーフィングを開催したことを証明しなければならない。
５．２．５　ドライバーは、シングルシーターのフォーミュラカーで突出した才能があることを示し、ＦＩＡにより全員一致で認められた者。
当該Ｆ１チームは、申請に先立つ180日以内に申請者が相当とするフォーミュラワンの車両（1）で、最低300kmをレーシングスピードで最大２日間の間に走行していることを、テストを行った国のＡＳＮが証明していることを示さなければならない。
（1）Ｆ１競技規則で定められているＴＣＣまたはＴＰＣ。
５．２．６　ドライバーは12ヵ月は試行期間とされ、スーパーライセンスは仮所持であり、いつでも再審査を受けることになる。
５．３）申請手順
ａ）申請者が参戦しようとする最初のＦＩＡフォーミュラワン世界選手権競技の車両検査の14日前までに申請を完了しなければならない。やむを得ない理由により選手権のドライバー交代をする場合は、その競技の最初の車両検査が始まる48時間以上前にＦＩＡに申請が受理されていなければならない。
ｂ）現有の競技ライセンスを発給したＡＳＮは、ドライバーの競技記録、現有の国際Ａライセンスナンバーとともに特別な推薦状を一緒に提出しなければならない。
ｃ）ドライバーは、完璧なスーパーライセンス申請書をＦＩＡに提出しなければならない。

ｄ）年間のスーパーライセンス料金がＦＩＡに支払われていなければならない。

５．４）　発給条件

５．４．１　５．１と５．２の条件を満たしていれば、ＦＩＡはスーパーライセンスを発給する。

５．４．２　スーパーライセンスは発給した年の末日まで有効である。

５．４．３　上記５．１．２　ｆ）の条件によりスーパーライセンスを取得したドライバーについては、見習い期間である12ヵ月の間は、いつでも再審査が行われる。

５．４．４　発行後８ヵ月を過ぎ、スーパーライセンスを更新することが可能なドライバーについても、上記５．２ｂ）からｄ）の条件に準ずること。

## 第６条　世界および国際スピード記録挑戦のためのライセンス

グレードＣのライセンスが必要とされる。

## 第７条　トラックレーシングに対するライセンス

すべてのトラックレースについてはグレードＣのライセンスが必要とされる。トラックレースで達成した成績はライセンスの昇級資格として必ずしも有効ではない。

## 第８条　ヒストリックカー競技に対する国際ドライバーライセンス

８．１）ＦＩＡのヒストリック国際ドライバーライセンスは、発給されている車両のカテゴリー内で、ヒストリックカーに対するスピード競技としてＦＩＡが公認するすべての競技について有効であり、そのドライバーがジュニアＣオフロード以外の通常のＦＩＡ国際ドライバーライセンス（第２条から第５条を参照）のいかなるグレードの所持者でない場合には、こうした競技に対して義務づけとなる。

ヒストリックカーに対する競技を目的とするスピード競技とは、速度自体が競技成績を決定する要素となっているか、または時速50kmを超える平均速度に達するイベントのことである。

８．２）ＦＩＡヒストリック国際ドライバーライセンスは、国際モータ

ースポーツ競技規則の第２章と第８章に詳述された国際ライセンスに関するすべての規定の対象となる。

８．３）ＦＩＡヒストリック国際ドライバーライセンスは、重ね印刷された“H”の大文字により識別される。

８．４）ライセンスを発給するＡＳＮは個々の等級に対して要求される資格の判断に対して責任を負うものとする。

８．５）ヒストリックカーに対する国際規定に定義された通り、ライセンスは下記のカテゴリーの車両について有効である。

グレードＨ１：Ｇ、ＨおよびＩの期間のＦ１を除く、すべてのヒストリックカー

グレードＨ２：“ビンテージ”レーシングカー；
1930年以降に製造された排気量2000ccまでのレーシングカー；
1100ccを超え2500ccまでのスポーツカーおよびスポーツプロトタイプカー；
すべてのグランドツーリングカー

グレードＨ３：すべての戦前のスポーツカー；排気量1100ccまでの戦後のスポーツカーおよびスポーツプロトタイプカー；2500ccまでのグランドツーリングカー

グレードＨ４：ヒストリックのレギュラリティラリーのみ

注）グレードＡ、Ｂ、Ｃ、およびＤのＦＩＡ国際ドライバーズライセンスは、すべてのサーキットで行なわれるヒストリックカー競技に対して有効であり、かつサラブレッドグランプリとＧ、ＨおよびＩの期間のＦ１に対して必須とされる。
グレードＲはすべてのヒストリックカーで行われるラリーに有効である。

## 第９条　ドラッグレーシングライセンス

９．１）ＦＩＡ国際ドラッグレーシングライセンスは、ライセンスが発給される各車両カテゴリー内で、ＦＩＡが公認するすべてのドラッグレーシング競技に有効であり、かつそのような競技に対して所有が義務づけられる。

9．2）ＦＩＡ国際ドラッグレーシングライセンスについては、国際モータースポーツ競技規則　第２章および第８章に規定される国際ライセンスに関するすべての規定、ならびにドラッグレーシングに関するＦＩＡ一般規定 第10条４項に従う。

9．3）ＦＩＡ国際ドラッグレーシングライセンスは、重ね印刷された“ＤＲ”の大文字により識別される。

9．4）ライセンスを発給するＡＳＮは、ＦＩＡドラッグレーシング一般規則に従い、個々の等級に対して要求される資格の判断に対して責任を負うものとする。

9．5）ドラッグレーシングに適用される国際規則に規定されている通り、ライセンスは下記の車両カテゴリーに対して有効である。

| | Type A（over 125"） | Type B（up to 125"） | Type C（bodied） |
|---|---|---|---|
| Class 1 | Top Fuel | Funny Car | Pro Stock |
| Class 2 | TMD | TMFC | ―――― |
| Class 3 | ET6.0-7.49 | ET6.0-7.49 | ET6.0-7.49 |
| Class 4 | ET7.50-9.99 | ET7.50-9.99 | ―――― |

特定のクラスのライセンス所持者は同タイプの下位のクラスに出場しても良い。（例えば、Type AのClass 1 のライセンス所持者はType AのClass 2 および 4 に出場することが認められる。）さらに、他のグレードジュニアＣオフロードを除くすべてのＦＩＡドライバーライセンスはClass 4 のドラッグレーシングライセンスに代えることができるものとする。

## 第10条　特別資格参加者のためのライセンス

10．1）ドライバー

モータースポーツの行為を妨げる、慢性的な疾病、または視覚的な障がいによる問題にかかわらず、後天的あるいは先天的に身体上の障がいのある者で、自国内のメディカル委員会（それが存在する場合）もしくはＡＳＮより指名を受けた医師が国際ドライバーライセンスを取得する条件を満たさないと判断した者（第２章第１項5.2を参照）は、以下の条件がすべて満たされれば、国際特別資格ライセンスの取得を申請することがで

きる。

本ライセンス発給基準は次の４段階にて判断される：

ｉ）特別資格ライセンスの取得候補者であるドライバーは、国内メディカル委員会が設置されている国はそのメンバーにより、設置がない場合にはＡＳＮの任命する医師により検査を受ける。

ii）申請者は、その能力評価のために自身の競技車両を使用し、できればサーキットにおいて、ＡＳＮの責任者立会いのもとで、ドライビングテストを受けなければならない。

iii）申請者は、前記と同時に、自身の競技車両（または類似の車両モデル）から、できるだけ早く脱出する能力についても判定される（差し迫った危険、火災の発生などを想定）。申請者は着座した位置から、単独で脱出し、車両から離れなければならない。車両の外に出たら、仰向けになり、その姿勢からうつぶせになること、またその逆ができなければならない。

iv）ドライバーの身体的条件により求められる改造がすでに施されていようとも、あるいはさらに施される必要がある場合でも、競技車両の公認書式にその記載がない場合、それらはＡＳＮにより承認されなければならず、競技において、車両検査にて提出される書類に記載されなければならない。ＡＳＮは、医療、技術およびスポーツ面での評価を一旦受領した後、国際特別資格ドライバーライセンスの発給または発給拒否の最終結論を下す。

10. 2）ナビゲーター

同様に、モータースポーツの行為を妨げる、慢性的な疾病、または視覚的な障がいによる問題にかかわらず、国際モータースポーツ競技規則第20条にて定義される通り、スポーツ活動におけるその特別資格がラリーのナビゲーターとしての役割に限定される参加者で、国際モータースポーツ競技規則第20条に定義されているラリーのための国際特別資格ナビゲーターライセンスの申請を行うことができる。

満たされるべき身体的基準は、不適格視覚障がい（第２章第

１項５.１を参照）を除き、国際特別資格ドライバーライセンスに求められるものと同様である。

申請者がナビゲーターを務めることを希望する車両（あるいは類似の車両モデル）から脱出する能力について、国際特別資格ドライバーライセンスに求められる基準と同じ基準に従い評価されなければならない。

さらに、すべての場合において、申請者は以下の行為を記載の順序で実行することができなくてはならない：

- 助手席側のドアが開かず、ドライバーが車内に居る状態で、ドライバーを乗り越えて車両からできる限り早く脱出する；
- ルーフの上にＳＯＳサインパネルを置く；
- 車両の後方約50mの箇所に、赤色の三角表示を置く；
- ドライバー（負傷していることを仮定）の車内からの脱出を助ける；
- ＳＯＳサインパネルを回収し、車両の背後でそれを振って合図する。

特別資格ナビゲーターには、ドライビングテストおよび技術的問題への対応は関わりがない。ＡＳＮは、医学的意見書を一旦受領した後、国際特別資格ナビゲーターライセンスを発給するか否かの最終決定権を有する。

**第11条　特別資格ライセンス所持者のモータースポーツ行為**

11. 1）　国際特別資格ドライバーライセンス所持者は、各競技者に対し個々のスタートが与えられる競技にのみ参加しても良い。それらの参加者の競技参加については、競技開催国のＡＳＮの同意を受けなければならない。

11. 2）　しかしながら、第10項１に規定されている発給の条件に従い、国際特別資格ドライバーライセンスの一定の所持者は、国際シングルシーターレースを除き、集団でスタートする国際サーキット競技に参加することができる。

以下の条件が満たされればこの制度は適用される。:

- ライセンス所持者がＦＩＡシードドライバーあるいはグレ

ーデッドドライバーのリストに加えられていたか、過去にスーパーライセンス所持者であったか、または、現在の状態にも関わらず、競技運転においてすでに相当な成果を証明しており、特別資格ライセンスを取得する必要が生じる以前に実行し得たのと同様な行為遂行が今もなお可能である場合。

－ または、そのライセンス所持者は、ＡＳＮにより承認された公認ドライビングスクールを卒業した特別資格ドライバーで、同スクールを卒業したその他ドライバーと同等の運転技術を達成できる者。

特別措置適用についてのすべての要請は、当該ライセンス所持者のライセンス発給元であるＡＳＮにそのドライバーによって申請されなければならない。申請を受けたＡＳＮはそれをＦＩＡへ送付する。申請はＦＩＡメディカル委員会およびセーフティ委員会の承認を受けなくてはならない。両委員会の議決が異なる場合、世界評議会で決定される。

11. 3） 特別資格ドライバーライセンスの所持者が１名以上参加する競技中はいかなる時でも、救急要員にそれらのドライバーのゼッケンが通知されていなければならない。

## 第２章　ドライバーの身体検査に関する規則

現行規則の適用から生じうる問題を解決するために、ＡＳＮはその裁量のもと国内メディカル委員会を保持するか、またはそれがない場合には、スポーツ医学、とりわけモータースポーツに特有な問題について十分な知識のある顧問医師を有していること。

### 第１条　毎年の医学的適性に関する受診

1.1）メディカルコントロールの適用範囲

本章に記載されている身体検査をすべて受診すること：

－それはＦＩＡ国際ドライバーライセンスの発給に必要な医学的条件を満たすために必要かつ十分なことである。

－それは国内ドライバーライセンスの発給にも強く推奨される。

この身体検査はライセンスを発給する国において医療資格を有する医師により、ドライバーライセンス申請前３ヵ月以内に実施されていなければならない。ただしＡＳＮは適切であると判断した場合に限り特別の条件を付すことができる。
身体検査には以下のものが含まれる。
－家族ならびに本人の（内科的、外科的、外傷学的）既往症、付随する病気や伝染病の存在、および薬物の使用に関する質問書
－十分な臨床検査。とくに以下を含むこと。
－心臓血管の適性検査
－視覚検査
－運動機能の評価

1.2）心臓血管の適性検査
－すべての場合において、血圧は測定される。
－２年毎とする。
－45歳以下の場合は、12誘導心電図による検査を行う。
－45歳を超える場合は、負荷心電図による検査を行う。
この医学検査は、動作性の心臓病による突然死の原因となる心臓血管の疾患に関連する臨床的な兆候や前兆を確実に見分けるための一定の医学的訓練、経験、および能力を有する医師によって実施されなければならない。

1.3）視覚検査
国際ライセンスが発給される最初の年には、眼科医または法令でテストを行うための当該国で定める資格を有する者の検査を受け、次の事項が証明されなければならない。
この視覚検査の際にコンタクトレンズを着用する権限は与えられていない。必要な場合、ドライバーは眼鏡を着用しなければならない。
ａ）視力：
ⅰ）矯正前または後の左右の各視力が最低９／10であるか、一方の視力が８／10である場合､もう一方は10／10であること。
ⅱ）一眼だけの視力が極端に弱く改善できない者でも、矯正の有無にかかわらず対眼の視力が10／10以上であり、次の条件が満たされれば、ドライバーライセンスを取得すること

ができる。:

- 下記のｂ、ｃおよびｄに適合すること。
- 眼底が色素網膜症で無いこと。
- 古いかまたは先天的な損傷は確実に一眼に限られる。

ｂ）色神：正常（検査方法：石原式色覚異常検査表または同様の適格審査テスト）異常の疑いがある場合にはFarnsworth test「Panel D15」もしくは同様の方式によるものとする。いかなる場合においても、国際競技に使用される信号旗の色の認知を誤る危険性があってはならない。

ｃ）静止時の視野：最低120°；中央の20°の視野はいかなる部分も損なわれてはならない。視野計による視野計測が実施されていなくてはならない。

ｄ）立体的視覚：機能すること。疑いがある場合、Wirth、Bagolini（線状レンズ）もしくは同様のテストの実施により評価する。

ｅ）視力の矯正：コンタクトレンズの使用は次の場合に認められる。:

- コンタクトレンズを最低12ヵ月使用しており、また毎日相当時間着用していること。
- それらを供給した眼科技士により、モーターレースに対する適合性が証明されていること。

1.3.1）長期視覚喪失または長期視野異常を含む視覚における重大な疾患の場合には、ドライバーのさらなる視科学的な所見を考慮するまでに２年以上必要となる。この場合、視野および立体的視野を含む特別な視科学的テストが実施されなくてはならない。これにはサーキットにおけるリアルタイムでのテストを可能な限り実施することを推奨するものである。

これらの決定は状況に応じて行われるものとする。

1.4）関節の可動性、動きの幅、切断部位と使用できる人工器官の一覧、知覚と運動の障がいの一覧

以下の場合は国際ライセンスの発給に適合する。

- 指の切断。ただし、両手の握り機能が損なわれていない場合。
- 義肢。ただし、結果として機能が正常に等しいか、または正常に近い場合。

－　手足の自由な動きが50％を超えて阻害されていないもの。

1.5）モータースポーツを行うにあたり不適格とされる、もしくは特定の組織による医学的評価を必要とする疾病および身体障がいリスト

1.5.1）完全に除外されるもの

－　治療中であるなしに関わらず、過去10年間に確認された癲癇症状。

－　突然死の危険性がある心臓血管の問題。

－　片目の失明。
現在の国際ライセンスを所持しているドライバーが片眼失明となった場合については、ＦＩＡメディカル委員会によりケースバイケースで審査される。
なお、前述の例外から起因するすべての問題において、もし強い要望があり、会議資料として提出するためには、ＦＩＡメディカル委員会は他の専門委員会の意見を求めることがある。

1.5.2）標準ライセンスには適合しないが、特別資格ライセンスの申請を認めることができる場合（本規定の第１章第10条を参照）。

－　1.4項で定義される基準を満たさない関節のあらゆる制限、切断と義肢。

－　中枢および末梢における知覚運動の重大な異常（片麻痺、半側麻痺、対麻痺等）

1.5.3）ＡＳＮが承認した組織による医学的評価を必要とする疾病および身体障がい（当該組織はメディカル委員会または委員会が存在しない場合はＡＳＮが承認した医師とする。）

－　インシュリンまたはスルホニル尿素により治療中の糖尿病。この場合には、当事者および実際に行われていることを示すその治療について定期的管理を行っていることを証明する内秘書類をＡＳＮにより承認された医学的組織に提出し、適性検査に関するメディカルサーティフィケイト（1.8参照）には<medical supervision necessary>の文言を記すものとする。

－　心臓または動脈異常すべて。

－　行動に問題を引き起こす可能性があり、精神病治療を必要

とするいずれの精神状態。
- その性質あるいは治療により、結果として、事故の場合も含んで、モータースポーツに参加するにあたって害を及ぼす可能性のある健康問題。

1.6）メディカル検査フォーム

各々の国において、ＡＳＮは自国の法律や慣習に従って、以下のものを作成し印刷しなければならない。

（ｉ）メディカルクエスチョネア

（ii）メディカルフォーム

現行規則の要求事項に従い、これらの書類はすべてのライセンス申請者に配布される。

1.6.1）メディカルクエスチョネア

当該ドライバーが署名する。

このクエスチョネアの提案される表記内容は、ＦＩＡから入手できる。

1.6.2）メディカルフォーム

メディカルフォームは以下のものを含んでいなければならない。
- 診察する医師が必要とする情報（提案される表記内容は、ＦＩＡから入手できる)。
- 以下のすべての情報。
- 受診者の身長と体重。
- 血液型とＲＨ因子（法律によって要求される国の場合)。
- アレルギー(薬物治療またはその他の治療を行っているか)。
- 最後に抗破傷風ワクチンを接種した日。
- 数値による筋骨格システムの評価結果。
- 数値による視覚検査結果。
- 血圧値と更なる検査（年齢と場合により、心電図または負荷心電図のいずれかになる）が実施されたという言明。

法律または慣習によって要求されている国においては、このメディカルフォームに追加検査項目を規定してよい。ＡＳＮのスタンプの上部に医学検査を行なった医師により署名がなされる。

申請者はこのフォームの下部に、次の事項について宣誓する署名を行なわなくてはならない。

- 医師に申告した現在の健康状態および既往症（病歴）に間違いのないこと。
- 世界アンチ・ドーピング機構の禁止物質および禁止方法のリストに含まれる、いかなる物質も使用していないこと。

所属するＡＳＮに自身の健康状態に重大な変化がないことを遅滞なく知らせる義務を負う：

- 医療の観点から、３週間以上受けているいかなる薬物投与を含む。
- 外傷学の観点から、事故により一定期間休んだかどうか、また、その事故がモータースポーツの参加に関係したかどうかにかかわらない。

1.6.3）メディカルフォームとメディカルクエスチョネアの用途

これらの書類はＡＳＮによって保管され、ＡＳＮは医学的機密の尊重に関する規則を遵守するものとする。

しかしながら、事故や併発性の病気が発生した場合にモータースポーツに携る医師が利用できる確かなコンピュータファイルを作成する目的で、ＦＩＡによりそれらの書類のコピーが要求されることがある。該当するドライバーの部門は、ＦＩＡメディカル委員会によって適正な方法で決定される。

1.7）検査を実施する医師の任務

医学的適性検査を行う責務を持つ医師は、申請者により提示されるメディカルフォームを用いることが義務づけられ、必要とされるすべての詳細事項について記入しなければならない。申請者は検査後ただちにこの書類を当該ＡＳＮに送付しなければならない。適否の決定は検査を実施した医師によりなされる。

この医師はＡＳＮが承認した組織（国内メディカル委員会もしくは承認を受けた医師）に意見を求めてもよい。

1.8）適性検査に関するメディカルサーティフィケイト

それぞれの国際ライセンスは、次の方法で適性検査に関するメディカルサーティフィケイトを伴ったものでなければならない。

・ライセンスの裏側に記載するか、もしくは
・添付書類として別紙に記載する

Apt for the practice of motor sport, according to the FIA medical standards：
Date：＿＿＿＿＿＿＿＿

| | | |
|---|---|---|
| Corrected eyesight（glasses or lenses） | yes | no |
| Special medical supervision | yes | no |

1.9）規則の配布
ＡＳＮは、自らが管理する書面に加えて、診察する医師に現行規則を配布するか、またはライセンス申請書にそれらの規則が見つけられるコンピュータのウェブサイトを示すことが要求される。

## 第２条　競技におけるメディカルコントロール

当該競技の医師団長による適性検査に関するメディカルサーティフィケイトの確認は、特定の場合に要求される予備的検査に代えることができる。さらに身体検査が必要と認められるドライバーには、競技の期間中もしくはフィニッシュ後いかなるときでも、競技長および医師団長は身体検査を要求することが可能である。当該ＡＳＮは医師団長の報告を受けて、必要とされるいかなる決定をも下すことができる。それが適当であればアルコール検査も実施され得る。

2.1）神経測定テスト
ＦＩＡ世界選手権に参加するドライバーに神経測定テストを行なう場合がある。そうしたテストの方法については、当該選手権のＦＩＡメディカルデリゲートが責任を負う。得られた個人データは、ドライバーが外傷性の脳損傷を負った事故の場合、比較目的のために使用される。

2.2）事故または身体的な問題の後の身体検査

2.2.1）すべての国際競技について：
事故後、ドライバーに外傷がなく、および／または自力でコックピットから脱出した場合においても、あるいは身体的な問題が発生した場合、レースディレクター／競技長の了解を得た上で、医師団長による身体検査が必要であると考えられる。
－　サーキット競技については、通常サーキット内のメディカルセンターにて当該身体検査が実施される；この場合、レースコントロールがドライバーの検査への出頭を保証する。

- 公道における競技については、ヒルクライムの場合は現場にて、ラリーの場合はリグルーピングパークにて身体検査を実施する。
- ＦＩＡメディカルデリゲートが派遣されているＦＩＡ選手権競技においては、医師団長／レースディレクターの了解を得た上で当該デリゲートが身体検査を実施する場合がある。サーキット競技においては、例外的にＦＩＡメディカルデリゲートがメディカルセンター以外の場所で身体検査を実施する場合がある。
- 競技、シリーズ戦または選手権の規定が、競技車両にＦＩＡ仕様の医療警告灯を装備することを要求している場合、その警告灯が設定された基準点を超えたことを知らせる原因となる事件に巻き込まれたドライバーは、ＦＩＡメディカルデリゲート、選手権あるいはシリーズで任命された医師の要求により、当該競技の医療活動により遅滞なく検査されなければならない。当該競技の医師団長は、ＦＩＡメディカルデリゲートもしくは選手権あるいはシリーズで任命された医師が派遣されている競技については、両名の共同決定により、この検査に最も適した場所を決定する。

すべての場合において、当該ドライバーが所属するチームは書面による通知を受ける。

当該競技の医師団長の決定により、またＦＩＡメディカルデリゲートが派遣されている競技については両名の共同決定により、当該ドライバーは以下のいずれかの指示を受ける場合がある：

- 当該競技の続行を禁ずる。
- 当該ドライバーが次に出場を予定している国際競技もしくは選手権の次ラウンドの医師団長による身体検査を受けること。この場合、事故が発生した競技の医師団長は、次に出場予定の競技の医師団長に直ちに最も有効な手段によりその旨を通告しなければならない。
- 更なる身体検査を受けることなく次に出場予定の競技への参加を許可する。

これらの処置は、競技の期間を通して適用され、これに従わ

ないドライバーは当該競技の審査委員会に召喚される。

身体の一部に穴をあけ身に着ける貴金属もしくは金属製のネックレスは、競技中の着用が禁止される。

従って、その検査はスタート前に行われるものとする。

2.2.2）テスト走行およびリコニザンス（下見走行）

サーキットでのプライベートテスト走行または公道上の規定外リコニザンス（下見走行）に参加している時に走路からコースアウトした車両のドライバー、および／またはこの場合になんらかの身体的な問題が発生したドライバーは身体検査を受け、ただちにそのことを自身が所属するＡＳＮに知らせなくてはならない。

Ｆ１、ＷＥＣまたはＷＴＣＣのためのプライベートテスト走行、またはＷＲＣ競技のための規定外リコニザンス（下見走行）の場合には当該ドライバーが参加を予定している次の国際競技のスタート前に実際の国際競技自体の場合（2.2.1参照）と同条件で同様の決定がなされるようにこのコントロールは実施されなければならない。

事例が発生した場合は、車両がコースアウトしたプライベートテストの救助責任者である医師は、できるだけ早くＦＩＡメディカル委員会事務局に知らせなければならない。

2.3）事故または疾病後の手続き

2.3.1）医師団長の責務

事故が発生した当該競技の医師団長は、いかなる場合においても以下の通りの手続きをとらなくてはならない：

- 当該ドライバーが所属するＡＳＮへeメール、もしくはファクシミリにて通告し、できる限りの事実関係や詳細を伝えること。
- 負傷したドライバーの状況を、好ましいまたは好ましくない進展状況に関わらずすべての情報を提供すること。

例外としてＦ１、ＷＥＣ、ＷＴＣＣおよびＷＲＣのＦＩＡ選手権についてはeメール（medical@fia.com）にてＦＩＡ　ＳＰＯＲＴＳにも報告をすること。

2.3.2）ＡＳＮの責務

（医師団長もしくは関係者から）正確な情報を得て、ＡＳＮは、第３条に規定される競技への復帰に関する手続きに必要な申請が確実に行われるよう、当該ドライバーと緊密に連絡をとらなければならない。手続きに則った申請を怠った場合にはその状況に応じた罰則が課されることとなる。

2.3.3）ドライバーの責務：

競技中またはその他の状況における事故により、治癒・回復に10日以上を要する状態となった場合、または前項1.5に記述された疾病および身体的な障がいを負った場合、ドライバーは10日以内に各自の所属するＡＳＮに以下を報告することが要求される：

- 診断内容、治療、予後、負傷または疾病の程度を記した内秘書類を国内メディカル委員会または承認された医師に送付する。
- もしくは、国内メディカル委員会または承認された医師と、ドライバーが治療を受けた病院（あるいは診療所）との間で内秘書類を取りかわすことに承認を与える。

例外としてＦ１、ＷＥＣ、ＷＴＣＣおよびＷＲＣのＦＩＡ選手権については、治療・回復が些細なもの、もしくはその期間が10日以内のものであっても「第３条　競技への復帰」に規定されている手続きを有効にするために参加を希望する次回の競技前に、その性質あるいは治療により、結果として事故の場合も含んで（1.5参照）、モータースポーツに参加するにあたって害を及ぼす可能性のある健康問題について、ドライバーはＦＩＡメディカルデリゲートに報告しなくてはならない。

## 第３条　競技への復帰

事故発生日もしくは前項1.5）に記述された疾病または身体障がいが発覚した日からドライバーはＡＳＮによる許可を受けるまでＦＩＡ国際カレンダーに掲載された競技会に運転者として参加することはできない。

事故によりドライバーが治療・回復に10日以上を要する状態となった

場合、当該患者の快癒あるいは回復を証明する書類もしくは治療した病院の退院証明書を受け取った後、メディカル委員会またはＡＳＮ承認の医師は、競技への復帰にあたりメディカル委員会またはＡＳＮ承認の医師による問診の受診もしくは新規の完全な年次身体検査の実施を要求しうる。

本規則1.5に述べられている疾病または身体障がいについては、すべて国内メディカル委員会あるいはそれがない場合にはＡＳＮが承認した医師に対し申告し意見を求めなければならない。

Ｆ１、ＷＥＣ、ＷＴＣＣおよびＷＲＣのＦＩＡ選手権についての例外規定

a）治療･回復期間が10日未満の場合、当該ドライバーが参加することとなっている次回競技でメディカルコントロールが実施される。これはＦＩＡメディカルデリゲートおよび医師団長の権限のもと行われることとなる。

b） 治療・回復期間が10日以上の場合、このメディカルコントロールについては、出場を希望する次回競技までの間に当該ドライバーが登録をしているＡＳＮから、ドライバーが回復の確認・証明を入手した後に同様の方法で行われる。

**第４条　アンチ・ドーピングに関する組織体制**

ＦＩＡアンチ・ドーピング規則は、モータースポーツにおけるドライバーの健康、公正、公平および安全性を推進し、ドーピングのないスポーツへ参加する彼らの基本的な権利の保護を目的とする。

**本規則は国際モータースポーツ競技規則付則Ａ項に掲載される。**
**（注．本訳文では掲載していません。）**

**第５条　控訴に対する委員会**

各国において、ＡＳＮによって指名されたメディカル委員会は、本規則の１.３）、１.４）に定められた条件を論争の根拠として、医師とドライバーの間に生じたいかなる論争を解決するために召集されることとする。

ドライバーは、医師、メディカル委員会の委員またはＡＳＮに承認さ

れた医師の立ち合いのもとに試走の実施を要求されることがある。
当該国内委員会により達せられた結論は、ＦＩＡの管轄下にあるその他のすべての国によって承認される。

## 第６条　モータースポーツ競技における生理学的調査の規定

6.1）概論
生理学的調査は医学の本質であると考えられ、全体または一部で、実施される。
a）競技開催場所から離れ、参加者の任意および個人の合意が適用される法律と規則の規定に厳格な一致が得られるなら、実施者は下記の規定6.2）、6.3）および6.4）に従わなくてもよい。
b）または、実施の競技および／またはプラクティスセッション走行中に、上記の合意の直接的な規定に加えて、この場合は、いかなる時もどんな理由であろうとも、競技の通常の運営および調査に関係のない競技参加者およびドライバーを妨げるものであってはならない。よって、実施者は下記の規定6.2）、6.3）および6.4）に従わなければならない。
6.2）調査実施計画
調査実施計画および研究テーマの選択は、
a）独立した研究医師、またはその問題に関して有能な医学チームを持つ法人によるもの
b）ＡＳＮメディカル委員会を通じ、ＡＳＮによるもの
c）ＦＩＡメディカル委員会によるもの
注：b）またはc）において、関係する委員会は、研究医師（含複数）を任命する。
6.3）事前合意事項
競技中に行われる予定の実験は、権限のあるメディカル委員会の事前の合意なしでは実施することができない。すなわち：
6.3.1）国内格式競技またはＦＩＡ世界選手権以外の国際格式競技、および１つのＡＳＮの地理的カバーエリア内で行われる競技において、関係する国内メディカル委員会の合意で必要かつ十分である。
6.3.2）ＦＩＡ世界選手権に参加しているドライバーおよびコ・ドライ

バーが関係するすべての実験、および１つの競技であるがいくつかのＡＳＮの管轄で走行することが予定されているＦＩＡ世界選手権以外の国際的な実験について、ＦＩＡメディカル委員会の合意が義務づけられる。従って、国内メディカル委員会によって委任されているか否かに関わらず、これらの要因の範囲内でかかる、いかなる要請もＦＩＡメディカル委員会に提出しなければならない。

6.4）競技および／または関連するプラクティスセッション中の生理的実験の「フィールドでの」通常走行に要求される追加条件。

すべての場合において、以下の者の合意が必要とされる。

- 実験が実施される管轄のＡＳＮ
- オーガナイザー
- レースディレクター
- 医師団長
- ＦＩＡ世界選手権の場合、イベントディレクター

このため、要請書には以下を明記しなければならない。

- 実験に必要な医療機器のタイプ、量および配置
- 実験の場所、必要な時間を明示すること
  - ・サーキット競技の場合、それがプラクティスセッション中または決勝レース自体の中で実施されるか否かに関わらず。
  - ・ラリー競技の場合、それが計時ステージ中またはロードセクション中で実施されるか否かに関わらず。
- 医師人員を含む、医学調査チームを構成する人数

ＦＩＡメディカルデリゲートがいる競技では、この要請書は情報としてデリゲートに送られなければならない。

6.5）調査で得られた科学的データの利用

科学的成果は、研究医師のみが所有するものとなる。または、場合によって、その問題に関して有能な医学チームを持つ法人のみが所有するものとなる。

a）実施者の選択により、データを配布することは完全に彼らの自由である。

b）しかしながら、実施者は結果を管轄のＡＳＮおよびＦＩＡに知らせることを引き受けること。

# 第３章　ドライバーの装備品

## 第１条　ヘルメット

### １．１）基準

ＦＩＡ国際カレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライムもしくはラリーのスペシャルステージで競技するすべてのドライバーは、ＦＩＡテクニカルリスト№25に記載されたいずれかの基準に合致したクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

次のドライバーは、ＦＩＡ基準8860－高度ヘルメット試験規格（テクニカルリスト№33）に合致したヘルメットを着用しなければならない。

―Ｆ１世界選手権

―ＦＩＡ世界ラリー選手権。ただし、プライオリティ１もしくは２のリストに記載されている場合。

―ＷＴＣＣ

―ＦＩＡ世界ラリークロス選手権。ただし、パーマネントドライバーとして記載されている場合。

―ＦＩＡ ＧＴ３欧州選手権

―ＧＰ２、ＬＭＰ１、ＬＭＰ２、ＧＰ３およびＦ３のインターナショナルシリーズ

ＦＩＡＦ１世界選手権に参加するすべてのドライバーはＦＩＡ8860ヘルメット用の2011Ｆ１バイザー補強パネルを使用しなければならない。

ＦＩＡ世界ラリー選手権、世界ラリークロス選手権、およびＦＩＡ　Ｆ１、Ｆ３あるいは Ｆ3000技術規則を引用した衝突構造要件を技術規定に含むインターナショナルシリーズのすべてのドライバーについては、ＦＩＡ基準8860に合致したヘルメットを着用することを強く推奨する。

**参考**　国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のテクニカルリスト№25に記載されている基準は次の通り（2014年12月９日現在）。

・FIA 8860-2004
・FIA 8860-2010
・Snell SAH2010
・Snell SA2010
・Snell SA2005（2019年１月１日以降無効）
・Snell SA2000（2015年１月１日以降無効）
・SFI 31.1（2019年１月１日以降無効）
・SFI 31.1A（　　〃　　）
・SFI 31.2A（　　〃　　）

以下はオートクロスのディビジョンスーパーバギー、バギー1600およびジュニアバギーにのみ有効

・Snell M2010
・Snell M2005（2019年１月１日以降無効）
・Snell M2000（2015年１月１日以降無効）

**１．２）使用の条件**

オープンコクピット車両に搭乗するドライバーは、チン（顎）バーがヘルメット構造の一体部品となっており、ＦＩＡ承認基準にのっとり試験を受けたものであるフルフェイスヘルメットを着用しなければならない。これはヒストリックのオープンコクピット車両、およびオートクロスのスーパーバギー、バギー1600およびジュニアバギーにも推奨される。

クローズドコクピット車両に搭乗するフルフェイスヘルメットを着用するドライバーおよびコ・ドライバーは、負傷したドライバーの気道に適切にアクセスできることを保証するために、次のテストに合格できなければならない(1)。

－ドライバーは、ヘルメットおよびＦＩＡ承認の頭部の動きを抑制する装置を正しく着用し、安全ベルトを締めた状態で車両のシートに着座する。

－救助員２名の助けを借りて、競技会医師団長（もしくは、もし居

ればＦＩＡメディカルデレゲート）が、ドライバーの頭部を中立位置に保ったままヘルメットを脱がせることが可能でなければならない。

もしこれが不可能な場合、ドライバーはオープンフェイスヘルメットを着用することが求められる。

⑴ヒストリック車両については、これに適合することが推奨される。

**１．３）改造**

製造者およびＦＩＡのリストに記載され当該モデルに認証を与えた基準機構が認めた方法に従う場合を除き、製造された仕様からのいかなる改造も認められない。その他いかなる改造が施されたヘルメットも、本項１の要求を満たしていると認められない。

**１．４）最大重量およびコミュニケーションシステム**

－　ヘルメットの重量は競技会期間中いかなる時も検査を受ける可能性があり、その重量は、すべての付属品および取り付け具を含み、フルフェイス・タイプのヘルメットは1800g、またオープンフェイス・タイプのヘルメットは1600gを超えてはならない。

－　ヘルメットに取りつけられる無線スピーカーは、ラリークロスおよびオートクロス競技会を除き、すべてのサーキット競技およびヒルクライム競技で禁止される（イヤープラグ・タイプの変換器は許される）。医療的見地からのみ、そのドライバーが所属するＡＳＮのメディカル委員会を通じて、特別措置の申請が行なわれてよい。マイクロフォンの取り付けは、上記１.３）に従う場合のみ行われてよい。

**１．５）装飾**

塗料はヘルメットの帽体の素材と反応を起こし、その保護能力に影響を及ぼすため、製造者が設けたヘルメットの装飾や塗装に関する制限事項や指導要項に従い、エア・ドライ・アクリル、ポリウレタン・エナメル等、製造者に指定された塗料のみを用いなければならず、製造者の承認を得ている塗装業者が塗装するのが望ましい。これは一般的に塗装に適さない射出成形で製作された帽体にとっては非常に重要

な事項である。

塗料が内側に染み込んだ場合、ヘルメットライナーの性能に影響を及ぼすため、帽体に有効なマスキングを施すこと。

熱による乾燥を必要とする塗料は使用されるべきではなく、いかなる過程においても当該ヘルメットが承認された基準による最大温度の条件を超えるべきではない。

製造者の取扱説明書は、ステッカーや転写の使用についても考慮すべきである。

## 第２条　耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、ＦＩＡ基準8856-2000に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ（コ・ドライバーについては任意）（ＦＩＡテクニカルリスト№27）を着用しなければならない。

きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者は、これらの着衣がきつ過ぎないことを確実にすること。

オーバーオールに直接なされる刺繍は、より効果的な遮熱のため、最も外側の生地にのみ許される。バッジの基部となる生地およびバッジをオーバーオールに縫付ける糸は耐火性でなければならない（詳細な要件および使用に当たっての指示事項については、ＦＩＡ基準8856-2000の付則Ｉを参照のこと）。

単座席のレーシングカーでスタンディングスタートを伴う競技に参加するドライバーは、トラブルが発生した場合にレーススターターの注意を引けるよう、車両の主色と対比して、とても見やすい色のグローブを着用しなければならない。

ドライバーが着用するあらゆる冷却システムを循環する物質も、大気圧と等しい圧力の水または空気以外の物質であってはならない。水システムは、それが機能するために衣類に浸透するようなものであってはならない。

酷暑の中で開催される競技においては、冷却システムを使用すること

が推奨される（例えば、冷却を目的にデザインされ、ＦＩＡ基準8856-2000に従って公認されたアンダーウェアに接続する等）。

例外的にＦＩＡに公認されていないドライバー用冷却ベストを着用してもよいが、着用が義務づけられる公認アンダーウェアの上に着用すること。冷却ベストは、ISO15025の認証を受け、そのラベルが付いた下地により構成されていなければならず、いかなるチューブもISO17493の認証を受け、そのラベルが付いていなければならない。また、そのチューブはドライバーの皮膚に触れてはならず、車載機器へのいかなる接続も、ＦＩＡ基準8856-2000の5.8.6項に合致していなければならない。

**参考**　ＦＩＡ基準8856-2000
5.8.6項
緊急時にドライバーが車両から脱出しようとする際には、クール・アンダーウェアと冷却システムとの接続が自動的に外れるようなものであること。

## 第３条　前方への頭部の動きの抑制（ＦＨＲ）

**３．１）**当該装置がＦＩＡ基準8858に従って公認されない限り、国際競技において、頭部や頸部の保護を意図してヘルメットに装置するいかなる装置の着用も禁止される。公認されたＦＨＲシステムはＦＩＡテクニカルリストNo.29に掲載される。ＨＡＮＳ襟部の最小角度は水平から60°とする。

すべての国際格式競技会において、ドライバーおよびコ・ドライバーはＦＩＡ承認のＦＨＲシステムを着用しなければならない。ただし、以外の例外あるいは規則が適用される。

ＦＩＡ承認のＦＨＲシステムの着用は、

ａ）ピリオドＧ以降のフォーミュラ１車両においては、ＦＩＡ安全委員会発行の書面による特別措置を取得している場合を除き、義務づけられる。

ｂ）その他のヒストリック車両については推奨される。

ｃ）オフロードのＦＩＡヨーロッパ選手権競技においては、オートクロススーパーバギー、バギー1600およびジュニアバギーを除き

義務づけられる。ただし、これらについても適合するヘルメットとともに使用することが強く推奨される。

ｄ）代替エネルギー車両の次のカテゴリーについては義務づけられない：Ⅰ、Ⅲ、ⅢＡ、Ⅳ、Ⅴ電気カート、Ⅶ、Ⅷ

ｅ）2006年1月1日以前に発行されたテクニカルパスポートを有するカテゴリーⅡ、Ⅴ４輪、Ⅵの代替エネルギー車両については推奨される。

技術的な理由により、ＦＩＡ承認のＦＨＲの着用が不可能なその他の車両については、ＦＩＡ安全委員会に対し特例を申請することが可能である。

### 3．2）使用の条件

ＦＨＲシステムは、以下の表に従い、ＦＩＡ承認品とのみ着用されなければならない。

| ヘルメット(2) | テザーシステム<br>（テザー、テザー留め具、<br>およびヘルメット固定点） |
|---|---|
| FIA 8860（テクニカルリストNo.33）<br>FIA 8858（テクニカルリストNo.41） | FIA 8858（テクニカルリストNo.29） |

(2)上記1．1項に従い、各選手権においてヘルメットの着用が義務づけられる。

使用する装置がＨＡＮＳ®である場合の詳細については、ＦＩＡモータースポーツ安全研究所が発行した「国際モータースポーツにおけるＨＡＮＳ®使用に関するガイド」を参照のこと（www.fia.comの“FIA Sport”－“Regulations”－“Driver's Equipment”にて閲覧可能である）。

### 3．3）ＦＩＡ基準8858-2002、8858-2010、8860-2004、および8860-2010適合品との互換性および許される使用

ＦＩＡ基準8860-2004（高度ヘルメット）およびＦＩＡ基準8858-2002（ＦＨＲシステムおよび適合ヘルメット）は2010年に改訂された。以下の表に示される通りに使用される場合は、改訂前と改訂後の両方とも有効である。

| | ＦＨＲ<br>8858-2010 | テザー<br>（テザー留め具含む）<br>8858-2010 | ヘルメット<br>固定点<br>8858-2010 | ヘルメット<br>8858-2010および<br>8860-2010 |
|---|---|---|---|---|
| ＨＡＮＳ<br>8858-2002 | | ○ | ○ | ○ |
| テザー<br>（テザー留め具含む）<br>8858-2002 | × | | 機械的に互換性があれば | ○ |
| ヘルメット<br>固定点<br>8858-2002 | ○ | 機械的に互換性があれば | | × |
| ヘルメット<br>8858-2002および<br>8860-2004 | ○ | ○ | × | |

## 第４条　安全ベルト

ドライバーは、当該車両が関係する付則Ｊ項の仕様に合致した安全ベルトによって、競技中、サーキット、ピットレーン、スペシャルステージ、または競技コースで車両が動く状態にある時は、常に適切にシートに拘束されていなければならない。

# 第４章　サーキットにおけるドライブ行為の規律

## 第１条　信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。

すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。

## 第２条　追い越し、車両のコントロールと走路の範囲

ａ）走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を１台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。

追い迫られている車両のドライバーが、そのバックミラーを十分に使用していないと思われる場合には、旗信号委員は、より速いドライバーがその者を追い越そうとしていることを知らせるために、青旗を振動表示する。青旗を無視したと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。

ｂ）追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れてはならない。順位を守るために２回以上進行方向を変更することは認められない。

順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両１台分の幅をあけること。

ただし、順位を守るための２回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。

ｃ）ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とはみなされない。

理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、下記２．ｄ）

を侵さずにドライバーは再び合流することができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合にのみ実施できる。走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、ドライバーは走路を退去したものと判断される。

d）重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、大会審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。

e）いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。

**第３条　レース中に停止した車両**

a）レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が安全に、また退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。

b）車両がピットレーンの外側で停止した場合には、その車両がそこにあることが他のドライバーの危険とならないよう、あるいは妨げとならないよう、できる限り速やかに移動させなければならない。

　ドライバー自身がその車両を移動させることができない場合、そのドライバーを援助することはコース委員の義務とする。このような援助が、結果としてドライバーのレース復帰につながる場合は、いかなる規則違反もせず、かつ利益を受けることなくそれが行われなければならない。

c）走路で実行される修理は、ドライバー自身により車載されている工具および部品を用いて行うことのみが認められる。

d）いかなる種類の補給も禁止されるが、当該車両が自己のピットに停車している場合は除く。

e）ドライバーと正規に指名された競技役員以外は車両に触れることは認められない。ただし、当該車両がピットレーンにある場合は除く。

f）走路上で車両を押すことは禁止される。

g）レースが中断されている間を除き、それがたとえ一時的にではあっても、サーキット上でドライバーによって放棄された車両は、いかなる車両であっても、当該レースを途中棄権したものと見なす。

**第４条　ピットレーンへの進入**

a）ピットレーンへと導く走路区間は「ピット入口」と呼称される。
b）競技中、ピットレーンへの進入はピット入口を通じてのみ行うことが認められる。
c）走路を離れたり、もしくはピットレーンに進入しようとするドライバーは、その行為が安全であることを確認すること。
d）不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピット入口と走路の間の区分線は、いかなる方向であっても、横断することは禁止される。

**第５条　ピットレーンからの退去**

不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピットを離れる車両とトラック上を走行する車両とを区分する目的でピット出口のトラック上に引かれているいかなるラインも、ピットを離れる車両のいかなる部分が超えてはならない。

2016年規則変更

## 第１章　ＦＩＡ国際ドライバーライセンス

**第５章　スーパーライセンスの取得要件**

ＦＩＡフォーミュラワンのスーパーライセンスはＦＩＡによって発給される。

**５．１）資格**

**５．１．１**　ドライバーは現在有効なＦＩＡ国際グレードＡライセンスを所持していなければならない。

**５．１．２**　スーパーライセンスの初回申請時ドライバーは自動車運転免許証を所持していなければならない。

**５．１．３**　ドライバーは最初に出場するＦ１レースの開幕の時点で少

なくとも18歳に達していなければならない。

**５．１．４**

ａ）スーパーライセンスの初回申請時ドライバーは国際モータースポーツ競技規則およびＦ１競技規則の最重要項目に関する質問セッションを成功裡に終了させなければならない。

ｂ）すべてのＦ１スーパーライセンスの要請には、Ｆ１スーパーライセンス申請書を通じて、当該Ｆ１チームはドライバーとともに国際モータースポーツ競技規則およびＦ１競技規則の最重要項目についてのブリーフィングを開催したことを証明しなければならない。

**５．１．５**　ドライバーは付則１に公表された選手権のいずれかで各々２期のフルシーズンの間少なくとも80％の大会に参加していなければならない。

**５．１．６**　当該Ｆ１チームは、申請に先立つ180日以内に申請者が相当とするフォーミュラワンの車両[(1)]で、最低300kmをレーシングスピードで最大２日間の間に走行していることを、テストを行った国のＡＳＮが証明していることを示さなければならない。

[(1)] Ｆ１競技証明で定められているＴＣＣまたはＴＰＣ。

**５．１．７**　ドライバーは、下記の必要事項のうち、少なくとも１つは満たしていなければならない。

ａ）前年であれば５回、または過去３年以内であれば少なくとも15回、ＦＩＡフォーミューラワン世界選手権レースにおいて、ドライバーとしてスタートした実績がある。

ｂ）申請に先立つ３年の期間で40ポイントを累積していること。（選手権ポイントは付則２に記載）

**５．２）フリープラクティス専用ライセンスの取得要件**

**５．２．１**　ドライバーは現在有効なＦＩＡ国際グレードＡライセンスを所持していなければならない。

**５．２．２**　スーパーライセンスの初回申請時ドライバーは自動車運転免許証を所持していなければならない。

**５．２．３**　ドライバーは最初に出場するＦ１レースの開幕の時点で少なくとも18歳に達していなければならない。

付則 1

5．1．5条による選手権

・Formula Renault 1.6 National and International Series
・Formula 3 National Championships
・Formula Renault 2.0 International Series（EuroCup, ALPS or NEC）
・Formula 4 National Championships cerified by FIA
・IndyLight
・Japanese Super Formula
・GP3 series
・Formula Renault 3.5
・IndyCar
・FIA WEC（LMP1 only）
・FIA F3 European championship
・GP2 series
・Future FIA F2 Championship

SUPPLEMENT 2

Table of points of the Championships counting for Article 5.1.7 b）

| Position au classement général annuel / Classification in the annual overall points standings | 1er / *1st* | 2ème / *2nd* | 3ème / *3rd* | 4ème / *4th* | 5ème / *5th* | 6ème / *6th* | 7ème / *7th* | 8ème / *8th* | 9ème / *9th* | 10ème / *10th* |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Futur Championnat de F2 de la FIA<br>*Future FIA F2 Championship* | 60 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 |
| Série GP2<br>*GP2 series* | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 |
| Championnat d' Europe de F3 de la FIA<br>*FIA F3 European Championship* | 40 | 30 | 20 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| FIA WEC (LMP1 uniquement)<br>*FIA WEC (LMP1 only)* | 40 | 30 | 20 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| Indy Car<br>*Indy Car* | 40 | 30 | 20 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| Série GP3<br>*GP3 series* | 30 | 20 | 15 | 10 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| Formule Renault 3.5<br>*Formula Renault 3.5* | 30 | 20 | 15 | 10 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| Japonese Super Formula<br>*Japonese Super Formula* | 20 | 15 | 10 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| Championnats Nationaux de Formule 4 certifiés par la FIA<br>*Formula 4 National Championships certified by FIA* | 10 | 7 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Championnats Nationaux de F3<br>*National Championships of F3* | 10 | 7 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Formule Renault (EuroCup, ALPS ou NEC)<br>*Formula Renault (EuroCup, ALPS or NEC)* | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

# 2017年からの変更

## 第１条　ヘルメット

１．１）基準

ＦＩＡ国際カレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライムもしくはラリーのスペシャルステージで競技するすべてのドライバーは、ＦＩＡテクニカルリスト№25に記載されたいずれかの基準に合致したクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

次のドライバーは、ＦＩＡ基準8860－高度ヘルメット試験規格（テクニカルリスト№33）に合致したヘルメットを着用しなければならない。

―Ｆ１世界選手権

―ＦＩＡ世界ラリー選手権。ただし、プライオリティ１もしくは２のリストに記載されている場合。

―ＷＴＣＣ

―ＦＩＡ世界ラリークロス選手権~~。ただし、パーマネントドライバーとして記載されている場合。~~ のすべてのドライバー。

―ＦＩＡ ＧＴ３欧州選手権

―ＧＰ２、ＬＭＰ１、ＬＭＰ２、ＧＰ３およびＦ３のインターナショナルシリーズ

ＦＩＡＦ１世界選手権に参加するすべてのドライバーはＦＩＡ8860ヘルメット用の2011Ｆ１バイザー補強パネルを使用しなければならない。

ＦＩＡ世界ラリー選手権、~~世界ラリークロス選手権、~~ およびＦＩＡ　Ｆ１、Ｆ３あるいは Ｆ3000技術規則を引用した衝突構造要件を技術規定に含むインターナショナルシリーズのすべてのドライバーについては、ＦＩＡ基準8860に合致したヘルメットを着用することを強く推奨する。

# ＦＩＡ国際ドライバーライセンス規定の補足事項

## 国際ライセンスの更新条件

**国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項 第１章 第４条 ４．４）**

グレードＡまたはＢライセンスに対する条件を維持するためには、そのドライバーは12ヵ月毎に適切なカテゴリーの国際格式競技に最低１戦出場しているか、またそうでない場合には国際格式競技の練習走行期間の間、ライセンスを発給しているＡＳＮが納得するまで、再審査されなくてはならない。

ＪＡＦは日本の国際レースの開催状況を考慮して、国際モータースポーツ競技規則から解釈できる範囲において、国際ライセンス取得・更新申請の際の競技会出場実績を下記の通り取り扱うこととする。

国際Ａ・Ｂライセンスの更新条件である「当該年度に国際格式競技に出場した場合」に加えて、下記条件にても更新申請を認める。

１）国際Ｂライセンス更新の場合

国際Ｂライセンスの取得方法に関わらず(推薦による取得も含む)、国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項の記述に従い、申請前の24ヵ月以内に取得条件を満たしている者は更新を認める。

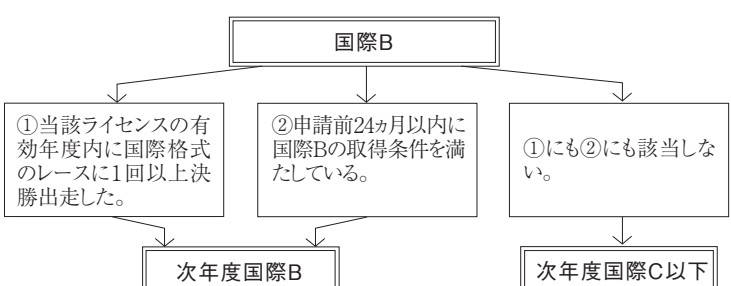

2）国際Ａライセンス更新の場合

国際Ａライセンスの取得方法に関わらず(推薦による取得も含む)、国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項の記述に従い、申請前24ヵ月以内に国際Ｂの取得条件を満たしている者は、国際Ｂライセンスへの降格更新を認める。

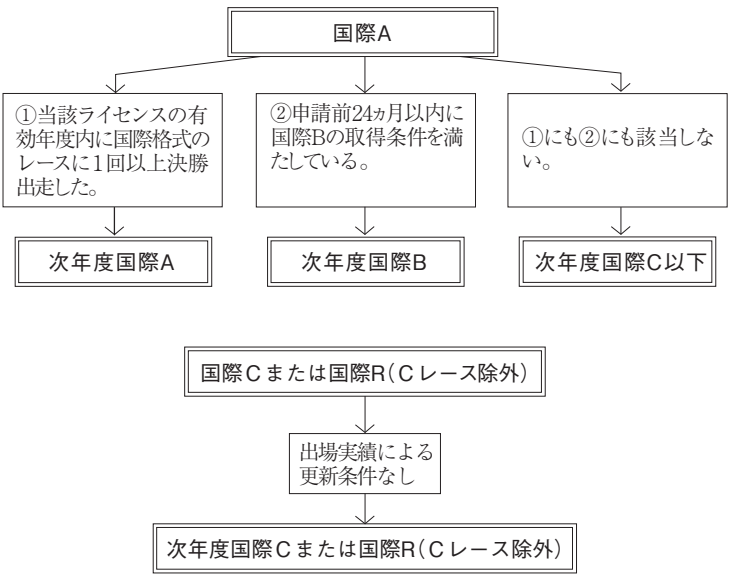


※国際A･Bライセンスの更新条件にある国際格式レースの決勝出走実績は、当該ライセンスを取得した後の実績である。

# 国際A・B・C・R（Cレース除外）ライセンスの取得方法（抜粋）

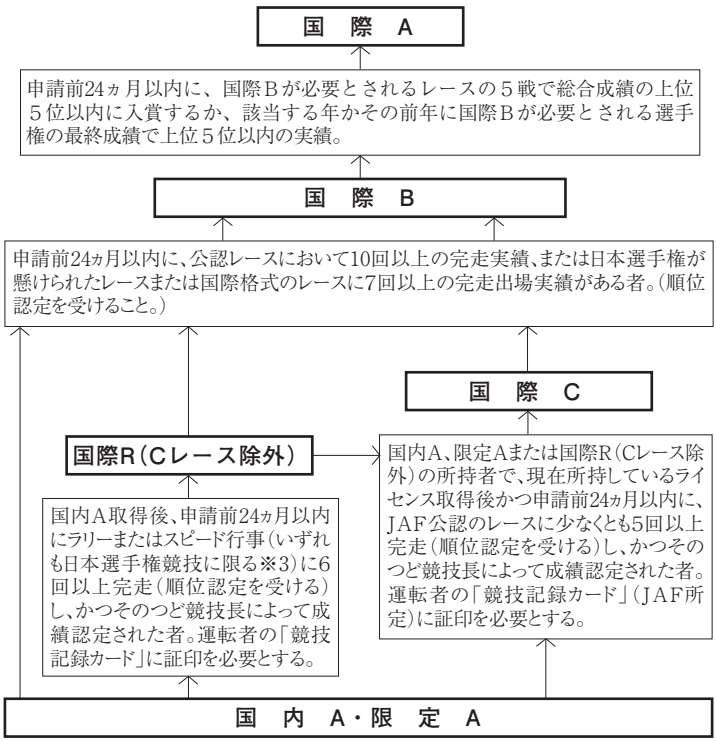


※1. 2008年1月1日からFIAにより「国際Rライセンス」が新設されましたが、JAFは当面の間、「国際Cレース除外ライセンス」を同じ参加資格を有するライセンスとして取り扱います。（国際Cレース除外ライセンスを所持する方が海外で競技会に参加する場合は、「海外競技会出場証明書」においてその旨を付記いたします。）※2014年4月7日以降は「国際Rライセンス」で表示されます。

※2. 上級申請条件にある競技会出場実績とは、現在所持しているライセンスを取得してからの実績を原則としますが、国際Cレース除外を取得した後に「国際C」または「国際B」に上級する場合は、申請前24ヵ月以内であれば国内A取得後の実績も認めることとします。

※3.「日本選手権競技」とは、JAFの全日本選手権競技または地方選手権競技のことをさします。

※4. リタイヤ、ミスコースなどは完走した競技会出場実績として認められません。

## 国際Ａ・Ｂライセンスの更新条件（抜粋）

国際競技運転者許可証（Ａ・Ｂ）は“ＦＩＡ国際ドライバーライセンス規定”に従い発給される。またその更新条件についても明記されており、詳細については同規定を参照のこと。

現在所持しているものの更新条件は下図に要約してあるので、確認の上申請手続きをすること。

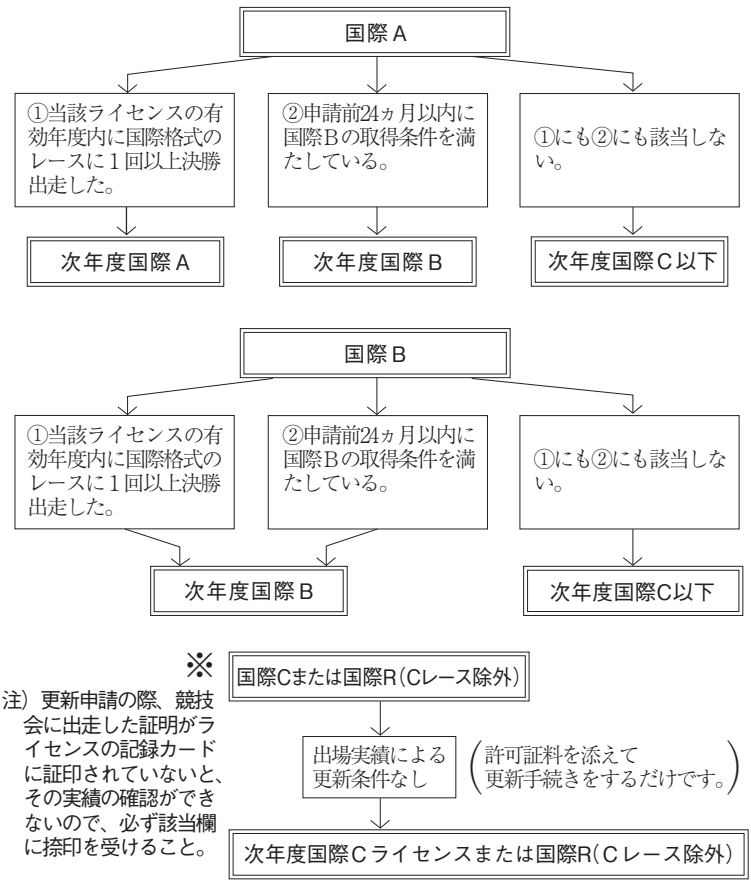


注）更新申請の際、競技会に出走した証明がライセンスの記録カードに証印されていないと、その実績の確認ができないので、必ず該当欄に捺印を受けること。

# ドーピング検査に関する規定

2000年８月１日　制　定
2000年10月１日　施　行
2001年８月１日　改正施行
2002年10月18日　改　正
2002年11月１日　施　行
2004年８月３日　改　正
2005年１月１日　施　行
2009年11月26日　改　正
2010年１月１日　施　行

## 第１章　総　　則

### 第１条　目　　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項および世界ドーピング防止規程（以下「ＷＡＤＡ規程」という。）ならびに日本ドーピング防止規程（以下「ＪＡＤＡ規程」という。）に基づき、競技運転者の健康を保護し、競技会が公平・公正に行われることを保証する目的により本規定ならびに付則ドーピング防止規定を制定する。

### 第２条　ドーピングの定義

ドーピングとは、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項ならびに世界アンチ・ドーピング機構（以下「ＷＡＤＡ」という。）の禁止リストによって禁止された物質・方法を用いる行為をいう。

### 第３条　ドーピング検査の対象

ＪＡＦは、競技会期間中、期間外を問わず、ＪＡＦ発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいはＪＡＦが公認する競技会の競技運転者に対しドーピング検査を実施する権限を有する。

また、ＪＡＦ発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるい

はＪＡＦが公認する競技会の競技運転者は本規定ならびに付則：ドーピング防止規定に従う義務を負うものとする。

**第４条　ドーピング検査対象者の抽出**

ドーピング検査対象者の抽出は、競技会期間中は当該競技会審査委員会が対象者を抽出し、競技会期間外はＪＡＦが抽出する。
検査対象として抽出された者は、検査を受ける義務を負う。

**第５条　ドーピング違反による制裁措置**

ドーピング検査により、採取された検体が陽性と判定された者はＷＡＤＡ規程ならびにＪＡＤＡ規程により、制裁措置が課せられる。
検体の採取を拒否しもしくは検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避することは、ドーピング防止規定違反となり、ＷＡＤＡ規程ならびにＪＡＤＡ規程により制裁措置が課される。また、競技運転者のドーピングを助長する者に対しても同様に制裁措置が課せられる場合がある。

**第６条　不服申し立て**

ＷＡＤＡ規程ならびにＪＡＤＡ規程により課せられた制裁措置に不服がある場合は、ＪＡＤＡ規程第13条に従うことによってのみ、不服申し立てをすることができる。

**第７条　本規定の施行**

本規定は、2010年１月１日から施行する。

**付則：ドーピング防止規定**

本付則は公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）の定める競技団体用のアンチ・ドーピング規定に基づき、ＪＡＦに合致させたものである。
本付則に記載されていない事項については、WADA規程およびJADA規程が適用される。

１．　ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程

1.1　ＪＡＦはＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。
1.2　ＷＡＤＡ規程に基づき、ＪＡＦは以下の役割および責任等を担うものとする。
⑴　ドーピング防止方針および規則がＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程に準拠すること。
⑵　ＪＡＤＡと協力すること。
⑶　ＦＩＡと協力すること。
⑷　ドーピング防止教育を奨励すること。

2.　ドーピング防止規定の適用
2.1　本規定は以下の者に対して適用される。
⑴　ＪＡＦ
⑵　競技運転者
⑶　競技者支援要員
2.2　ドーピング防止規定違反に対し、制裁措置が適用される。

3.　義務
3.1　競技運転者は、以下の義務を負うものとする。
⑴　適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
⑵　検体採取に応ずること。
⑶　ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
⑷　医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、ＷＡＤＡ規程に従って採択されたドーピング防止の方針および規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

3.2　競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
⑴　自らにまたは支援する競技者に適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
⑵　競技者の検査プログラムに協力すること。

⑶ 競技者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

ＪＡＦは、ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程に従い、ドーピング防止機関（ＪＡＤＡを含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

5. 本規定違反

5.1 ドーピング防止規定違反を犯すことは、本規定に違反する。

5.2 ドーピング防止規定違反を犯したか否かを判断するために、ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程の各第１条、第２条、第３条、第４条、第５条、第６条および第17条が適用される。

6. ドーピング防止規定違反の承認

ＪＡＦは、すべてのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規定違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. ＪＡＦが課す制裁措置

7.1 ドーピング防止規定違反を犯したと認定された人は、制裁措置の期間、ＪＡＦで役職に就く資格を失う。

7.2 制裁措置の期間は、ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程の各第10条および第11条に従って決定される。

7.3 ＪＡＦは、違反が１回目か２回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規定違反が問われるすべての事件は、ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程に準拠して判断され、ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規定に基づいて制裁措置が課せられた場合には、ＪＡＦは課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

⑴ ＷＡＤＡ規程第14.1条およびＪＡＤＡ規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者
⑵ ＦＩＡ
⑶ ＪＡＤＡ
⑷ ＪＡＦが通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、ＪＡＤＡ規程第13条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規定違反の審査

ドーピング防止規定違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規定違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所（ＣＡＳ）、日本スポーツ仲裁機構またはドーピング防止機関により明らかになった場合、ＪＡＦはドーピング防止規定違反およびそのドーピング防止規定違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規定第９条により制裁措置が課された旨通知されたすべての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

本規定は、ＷＡＤＡ規程およびＪＡＤＡ規程に従い解釈されるものとする。

13. 規定の施行

本規定は、2010年１月１日から施行する。

以上

# 国内スポーツカレンダー登録規定

| | | |
|---|---|---|
| 1965年12月２日制　　定 | 1997年10月23日改　　定 | 2004年１月１日施　　行 |
| 1984年７月18日第15次改定 | 1997年12月１日施　　行 | 2007年１月５日改正施行 |
| 1987年１月１日改　　定 | 1998年１月１日施　　行 | 2008年１月１日改正施行 |
| 1990年１月１日改　　定 | 2000年５月11日改　　正 | 2014年３月25日改正施行 |
| 1990年10月23日改定施行 | 2000年７月１日施　　行 | |
| 1997年７月24日改　　定 | 2003年12月３日改　　正 | |

## 第１条　総　　則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）に登録のクラブおよび団体が行うすべての競技会は、ＪＡＦ国内スポーツカレンダー（以下カレンダーという）に登録されていなければならない。ただし、国際の格式の競技会は、さらに、国際モータースポーツ競技規則付則Ｇ項に基づき、国際スポーツカレンダーに登録されることを必要とする。ＪＡＦは、国内スポーツカレンダーに登録された競技会の内容を公示する。

なお、本規定はスピード行事のクローズド競技には適用しない。

## 第２条　登録の方法

１．ＪＡＦ公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、ＪＡＦ本部に提出しなければならない。

（登録申請締切日）

１）すべての国際選手権競技……前年の１月15日まで

２）すべての国際競技……前年の６月30日まで

３）ＪＡＦが制定した選手権競技

⑴　全日本および地方レース選手権……前年の９月15日まで

⑵　全日本および地方ラリー選手権……前年の９月15日まで

⑶　全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権…前年の７月15日まで

⑷　地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権……前年の９月15日まで

⑸　地方サーキットトライアル選手権……前年の９月15日まで

4）前項3）以外の国内競技以下の競技
⑴ レース……前年の10月15日まで
⑵ ラリー……前年の10月31日まで
⑶ スピード行事……前年の10月31日まで

2．レースのカレンダー登録は、開催場所の所有者の「同意書」を添付すること。

3．クローズド競技として登録された競技は、格式についての変更はできない。

## 第3条　カレンダーの調整

1．国際競技およびＪＡＦが制定した選手権競技会に限り、お互いの開催間隔は、中10日間以上あいていなければならない。

2．申請された競技会の開催日程が競合した場合、カレンダーの調整はＪＡＦが行い、表1に示された1、2、3、の順序に基づいて優先が考慮される。ただし、順序が同格の場合は、(a)、(b)、(c)による優先順により調整する。

なお、表中の①、②は優先順位を表す。

3．特別な事情が生じた場合はＪＡＦによって調整される。

**表1**

| 順位 / 優先順位決定項目 | 第　1　位 | 第　2　位 | 第　3　位 |
|---|---|---|---|
| (a) タイトル | グランプリ | ＪＡＦの制定による選手権競技 | 過去3年以上同一タイトルまたは同一内容で開催された競技会 |
| (b) 格　式 | 国　際 | 国　内 | 準国内以下 |
| (c) 組織者 | ＪＡＦ | ①公認クラブ<br>②公認団体 | ①加盟クラブ<br>②加盟団体 |

## 第４条　登録の変更および追加

１．登録済みのカレンダーは下記の条件を満たさない限り変更できない。
２．すでに登録されたカレンダー登録申請書の記載事項を変更する場合は「国内スポーツカレンダー登録変更申請書」を提出すること。
３．競技会の日程、格式、車種、開催場所（スポーツカレンダー登録時に未定で、後日確定した場合、同一地方内――別表による――の同一日のオーガナイザーの同意書が必要）の変更および新規追加登録を申請するオーガナイザーは、前後中13日以内に登録されている同一競技種目のオーガナイザーの同意書を下記の条件に従い必要とする。
――この場合の競技種目とは、レース、ラリー、舗装路面におけるスピード行事、未舗装路面におけるスピード行事とする。
１）すべてのレース競技および国内格式以上のラリー、スピード行事競技オーガナイザーは、
⑴　全域の国内格式以上
⑵　同一地方内（別表による）の準国内格式以下の同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
２）準国内格式以下（クローズドを含む）のラリー、スピード行事競技オーガナイザーは、同一地方内（別表による）の（クローズドを除く）同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
４．オーガナイザーの変更および追加
１）オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録追加申請を行うこと。（第４条３項参照）
２）共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、カレンダー登録変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。
５．ＪＡＦが特に認めた場合は変更または追加できる。
　また、国内競技規則３－７により競技会審査委員会が競技会の延期を決定した場合、延期された日程がもとの日程の13日を超えるときは新たに競合するオーガナイザーの２／３以上の同意書をもってＪＡＦの承認を必要とする。
　ただし延期された日程が13日以内の場合は前段の同意書を必要としない。

## 第５条　登録の取り消し

カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、カレンダー取り消し申請書に所定の手数料を添えてＪＡＦ本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他不可抗力により、ＪＡＦが開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。

## 第６条　登録・変更・追加・取り消しの手数料

カレンダーにおける登録・日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しの手数料は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。

ただし、第４条５項に該当する場合は手数料は必要としない。

## 第７条　本規定の施行

本規定は、2014年３月25日より施行する。

## 別表　行政区画上における地域別

1．ラリー・スピード行事：

北海道地方－北海道全域
東北地方－青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
関東地方－新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部地方－富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方－滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方－鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方－徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方－福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2．レース：

十勝インターナショナルスピードウェイ（TIS）：北海道地方
スポーツランドＳＵＧＯ（ＳＧ）：東北地方
エビスサーキット（ＥＢ）：東北地方
ツインリンクもてぎ（ＭＯ）：関東地方
筑波サーキット（Ｔ）：関東地方
袖ケ浦フォレストレースウェイ（ＳＯ）：関東地方
富士スピードウェイ（Ｆ）：中部地方
スパ西浦モーターパーク（ＳＮ）：中部地方
鈴鹿サーキット（Ｓ）：近畿地方
セントラルサーキット（ＣＥ）：近畿地方
岡山国際サーキット（Ｏ）：中国地方
阿讃サーキット（ＡＳ）：四国地方
オートポリス（ＡＰ）：九州地方

# 自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1981年７月22日制 | 定 | 1995年４月１日施 | 行 | 2006年４月１日改正施行 | |
| 1983年５月10日改 | 定 | 1997年２月４日改 | 定 | 2008年２月８日改正施行 | |
| 1986年10月23日改 | 定 | 1997年４月１日施 | 行 | 2010年３月１日改正施行 | |
| 1987年１月１日改 | 定 | 1997年10月３日改 | 定 | 2010年10月８日改正施行 | |
| 1990年10月23日改 | 定 | 1998年１月１日施 | 行 | 2012年２月２日改 | 正 |
| 1991年10月23日改 | 定 | 1999年７月28日改 | 正 | 2012年４月１日施 | 行 |
| 1992年１月１日改 | 定 | 2000年３月28日改 | 正 | 2014年１月30日改 | 正 |
| 1993年９月１日改 | 定 | 2000年４月１日施 | 行 | 2014年４月１日施 | 行 |
| 1994年10月13日改 | 定 | 2000年８月１日施 | 行 | | |

**「自動車競技に関する申請・登録等手数料」の表示について**

従来、「本体申請・登録等手数料」、「消費税」および「合計金額」を表示していましたが、今後は、「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税８％）を付記しました。あわせて、百円未満の金額を四捨五入、消費税込の金額を百円刻みとしています。

## 第１条　クラブおよび団体の登録申請料

ＪＡＦに登録申請を行うクラブおよび団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入された申請料については、加盟（昇格を含む）申請が認められない場合であっても加盟（昇格を含む）申請料は返還されない。また、登録を取り消された場合、年度登録申請料は返還されない。（国内競技規則４－２参照）

| クラブ・団　体 | 種　別 | 申請料(円) | ( 本体価格 ＋ 消費税(8%)) |
|---|---|---|---|
| 準加盟クラブ | 加　盟 | 8,300 | ( 7,686＋ 614) |
| | 年度登録 | 18,800 | ( 17,408＋ 1,392) |
| 加盟クラブ | 加　盟 | 8,300 | ( 7,686＋ 614) |
| | 年度登録 | 18,800 | ( 17,408＋ 1,392) |
| 公認クラブ | 昇　格 | 94,300 | ( 87,315＋ 6,985) |
| | 年度登録 | 136,300 | ( 126,204＋ 10,096) |
| 準加盟団体 | 加　盟 | 104,800 | ( 97,038＋ 7,762) |
| | 年度登録 | 157,300 | ( 145,649＋ 11,651) |
| 加盟団体 | 加　盟 | 104,800 | ( 97,038＋ 7,762) |
| | 年度登録 | 188,600 | ( 174,630＋ 13,970) |
| 公認団体 | 加　盟 | 209,600 | ( 194,075＋ 15,525) |
| | 年度登録 | 366,900 | ( 339,723＋ 27,177) |
| 特別団体 | 加　盟 | 209,600 | ( 194,075＋ 15,525) |
| | 年度登録 | 733,900 | ( 679,538＋ 54,362) |

注１）準加盟クラブより加盟クラブ、加盟クラブより公認クラブ、準加盟団体より加盟団体および加盟団体より公認団体に昇格申請する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

注２）公認クラブより加盟クラブ、加盟クラブより準加盟クラブ、公認団体より加盟団体および加盟団体より準加盟団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

## 第２条　公認競技の組織許可料

ＪＡＦ公認の競技会の組織許可料は下表の通りとする（国内競技規則４－６条および自動車競技の組織に関する規定参照)。

| 競技の格式 | 種　別 | 組織許可料(円) | ( 本体価格 ＋ 消費税(8%)) |
|---|---|---|---|
| クローズド | レース | 15,600 | ( 14,445＋ 1,155) |
| | その他 | 15,600 | ( 14,445＋ 1,155) |
| 地　方 | レース | 26,100 | ( 24,167＋ 1,933) |
| | その他 | 26,100 | ( 24,167＋ 1,933) |
| 準国内 | レース | 62,800 | ( 58,149＋ 4,651) |
| | その他 | 57,600 | ( 53,334＋ 4,266) |
| 国　内 | レース | 104,800 | ( 97,038＋ 7,762) |
| | その他 | 68,100 | ( 63,056＋ 5,044) |
| 国　際<br>（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 828,000 | ( 766,667＋ 61,333) |
| | その他 | 230,600 | ( 213,519＋ 17,081) |
| 国際（ＦＩＡ主要選手権）<br>（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 4,194,100 | ( 3,883,426＋ 310,674) |
| | その他 | 3,774,800 | ( 3,495,186＋ 279,614) |

※その他＝ラリー、スピード行事

## 第３条　スピード行事のクローズド競技開催届出料

スピード行事のクローズド競技については、第２条、第４条に定める組織許可料、スポーツカレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

| 内　　容 | 開催届出料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| スピード行事のクローズド競技開催届出料 | 5,100 | （4,723＋377） |

## 第４条　スポーツカレンダーの登録・変更・追加・取り消しおよび名称変更手数料

カレンダーにおける登録および日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しおよび名称変更の手数料は下表の通りとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。ただし、国内スポーツカレンダー登録規定第４条第５項に該当する場合は手数料は必要としない。

1. スポーツカレンダーの登録手数料

| 競技の格式 | 種別 | 手数料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| クローズド | ――― | 2,100 | （1,945＋155） |
| 地方 | レース | 3,100 | （2,871＋229） |
| | その他 | 2,600 | （2,408＋192） |
| 準国内 | レース | 6,800 | （6,297＋503） |
| | その他 | 3,100 | （2,871＋229） |
| 国内 | レース | 18,800 | （17,408＋1,392） |
| | その他 | 6,800 | （6,297＋503） |
| 国際（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 85,400 | （79,075＋6,325） |
| | その他 | 52,400 | （48,519＋3,881） |

※その他＝ラリー、スピード行事

2. スポーツカレンダーの変更手数料

| 競技の格式 | 種別 | 手数料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| クローズド | ――― | 3,100 | （2,871＋229） |
| 地方 | レース | 5,100 | （4,723＋377） |
| | その他 | 4,100 | （3,797＋303） |
| 準国内 | レース | 7,300 | （6,760＋540） |
| | その他 | 5,100 | （4,723＋377） |
| 国内 | レース | 21,400 | （19,815＋1,585） |
| | その他 | 12,500 | （11,575＋925） |
| 国際（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 209,600 | （194,075＋15,525） |
| | その他 | 94,300 | （87,315＋6,985） |

※その他＝ラリー、スピード行事

3. スポーツカレンダーの追加手数料

| 競技の格式 | 種別 | 手数料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| クローズド | ――― | 4,100 | （3,797＋303） |
| 地方 | レース | 7,300 | （6,760＋540） |
| | その他 | 5,100 | （4,723＋377） |
| 準国内 | レース | 8,300 | （7,686＋614） |
| | その他 | 7,300 | （6,760＋540） |
| 国内 | レース | 26,600 | （24,630＋1,970） |
| | その他 | 18,800 | （17,408＋1,392） |
| 国際（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 262,100 | （242,686＋19,414） |
| | その他 | 136,300 | （126,204＋10,096） |

※その他＝ラリー、スピード行事

4. スポーツカレンダーの取り消し手数料

| 競技の格式 | 種別 | 手数料(円) | ( 本体価格 + 消費税(8%)) |
|---|---|---|---|
| クローズド | ――― | 5,100 | ( 4,723 + 377) |
| 地方 | レース | 9,400 | ( 8,704 + 696) |
| | その他 | 7,300 | ( 6,760 + 540) |
| 準国内 | レース | 12,000 | ( 11,112 + 888) |
| | その他 | 9,400 | ( 8,704 + 696) |
| 国内 | レース | 32,500 | ( 30,093 + 2,407) |
| | その他 | 23,600 | ( 21,852 + 1,748) |
| 国際（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 314,500 | ( 291,204 + 23,296) |
| | その他 | 157,300 | ( 145,649 + 11,651) |

※その他＝ラリー、スピード行事

5. スポーツカレンダーの名称変更手数料

| 競技の格式 | 種別 | 手数料(円) | ( 本体価格 + 消費税(8%)) |
|---|---|---|---|
| クローズド | ――― | 500 | ( 463 + 37) |
| 地方 | レース | 3,100 | ( 2,871 + 229) |
| | その他 | 3,100 | ( 2,871 + 229) |
| 準国内 | レース | 3,100 | ( 2,871 + 229) |
| | その他 | 3,100 | ( 2,871 + 229) |
| 国内 | レース | 10,400 | ( 9,630 + 770) |
| | その他 | 10,400 | ( 9,630 + 770) |
| 国際（ＦＩＡ料金は別途納入） | レース | 10,400 | ( 9,630 + 770) |
| | その他 | 10,400 | ( 9,630 + 770) |

※その他＝ラリー、スピード行事

## 第５条　選手権カレンダー登録手数料

選手権のカレンダー登録申請を行う場合、第４条に定める登録手数料のほかに選手権競技カレンダー登録手数料を必要とする。１選手権部門ごとの登録手数料は下表の通りとする。

| 種別 | | 登録手数料(円) | ( 本体価格 + 消費税(8%)) |
|---|---|---|---|
| 全日本選手権レース | | 293,600 | ( 271,852 + 21,748) |
| ＪＡＦカップ／トロフィーレース | | 1,048,500 | ( 970,834 + 77,666) |
| 地方レース選手権 | | 18,800 | ( 17,408 + 1,392) |
| 全日本ラリー選手権 | | 157,300 | ( 145,649 + 11,651) |
| 地方ラリー選手権 | | 18,800 | ( 17,408 + 1,392) |
| 全日本スピード行事選手権 | | 157,300 | ( 145,649 + 11,651) |
| JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル | | 157,300 | ( 145,649 + 11,651) |
| 地方スピード行事選手権 | | 18,800 | ( 17,408 + 1,392) |
| ＦＩＡ選手権（ＦＩＡ料金は別途納入） | F1 | 1,887,300 | ( 1,747,500 + 139,800) |
| | F1以外 | 1,258,300 | ( 1,165,093 + 93,207) |

## 第６条　グランプリタイトル登録料

ＪＡＦ公認のグランプリレースのタイトル登録料は下表の通りとする。

| 種別 | 登録料(円) | ( 本体価格 + 消費税(8%)) |
|---|---|---|
| F1グランプリタイトル登録料 | 8,388,300 | ( 7,766,945 + 621,355) |
| JAFグランプリレース | 3,669,800 | ( 3,397,963 + 271,837) |

## 第７条　サーキットまたはコース公認申請料

ＪＡＦ公認の競技を行うサーキットまたはコースは、ＪＡＦの公認を受けなければならない。

その公認料は下表の通りとする。（新規申請時のみ）

| 種　　別 | 公認申請料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 国際サーキット（実費別途納入） | 1,153,300 | （1,067,871＋85,429） |
| 国内サーキット | 576,600 | （533,889＋42,711） |
| その他の国際コース（実費別途納入） | 262,100 | （242,686＋19,414） |
| 国内スピード行事コース（1級～2級） | 104,800 | （97,038＋7,762） |
| 国内スピード行事コース（3級） | 51,400 | （47,593＋3,807） |

## 第８条　サーキットまたはコース許可証料

コース公認に当たっては新規・更新申請にも下表の許可証料を必要とする。

なお、サーキットにおいては設定されたコース毎に許可証料が必要となる。

| 種　　別 | 許可証料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 国際サーキット（1年）（実費別途納入） | 314,500 | （291,204＋23,296） |
| 国際サーキット（3年）（実費別途納入） | 896,400 | （830,000＋66,400） |
| 国内サーキット（1年） | 262,100 | （242,686＋19,414） |
| 国内サーキット（3年） | 746,800 | （691,482＋55,318） |
| その他の国際コース（実費別途納入） | 125,800 | （116,482＋9,318） |
| 国内スピード行事コース(1級～2級)(1年) | 83,900 | （77,686＋6,214） |
| 国内スピード行事コース(1級～2級)(3年) | 239,100 | （221,389＋17,711） |
| 国内スピード行事コース（3級）（1年） | 41,100 | （38,056＋3,044） |
| 国内スピード行事コース（3級）（3年） | 117,300 | （108,612＋8,688） |

## 第９条　査察料

申請者からの要請によるサーキットまたはコースの査察には査察料を必要とする。

その査察料は下表の通りとする。

| 種　　別 | 査察料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 国際サーキット（実費別途納入） | 366,900 | （339,723＋27,177） |
| 国内サーキット | 209,600 | （194,075＋15,525） |
| その他の国際コース（実費別途納入） | 209,600 | （194,075＋15,525） |
| その他の国内コース | なし | （―　　―） |

## 第10条　記録挑戦組織許可および記録証明料

1. 記録挑戦組織許可料（公認料を含む）

| 種　　別 | 組織許可料等(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 世界記録挑戦（ＦＩＡ料金別途納入） | 2,097,100 | （1,941,760＋155,340） |
| 国際記録挑戦（ＦＩＡ料金別途納入） | 1,048,500 | （970,834＋77,666） |
| 国内記録挑戦 | 99,600 | （92,223＋7,377） |

記録挑戦に立ち会うＪＡＦから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

2. 記録証明料

| 種　　別 | 記録証明料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 世界記録（ＦＩＡ料金別途納入） | 209,600 | （194,075＋15,525） |
| 国際記録（ＦＩＡ料金別途納入） | 104,800 | （97,038＋7,762） |
| 国内記録 | 38,800 | （35,926＋2,874） |
| 地方記録 | 20,900 | （19,352＋1,548） |

## 第11条　競技参加者および運転者許可証料

| 種　　別 | 区　分 | 許可証料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| 国際運転者Ａ | 新規・更新 | 14,600 | （13,519＋1,081） |
| | 再　発　行 | 7,300 | （6,760＋540） |
| 国際運転者Ｂ | 新規・更新 | 12,500 | （11,575＋925） |
| | 再　発　行 | 6,300 | （5,834＋466） |
| 国際運転者Ｃ および　Ｒ | 新規・更新 | 10,400 | （9,630＋770） |
| | 再　発　行 | 5,100 | （4,723＋377） |
| 国内運転者Ａ および　限定Ａ | 新規・更新 | 4,100 | （3,797＋303） |
| | 再　発　行 | 2,100 | （1,945＋155） |
| 国内運転者Ｂ | 新規・更新 | 3,100 | （2,871＋229） |
| | 再　発　行 | 1,500 | （1,389＋111） |
| 国際参加者 | 新規・更新 | 12,500 | （11,575＋925） |
| | 再　発　行 | 6,300 | （5,834＋466） |
| 国内参加者 | 新規・更新 | 6,300 | （5,834＋466） |
| | 再　発　行 | 3,100 | （2,871＋229） |

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

## 第12条　公認審判員許可証料

| 種　　別 | 区　分 | 許可証料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| 審判員1級 | 新規・更新 | 5,100 | （4,723＋377） |
| | 再　発　行 | 2,600 | （2,408＋192） |
| 審判員2級 | 新規・更新 | 4,100 | （3,797＋303） |
| | 再　発　行 | 2,100 | （1,945＋155） |
| 審判員3級 | 新規・更新 | 3,100 | （2,871＋229） |
| | 再　発　行 | 1,500 | （1,389＋111） |

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

○同一年度内においてＢ２級（Ｂ１級を含む）からＡ２級を取得した場合、またはＢ１級からＡ１級を取得した場合…500円（本体価格463円、

消費税37円）

○公認審判員許可証を２種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、２種目めより１種目につき500円（本体価格463円、消費税37円）を加算する。

## 第13条 エキスパートライセンス許可証料

| 種　　別 | 区　分 | 許可証料（円） | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| エキスパート | 新規登録 | 31,400 | （29,075＋2,325） |
| | 年度更新 | 15,600 | （14,445＋1,155） |
| | 再発行 | 7,800 | （7,223＋577） |

## 第14条　許可証推薦申請料

許可証推薦申請の場合には、第11条および第12条に定める許可証料のほかに許可証推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、許可証推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

| 種　　別 | 区　分 | 許可証料（円） | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| 国際競技運転者許可証 | A | 34,600 | （32,038＋2,562） |
| | B | 31,400 | （29,075＋2,325） |
| | C | 28,300 | （26,204＋2,096） |
| 国内競技運転者許可証 | A | 12,500 | （11,575＋925） |
| | B | 9,400 | （8,704＋696） |
| 公認審判員許可証 | １級 | 22,000 | （20,371＋1,629） |
| | ２級 | 6,300 | （5,834＋466） |
| | ３級 | 4,600 | （4,260＋340） |

## 第15条　競技役員の報酬

１．競技会の役務につく役員の報酬については、前もってオーガナイザーと当該役員とによって定めるものとする。ＪＡＦ公認の審判員（技術、計時、コース）は、１日当たりの報酬が次の額を超えないものとする。

| クラス | 報酬額 |
|---|---|
| １級 | 8,000円まで |
| ２級 | 6,000円まで |
| ３級 | 5,000円まで |

○ただし、監督の任務を行うものに対しては、9,000円まで増額支給することができる。

2．競技役員の役務につくための旅費、宿泊費、諸経費および役務遂行に必要とする器具、機材、装置などを当該役員によって提供される場合、その賃貸料については、オーガナイザーとの協議のうえ定めるものとする。（国内競技規則10－８参照）

## 第16条　罰　　金

国内競技規則にのっとって科せられる罰金は、1,000万円を超えないものとする（国内競技規則11－５参照）。

## 第17条　抗　議　料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

| 競　技　の　格　式 | 抗議料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 国際競技の場合 | 104,800 | （ 97,038＋ 7,762） |
| 国内競技の場合 | 52,400 | （ 48,519＋ 3,881） |
| 準国内、地方、クローズド競技の場合 | 20,900 | （ 19,352＋ 1,548） |

（国内競技規則12－２参照）。

## 第18条　控　訴　料

控訴料は次の通りとする。

1．ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

| 競　技　の　格　式 | 控訴料(円) | （本体価格 ＋消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 国際競技の場合 | 262,100 | （ 242,686＋ 19,414） |
| 国内、準国内競技の場合 | 157,300 | （ 145,649＋ 11,651） |
| 地方、クローズド競技の場合 | 104,800 | （ 97,038＋ 7,762） |

2．ＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

| 内　　容 | 控訴料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| モータースポーツ中央審査委員会への控訴 | 524,300 | （ 485,463＋ 38,837） |

（国内競技規則13－２参照）

## 第19条　抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

## 第20条　海外競技出場証明料

ＪＡＦ発給の国際競技運転者（参加者）許可証所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則４－13）の申請料は下表の通りとする。

| 種　　別 | 証明書申請料(円) | （本体価格 | ＋ | 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|---|
| 1件につき | 8,300 | （ 7,686 | ＋ | 614） |
| 数次（当該年度有効） | 24,100 | （ 22,315 | ＋ | 1,785） |

## 第21条　外国のＡＳＮ発給のライセンス取得のための証明料

ＪＡＦ発給の競技運転者許可証所持者が、外国のＡＳＮ発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則第110条）の申請料は下表の通りとする。

| 内　　容 | 証明書申請料(円) | （本体価格 | ＋ | 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|---|
| 1件につき | 15,600 | （ 14,445 | ＋ | 1,155） |

## 第22条　車両公認申請料

1．国内申請

| 種　　別 | 区　分 | 申請料(円) | （本体価格 | ＋ | 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|---|---|
| 新　　型 | 基本型 | 209,600 | （ 194,075 | ＋ | 15,525） |
| | 割増料 | 2,100 | （ 1,945 | ＋ | 155） |
| 変　　型 | 基本型 | 83,800 | （ 77,593 | ＋ | 6,207） |
| | 割増料 | 2,100 | （ 1,945 | ＋ | 155） |
| 正常進化 | 基本型 | 83,800 | （ 77,593 | ＋ | 6,207） |
| | 割増料 | 2,100 | （ 1,945 | ＋ | 155） |

2．国際申請

| 種　　別 | 区　分 | 申　請　料 |
|---|---|---|
| 新　　型 | 基本型 | 上記国内申請料＋FIA料金＋郵送料(実費) |
| | 割増料 | 上記国内申請料＋FIA料金＋郵送料(実費) |
| 変　　型 | 基本型 | 上記国内申請料＋FIA料金＋郵送料(実費) |
| | 割増料 | 上記国内申請料＋FIA料金＋郵送料(実費) |
| 正常進化 | 基本型 | 上記国内申請料＋FIA料金＋郵送料(実費) |
| | 割増料 | 上記国内申請料＋FIA料金＋郵送料(実費) |

○国内基本料金および割増料に対する申請書の頁数を下記の通りとする。

| 申　請　内　容 | 基本料の頁数 | |
|---|---|---|
| 新　　型 | 1 ～16頁まで | 基本料の頁数を超え１頁増すごとに割増料金 |
| 変　　型 | 2 頁まで | |
| 正常進化 | 2 頁まで | |

○国際変型、正常進化に対する割増料はＦＩＡ規定による料金。

注）再審議申請の場合はさらに国際申請料を徴収する。

## 第23条　ＪＡＦ登録車両申請料

ＪＡＦ登録車両規定による、登録車両の申請は運輸省指定番号を基準として、下表の通りとする。

| 種　　別 | | 申請料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|---|
| 1件につき | 特別団体以外 | 125,800 | （ 116,482＋ 9,318） |
| | 特別団体 | 41,900 | （ 38,797＋ 3,103） |

## 第24条　計測用具、燃料、油脂、自動車スポーツ用品、部品等認定申請料

| 内　　容 | 申請料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 1件につき | 272,600 | （ 252,408＋ 20,192） |

## 第25条

上記第22条、第23条、第24条の申請にかかわる査察、立合等のためＪＡＦから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

## 第26条　講習会開設申請料および受講料

1. Ｂライセンス講習会

| 種　　別 | 申請料、受講料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 開設申請料　1件につき | 3,600 | （ 3,334＋ 266） |
| 受講料　1人　※ | 4,100円以内 | （3,797円以内＋ 303円以内） |

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

2. Ａライセンス講習会

| 種　　別 | 申請料、受講料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 開設申請料　1件につき | 6,800 | （ 6,297＋ 503） |
| 受講料　国内Ｂ所持者および限定Ａ取得希望者　1人　※ | 20,900円以内 | （19,352円以内＋ 1,548円以内） |
| 受講料　国内Ｂ非所持者 | 24,700円以内 | （22,871円以内＋ 1,829円以内） |

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

3. 公認審判員講習会

| 種　　別 | 申請料、受講料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| 開設申請料　1件につき | 3,600 | （ 3,334＋ 266） |
| 受講料　1人　※ | 12,500円以内 | （11,575円以内＋925円以内） |

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円（本体3,797円、消費税303円）の割増とする。
ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

## 第27条　ヒストリック車両に関する証明書類申請料

ＦＩＡ国際モータースポーツ競技付則Ｋ項に定めるヒストリック車両

に関する各証明書類の発行申請料は、下記の通りとする。

| 種　　別 | 申請料(円) | （本体価格 ＋ 消費税(8%)） |
|---|---|---|
| ＦＩＡヒストリック･テクニカルパスポート（HTP） | 37,000 | （ 34,260＋ 2,740） |
| ＦＩＡヒストリック･レギュラリティーカーパス（HRCP） | 11,800 | （ 10,926＋ 874） |

## 附則　第１条　施行日

本規定は、2014年４月１日より施行する。

# 全日本選手権競技会等の競技会審査委員に関する規定

1998年４月１日制定施行
2003年３月24日改　　正
2003年６月１日施　　行

## 第１条　目　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、全日本選手権競技会等に派遣する競技会審査委員に関し、本規定を制定する。

## 第２条　競技会審査委員の任命および派遣

１．全日本選手権競技会

１）ＪＡＦは、毎年初め、その年度の全日本選手権競技会の競技カテゴリーごとに必要な人数の競技会審査委員を、有資格者または他の適任者の中から任命し、「ＪＡＦスチュワードライセンス」を発給する。

上記の有資格者とは、下記の規定に該当する者をいう。

⑴　自動車競技の組織に関する規定第４条４項に該当する者

⑵　カート競技の組織に関する規定第８条４項に該当する者

２）ＪＡＦは、全日本選手権競技会にそれぞれ２名の競技会審査委員を派遣し、その中の有資格者である１名を競技会審査委員長に任命する。

２．ＦＩＡ選手権等の国際競技会

１）ＪＡＦは、ＦＩＡまたはオーガナイザーの要請に応じて、ＦＩＡ選手権等の国際競技会に国際競技会審査委員を派遣する場合には、その都度、適任と認める者を任命し、「ＪＡＦスチュワードライセンス」を発給する。

２）上記１）の国際競技会審査委員の任期は、任命された日からその競技会終了までとする。

## 第3条　会　議

1）ＪＡＦは、競技会審査委員の任務内容の確認、審査状況の報告、申し送り事項の伝達、情報交換などを行うため、競技カテゴリーごとに競技会審査委員を適宜招集し、会議を開催する。
2）ＪＡＦは、競技カテゴリーごとに競技会審査委員のリーダーを指名し、会議の進行などを委任することができる。

## 第4条　競技会審査委員の権限等

競技会審査委員の権限、責任、任務、その他は、ＦＩＡ国際競技規則およびＪＡＦ国内競技規則に拠る。

## 第5条 本規定の施行

本規定は、2003年6月1日より施行する。

# 2015年日本レース選手権規定

2014年７月31日制定
2015年１月１日施行

## 第１章　総　　則

### 第１条　目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、2015年（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

### 第２条　選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

１．全日本選手権

２．地方選手権

地方選手権の呼称は、１サーキットで１シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで１シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

### 第３条　選手権の構成

１．全日本選手権

全日本選手権は、次の２部門で構成される。

１）全日本選手権スーパーフォーミュラ（以下「ＳＦ」という。）
ドライバーおよびチームに選手権を与える。

２）全日本フォーミュラ３選手権（以下「Ｆ３」という。）
ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

２．地方選手権

地方選手権は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による各地方で、次の４部門で構成され、地方および部門毎にドライバーに選手

権を与える。

1）フォーミュラ４地方選手権（以下「Ｆ４」という。）

2）ＦＩＡ－フォーミュラ４地方選手権（以下「ＦＩＡ－Ｆ４」という。）

3）スーパーＦＪ地方選手権（以下「S-FJ」という。）

4）ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、各オーガナイザーによりＪＡＦ国内競技車両規則第３章公認車両および登録車両に関する一般規定第１条１．９）気筒容積別クラス（16クラス）から任意に最大５クラスの設定を行うことができる。ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

## 第４条　レースの走行距離

1．選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

| 区　分 | 部　門 | １ヒートの競技 | | ２ヒート以上の競技 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | １ヒートの距離 | | 合　計 |
| | | 最　短 | 最　長 | 最　短 | 最　長 | 最　長 |
| 全日本選手権 | ＳＦ | 110km | 300km | 75km | 180km | 300km |
| | Ｆ３ | 65km | 100km | 65km | 75km | 150km |
| 地　方選手権 | Ｆ４ | 30km | 100km | 45km | 75km | 150km |
| | FIA-F4 | 30km | 30分又は100km | － | － | － |
| | S-FJ | 30km | 100km | 25km | 75km | 150km |
| | ツーリングカー | 30km | 100km | － | － | － |

2．競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース距離を短縮することができる。

短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

## 第５条　選手権レースの成立

1．各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ３回以上

開催されなければ成立しない。
ただし、ＦＩＡ－Ｆ４は、７回以上開催されなければ成立しない。

2．各部門のレースは、５台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが５台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

3．不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。
1）先頭車両が２周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
2）先頭車両が２周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75％未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
3）先頭車両が当初のレース距離の75％以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

4．前条２項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の２）および３）の75％の計算は短縮された距離に基づく。

## 第６条　適用規則

1．全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。
1）国際モータースポーツ競技規則およびその付則
2）国内競技規則およびその付則
3）本選手権規定
4）競技会特別規則

2．全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。
1）全日本選手権スーパーフォーミュラ統一規則
2）全日本フォーミュラ３選手権統一規則

## 第７条　競技の格式および認定

1．全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第３条「競技会」に従った格式の競技とする。

2．全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からＪＡＦが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3．ＪＡＦは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

**第８条　選手権の登録申請**

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しＪＡＦに申請書を提出すること。
1．選手権レースの開催月日、区分、部門
2．開催場所、１周の距離
3．レースの走行距離（周回数）
4．その他、必要記載事項

**第９条　組織許可**

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をＪＡＦに提出しなければならない。
1）全日本選手権（国際格式）　：開催日の４ヵ月前
2）　〃　（国内格式）　：開催日の３ヵ月前
3）地方選手権　：開催日の２ヵ月前

**第10条　日本レース選手権の公示**

ＪＡＦは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

**第11条　日本レース選手権の延期、中止、非開催**

1．日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の２ヵ月前までに、その理由を付してＪＡＦに届け出を行い、承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。

2．日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

**第12条　賞の授与**

ＪＡＦは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「ＪＡＦモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

**第13条　規則違反**

1．ＪＡＦは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することがある。
2．ＪＡＦは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることがある。

**第14条　本規定の特例**

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、ＪＡＦがその処置を決定する。

## 第２章　　全日本選手権

**第15条　参加車両**

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

**第16条　ドライバーの参加資格**

1．ＳＦ
　1）国際ドライバーライセンスＢ以上の所持者が参加できる。
　2）上記１）以外の参加資格は、当該選手権統一規則に従うこと。
2．Ｆ３
　国内競技運転者許可証Ａ以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証Ａ所持者の内、ＪＡＦスポーツ資格登録規定第２条２．８）に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証Ｂ以上の所持者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

1）当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にＦＩＡスーパーライセンスを所持している者。

2）2013年～2014年のＧＰ２、ＳＦ、Ｆ・ニッポンまたはFormula Renault 3.5 Seriesにおいて、シリーズランキング上位８位までの者。

**第17条　得点基準**

1．全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめＪＡＦに登録されたドライバー、チームおよびエンジンチューナーを対象とする。

2．得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

## 第３章　地方選手権

**第18条　参加できる車両**

1．Ｆ４：

当該年のＪＡＦ国内競技車両規則に定めるフォーミュラ４（Ｆ４）とし、本選手権に使用するタイヤは、ＪＡＦの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

2．ＦＩＡ－Ｆ４：

該当年のＦＩＡ国際競技規則付則Ｊ項に定めるＦＩＡ－Ｆ４とし、本選手権に使用するタイヤは、ＪＡＦの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

3．Ｓ－ＦＪ：

当該年のＪＡＦ国内競技車両規則に定めるスーパーＦＪ（Ｓ－ＦＪ）とし、本選手権に使用するタイヤは、ＪＡＦの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

4．ツーリングカー：

オーガナイザーからの申請に基づきＪＡＦが承認した技術規則に定める車両とする。

## 第19条　ドライバーの参加資格

1．Ｆ４

限定国内競技運転者許可証Ａを含み、国内競技運転者許可証Ａ以上国際ドライバーライセンスＢ以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

1）過去のレース出場実績が３回以上。

2）過去のレース出場実績が２回以上で、かつＪＡＦ公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が４時間以上あってその証明を有すること。

3）過去にレースの出場実績が１回で、かつＪＡＦ公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が６時間以上あり、その証明を有すること。

4）ＪＡＦ公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が９時間以上あり、その証明を有すること。

2．ＦＩＡ－Ｆ４

限定国内競技運転者許可証Ａを含み、国内競技運転者許可証Ａ以上国際ドライバーライセンスＢ以下のライセンス所持者で、上記１．１）～４）に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2012年～2014年にＧＰ２、ＳＦ、Ｆ・ニッポン、Ｆ３のいずれかのレースにおいて３位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3．Ｓ－ＦＪ

限定国内競技運転者許可証Ａを含み、国内競技運転者許可証Ａ以上国際ドライバーライセンスＢ以下のライセンス所持者で、上記１．１）～４）に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2012年～2014年にＧＰ２、ＳＦ､Ｆ･ニッポン、Ｆ３のいずれかのレースにおいて３位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4．ツーリングカー

国内競技運転者許可証Ａ以上の所持者が参加できる。

## 第20条　公式予選

1．公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。
2．公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの２時間前までに終了していなければならない。
3．ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4．公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位３位までのタイムを平均し、その130％以内とする。

## 第21条　得点基準

1．次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90％（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

**●得点基準表**

| 順　位 | １位 | ２位 | ３位 | ４位 | ５位 | ６位 | ７位 | ８位 | ９位 | 10位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 得　点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | ８点 | ６点 | ４点 | ３点 | ２点 | １点 |

2．ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3．ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4．選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
　１）Ｆ４、ＦＩＡ－Ｆ４およびＳ－ＦＪ：
　　選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80％（小数点以下四捨五入）とする。
　２）ツーリングカー：
　　選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70％（小数点以下四捨五入）とする。
　ただし、開催された当該部門のレースの合計数が５回に満たない場

合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。

5．同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。

1）有効得点（上記４．による選手権得点の対象レースで得た得点）の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

2）上記１）の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

3）上記１）および２）の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

## 第22条　本規則の施行

本規則は、2015年１月１日より施行する。

# グランプリレース開催規定

1979年４月28日制　　定
1987年５月７日改　　定
1988年１月１日施　　行
1994年10月13日改定施行

## 第１章　総　　則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、グランプリの呼称を用いて開催されるレースに関して「自動車競技の組織に関する規定」に従い、以下の規定を定める。

### 第１条　グランプリレースの制定

ＪＡＦは、グランプリレースを下記の通り認定し、それぞれの優勝者の栄誉をたたえ「グランプリ杯」を与える。

１．日本グランプリレース
２．ＪＡＦグランプリレース
３．その他のグランプリレース

### 第２条　グランプリレースの年間開催数

グランプリレースの年間開催数は各１回とする。ただし、本規定に合致する競技会がない場合には開催されない。

## 第２章　日本グランプリレースの認定条件

### 第３条　競技会の条件

日本グランプリレース開催の認定条件は次の通りとする。

１．ＦＩＡ　Ｆ１世界選手権レースとして認定されていること。
　ＦＩＡ　Ｆ１世界選手権レースは日本グランプリレースとして開催されること。

2．当該申請者による開催企画は初年度以後も連続して開催し得るものであること。

## 第４条　オーガナイザーの資格

ＪＡＦまたはＦＩＡの関係規則およびＪＡＦの「自動車競技の組織に関する規定」に合致した開催資格を有しかつ、ＪＡＦが審査し、認めたものとする。

ただし、競技会の開催については、第５章第13条に従うこと。

## 第５条　開催場所の資格

ＦＩＡにより当該レースを開催し得る国際コース公認を受けたコースであること。

## 第６条　申請手続

開催のための申請手続は以下の通りとする。

1．開催企画書の提出

当該レースを開催しようとするものは、そのレースのカレンダー申請締切の２ヵ月前までに開催企画書および所定の日本グランプリタイトル登録申請料を添えＪＡＦに提出すること。

提出する開催企画書には次のものを含むこと。

1）組織許可申請書に準じ競技会の組織体制、参加者確保に関する企画、収支の概算、準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。

2）コース使用同意書

2．カレンダー申請

ＪＡＦの開催承認を得たものは、カレンダー登録申請料を添え所定の手続によりＦＩＡ国際スポーツカレンダー登録申請を行うこと。

3．組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにＪＡＦあて組織許可申請を行うこと。

1）公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。

2）添　付　書　類：和文および英文による特別規則書の草案各５部

3）組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

# 第３章　ＪＡＦグランプリレースの認定条件

## 第７条　競技会の条件

ＪＡＦグランプリレース開催の認定条件は次の通りとする。

１．格　　式：国際競技であること。
２．参加車両：全日本レース選手権競技車両のうち、ＪＡＦが認定したもの。
３．賞金総額：800万円以上であること。
４．参加台数：15台以上とし、そのうち外国よりの参加ドライバーが３名以上であること。

## 第８条　オーガナイザーの資格

「自動車競技の組織に関する規定」に従った当該レースの開催資格を有するもので、かつ下記の条件を満たしたものより、ＪＡＦが審査し、認めたものとする。

開催実績：過去において国際格式で当該車両によるレース、あるいはそれと同等の車両によるレースを５回以上開催（共催を含む）した実績を有すること。

## 第９条　開催場所の資格

ＦＩＡにより当該レースを開催し得る国際コース公認を受けたコースであること。

## 第10条　申請手続

開催のための申請手続は以下の通りとする。

１．開催企画書の提出

当該レースを開催しようとするものは、そのレースカレンダー申請締切１ヵ月前までに、ＪＡＦに開催企画書の提出を行うこと。

１）組織許可申請書に準じ、参加車両、競技会の組織体制、賞金総額、参加ドライバーの確保を含む準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。

２）コース使用同意書

2．カレンダー申請

「ＪＡＦおよびＪＡＦカレンダー登録規定」に従い、カレンダー登録申請料を添えて申請すること。

3．組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにＪＡＦあて組織許可申請を行うこと。

組織許可申請には次のものを提出すること。

1）グランプリタイトル登録料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

2）公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。

3）添　付　書　類：和文および英文による特別規則書の草案各５部

4）組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

## 第４章　その他のグランプリレースの認定条件

### 第11条　競技会の条件

日本グランプリ、およびＪＡＦグランプリ以外のグランプリレースの認定条件は、日本グランプリレースに準ずるものとする。

また、オーガナイザーの資格、開催場所の資格、申請手続についても、日本グランプリレースに準ずるものとする。

## 第５章　運　　営

### 第12条　法律および規則の厳守

オーガナイザーは、当該レースを順調に開催し、終了するために社会上、行政上必要とされる届出を行い、許可もしくは、認可（必要とされるならば住民の同意書）等を取得していなければならない。

## 第13条　競技会の開催

日本グランプリレース競技会は、ＪＡＦか、またはＪＡＦが特に認めた機関（ＪＡＦ登録クラブ団体等）が開催する。

ＪＡＦ以外の機関が開催する場合は下記条項に従うこと。

1．オーガナイザーは日本グランプリレース開催に要する一切の費用を負担する。

2．ＪＡＦはレース開催に関する一切の監督・指導を行う。

3．競技の運営

1）ＪＡＦは特別規則作成について指導を行う。

2）主要競技役員の選任はＦ１世界選手権競技標準規則に従う。

## 第14条　保証金

ＪＡＦはオーガナイザーに対し、当該レースの開催企画書の承認時において、賞金相当額以上の保証金をＪＡＦに預託することを求める場合がある。

なお、保証金の預託に関する詳細については、開催企画書の承認時に決定する。

## 第15条　広　報

1．オーガナイザーは、当該レースの開催および競技運営等に関する広報を行う場合は、その内容について事前にＪＡＦの承認を得なければならない。

2．オーガナイザーは、ＦＩＡおよびＪＡＦ指定のロゴタイプをすべての競技関係書類に記載すること。

## 第16条　商業広告

1．ＦＩＡの広告に関する規定およびＪＡＦの広告に関する規制に従うとともに、グランプリレースにサブタイトルの使用を希望する場合オーガナイザーは、開催企画書類提出時にＪＡＦの承認を得なければならない。

2．レース開催に伴う商業的広告権、テレビ、ラジオ、映画、写真等の放映制作権等は原則としてオーガナイザーに帰属するものとする。

ただし、その権利の使用に関しては、開催企画書に明示し、ＪＡＦの承認を得なければならない。

## 第17条　開催義務の履行

グランプリレースの開催を承認されたものは、最善の努力と責任をもって開催することは勿論であるが、もしも何らかの理由により開催が不可能になった場合は、オーガナイザーは、それによって生ずる一切の責務を負うものとする。

## 第18条　本規定の施行

本規定は、1994年10月13日より施行する。

# 2015年日本ラリー選手権規定

2014年７月31日制定
2014年９月１日施行

## 第１章　総　　則

### 第１条　目　　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、2015年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

### 第２条　日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記はJapanese Rally Championshipとする。）
・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

### 第３条　タイトル

ＪＡＦは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第２条に基づき次の２タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、ＪＡＦは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

１．全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、３戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。
２．各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会

のうちから３戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

## 第４条　選手権競技および選手権シリーズの成立

１．選手権クラスの成立

全日本選手権は、各クラス５台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス３台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。

２．選手権競技会の成立

全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。

なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。

３．選手権シリーズの成立

全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立した競技会数３戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

## 第５条　適用規則

１．全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。

１）国際モータースポーツ競技規則およびその付則

２）国内競技規則およびその付則

３）本選手権規定

４）競技会特別規則

２．全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

# 第２章　全日本選手権

## 第６条　競技形式および走行距離

１．競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、ＪＡＦが特に認めた場合はこの限りではない。
２．スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
３．やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

## 第７条　参加車両

１．クラス１（ＪＮ－１）およびクラス３（ＪＮ－３）に参加する車両：
　１）当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるラリーＲＮ車両（ＲＮ車両）、ラリーＲＪ車両（ＲＪ車両）またはラリーＡＥ車両（ＡＥ車両）に適合した車両とする。
　　なお、ラリーＡＥ車両（ＡＥ車両）の参加はクラス１（ＪＮ－１）に限定する。
　２）参加車両は、自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した１０年後の当該年末まで参加車両の資格を有する。
２．クラス２（ＪＮ－２）およびクラス４（ＪＮ－４）に参加する車両：
　１）当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるラリーＲＰＮ車両（ＲＰＮ車両）に適合した車両とする。
　２）同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が2006年１月１日以降の車両のみ参加が認められる。
３．クラス５（ＪＮ－５）およびクラス６（ＪＮ－６）に参加する車両：
　１）当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるラリーＲＲ車両（ＲＲ車両）、ラリーＲＮ車両（ＲＮ車両）またはラリーＲＪ車両（ＲＪ車両）に適合した車両とする。
４．全ての参加車両は、４点式以上のＦＩＡ公認安全ベルトを装備しなければならない。

## 第８条　クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記の通りクラス区分される。

クラス１（JN-1）：気筒容積が1400cc以下の車両、およびＡＥ車両（気筒容積別区分なし）
クラス２（JN-2）：気筒容積が1600cc以下の２輪駆動車両
クラス３（JN-3）：気筒容積が1400ccを超え1500cc以下の２輪駆動車両
クラス４（JN-4）：気筒容積が1600ccを超え2000cc以下の２輪駆動車両
クラス５（JN-5）：気筒容積が1500ccを超え3000cc以下の車両
クラス６（JN-6）：気筒容積が3000ccを超える車両

## 第９条　参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後１年以上経過していなければならない。

## 第10条　得点基準および選手権順位の決定

１．得点基準

１）クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第８条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

| 順位 | １位 | ２位 | ３位 | ４位 | ５位 | ６位 | ７位 | ８位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 得点 | 10点 | ８点 | ６点 | ５点 | ４点 | ３点 | ２点 | １点 |

２）得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

| スペシャルステージの距離 | ターマック | グラベル |
|---|---|---|
| 50km～100km未満 | 1.0 | 1.2 |
| 100km～150km未満 | 1.2 | 1.5 |
| 150km以上 | 1.5 | 2.0 |

なお、第６条３．により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

３）デイ別得点

選手権として成立した各競技の各デイにおける第８条に定めるクラス別の順位に従って上位３位のドライバーおよびナビゲーターに対し、デイ毎に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記２）の得点係数は乗じない。

| 順位 | １位 | ２位 | ３位 |
|---|---|---|---|
| 得点 | ３点 | ２点 | １点 |

２．選手権順位の決定

１）選手権として成立した競技会数が８戦以上の場合は高得点順に７戦を、７戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。

２）上記１）に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。ＪＡＦは、このクラス別選手権順位において第１位となったものを、クラス選手権者として認定する。

３）上記２）において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

４）上記３）によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち､上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

５）上記４）によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

（１）１位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の総出走台数または各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。

（２）上記（１）以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

## 第11条　競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員１名以上を常駐させなければならない。

# 第３章　地方選手権

## 第12条　参加車両

参加できる車両は、当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両またはＡＥ車両とする。

ただし、ＲＦ車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第３章第６条ＲＪ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにＪＡＦに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

１．クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
２．エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm（外径39mm未満）を設定すること。
３．第７条参加車両２．２）による年次制限を設定すること。

## 第13条　クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記１．または２．のいずれかの方法によりクラス区分される。

１．全日本選手権と同クラス区分
２．開催地域別に任意に設定されるクラス区分：

次の１）～３）の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、１）～３）の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記１．の全日本選手権と同一クラ

ス区分とする。
1）クラス区分は、当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第１章一般規定第５条に基づき、最大６区分以内とすること。
2）当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
3）上記１）および２）について、当該年の前年の11月15日までにＪＡＦに申請すること。

## 第14条　参加資格

1．地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後１年以上経過していなければならない。
2．地方選手権の地域区分は、下記の５地区に分割する。
ＪＡＦ北海道ラリー選手権：北海道
ＪＡＦ東日本ラリー選手権：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
ＪＡＦ中部・近畿ラリー選手権：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山
ＪＡＦ中四国ラリー選手権：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛
ＪＡＦ九州ラリー選手権：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
3．各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

## 第15条　得点基準および選手権順位の決定

1．得点基準
選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。
ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、

隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 得点 | 10点 | 8点 | 6点 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |

2．選手権順位の決定

1）選手権として成立した競技会が7戦以上の場合は高得点順に6戦を、6戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。

2）上記1）に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。ＪＡＦは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。

3）上記2）において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

4）上記3）によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち､上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

5）上記4）によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

（1）1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。

（2）上記（1）以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

## 第4章　一般規定

### 第16条　ブリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、ブリーフィングを実施しない場合、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付するものとする。なお、当該指示事項に追加／変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

## 第17条　保険

1．オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第６条に定める措置を講じること。
2．オーガナイザーは上記１．の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

## 第18条　参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合３日以内に当該理由を付してＪＡＦに報告しなければならない。

## 第19条　選手権競技の延期、中止、非開催

1．オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の２ヵ月前までに、ＪＡＦにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。
2．正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。
　またＪＡＦは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

## 第20条　競技規則違反

1．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2．オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとＪＡＦが判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

## 第21条　オブザーバーの派遣

1．ＪＡＦは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2．翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
3．過去３年以内（３年前の年の１月１日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記２．は適用されない。

## 第５章　規則の施行

### 第22条　本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、ＪＡＦにおいて、その処置を決定する。

### 第23条　本規定の施行

本規定は、2014年９月１日から施行する。

以上

# 2015年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定

2014年３月25日制　　定
2014年６月１日施　　行

## 第１章　総　則

一般社団法人日本自動車連盟（ 以下「ＪＡＦ」という。） は、2015年（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「ＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

### 第１条　選手権の種別および区分

１．日本ジムカーナ選手権
　１）全日本ジムカーナ選手権
　２）地方ジムカーナ選手権
　　地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。
　　ただし、ＪＡＦの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード行事公認コースで開催することができる。(例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。)
２．日本ダートトライアル選手権
　１）全日本ダートトライアル選手権
　２）地方ダートトライアル選手権
　　地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画に

よる。
　ただし、ＪＡＦの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード行事公認コースで開催することができる。(例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。)

**第２条　選手権競技会の格式**

全日本選手権競技会の格式は国内競技とする。
地方選手権競技会の格式は準国内競技または国内競技とする。

**第３条　選手権競技会の数**

１．全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は８大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は８大会とする。
　なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に１競技会の開催を原則とする。
２．地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

**第４条　オーガナイザー**

全日本選手権：公認団体、公認クラブまたは加盟クラブが組織できる。
地方選手権　：公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。

**第５条　選手権の申請資格**

下記のいずれかの条件を満たすこと。
１．全日本選手権：
　過去５年以内（５年前の年の１月１日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、ＪＡＦカップを１回以上、または地方選手権を３回以上開催した実績のあるもの。
２．地方選手権：
　１）上記１．の全日本選手権申請資格のあるもの。
　２）過去３年以内（３年前の年の１月１日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の地方選手権競技会を１回以上開催した実績のあるもの。

3）過去５年以内（５年前の年の１月１日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に地方格式以上の当該競技種目の競技会を３回以上開催した実績のあるもの。

※共催について

上記１．または２．の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は３クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記１．または２．に定める開催実績として認める。

**第６条　選手権の登録申請**

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にＪＡＦ所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

なお、全日本選手権の登録申請は、競技種目毎に１クラブ（団体）１申請までとする。

１．選手権の開催月日、種別、区分、部門、およびクラス区分

２．選手権の開催場所

３．コース公認申請者の同意：

カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。

４．その他必要事項

**第７条　選手権の開催日程**

全日本選手権：当該年の１月１日～10月第２日曜日
地方選手権　：当該年の１月１日～10月第１日曜日

**第８条　選手権の認定**

ＪＡＦは、当該選手権として申請された中から日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技

会に関するＪＡＦからの指示事項に従わなければならない。
ＪＡＦは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

**第９条　選手権競技会の公示**

ＪＡＦは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

**第10条　選手権競技会の組織許可申請**

選手権として認定された競技会は以下の期日までにＪＡＦ所定の書式により組織許可申請書類をＪＡＦに提出しなければならない。
１．全日本選手権競技会は開催日の３ヵ月前まで
２．地方選手権競技会は開催日の２ヵ月前まで

**第11条　参加車両**

１．ＰＮ部門：
ＰＮ部門に参加する車両は、ＦＩＡ公認車両、ＪＡＦ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、当該年度ＪＡＦ国内競技車両規則（以下「車両規則」という。）第３編スピード車両規定に定めるスピードＰＮ車両（ＰＮ車両）に適合したものとする。
２．Ｎ部門：
Ｎ部門に参加する車両は、ＦＩＡ公認車両、ＪＡＦ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、当該年度ＪＡＦ車両規則第３編スピード車両規定に定めるスピードＮ車両（Ｎ車両）に適合したものとする。
３．Ｂ部門：
Ｂ部門に参加する車両は、当該年度車両規則第３編スピード車両規定に定めるスピードＢ車両（Ｂ車両）に適合したものとする。（地方選手権のみに適用）
４．ＳＡ部門：
ＳＡ部門に参加する車両は、当該年度車両規則第３編スピード車両規定に定めるスピードＳＡ車両（ＳＡ車両）に適合したものとする。
５．ＳＣ部門：
ＳＣ部門に参加する車両は、ＦＩＡ公認車両、ＪＡＦ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、当該年度車両規則第３編スピード車両規定に定

めるスピードＳＣ車両（ＳＣ車両）に適合したものとする。

6．Ｄ部門：

Ｄ部門に参加する車両は、当該年度車両規則第３編スピード車両規定に定めるスピードＤ車両（Ｄ車両）に適合したものとする。

7．ＡＥ部門：

ＡＥ部門に参加する車両は、ＦＩＡ公認車両、ＪＡＦ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、当該年度車両規則に定める当該車両規定に適合したものとする。

## 第12条　選手権の部門およびクラス区分

1．日本ジムカーナ選手権

1）全日本ジムカーナ選手権：

⑴　部門：

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、ＰＮ部門、Ｎ部門、ＳＡ部門、ＳＣ部門およびＡＥ部門の５部門で構成される。

⑵　クラス区分：

ＰＮ、Ｎ、ＳＡ、ＳＣ、ＡＥの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードＰＮ車両部門：

クラス１：気筒容積1600cc以下の２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両。

クラス２：気筒容積1600ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両。

クラス３：気筒容積1600ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両のうち、ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が2012年１月１日以降の車両。

クラス４：クラス１、クラス２およびクラス３に該当しないＰＮ車両。

スピードＮ車両部門：

クラス１：前輪駆動のＮ車両。

クラス２：後輪駆動のＮ車両。

クラス３：４輪駆動のＮ車両。

スピードＳＡ車両部門：
クラス１：気筒容積1600cc以下の２輪駆動のＳＡ車両。
クラス２：気筒容積1600ccを超える２輪駆動のＳＡ車両。
クラス３：４輪駆動のＳＡ車両。
スピードＳＣ車両部門：（クラス区分なし）
スピードＡＥ車両部門：（クラス区分なし）

2）地方ジムカーナ選手権：

⑴ 部門：

地方ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、ＰＮ部門、Ｎ部門、Ｂ部門、ＳＡ部門、ＳＣ部門、Ｄ部門およびＡＥ部門の中から、下記⑵の①または②のいずれかに区分された部門により構成される。

⑵ クラス区分：

下記①または②のいずれかのクラス区分とする。
①全日本選手権と同クラス区分
②開催地域別に任意に設定されるクラス区分
※次のａ.～ｃ.の要件すべてを満たし、ＪＡＦの承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、ａ.～ｃ.の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

ａ．クラス区分は最大14区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（ＰＮ、Ｎ、Ｂ、ＳＡ、ＳＣ、Ｄ、ＡＥ）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、２輪駆動、４輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。
さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第３編スピード車両規定第３章～第６章、第９章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

ｂ．同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。

ｃ．上記ａ．およびｂ．について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をＪＡＦに提出すること。

2．日本ダートトライアル選手権

1）全日本ダートトライアル選手権：

⑴ 部門：

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、ＰＮ部門、Ｎ部門、ＳＡ部門、ＳＣ部門、Ｄ部門およびＡＥ部門の６部門で構成される。

⑵ クラス区分：

ＰＮ、Ｎ、ＳＡ、ＳＣ、Ｄ、ＡＥの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードＰＮ車両部門：

クラス１：気筒容積1600cc以下の２輪駆動のＰＮ車両。

クラス２：気筒容積1600ccを超える２輪駆動のＰＮ車両のうち、ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年または、ＪＡＦ登録年が2012年１月１日以降の車両。

スピードＮ車両部門：

クラス１：２輪駆動のＮ車両。

クラス２：４輪駆動のＮ車両。

スピードＳＡ車両部門：

クラス１：２輪駆動のＳＡ車両。

クラス２：４輪駆動のＳＡ車両。

スピードＳＣ車両部門：

クラス１：２輪駆動のＳＣ車両。

クラス２：４輪駆動のＳＣ車両。

スピードＤ車両部門：（クラス区分なし）

スピードＡＥ車両部門：（クラス区分なし）

2）地方ダートトライアル選手権：

⑴ 部門：

地方ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、ＰＮ部門、Ｎ部門、Ｂ部門、ＳＡ部門、ＳＣ部門、Ｄ部門およびＡＥ部門の中から、下記⑵の①または②のいずれかに区分された部門により構成される。

⑵ クラス区分：

下記①または②のいずれかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分
②開催地域別に任意に設定されるクラス区分
※次のａ.～ｃ.の要件すべてを満たし、ＪＡＦの承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、ａ.～ｃ.の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

ａ．クラス区分は最大11区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（ＰＮ、Ｎ、Ｂ、ＳＡ、ＳＣ、Ｄ、ＡＥ）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、２輪駆動、４輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。
さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第３編スピード車両規定第３章～第６章、第９章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

ｂ．同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。

ｃ．上記ａ．およびｂ．について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をＪＡＦに提出すること。

**第13条　参加資格**

当該年度有効なＪＡＦ競技許可証所持者とする。

**第14条　参加台数**

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

**第15条　選手権シリーズおよび選手権競技の成立**

１．選手権シリーズの成立
第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条２．に従って３回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

２．選手権競技の成立
１）全日本選手権は、各競技会において各部門各クラス５台以上の出

走を以って成立する。
2）地方選手権は、各競技会において各部門各クラス３台以上の出走を以って成立する。

**第16条　選手権競技会の延期、中止、非開催**

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の２ヵ月前までに理由を付してＪＡＦに届出を行い承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、ＪＡＦは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

**第17条　規則違反**

1．選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、ＪＡＦは当該違反者に対し罰則を適用する。
2．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

**第18条　選手権保持者の認定**

1．ＪＡＦは第12条の各部門各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。
2．得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が５競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
3．複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
1）有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
2）上記１）の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得

点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
3）上記2）の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
例）2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

**第19条　得点基準**

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。
得点基準表：

| 順　位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 得　点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |

**第20条　賞の授与**

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権保持者として認定された者に対し、ＪＡＦは資格認定証およびＪＡＦが別に定める「ＪＡＦモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

## 第2章　参加に関する規定

**第21条　参加申込に関する規定**

1．同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
2．全日本選手権
1）シードドライバー
⑴ＪＡＦは前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位6名を当該部門クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
⑵シードドライバーは全日本選手権の認定された部門クラスに限り参加を優先的に認められる。
2）同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。
3．地方選手権
1）同一車両による重複参加は2名まで認められる。
2）前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1名までに認定され

たシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

**第22条　参加申込者に対する参加拒否**

組織委員会は国内競技規則４－19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してＪＡＦに報告しなければならない。

## 第３章　競技会運営に関する規定

**第23条　プラクティス（練習）**

オーガナイザーがプラクティスを行う場合は、全参加者にそのスケジュールを公開すること。

**第24条　ドライバー変更**

ドライバー変更は認められない。

**第25条　車両変更**

1．参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2．車両変更は同一部門同一クラスであること。
3．車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

**第26条　ドライバーズブリーフィング**

1．競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2．ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティーの対象となる。

## 第４章　競技に関する規定

**第27条　公式予選**

オーガナイザーは、選手権競技会に公式予選を設ける場合は、その実施方法について競技会特別規則に明記すること。

### 第28条　コースの慣熟

オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

### 第29条　信号合図

選手権競技会で使用する信号合図は「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に従うこと。特別な信号を使用する場合は競技会特別規則に明記すること。

### 第30条　順位の決定

原則として競技は２ヒートで行う。２ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。

同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1．セカンドタイムの良好な者。
2．排気量の小さい順。
3．競技会審査委員会の決定による。

### 第31条　競技会の成立、延期、中止、短縮

1．保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2．競技は第１ヒートが終了した時点で成立する。
3．オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

## 第５章　一般規定

### 第32条　競技車両のパドック待機

1．競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。

2．パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Ｖベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

**第33条　参加者（ドライバー）の遵守事項**

1．参加者は、当該選手権への参加に係わるすべての者にすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2．参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証すること。
3．参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

**第34条　保　険**

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第８条２．に定める措置をとること。

**第35条　競技会特別規則**

オーガナイザーは、ＪＡＦの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

## 第６章　選手権規定の施行に関する規定

**第36条　本規定の特例**

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、ＪＡＦがその処置を決定する。

**第37条　選手権規定の変更**

ＪＡＦは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

**第38条　本選手権規定の施行**

本選手権規定は、2014年６月１日から施行する。

以上

# 2015年ＪＡＦカップオールジャパン ジムカーナ／ダートトライアル規定

2014年３月25日制定
2014年６月１日施行

## 第１条　目　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権上位入賞者を対象として、各地域のモータースポーツの健全な発展および振興を図ることを目的に、年１回開催されるジムカーナおよびダートトライアル競技の祭典に「ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ」「ＪＡＦカップオールジャパンダートトライアル」のタイトルを与える。

## 第２条　適用規則

ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技は、「ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその付則（本規定ならびにスピード行事競技開催規定を含む）、2015年（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定（第１章および第２章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。

## 第３条　競技会の認定

ＪＡＦは当該年度全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権、および地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権の上位入賞者を対象として開催されるジムカーナ／ダートトライアル競技を「ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ」「ＪＡＦカップオールジャパンダートトライアル」として認定する。

当該競技会として認定を受けるオーガナイザーは、ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会に関するＪＡＦからの

指示事項に従わなければならない。

## 第４条　開催場所

第１条に基づき、ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会の開催場所は、原則として暦年毎に異なる開催地域とする。

## 第５条　参加車両

当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。

## 第６条　部門およびクラス区分

１．ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ
当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条１．１）と同一とする。
２．ＪＡＦカップオールジャパンダートトライアル
当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条２．１）と同一とする。

## 第７条　開催資格

開催資格は、「公認クラブ、公認団体または加盟クラブ」とし、競技会の格式は「国内」とする。

## 第８条　ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの申請資格

過去５年以内（５年前の年の１月１日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、ＪＡＦカップを１回以上、または地方選手権を３回以上開催した実績のあるもの。
※共催について：
上記の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は３クラブ（団体）以内であれば認められる。
この共催によるオーガナイザーの実績は、上記に定める開催実績とし

て認める。

## 第９条　参加資格と優先順位

１．当該年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラス10位までの者。
２．当該年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラス6位までの者。
３．オーガナイザーの選考に基づく者。
　ただし、前項１．および２．に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

## 第10条　同一競技会の参加制限

１．同一運転者は１つの競技会に１クラスしか参加できない。
２．同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は２名まで認められる。

## 第11条　参加台数

　ＪＡＦカップオールジャパン対象部門およびクラスの最大参加台数は、180台までとする。

## 第12条　競技会の成立

　ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルは、各クラス毎に５台以上の出走をもって成立とする。

## 第13条　競技規則違反

１．認定された競技会に適用される規則または規定に対する違反があった場合、ＪＡＦは当該違反者に対し罰則を適用する。
２．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則違反は失格となる場合がある。

## 第14条　ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの開催日程と申請手続き

　ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しな

ければならない。

1．申請手続き

1）ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ

開催日程：当該年の11月８日（前後日を入れて２日間開催も可）

申請期間：前年の７月15日迄にＪＡＦ各地方本部に直接申請すること。

2）ＪＡＦカップオールジャパンダートトライアル

開催日程：当該年の11月１日（前後日を入れて２日間開催も可）

申請日程：前年の７月15日迄にＪＡＦ各地方本部に直接申請すること。

2．組織許可申請

ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの組織申請は開催日の３ヵ月前までに行わなければならない。

3．成績報告

オーガナイザーは、成績を「ＪＡＦ公認競技会・競技結果成績表」に記載し、競技終了後、直ちにＪＡＦ本部に報告しなければならない。

## 第15条　賞の授与

ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの各部門各クラスで１位となったものに対し、ＪＡＦカップを授与し、また２位～６位となった者に対し賞典を与える。

## 第16条　延期、中止、非開催

1．オーガナイザーは、ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの延期、または開催不能の場合、その開催予定日の２ヵ月前までに、ＪＡＦにその理由を付して届け出を行い承認を受けなければならない。

2．正当な理由がなく、本競技会を開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度以降の本競技会の開催を認めない場合がある。また、ＪＡＦは組織申請許可以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

## 第17条　本規定の特例

やむを得ない事情または重大な規則違反により、本規定を適用できない場合は、ＪＡＦにおいてその処置を決定する。

## 第18条　本規定の施行

本規定は、2014年６月１日から施行する。

以上

# 2015年日本サーキットトライアル選手権規定

2014年３月25日制　　定
2014年６月１日施　　行

## 第１章　総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は､2015年（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。

日本サーキットトライアル選手権競技は「ＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

### 第１条　選手権の区分

日本サーキットトライアル選手権は次の通り区分する。

地方選手権

地方選手権の呼称は、１サーキットで１シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名およびオーガナイザー名を付し、また、複数のサーキットで１シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

### 第２条　選手権競技会の格式

準国内競技または国内競技とする。

**第３条　選手権競技会の数**

各々最大開催数を10大会とする。

**第４条　オーガナイザー**

公認団体、加盟団体または公認クラブおよび加盟クラブが組織できる。

**第５条　選手権の申請資格**

第４条の団体またはクラブのみ申請することができる。

**第６条　選手権の登録申請**

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にＪＡＦ所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

１．選手権の開催月日
２．選手権の開催場所
３．コース公認申請者の同意：
　カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。
４．その他必要事項

**第７条　選手権開催日程**

当該年の１月１日～11月第４日曜日

**第８条　選手権の認定**

ＪＡＦは、当該選手権として申請された中から日本サーキットトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関するＪＡＦからの指示事項に従わなければならない。

ＪＡＦは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

**第９条　選手権競技会の公示**

ＪＡＦは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

**第10条　選手権競技会の組織許可申請**

選手権として認定された競技会は以下の期日までにＪＡＦ所定の書式により組織許可申請書類を開催日の２ヶ月前までにＪＡＦに提出しなければならない。

**第11条　参加車両**

１．Ｂ部門：
　Ｂ部門に参加する車両は、当該年度車両規則第３編スピード車両規定に定めるスピードＢ車両（Ｂ車両）に適合したものとする。
２．ＡＥ部門：
　ＡＥ部門に参加する車両は、ＦＩＡ公認車両、ＪＡＦ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、当該年度車両規則に定める当該車両規定に適合したものとする。

**第12条　選手権の部門およびクラス区分**

１．部門：
　第11条「参加車両」の分類に基づき、Ｂ部門およびＡＥ部門により構成される。
２．クラス区分：
　１）Ｂ部門
　　最大３クラスとし、次の⑴～⑶の要件全てを満たすことを条件にクラス区分を任意に設定する。
　　⑴気筒容積別、または駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、２輪駆動、４輪駆動等）に区分する。さらに、特定の制限を加えることができる。
　　⑵当該シリーズを構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。
　　⑶上記⑴および⑵について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をＪＡＦに提出すること。
　２）ＡＥ部門

クラス区分なし

**第13条　参加資格**

当該年度有効なＪＡＦ競技許可証所持者とする。

**第14条　参加台数**

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

**第15条　選手権シリーズおよび選手権競技の成立**

1．選手権シリーズの成立
　第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2．に従って3回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。
2．選手権競技の成立
　各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

**第16条　選手権競技会の延期、中止、非開催**

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付してＪＡＦに届出を行い、承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、ＪＡＦは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

**第17条　規則違反**

1．選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、ＪＡＦは当該違反者に対し罰則を適用する。
2．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

**第18条　選手権保持者の認定**

1．ＪＡＦは第12条の各部門各クラスの最高得点者を地方選手権保持者として認定する。
2．得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が５競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
3．複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
　1）有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
　2）上記１）の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
　3）上記２）の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。
　　ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
　　例）２位が複数の場合：１位、２位、２位、４位

**第19条　得点基準**

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

| 順　位 | １位 | ２位 | ３位 | ４位 | ５位 | ６位 | ７位 | ８位 | ９位 | 10位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 得　点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | ８点 | ６点 | ４点 | ３点 | ２点 | １点 |

**第20条　賞の授与**

日本サーキットトライアル選手権保持者として認定された者に対し、ＪＡＦは資格認定証および　ＪＡＦが別に定める「ＪＡＦモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

# 第２章　競技に関する規定

## 第21条　順位の決定

原則として競技は２ヒートで行う。２ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

１．セカンドタイムの良好な者。
２．排気量の小さい順。
３．競技会審査委員会の決定による。

## 第22条　競技会の成立、延期、中止、短縮

１．保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
２．競技は第１ヒートが終了した時点で成立する。
３．オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

# 第３章　一般規定

## 第23条　保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第８条２.に定める措置をとること。

## 第24条　競技会特別規則

オーガナイザーは、ＪＡＦの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

# 第４章　選手権規定の施行に関する規定

**第25条　本規定の特例**

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、ＪＡＦがその処置を決定する。

**第26条　選手権規定の変更**

ＪＡＦは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

**第27条　本選手権規定の施行**

本選手権規定は2014年１月１日から施行する。

以上

# 自動車登録番号標付車両による
# レース開催規定

1999年12月13日制定
2000年１月１日施行
2008年７月31日改正
2008年10月１日施行
2009年11月26日改正
2010年１月１日施行
2011年11月24日改正
2012年１月１日施行

## 第１条　目　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）は、自動車レースの健全な発展を図るため、自動車登録番号標付車両を使用するレース（以下「本レース」という）に関して本規定を定める。

## 第２条　参加車両

１．本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第３編第５章スピードＳＡ車両規定または第６章スピードＢ車両規定に適合したものとする。
２．上記１．に加え、６点式以上のロールケージおよび４点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。

## 第３条　開催資格

本レースを開催できる者は、「公認クラブ」または公認モーターレーシングコース所有者である「公認団体」および「加盟団体」とする。

## 第４条　競技の格式

本レースの格式は、「国内」、「準国内」または「地方」のいずれかとする。

## 第５条　組織許可申請

本レースを開催しようとする者は、競技の格式に関わらず競技会開催日の２ヵ月前までに、所定の書式に参加車両規則案および「自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査体制表」（別紙１）を添付して、組織許可申請を行うこと。

## 第６条　車両検査

1．オーガナイザーは、競技に先立ち車両検査を実施し、排出ガスの検査をはじめ保安基準およびスピードＳＡ車両規定またはスピードＢ車両規定への適合の確認を行わなければならない。
2．参加者は、出走可能な状態で車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は、競技に参加することはできない。
3．車両検査に車両を提示することは、当該車両が適用規則のすべてに適合していることを申告したものとみなされる。
4．オーガナイザーは、競技会での車両故障あるいは損傷等を誘因とした車両事故等を未然に防止するため、本規定付則「自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策」（別紙２）に基づく車両検査体制を構築すること。

## 第７条　競技終了後の搬送

1．競技会公式車両検査終了後すべての参加車両は、車両故障あるいは損傷の有無にかかわらずオーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送され、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けなければならない。オーガナイザーは、その結果についての検査票を全参加車両について作成すること。
2．競技に参加した車両が、前項に従って整備工場等に搬送されなかった場合は、その競技成績は抹消され、かつ、その競技参加者、競技運転者および車両の以後の本レースへの参加は認められない。

入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

## 第８条　参加車両の履歴

本レースに参加した車両の履歴については、ＪＡＦおよびオーガナイザーにより管理され、第７条の検査票で不具合を指摘された車両については、必要な手続きが完了しない限り、本レースの参加が認められない。

## 第９条　保　険

自動車競技の組織に関する規定第８条１を適用する。

## 第10条　競技規則

１．最大決勝出走台数：
ＪＡＦ国内モーターレーシングコース許可証に記された台数とする。
２．燃　料：
１）本レースに使用できる燃料は、石油会社で生産され一般に市販されている無鉛ハイオクガソリンまでとする。オクタン価を増すことのない通常のオイルあるいは水ぬき剤は使用できるが、他の添加剤の使用は禁止される。
２）オーガナイザーは、燃料を指定してはならない。
３）フリー走行、公式予選および決勝レース等の競技中の燃料補給は許されない。
ただし、競技中以外に燃料補給を行う場合は、エンジンを停止し、ドライバーはシートを離れなければならない。ピット内に燃料を保管する場合は、最大20ℓまでとし、消防法に適合した金属製の携行缶に保管しなければならない。
３．信号合図：
国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に従うこと。

## 第11条　本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合には、ＪＡＦがその処置を決定する。

## 第12条　本規則の施行

本規定は、2012年１月１日より施行する。

# 自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の統一解釈

1．第２条　「参加車両」について：

本規定第２条　「参加車両」１．に基づき本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第３編第１章一般規定第２条に定義されるスピードＳＡ車両またはスピードＢ車両に適合したものとする。

統一解釈：

１）消火器：レース車両規定に基づく消火器を装着することが推奨される。

２）最低重量：ジムカーナ競技における最低重量を適用する。
ただし、規定に適合できない場合は、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にＪＡＦが決定する。

３）タイヤ／ホイール：規定に適合できない場合、スピードＳＡ車両は、２００２年国内競技車両規則第４編スピード車両規定第２章スピードＡ車両９．３．13）タイヤおよびホイールを限度とし、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にＪＡＦが決定する。
またスピードＢ車両は、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にＪＡＦが決定する。

2．第７条　「競技終了後の搬送」について：

統一解釈：

１）オーガナイザーは、「指定自動車整備事業規則」第４条に定める自動車検査員（以下、「自動車検査員」という。）をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行なわせることができるものとし、これを本規定に定める整備工場等での確認とみなす。

２）上記の検査で、一般の交通の用に供するのに適すると判定された参加車両については本規定第２項を適用しないが、一般の交通の

用に供するのに適しないと判定された参加車両については、自走しない手段により整備工場等に搬送の上、必要な修理を受けるものとし、もし整備工場等に搬送されなかった場合は、本規定第２項を適用する。

３．自動車登録番号標付車両によるレースにおいて「指定自動車整備事業規則」第４条に定める自動車検査員をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行う場合、「決勝レースの正式結果」は、車両保管解除後、競技に参加した全車両が本確認を受けるための、受付を完了した時点で発表することができる。

なお、決勝レース終了後に行われる再車両検査において、本確認で行われる検査項目を実施することができる。

別紙 1

# 自動車登録番号標付き車両によるレースの車両検査体制表

<table>
<tr><td>競技会名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>参加車両名（型式）</td><td>車両名</td><td colspan="2">型式</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>開催日</td><td colspan="3">年　月　日（　）～　月　日（　）</td></tr>
<tr><td>オーガナイザー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>技術委員長</td><td>氏名</td><td colspan="2">許可証 No.</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>車両検査補助員<br>（有資格者が従事する場合）</td><td>氏名</td><td colspan="2">自動車整備士の種類</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">競技会場周辺の搬入可能な整備工場等</td><td colspan="3">整備工場等の名称</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">電話番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>車両運搬車</td><td colspan="3">台配備</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交換用部品</td><td colspan="3">応急作業用の部品として用意するものに○を付し、<br>表記以外に用意する部品等があれば、記載する</td></tr>
<tr><td>灯火類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>灯火類のレンズ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ブレーキシュー（パッド）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Ｖベルト</td><td></td><td></td></tr>
</table>

参加車両の型式、車両検査補助員、搬入可能な整備工場等が複数の場合、別紙に貼付すること。
本書類は、オーガナイザーが作成し、組織許可申請に添付してＪＡＦに提出すること。

別紙 2

## 自動車登録番号標付車両によるレース開催規定 付則
## 自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策

1．レース開催前：

1）一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）は、オーガナイザーから本レース組織許可申請書の提出を受けた後、当該オーガナイザーに対し、それまでに提出された参加車両履歴一覧表を開示する。

2）オーガナイザーは、上記１）による参加車両履歴一覧表に基づき、過去の本レースにおける競技会終了後の整備工場等における車両検査で不具合を指摘された車両の参加について、以下の措置を講じること。

⑴指摘された不具合箇所に対する整備作業等が完了している車両：
当該参加者に対し、整備作業等が完了していることがわかる書面、資料、写真等を提示させることにより、その確認が取れた場合は、参加を受理することができる。

⑵指摘された不具合箇所に対する整備作業等が完了していない車両：
参加を受理することはできない。

2．レース開催中：

1）オーガナイザーは、参加車両の応急作業、整備工場等への搬送および整備作業を遺漏なく行うことができるよう以下の措置を講じること。

⑴運輸省令自動車整備士技能検定規則の規定による３級以上の有資格者をつとめて１名以上車両検査補助員として従事させること。

⑵競技会場周辺に、搬入可能な整備工場等を確保すること。

⑶競技会場に車両運搬車を配備し、参加者の希望により便宜を図ること。車両運搬車は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第７条によるすべての参加車両の整備工場等への搬送が円滑に行うことができる台数を配備しなければならない。

2）オーガナイザーおよび競技参加者は、参加車両の応急作業等の円滑化を図るため、つとめて以下のものを用意しなければならない。

⑴灯器類（前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯、方向指示器）、灯火類の交換用レンズおよび交換用ヒューズ

⑵ブレーキシュー（パッド）等の制動系消耗部品
⑶Ｖベルト
⑷牽引用ロープ

3．レース終了後：
1）オーガナイザーは、上位入賞車両に対し最終車両検査を実施すること。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
　なお、本車両検査を以って競技における公式車両検査結果とする。
2）正式結果発表後、すべての参加車両は、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けるため、オーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送されなければならない。
　ただし、順位が認定されない車両は、正式結果発表前に整備工場等での確認を受けることができる。
3）整備工場等への搬送後、すべての参加車両は、競技役員立会いのもと競技会での車両故障あるいは損傷の有無にかかわらず「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票（以下「検査票」という）」による確認を受け、競技参加者および競技運転者は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第８条に基づき、同検査票の誓約文に署名しなければならない。
4）オーガナイザーは、上記３）による確認結果を記載した検査票をすべて回収し、「自動車競技の組織に関する規定」の第７条６に規定された書類とともに、競技会終了後14日以内にＪＡＦに提出しなければならない。

以上

# ラリー競技開催規定

1974年10月29日制定
1982年11月24日改定
1986年10月23日改定
1988年２月10日改定
1988年10月18日改定
1989年１月１日改定
1990年10月23日改定
1992年７月21日改定
1993年１月１日施行
1993年12月２日改定
1994年１月１日施行
1997年７月24日改定
1997年９月１日施行
1997年10月23日改定
1998年１月１日施行
1998年10月29日改定
1999年１月１日施行
1999年10月22日改正
2000年１月１日施行
2000年８月１日改正
2001年１月１日施行
2001年３月30日改正
2001年４月１日施行
2002年７月31日改正
2003年１月１日施行
2003年７月28日改正
2004年１月１日施行
2004年８月３日改正
2004年９月１日施行
2004年12月１日改正
2005年１月１日施行
2006年３月28日改正
2006年６月１日施行
2007年８月１日改正
2008年１月１日施行
2008年７月31日改正
2009年１月１日施行
2012年７月26日改正
2013年１月１日施行
2014年11月27日改正
2015年１月１日施行

## 第１条　総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、国内競技規則および自動車競技の組織に関する規定に基づき、国内で開催されるＪＡＦ公認ラリー競技に適用する規定を以下の通り定める。

## 第２条　定義

１．タイムトライアル（スペシャルステージ）：あるコース上において個別に速さを競う競技をタイムトライアルといい、ラリー競技においてタイムトライアルを行う区間をとくにスペシャルステージという。

２．国内競技規則２－14に定める第１類ラリーは以下の通り分類される。

１）第１種アベレージラリー：各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさを専ら順位判定の要素とするラリー。本競技の詳細は付則「第１種アベレージラリー開催規定」に定める。

２）第２種アベレージラリー：各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさを順位判定の要素とするが、コースの一部にタイムトライアル区間（スペシャルステージ）または参加車両の遅着を想

定した指示速度を与える区間を含むラリー。本競技の詳細は付則「第２種アベレージラリー開催規定」に定める。

3）スペシャルステージラリー：１つ以上のタイムトライアル区間（スペシャルステージ）が設定され、当該区間での速さを順位決定の主たる要素とし、それ以外の区間は主として移動を目的とした走行に充てられる形式のラリー。本競技の詳細は付則「スペシャルステージラリー開催規定」に定める。

3．国内競技規則２－14に定める第１類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。

1）クルー：参加車両に搭乗する２名（第１種アベレージラリーは除く。）の乗員をいい、ドライバーおよびナビゲーター（本付則スペシャルステージラリーにおいてコ・ドライバーという。）で構成される。クルーはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。

2）レストタイム：ラリー競技中、一定の時間停車し休息をとることを目的に、指示書又はアイテナリー等により指示される時間。レストタイムの指示は、「○○地点にて○○分間のレストタイム」と指示される場合と、レストタイムからの出発時刻を各々に指示される場合がある。

3）チェックポイント：アベレージラリー競技中において、指示書又はチェックカード等による指示に対して正確に走行したか否かを計測する地点。この地点にて渡されるチェックカードにより、新たな走行速度等が指示される。通常この地点での走行結果と指示との誤差は減点として競技成績に反映される。

4）チェックカード：アベレージラリーにおけるチェックポイントにて、チェックポイント通過時刻が記入され、新たな走行指示が記入されるカード。通常クルーに渡されたチェックカードは、各々のコントロールシートに貼付し、自己採点の上、オーガナイザーに提出する。

5）コントロールシート：アベレージラリーにおいて、チェックカー

ドを貼付し、自己採点の上、オーガナイザーに提出することを目的とした用紙。

6）ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、黄旗が準備され、競技長の指示により黄旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて黄旗が提示されるのはこの地点のみである。ラジオポイントは少なくとも５kmごとに設置される。

7）タイムカード：スペシャルステージラリーにおける各タイムコントロールポイントにおいて、競技役員により通過時刻を記入されるカード。

8）タイムコントロール：スペシャルステージラリーにおいて、スタートからフィニッシュまで設置され、アイテナリー等によって指示された通りに到着したか否かを計測する地点。通常タイムコントロールへの到着時刻は、次のタイムコントロールへのスタート時刻となるが、スペシャルステージを伴う場合、スペシャルステージのスタート時刻が当該タイムコントロールのスタート時刻となる。

## 第３条　ラリー競技会組織に関する公認基準

1．ラリー競技会を組織するオーガナイザーは、別掲の「ラリー競技会組織に関する公認基準の表」に従わなければならない。

2．ＪＡＦが特に認めた場合を除き、同一オーガナイザーが同一日に複数のラリー競技会を開催することはできない。

## 第４条　組織許可手続きおよび報告義務

オーガナイザーは、付則「ラリー競技会の組織許可に関する細則」に従い、開催日前の定められた期限までに組織許可申請を行わなければならない。また競技会終了後は、同付則に定められた報告書類を期限までに提出しなければならない。

## 第５条　道路使用許可

1．競技が道路を使用して開催される場合には、警察から書面による許

可（道路使用許可）を得ていなければならない。

2．タイムトライアル（スペシャルステージ）は、ＪＡＦ公認コースまたは道路に該当しない場所において行うこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。

1）一般交通の用に供することを目的としている道路（市町村道等）においては、オーガナイザーが、沿道住民、観客、クルー、競技関係者等の安全性を確実に担保し、一般交通の遮断のための自主警備体制および競技中の事故に備えた緊急医療体制を確立したうえで、地域住民、道路利用者等の合意を形成し、当該道路管理者等から使用承諾書等を、所轄警察署長から道路使用許可を得た場合。

2）1）以外で実態として一般交通の用に供されている場所（林道、農道等）においては、オーガナイザーが当該場所の管理者等から使用承諾を得たうえで、当該場所を一般交通から遮断する措置をとる場合。この場合、オーガナイザーは、上記1）と同様の安全性の確保ならびに自主警備体制および緊急医療体制の確立を行うこと。

## 第6条　保険

ラリー競技会のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1．オーガナイザーは参加者に対し、対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）の加入を義務づけること。

2．タイムトライアルの会場に観衆（観客）を入れる場合オーガナイザーは、当該競技会開催期間中、観衆（観客）に対し下表以上の当該競技内容に有効となるオーガナイザー賠償責任保険を付保しなければならない。

| | |
|---|---|
| オーガナイザー賠償責任保険 | 対人賠償：1名1億円<br>1事故3億円<br>対物賠償：1事故1億円 |

3．オーガナイザーは、競技役員のうちコース上またはこれと類似する場所で役務につく者に対し、一人あたり500万円以上のラリー競技会に有効な傷害保険（または共済等）を付保しなければならない。

## 第７条　罰則

本規定に違反したオーガナイザーおよび競技役員は、国内競技規則11－３によって罰則の対象となる。

## 第８条　本規定の特例

本規定に適合しない特殊な組織申請については、その都度ＪＡＦの承認を必要とする。

## 第９条　本規定の施行

本規定は、2015年１月１日から施行する。

## ラリー競技会組織に関する公認基準の表

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>国際格式</th><th>国内格式</th><th>準国内格式</th><th>地方格式</th><th>クローズド格式</th></tr>
<tr><td rowspan="3">競技会<br>開催資格</td><td>1</td><td rowspan="2">過去に準国内格式のラリー競技会を３回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ</td><td>過去に準国内格式のラリー競技会を３回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ</td><td rowspan="2">初めて準国内競技を開催するオーガナイザーは、組織許可申請前５年以内に地方格式のラリー競技会を３回以上開催（共催可）した実績を有する加盟団体以上および加盟クラブ以上であること。<br>（※注１参照）</td><td rowspan="2">加盟クラブ以上または加盟団体以上として登録後３年以上更新登録（初年度登録を含む）が行われており過去にクローズドのラリーを３回以上開催（共催可）した実績を有していること。<br>（※注２参照）</td><td rowspan="2">準加盟クラブ以上（ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。）</td></tr>
<tr><td>過去に準国内格式のラリー競技会を10回以上単独開催した実績を有する加盟クラブ</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">事務局を常設しかつ専従の事務局員１名以上が常駐すること。</td><td colspan="2">当該競技会の特別規則書に記載された参加受付開始日から競技会終了までの間事務局を開設すること。</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">公認審判員資格ＡまたはＢの技術、コース、計時各１級についてそれぞれ１名以上を競技会組織に所属せしめていること。</td><td colspan="2">公認審判員資格ＡまたはＢの技術、コース、計時各２級以上についてそれぞれ１名以上を競技会組織に所属せしめていること。</td><td>公認審判員資格Ｂ以上の技術、コース、計時各３級以上についてそれぞれ１名以上を競技会組織に所属せしめていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加台数</td><td>90台以下</td><td colspan="2">75台以下（全日本選手権については90台を上限とする）</td><td>60台以下</td><td>40台以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">総走行距離<br>（※注３参照）</td><td colspan="2">制限しない</td><td>500km以下</td><td colspan="2">200km以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">スペシャル<br>ステージの<br>総距離</td><td colspan="2">制限しない</td><td>50km以下<br>（※注４参照）</td><td>10km以下<br>（※注５参照）</td><td>５km以下<br>（※注６参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加条件</td><td>国際ラリー競技に有効な競技運転者許可証の所持者２名以上を要する。</td><td colspan="3">国内競技運転者許可証ＡまたはＢもしくは国際ラリー競技に有効な競技運転者許可証の所持者２名以上を要する。</td><td>開催クラブの所属員で、国内競技運転者許可証Ｂ所持者またはそのクラブが認めた者２名以上を要する。</td></tr>
</table>

［※注１］1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
［※注２］国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
［※注３］総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。
［※注４］ＪＡＦ公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。
［※注５］ＪＡＦ公認コースで行う場合を除き、１つのスペシャルステージの距離が５kmを超えてはならない。
［※注６］スペシャルステージまたは第２種アベレージラリー開催規定第４条３．に該当する区間の開催場所はＪＡＦ公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、１つのスペシャルステージまたは第２種アベレージラリー開催規定第４条３．に該当する区間の距離が２kmを超えてはならない。

# ラリー競技開催規定

## 付則：ラリー競技会の組織許可に関する細則

2006年３月28日制定
2006年６月１日施行
2008年11月27日改正
2009年１月１日施行
2012年７月26日改正
2013年１月１日施行

### 第１条　組織許可申請

ラリー競技会（クローズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。

１．オーガナイザーより所轄警察署へ道路使用許可申請を行う。

道路使用許可申請者は、オーガナイザーの代表者もしくは当該競技会の組織委員でなければならない。

１）提出先

（１）スタートする地域を管轄する警察署へ道路使用許可申請を行う。コースが２都道府県以上にわたる場合は、各都道府県ごとに、最初に通過する地域を管轄する警察署に道路使用許可申請を行うこと。

（２）タイムトライアルを実施する場合は、申請書の方法または形態の欄に「タイムトライアルの実施」が明記されていなければならない。

（３）タイムトライアルの開催計画にあたり、その場所が道路に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、所轄警察署に申し出て判断を仰ぐこと。

２）添付書類

（１）特別規則書草案

（２）コース図：国土交通省国土地理院承認済の都道府県地図上に、次の事項を記載すること。

①コース全体図：複数のステージまたはデイを設定する競技会についてはステージまたはデイ別コース図

②チェックポイントまたはタイムコントロールの位置およびタイムトライアルのスタート／フィニッシュの位置
③休憩所またはサービスパークの位置
④給油所の位置

（3）区間距離表またはラリー行程表（別紙推奨様式）
（4）その他の添付書類：オーガナイザーの任意により提出するもの（例：道路占用許可書、施設使用承諾書等）
（5）観衆（観客）導入計画書：ＪＡＦ公認レーシングコースおよびＪＡＦ公認スピード行事競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合。

2．オーガナイザーよりＪＡＦへ競技会組織許可申請を行う。
1）提出先：担当地方本部へ提出すること。
2）提出期限
（1）国際格式競技：4ヵ月前まで
（2）全日本ラリー選手権競技：3ヵ月前まで
（3）地方ラリー選手権競技：2ヵ月前まで
（4）国内格式競技：2ヵ月前まで
（5）準国内格式競技以下：45日前まで
3）提出書類等：次の書類が提出されない場合、申請は受理されない。
（1）組織許可申請書
（2）道路使用許可申請書（写）およびその添付書類一式（前項参照）
（3）タイムトライアル実施予定区間申告書：タイムトライアルを実施する場合は、その競技方法、実施場所ならびに管理方法等について所轄警察署に説明を行い、了解の得られた区間について、所定の「タイムトライアル実施予定区間申告書」をＪＡＦに提出すること。
（4）組織許可申請料：自動車競技に関する申請・登録手数料規定第2条参照

3．警察よりオーガナイザーへ道路使用許可証が交付される。
4．オーガナイザーよりＪＡＦへ次の書類を提出する。
1）提出先：担当地方本部へ提出すること。
2）提出期限
（1）選手権競技：2週間前まで

（2）国内格式競技以上：2週間前まで
（3）準国内格式競技以下：1週間前まで
3）提出書類：次の書類の提出がない場合、公認は行われない。
（1）警察より交付された道路使用許可証（写）：許可条件が明記されている場合はこれも添付すること。
（2）競技長および事務局長の行動予定と連絡先を記した行動予定表
（3）セーフティプラン（第1種アベレージラリーを除く）
（4）競技参加者名簿

5．ＪＡＦよりオーガナイザーへ次の書類が交付される。
1）組織許可証
2）ＪＡＦ公認ラリー競技会之証（別図参照）
（1）競技参加車用：必要枚
（2）競技役員車用：必要枚
上記「ＪＡＦ公認ラリー競技会之証」を携行しない参加車両は、公認競技会とは無関係のものとして扱われるおそれがあるので、必ず参加車両に貼付させること。

6．オーガナイザーは国内競技規則4－10に従い、公式プログラムを発行しなければならない。公式プログラムには、同項に定めるもののほか、観戦場所を設ける場合には観客に対する情報および注意事項を記載すること。

## 第2条　報告義務

オーガナイザーは、競技会終了後14日以内に次の書類を提出しなければならない。

1．公式プログラムまたは競技参加者名簿
2．競技役員名簿
3．公式通知
4．ロードブックまたは指示書・正解表
5．競技結果成績表
6．実際に使用したコース全体図
7．区間距離表またはラリー行程表
8．特別規則書に記載した競技距離と実際の競技距離とが著しく異なった場合には、その理由書および必要書類。

## 第３条　本規定の施行

本規定は、2013年１月１日より施行する。

### ＪＡＦ公認ラリー競技会之証

本規定第１条５．２）に定める競技会之証は、下記の様式によるものとする。

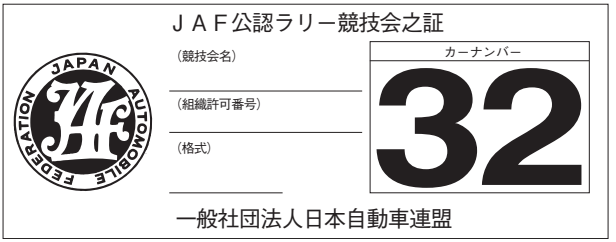

# ラリー競技開催規定

## 付則：第１種アベレージラリー開催規定

2006年３月28日制定　2010年11月25日改正
2006年６月１日施行　2011年１月１日施行
2007年８月１日改正　2012年７月26日改正
2008年１月１日施行　2013年１月１日施行
2008年７月31日改正　2014年11月27日改正
2009年１月１日施行　2015年１月１日施行

ラリー競技開催規定第２条に従い、第１種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

### 第１条　特別規則書

特別規則書には、国内競技規則４－８のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

１．競技方法
２．総走行距離
３．参加車両に搭載しなければならない備品
　非常用停止表示板（三角）２枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器
４．クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
　１）正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
　２）参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
５．参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
　１）整備作業の監督を担当する競技役員名
　２）整備作業を行うことができる場所
　３）サービスカーの管理方法
　４）整備作業の範囲
　　（１）タイヤの交換
　　（２）ランプ類のバルブの交換

（3）点火プラグの交換
（4）Vベルトの交換
（5）各部点検増締め
（6）上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

## 第2条　参加車両

1．本競技に参加できる車両は次の通りとする。
1）国際格式競技：ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のグループＮまたはグループＡ規定に従った車両
2）国内格式競技以下：
（1）ＪＡＦ国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったＲＲ車両、ＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両、ＡＥ車両またはＦ車両
なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第1章第1条総則におけるハードトップの装着は免除される。
（2）ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年ＪＡＦ国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）
2．ＦＩＡまたはＪＡＦの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3．オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4．外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

## 第3条　参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは、参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。
1．参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。

1）すべてのクルーの自動車運転免許証
2）すべてのクルーの競技運転者許可証
3）競技参加者許可証
4）自動車検査証
5）自動車損害賠償責任保険証
6）対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）

2．車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第２条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の装着が義務づけられる競技会においては、クルーがそれらの装備品を所持していることを確認すること。
3．タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4．競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

## 第４条　競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．組織許可申請時に設定を明らかにするため、区間距離表を提出しなければならない。区間距離表は、別掲の推奨様式に従うことが望ましい。
2．指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬間的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。
　山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。
3．参加車両の遅着を想定した指示速度を設定してはならない。
4．競技中の走行距離最長150kmごとに連続して45分以上のレストタイムを設けなければならない。ただし、150kmの範囲で１回につき10分

以上合計45分以上となるよう分割することも可能であり、連続走行2時間を目安にレストタイムを設けることを推奨する。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。

5．休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。

6．チェックポイントの位置とその距離の決定は安全を考慮した適切なものとすること。

7．参加車両のスタート方法は原則として、1分間隔とする。

8．競技の開催前に複数回の試走を行うこと。

9．コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。

10．ラリー競技は最終のコントロールシート提出をもって終了とする。

11．特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

## 第5条　競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。

2．公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者およびクルーに伝達すること）。状況によっては参加者およびクルーに直接伝達してもよいが、この場合は参加者およびクルーから確認の署名を得ること。

3．必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも1名は競技会本部付近に待機していなければならない。

4．競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催すること。すべての参加者およびクルーはドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

5．競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、参加車両の安全を確保すること。
6．競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
7．各々のチェックポイントには２名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格Ｂ３級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く）
8．計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
9．競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

## 第６条　参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1．競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
2．一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
4．明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5．登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
6．競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7．失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8．安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9．オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10．競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。

11. 整備作業を行うことができる者は、参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
15. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

## 第7条　罰則

1．参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
1）交通事故を起こしたとき。
2）道路交通法に違反したとき。
3）リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4）走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
5）チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
6）車両規則違反が発見されたとき。
7）参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8）競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
9）参加者またはクルーおよび関係者間で不正行為があったとき。
10）その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11）参加者またはクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
12）各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 第8条　本規定の施行

本規定は、2015年1月1日から施行する。

以上

## 1種アベレージラリーの区間距離表推奨様式

| CP/PC | コマ図 | 地名 | 道標 | 積算距離 | 区間距離（区分1） | 区間距離（区分2） | 区間距離（区分3） | 指示速度（km/h） | 所用時間（分：秒） | 通過時刻（時·分·秒） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スタート | 1 | Aホテル | 40 | 0.00 | | | | | | 19:31:00 | |
| | 2 | B町C交差点 | 40 | 15.15 | 15.15 | | | | | | |
| | 3 | | ナシ | 24.64 | 9.49 | 27.46 | | 60分 | 60:00 | 20:31:00 | 時間走行 |
| OMCP | 4 | D村 | ナシ | 27.46 | 2.82 | | | | | | |
| | 5 | | ナシ | 40.97 | 13.51 | | 43.59 | | | | |
| | 6 | | ナシ | 42.35 | 1.38 | | | | | | |
| | 7 | | ナシ | 42.77 | 0.42 | 16.13 | | 28.0 | 34:34 | 21:05:34 | |
| | 8 | | ナシ | 43.39 | 0.62 | | | | | | |
| 1CP | | E橋 | ナシ | 43.59 | 0.20 | | | | | | |
| | 9 | | ナシ | 46.73 | 3.14 | 5.25 | | 25.0 | 12:36 | 21:18:10 | |
| PC | 10 | | 40 | 48.84 | 2.11 | | | | | | |
| PC | 11 | | ナシ | 49.74 | 0.90 | 0.90 | 14.15 | 3分 | 03:00 | 21:21:10 | 時間走行 |
| PC | 12 | | 50 | 55.24 | 5.50 | 5.50 | | 35.0 | 09:26 | 21:30:36 | |
| 2CP | | F駐車場 | ナシ | 57.74 | 2.50 | 2.50 | | 25.0 | 06:00 | 21:36:36 | |

1．ＣＰ／ＰＣ欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、補正地点等を記入
2．コマ図欄：コマ図番号を記入
3．積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
4．道標欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
5．区間距離欄：①区分１：各区間の距離を記入
②区分２：チェックポイント／速度変更地点間等の距離を記入
③区分３：チェックポイント間の距離を記入
6．指示速度欄：チェックポイント／速度変更地点間等の指示速度または指示時間を記入
7．所要時間欄:チェックポイント／速度変更地点間等の所要時間を記入
8．通過時刻欄：１号車の通過予定時刻を記入
9．備考欄：特記事項を記入

# ラリー競技開催規定

## 付則：第２種アベレージラリー開催規定

2006年３月28日制定
2006年６月１日施行
2007年８月１日改正
2008年１月１日施行
2008年７月31日改正
2008年11月27日改正
2009年１月１日施行
2012年７月26日改正
2013年１月１日施行
2014年11月27日改正
2015年１月１日施行

ラリー競技開催規定第２条に従い、第２種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

### 第１条　特別規則書

特別規則書には、国内競技規則４－８のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

１．競技内容：下記の事項を明記したうえ、競技方法の詳細を記すこと。
　１）指示速度走行区間の有無（第４条３．に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。）
　２）スペシャルステージ（タイムトライアル区間）の有無
　３）スペシャルステージおよび第４条３．に該当する区間を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。
２．競技距離：総走行距離およびスペシャルステージならびに第４条３に該当する区間の総距離
３．参加車両に搭載しなければならない備品
　非常用停止表示板（三角）２枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器
４．クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
　１）正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

2）参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
5．参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
1）整備作業の監督を担当する競技役員名
2）整備作業を行うことができる場所
3）サービスカーの管理方法
4）整備作業の範囲
（1）タイヤの交換
（2）ランプ類のバルブの交換
（3）点火プラグの交換
（4）Ｖベルトの交換
（5）各部点検増締め
（6）上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

## 第２条　参加車両

1．本競技に参加できる車両は次の通りとする。
1）国際格式競技：ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のグループＮまたはグループＡ規定に従った車両
ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両
2）国内格式競技以下：
（1）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＲ車両、ＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両またはＡＥ車両
（2）ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）
2．ＦＩＡまたはＪＡＦの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3．オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4．外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を

満たしていること。

## 第3条　参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
　1）すべてのクルーの自動車運転免許証
　2）すべてのクルーの競技運転者許可証
　3）競技参加者許可証
　4）自動車検査証
　5）自動車損害賠償責任保険証
　6）対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）
2．車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の装着が義務づけられる競技会においては、クルーがそれらの装備品を所持していることを確認すること。
3．タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4．競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

## 第4条　競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．組織許可申請時に設定を明らかにするため、区間距離表を提出しなければならない。区間距離表は、別掲の推奨様式に従うことが望ましい。
2．指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬間的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。

山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。

3．参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間については、設定区間の管理者等から使用承諾を得て一般交通から遮断するとともに、第６条スペシャルステージの開催運営基準に準じた措置を講じること。

また、チェックポイント地点の安全を確保するため、当該区間では参加車両を、原則として１分間隔で１台ずつ再スタートさせること。

4．競技中の走行距離最長150kmごとに連続して45分以上のレストタイムを設けなければならない。ただし、150kmの範囲で１回につき10分以上合計45分以上となるよう分割することも可能であり、連続走行２時間を目安にレストタイムを設けることを推奨する。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。

5．休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。

6．チェックポイントの位置とその区間距離の決定は安全を考慮した適切なものとすること。

7．参加車両のスタート方法は原則として、１分間隔とする。

8．競技の開催前に複数回の試走を行うこと。

9．コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。

10．ラリー競技は最終のコントロールシート提出をもって終了とする。

11．特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

## 第５条　競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。

2．公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者およびクルーに伝達すること）。状況によっては参加者およびクルーに直接伝達してもよいが、この場合は参加者およ

びクルーから確認の署名を得ること。

3．必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも１名は競技会本部付近に待機していなければならない。

4．競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催すること。すべての参加者およびクルーはドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

5．競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、参加車両の安全を確保すること。

6．競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。

7．各々のチェックポイントまたはスペシャルステージのスタート／フィニッシュには２名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの１名については公認審判員資格Ｂ３級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く）

8．計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。

9．競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

## 第６条　スペシャルステージならびに、第４条３に該当する区間の開催運営基準

1．各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等)、未舗装路面（グラベル等)、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は(ミックス路面を含み)、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

2．開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項にも従わなければならない。

１）コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。

2）コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
3）国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に、緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
4）スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（ＳＯＳトラッキング）連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約５km以内に少なくとも１ヵ所設置しなければならない。
5）ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗を準備しておくこと。消火器（３kg以上）を準備することを強く推奨する。
6）スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
— 緊急用車両
— 医師または救急救命措置の行える者
— 消火器（４kg×２本相当以上）
— 大会本部との連絡機器
コースが15kmを越える場合、中間地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
— 緊急用車両
— 医師または救急救命措置の行える者
— 消火器（４kg×２本相当以上）
— 大会本部との連絡機器
7）ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
— 消火器（４kg×２本相当以上）
— 大会本部との連絡機器
8）緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の２台体制であることが望ましい。
9）開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。
10）開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、ＪＡＦ公認レーシングコースおよ

びＪＡＦ公認スピード行事競技コース（２級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならす、ＪＡＦの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

②危険な場所はセーフティープランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティープランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。

③競技長は、救急委員長の推奨事項（ＦＩＡ国際競技規則Ｈ項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および競技会審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。

④競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。

⑥オフィシャルは、はっきりと認識できるように、タバード等を身につけること。

⑦開催場所は、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

⑧インフォメーション（安全に対する告知）

観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える

― パンフレット、チラシ、プログラム

11）上記１）～10）に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に準拠した準備や対策を追加すること。

## 第７条　参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

１．競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。

２．一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。

３．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向

を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
4．明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5．登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
6．競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7．失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8．安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9．スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
15. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

## 第 8 条　罰則

参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。

1．交通事故を起こしたとき。
2．道路交通法に違反したとき。
3．リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4．走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。

5．チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
6．車両規則違反が発見されたとき。
7．参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8．競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
9．参加者およびクルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
10．その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11．参加者およびクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
12．各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 第９条　本規定の施行

本規定は、2015年１月１日から施行する。

以上

## 第２種アベレージラリーの区間距離表推奨様式

| CP／PC | コマ図 | 地　名 | 道標 | 積算距離 | 区間距離（区分１） | 区間距離（区分２） | 指示速度（km／h） | 所用時間（分：秒） | 通過時刻（時･分･秒） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スタート | 1 | Aホテル | 40 | | 15.15 | 27.46 | 60分 | 60:00 | 20:31:00 | 時間走行 |
| | 2 | B町C交差点 | 40 | 15.15 | 9.49 | | | | | |
| | 3 | | ナシ | 24.64 | 2.82 | | | | | |
| OMCP | 4 | D村 | ナシ | 27.46 | 13.51 | 43.59 | 44.0 | 21:59 | 20:52:59 | |
| | 5 | | ナシ | 40.97 | 1.38 | | | | | |
| | 6 | | ナシ | 42.35 | 0.42 | | | | | |
| | 7 | | ナシ | 42.77 | 0.62 | | | | | |
| | 8 | | ナシ | 43.39 | 0.20 | | | | | |
| 1CP | | Eサーキット | ナシ | 43.59 | 0.20 | 0.20 | 2分 | 02:00 | 20:54:59 | 時間走行 |
| SS1S | 9 | | ナシ | 43.79 | 4.50 | 4.50 | SS | 04:30 | 20:59:29 | |
| SS1F | 10 | | 40 | 48.29 | 1.45 | 9.45 | 30.0 | 13:58 | 21:13:27 | |
| PC1 | 11 | D村 | ナシ | 49.74 | 5.50 | | 45.0 | | | |
| PC2 | 12 | | 50 | 55.24 | 2.50 | | 40.0 | | | |
| 2CP | | F駐車場 | ナシ | 57.74 | | | | | | |

1．ＣＰ／ＰＣ欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、タイムトライアルのスタート／フィニッシュ、補正地点等の位置を記入
2．コ　マ　図　欄：コマ図番号を記入
3．積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
4．道　　標　　欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
5．区間距離欄：①区分１：各区間の距離を記入
②区分２：チェックポイント間等の距離を記入
6．指示速度欄：各チェックポイントおよび速度変更地点間の指示速度または指定時間を記入（タイムトライアルの場合にはＳＳと記入）
7．所要時間欄：各チェックポイント間の所要時間を記入
8．通過時刻欄：１号車の通過予定時刻を記入
9．備　　考　　欄：特記事項を記入

# ラリー競技開催規定

## 付則：スペシャルステージラリー開催規定

2006年３月28日制定　2009年１月１日施行
2006年６月１日施行　2012年７月26日改正
2007年８月１日改正　2013年１月１日施行
2008年１月１日施行　2014年11月27日改正
2008年７月31日改正　2015年１月１日施行
2008年11月27日改正

ラリー競技開催規定第２条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

### 第１章　総則

#### 第１条　定義

１）デイ：オーバーナイトリグループで区切られる競技区間の単位。
（１）１つのデイにおける各クルーの運転時間は合計18時間を超えないこと。
（２）１つのデイの終了から次のデイの開始までの間は、６時間以上のレストタイム（停車時間）が設定されなければならない。なお、競技中の連続走行時間（１回が連続10分以上の運転の中断をすることなく、連続して運転する時間）は、最長２時間を目安とし、設定することを推奨する。
２）セクション：リグループで区切られる競技区間の単位。
３）ロードセクション：主として移動を目的とした走行に充てられ２つの連続するタイムコントロールで区切られた区間、もしくはスペシャルステージスタートとそれに続くタイムコントロールで区切られた区間を指す。
４）コントロール：参加車両の通過または通過時刻の確認を行う場所で、下記の種類がある。
（１）タイムコントロール：参加車両の到着時刻を記録する地点。
（２）スペシャルステージのスタートコントロール：スペシャルステ

ージのスタート時刻を記入する地点。
（3）スペシャルステージのフィニッシュコントロール：スペシャルステージのフィニッシュ時刻を記録する地点。ただし、タイムカードへの実際の記入は同じコントロールエリア内にあるストップポイントで行う。
（4）パッセージコントロール：参加車両の通過確認を行う地点。
5）リグループ：参加車両の隊列を整えることを目的として設定される停車をいう。リグループを行う場所は、出入り口にタイムコントロールを設けてパルクフェルメの状態を保たなければならない。その停車時間はクルーによって異なってもよい。
6）ニュートラリゼーション：何らかの事由によりオーガナイザーが参加車両を停車させること。この停車時間は競技時間に算入されない。その場所にはパルクフェルメの規則が適用される。
7）パルクフェルメ:整備、修理等の作業が禁止されているエリアをいう。
8）競技会開始：競技会は参加確認受付からスタートする。ラリー競技は最初のタイムコントロールよりスタートする。
9）競技会終了：最終公式結果の発表をもって競技会は終了する。ラリー競技は最終パルクフェルメ入口のタイムコントロールで終了する。
10）レッキ：ドライバー、コ・ドライバーはレッキスケジュールに従いスペシャルステージを走行すること。

## 第2条　統一書式

オーガナイザーは、ラリー行程表、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならず、別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1．ラリー行程表およびロードブック：オーガナイザーは、レッキ開始前までにすべてのクルーにラリー行程表が含まれたロードブックを配布すること。推奨様式については別添3を参照のこと。クルーはラリー行程表とロードブックに必ず従うこと。迂回ルートがある場合、オーガナイザーは、これを予めロードブックに記載しておくか、ロードブックと同時に配布すること。
2．タイムカード：オーガナイザーは、行程上に設けられた各コントロール（第21条．参照）で計時記録の記入および押印または署名を行うためのカードを用意しなければならない。少なくとも各セクションご

とに別々のタイムカードのセットを発行することとする。また必要に応じてパッセージコントロールで押印または署名を行ってもよい。
推奨様式については別添４を参照のこと。

## 第３条　特別規則書

特別規則書には、国内競技規則４－８のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

１．ラリー概要：下記の事項を明記すること。
　１）開催日程および開催場所
　２）競技会本部の所在地、レイアウト図、電話番号、開設および閉鎖日時
２．競技内容：下記の事項を明記すること。
　１）本規定に従ったスペシャルステージラリーであること。
　２）スペシャルステージの路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）。
　なお、第３章で述べられている事項については、特別規則書に改めて記載する必要はないが、記載する場合は文言および内容を変更しないこと。
３．競技距離：スペシャルステージの合計距離および総走行距離
４．クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
　１）正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただしコ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
　２）参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
５．整備作業の範囲
　１）タイヤの交換
　２）ランプ類のバルブの交換
　３）点火プラグの交換
　４）Ｖベルトの交換
　５）各部点検増締め
　６）上記１）～５）以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲
６．ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。
　１）参加申込の開始日時
　２）参加申込の締切日時

3）レッキの受付日時および実施日時
4）参加確認の日時
5）公式車検の日時
6）第一回審査委員会の日時
7）ドライバーズブリーフィングの日時
8）各デイのスタートリスト発表の日時
9）暫定結果の発表日時
10）表彰式の開催日時

7．暫定のラリー行程表
8．その他当該競技会で適用される追加規則

## 第4条　公式書類

・公式通知
　特別規則書の内容への追加または訂正は公式通知によって行うことができる。公式通知は特別規則書を補完するものであり、特別規則書の一部と見なされる。公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、定められた場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者またはクルーに伝達すること）。状況によっては参加者またはクルーに直接伝達あるいは配布しても良いが、この場合は必ず参加者またはクルーから確認の署名を得ること。公式通知は掲示する場合も含めてすべて黄色い用紙を使用すること。
・コミュニケーション
　競技長もしくは競技会審査委員会が発行する、インフォメーションとしての意味合いを持つ公式書類。

## 第5条　参加車両

1．本競技に参加できる車両は次の通りとする。
1）国際格式競技：ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のグループＮまたはグループＡ規定に従った車両
　ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両
2）国内格式競技以下：
（1）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＲ車

両、ＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両またはＡＥ車両
（２）ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）

2．ＦＩＡまたはＪＡＦの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。

3．オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。

4．外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

## 第２章　競技運営

### 第６条　競技会本部（ヘッドクォーター）

1．競技会期間中は競技会本部（ヘッドクォーター）を設置すること。

2．競技中はラリーコントロールを中心とした十分な連絡体制を敷くこと。とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。

3．必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも１名は競技会本部付近に待機していなければならない。

### 第７条　競技の設定

1．ロードセクションの目標所要時間の設定は、一般交通の用に供されている道路について、その道路の速度制限に従い、かつ瞬間的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。

山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。

2．サービスパーク、リグループおよびパルクフェルメは道路以外で十

分な駐車スペースを有する場所に設けること。
3．競技の開催前に複数回の試走を行うこと。
4．コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。
5．特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

## 第8条　スペシャルステージの開催運営基準

1．各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。
2．開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。
1）コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
2）コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
3）国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
4）スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（ＳＯＳトラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km以内に少なくとも１ヵ所設置しなければならない。
5）ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗および消火器（３kg以上）を準備しておくこと。
6）スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
— 緊急用車両
— 医師または救急救命措置の行える者（全日本選手権では医師が望ましい）
— 消火器（４kg×２本相当以上）

— 大会本部との連絡機器

コースが15kmを越える場合には中間地点（ミッドポイント）には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

— 緊急用車両
— 医師または救急救命措置の行える者
— 消火器（４kg×２本相当以上）
— 大会本部との連絡機器

7）ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

— 消火器（４kg×２本相当以上）
— 大会本部との連絡機器

8）緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の２台体制であることが望ましい。

9）開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

10）開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、ＪＡＦ公認レーシングコースおよびＪＡＦ公認スピード行事競技コース（２級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、ＪＡＦの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

②危険な場所はセーフティープランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティープランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。

③競技長は、救急委員長の推奨事項（ＦＩＡ国際競技規則Ｈ項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。

④競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。
⑥オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。
⑦スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。
⑧インフォメーション（安全に対する告知）
観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える
― パンフレット、チラシ、プログラム

11）上記１）～10）に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に準拠した準備や対策を追加すること。

## 第９条　競技役員

１．各コントロール（タイムトライアルのスタート／フィニッシュコントロールを含む）には２名以上の人員を配置すること。なお、クローズド競技を除き、タイムカードの記入者は公認審判員資格Ｂ３級以上の所持者でなければならない。
２．計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。

## 第10条　参加確認および参加車両検査

１．参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
１）すべてのクルーの自動車運転免許証
２）すべてのクルーの競技運転者許可証
３）競技参加者許可証
４）自動車検査証
５）自動車損害賠償責任保険証
６）対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）
２．オーガナイザーは、車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、出走前に第５条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の確認を行うこと。

3．オーガナイザーは、タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4．すべての参加車両は、定められた時刻に車両検査を受けなければならない。
5．参加者は車両検査において自己の参加車両が車両規定に合致していることを証明できる書類を持参しなければならない。これらを持参していない場合、オーガナイザーの判定に対して異議を唱えることはできない。
6．競技会審査委員会は、規則に不適合な箇所が発見された参加車両に対し、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。
7．オーガナイザーは競技会期間中、任意に参加車両の追加検査または追加確認を行うことができる。参加者は競技会期間中、常に各自の参加車両の適合性について責任を持つものとする。
8．各クルーは、競技の最終コントロール通過後ただちに参加車両をパルクフェルメに進入させ、下記の確認を受けること。
①出走前に車検を受けた車両と同一であること。
②罰則の対象となる要因の有無。
③マーキング、封印等を実施した場合は、それらが保持されているかどうか。
9．出走前の車両検査において競技の公正性または公平性に関わる箇所の確認を実施しなかった場合、オーガナイザーは競技終了後任意の上位入賞車両についてこれらの箇所に関する検査を行わなければならない。
10．競技終了後、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、オーガナイザーは分解を伴う再車両検査を行うことができる。
11．オーガナイザーは競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。
12．特別規則書に特に記述がない場合、クルーまたはチームで登録されたサービス員が参加車両を車検場に持ち込むことができる。

## 第11条　レッキ

1．レッキとはスペシャルステージの下見のことをいい、スペシャルステージラリーでは必ず実施されるものとする。具体的な実施方法は特別規則書に明記されなければならない。その方法は、各クルーが公平にコース情報を記録することができるよう配慮したものとし、車両を用いる場合はスペシャルステージ１ヵ所につき、予定されている進行方向で少なくとも２回の走行が可能な設定とすることが望ましい。車両によるレッキが実施できない場合は慣熟歩行等でこれに代えてもよい。レッキ中の車両が相互に対向するようなスケジュール設定をしてはならない。また、オーガナイザーは競技に使用されるロードブックおよびレッキに必要な情報が記載された地図等をクルーに配布するとともに、スペシャルステージのスタート／フィニッシュ、ラジオポイントおよびストップポイントの位置をコース上に示すこと。レッキ実施中はコースに適切に係員を配置しなければならない。

2．オーガナイザーは特別規則書に明記することにより、レッキに使用する車両およびタイヤの仕様を定めることができる。

3．レッキ中のスピード

　オーガナイザーはスペシャルステージ内の制限速度を決めても良い。その制限速度は特別規則書に記載し、レッキ中のいかなるタイミングでもチェックすることができる。

## 第12条　ブリーフィング

　オーガナイザーは出走前に参加者、クルー、競技会審査委員会、競技長および主要競技役員が出席するブリーフィングを開催し、競技ならびに救急体制に関する補足説明および質疑応答を行うこと。

　すべての参加者およびクルーはブリーフィングに出席しなければならない。

## 第13条　先行車（０カー、00カー）および追上車（スイーパーカー）

　オーガナイザーは２台の先行車を用意しなければならない。これらの車両は「０」および「００」のゼッケンを付け、すべての行程を、セーフティプランのコースカースケジュールに従って走行しなければならない。００カーはコースの安全確認、設置物、セーフティカーの配置、計時機器

の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。０カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

００カーおよび０カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況について適切に報告できなくてはならない。

走行車は、参加車両と同様にすべてのＴＣにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。０カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

オーガナイザーは、追上車（スイーパーカー）を用意し、参加車両が走行後セーフティプランのコースカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルーや、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

最初の先行車（００カー）が通過してから、追上車が通過するまでの間、競技役員は競技体制を維持すること。

## 第14条　競技結果

1．競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。競技結果は時・分・秒で表記するものとする。

2．オーガナイザーは競技の進行に従って随時下記の競技結果を発表しなければならない。また、スペシャルステージの所要時間とその他のペナルティタイムの両方が記載されていなければならない。

1）デイ別順位結果：１つのデイの終了時点で発表される非公式な参考順位記録で、当該デイ終了までの累積結果が記載されるものとする。

2）暫定最終結果：当該ラリー終了後発表される暫定結果。

3）正式結果：暫定最終結果発表後、抗議の制限時間が経過し、競技会審査委員会による承認を経た当該ラリーの公式結果。

3．複数のクルーの最終成績（すべてのスペシャルステージの所要時間

とすべてのペナルティタイムを合計した時間）が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定できない場合は２番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。この方法は、デイ別順位結果についても適用することができる。

### 第15条　儀典

フィニッシュ後の表彰ならびに賞の授与は下記に従って実施することができる。

1．セレモニアルフィニッシュ:最終コントロール前に行う形式的なフィニッシュで、暫定結果に基づいたフィニッシュ順としても良い。
2．暫定表彰：暫定結果に基づく形式的な表彰式を行っても良い。ただし授与されるものは公式なものであってはならない。
3．表彰式：正式最終結果に基づく公式な賞の授与。

## 第３章　競技細則

本章は､FIA地域ラリー選手権規定(FIA Regional Rally Championships, Sporting Regulations）に準じた国内規定として定めたものである。

### 第16条　サービス（整備作業）

1．競技中は、参加車両のサービスはオーガナイザーが設定したサービスパークでのみ行うことができる。ただし、外部からの援助を受けることなく、クルー自らが車載の道具類のみを使用して作業を行う場合はこの限りではない（コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く）。
2．サービスパークまたはリグループへの入場前のタイムコントロールでクルーと書類や飲食物の受け渡しを行うことは認められる。
3．サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。
　各デイの最初のスペシャルステージ前：20分　デイ１については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。
　２つのステージグループの間：20～30分
　最終デイを除く、デイ終了時：45分

オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。

4．サービスパークはラリーの行程表に明記され、出入り口にはタイムコントロールを設置すること（ただし、別添２に定める各標識間の距離は５メートルでよい）。

5．サービスパーク内においては、いかなる車両も30km／hを超えて走行してはならない。

6．サービス車両は参加申し込み時に登録され、サービス車両であることを示すプレート等を表示していなければならない。

7．サービス後にタイヤマーキングを行う場合、マーキング作業実施場所はサービスパーク出口のタイムコントロール直後に設置すること。この場合、続くロードセクションの目標所要時間は上記の作業時間を考慮して設定すること。

## 第17条　タイヤ交換

タイヤ交換はサービスパーク以外で行ってはならない。ただし、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペアタイヤと交換する場合はこの限りではない(コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く)。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。また、スペアタイヤの搭載は２本までとする。

## 第18条　燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。燃料補給中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。

## 第19条　スタートおよび再スタート

1）各クルーのスタート時刻（または再スタート時刻）は、各デイスタート前の指定された時間にコミュニケーションによって示される。

2）セレモニアルスタート

セレモニアルスタートはプロモーション等の目的で実施することができる。スタートインターバル及びその順番は、オーガナイザーにより決定される。スケジュールおよび会場は特別規則書に記載すること。

クルーがその車両でセレモニアルスタートに参加できない場合であっても、その後のラリーを指定された時間通りにスタートすることは許される。ただし、審査委員会に報告され、車両検査を通過しなければならない。クルーは車両がなくてもセレモニアルスタートに参加しなければならない。

3）スタートの最大遅延

セクションのスタートから30分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。

4）デイ２以降のスタート順

デイ２以降のスタート順は、デイの最終ステージ終了時の成績に準じる。

5）スタート間隔

特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は１分となる。

6）スタート順変更

競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。

## 第20条　タイムカードへの記入

1．ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。これらのカードは、１つのセクションを走行するために必要な枚数が支給されるものとし、各クルーはそれぞれのセクションの終了ごとにカードを提出する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。時刻の記入は常に00:01-24:00の形式で時・分単位（スペシャルステージのフィニッシュにおける計時記録は秒または１／10秒の単位まで）を明記するものとする。ラリーを通じての公式時刻は特別規則書に明記されること。

2．タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。

3．タイムカードの記入内容の修正はその権限のある競技役員によってのみ行われる。

4．いかなるコントロールにおいても、タイムカードへの時刻の記入、

および押印または署名が確実に履行されなければならない。ただし、パッセージコントロールでの時刻の記入は不要とする。

5．タイムカードに記入された時刻および所要時間と当該競技会の公式書類に記録された時刻および所要時間が異なっている場合は、競技会審査委員会がこれを審査し最終判断を行う。

## 第21条　コントロールの機能

1．すべてのコントロールは以下の方法で示される。

（1）コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約25m先に設置される実際のコントロールの位置は、予告標識と同一の図柄の赤色地の標識によって示される。さらに約25m先に設置されるコントロールエリアの終了はベージュ地（黄色地でも可）に黒の斜線が３本入った終了標識によって示される。

（2）コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。

（3）参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を超えてコントロールエリア内に留まってはならない。

（4）タイムコントロールにはクルーが参加車両に搭乗したまま容易に視認できる公式時計を設置することが望ましい。ただしチェックインはクルーの責任で行わなければならない。

（5）タイムコントロールに配置されている競技役員は、クルーに対して正しいチェックイン時刻を示唆したり、それに準じる行動を取ってはならない。

（6）コントロールの開設は、最初の参加車両の通過予定時刻の少なくとも30分前とする。

（7）競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定時刻に失格時刻を加えた15分後に閉鎖する。

（8）クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。

2．すべてのコントロールは別添１に示す規格に従った標識を使用して示される。

コントロールエリアの標識設定は以下の３種類がある。

（1）タイムコントロール：黄色地の№１の標識はコントロールエリ

アの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のNo.１の標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のNo.２の標識で示される（終了標識)。

（２）スペシャルステージ：スタート地点は赤色地のNo.３の標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のNo.４の標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のNo.４の標識で示される。さらにその先（100m以上300m以内）に設置された計時記録記入地点（ストップポイント）は、赤地色に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のNo.２の標識で示される。

（３）パッセージコントロール：黄色地のNo.５の標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のNo.５の標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のNo.２の標識で示される（終了標識)。

３．コントロールの競技役員は一見して識別できるようにすること。とくにコントロールの責任者はそれを示すベスト等を着用すること。

４．パッセージコントロールでは、競技役員はタイムカードが提出されたら速やかに押印または署名を行うこと。

５．タイムコントロールでは、競技役員はタイムカードが手渡された時刻を記入し（計時は分までとする)、速やかに押印または署名を行うこと。

## 第22条　タイムコントロールにおけるチェックインの手順

１．チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した時点から始まる。

２．コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行してはならない。

３．実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその２名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両がコントロールエリアに進入できない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに提出することによって、当該参加車両が

コントロールエリア内に進入したものとみなす。この場合は車両がコントロールエリア外にあってもパルクフェルメ規制が適用される。

4．コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の１分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。

5．タイムカードの提出を受けた競技役員は手書きまたは印字装置によって時刻を記入する。その際に記入する時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻でなければならない。ただし下記10に該当する場合はこの限りではない。

6．目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間をスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。

7．参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。

8．目標チェックイン時刻と同じ分の間にタイムカードを手渡した場合、遅着のタイムペナルティは受けない。

例：目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。

9．タイムコントロールの責任者は、早着した参加車両が当初予定どおりの時刻にコントロールを離れることができるよう、必要なニュートラリゼーションの時間を設けることができる。

10．オーガナイザーは特別規則書または公式通知に明記することにより、デイの最後のコントロール（その直前にサービスパークが設定される場合はその出口のコントロールも同様とする）については、タイムペナルティを与えることなく目標時刻より前にチェックインさせることができる。この場合、タイムカードには実際のチェックイン時刻ではなく当初予定されていた目標時刻を記入すること。

11．競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

12．実際のチェックイン・タイムと予定チェックイン・タイムに相違があるときは、以下のペナルティが課されるものとする。

1）遅着：1分および1分未満につき、10秒（1分10秒の遅着であれば、20秒のペナルティが課される）。
2）早着：1分および1分未満につき、1分。
13. コントロールエリアへの再入場は禁止される。

## 第23条　コントロールのスタート時刻

1．次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
2．次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
①当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
—黄色地のタイムコントロール予告標識
—約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
— 50～200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
—約25m先にベージュ色地（黄色地でも可）に3本斜線のコントロールエリア終了標識
②当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入しなければならない。このスタート予定時刻は、クルーのスタート準備に要する時間を考慮してチェックイン時刻の3分後とする。
③その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールへ移動する。スタートコントロールの競技役員は、スペシャルステージの実際のスタート時刻（通常は上記②の予定時刻と同じ）を記入する。その後、第25条6に定められたスタート手順に従ってスタートさせる。
④スペシャルステージ直前のタイムコントロールに、2組以上のクルーが同じ分にチェックインした場合は、その前のコントロール（タイムコントロールまたはスペシャルステージフィニッシュコントロールのうちいずれか直前のもの）の通過順に従ってスペシャルステ

ージのスタート予定時刻を与える。もし1つ前のタイムコントロールの通過時刻も同じである場合は、さらにその前の通過時刻に従うものとし、以下同様とする。

⑤スペシャルステージスタート時刻は、その後に続くロードセクションのスタート時刻にもなる。

## 第24条　リグループのコントロール

1．競技ルート沿いにリグループを設置することができる。その出入り口はタイムコントロールによって規制される。

2．リグループの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めるためであり、設定にあたっては、エリア内に留まる時間ではなくエリアからのスタート時刻に最も配慮しなければならない。

3．リグループのコントロールに到着したら、クルーは競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受ける。それから速やかに参加車両をパルクフェルメ内に進入させ、パルクフェルメで指示された場所に停車したらエンジンを停止すること。オーガナイザーはパルクフェルメの入り口か出口で新しいタイムカードを支給してもよい。

4．リグループ後のスタート順は、可能な範囲でリグループ到着時点の総合順位に従うべきであるが、この方法を採ることが難しい場合は、当該リグループのコントロールに到着した順とする。

5．リグループ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

6．リグループコントロールに到着後、クルーはスタートタイムを指示される。その後、競技役員の指示に従いクルーは車両を移動させる。その後エンジンを停止し、クルーはパルクフェルメ外に出ること。

7．リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

## 第25条　スペシャルステージ

1．スペシャルステージのコースおよびコースに通行が可能なすべての道は、参加車両および競技役員車両以外が進入しないよう遮断し、競技役員または警備員を配置するなどして厳重に閉鎖されなければなら

ない。オーガナイザーはこの閉鎖措置を確実に履行する責任を負う。また、各スペシャルステージの責任者（ステージコマンダー）は当該スペシャルステージのスタートに常駐し、大会本部と無線、電話等の方法にて連絡が可能な状態であること。

2．スペシャルステージ区間の計時は秒単位で行われるが、オーガナイザーが特別規則書に明記することにより、1／10秒まで計時することができる。

3．スペシャルステージ内ではヘルメット及び安全ベルト着用が義務づけられる。

4．クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止される。

5．スペシャルステージのスタートは、スタンディングスタートとする。参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図を受ける。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は失格となり、当該車両は安全な場所へ速やかに移動される。

6．スペシャルステージのスタート

1）スタートコントロールの競技役員は、クルーから提出されたタイムカードに当該参加車両のスタート時刻を記入し、これをクルーに戻す。その後クルーに充分聞こえる大きな声で30秒－15秒－10秒－5秒－4秒－3秒－2秒－1秒の順にカウントダウンする。これはスタート灯火信号または、カウントダウン表示装置によって行ってもよいが、その場合はスタート位置のクルーからはっきりと見えることおよびスタート30秒前にアナウンスを行うこと。表示方法およびそれを含めたスタートの手順に関する事項は特別規則書に明記されていることを条件とする。当該装置はフライング検知装置と連動させてもよいが、設置位置は、スタートラインの先40cmの位置とすること。

2）カウントダウンが終了した瞬間に、スタートの合図が出される。参加車両はこれに従って速やかにスタートしなければならない。

3）スペシャルステージにおいて、指示された時刻でのスタートを拒否したクルーは、当該スペシャルステージを走行する、しない、にかかわらず、審査委員会に報告される。

7．スペシャルステージのスタートは、不可抗力が生じた場合に限り、担当競技役員によってのみ遅らせることができる。

8．クルーまたは参加車両に起因して自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。

9．スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。黄色地の予告標識から停止標識“STOP”までの間は停車が禁止される。計時は印字機能を持つクロノメーターを用いて行うことが望ましい。印字された記録は保管され、競技会審査委員会から求められた場合に提出できなければならない。補助としてストップウォッチを使用することが必要であるが、これには印字機能は義務づけられない。計時を行う競技役員は、フィニッシュライン（赤色地にチェッカーフラッグの図柄の標識＝別添１　No.４参照＝で示される計時基準線）の延長線上に配置され、車両の先端がフィニッシュラインを横切った瞬間を計時し、その通過時刻をストップポイントの競技役員に伝達する。

10. フィニッシュライン通過後、参加車両はストップポイントまで進み、タイムカードにフィニッシュライン通過時刻（時間、分、秒、および適用される場合は１／10秒）の記入を受ける。

11. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内であってもコースから排除されることがある。この場合、当該車両はデイ離脱またはリタイアとなる。

12. スペシャルステージにおいては、いかなる援助（自車のクルー２名以外が行うもの）を受けることも禁止される。ただし、コースを塞いだ車両を排除する場合はこの限りではない。

13. スペシャルステージのスタート間隔は当該デイのスタート間隔と同一でなければならない。ただし、他の諸規則または特別規則書に異なる記述がある場合はこの限りではない。

14. スペシャルステージの黄旗表示

１）スペシャルステージ内で何らかのアクシデントが発生した場合、競技長の指示によりスタートからアクシデントが発生した場所の手前のすべてのラジオポイントにて黄旗が提示される。黄旗を提示した時刻およびアクシデントが発生した場所の手前のすべてのラジオポイントで最初に提示された車両は記録され、競技長を通じ審査委員会に報告されなければならない。

2）クルーは、黄旗を確認したら直ちに減速し、安全な速度にてストップまで移動すること。また、競技役員の指示には必ず従うこと。
　この規則に違反した場合、審査委員会の判断により、ペナルティーが課される。
3）レッキ時には、ラジオポイントの位置が解るよう看板等で提示すること。
　その看板は小さくてもよいが、レッキを行うクルーがペースノートにその位置を書き込めるように、はっきり認識できること。
4）スペシャルステージ内にて黄旗以外の旗が提示されることはない。
5）スペシャルステージ内にて黄旗が提示されたクルーには、競技長により適正だと判断されたタイムを与える。
6）スペシャルステージの中断
　スペシャルステージが何らかの理由で中断もしくはストップした場合、競技長は各クルーに対し、適正だと判断したタイムを与える。
　ただし、ステージストップの原因となったクルーに対しては、これは適用されない。実際にかかった時間が与えられる。
7）各ステージによって異なる無線ネットワーク（5kmごとに設置）は、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。
　各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。
　ステージ内の救急車はラジオポイントに配置される。その際、追加の看板（青色背景に赤、もしくは緑の十字）をラジオポイント看板の真下に設置すること。
　さらにミッドポイントの100m手前に、予告看板を設置すること。それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。

15. 競技クルーの安全
1）スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。
　この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

2）参加車両には、片面に赤字で「ＳＯＳ」、もう片面には緑字で「ＯＫ」と書かれたＡ３判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「ＯＫ」ページを少なくとも３台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し、当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
3）その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
4）復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は作業を中断し安全な場所へ退避すること。
5）復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
6）クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「ＯＫ」ページを提示しておくこと。
7）近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記１）～６）を実施すること。
8）救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「ＳＯＳ」ページを提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「ＯＫ」「ＳＯＳ」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に２番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。
②それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。
9）上記一連の緊急措置はロードブックにも明記されなければならない。
10）リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

## 第26条　パルクフェルメ

1．適用
　以下の場合、車両はパルクフェルメの規定の対象となる：
　1）リグループエリアに進入した瞬間から退出するまで。
　2）コントロールエリアに進入した瞬間から、その退出まで。
　3）ラリーの終了地点のパルクフェルメに到達した瞬間から、審査委員会がパルクフェルメの解除を宣言した時まで。
2．パルクフェルメに進入が許される関係者
　1）車両をパルクフェルメに停車したらすぐに、ドライバーはエンジンを停止させ、クルーはパルクフェルメ外に出なければならない。特別な作業を行うオフィシャルを除き、いかなる者もパルクフェルメに進入することはできない。
　2）クルーは各自のリグループアウト時刻10分前にパルクフェルメに進入できる。
　　リグループの停車時間が15分以内の場合は、クルーはリグループに留まることができる。
3．パルクフェルメへの進入・退出、およびパルクフェルメ内での移動のために車両を押すことができるのは、担当競技役員および当該クルーのみとする。
4．テクニカルチェック
　パルクフェルメ内において、技術オフィシャルによってテクニカルチェックが行われることがある。
5．パルクフェルメ内での修理
　1）車両の損傷が激しく、安全上不適格と技術オフィシャルが判断した場合、当該車両は技術オフィシャルの立ち会いの下、補修を行うことができる。
　2）技術オフィシャルの監視の下クルーは、チーム員を含め３人までがウィンドウスクリーンを交換することができる。
　3）上記の補修作業により、当初のスタート予定時刻よりも遅延した場合、当該クルーには補修作業の終了後、新たなスタート時刻が与えられる。１分及び１分未満の遅れにつき１分のペナルティが課される。

### 第27条　車両の移動

サービスパーク以外において参加車両を牽引または運搬すること、あるいはクルー以外の第３者が参加車両を押して移動させることは禁止される。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

### 第28条　罰則

本競技については、別添５による罰則が適用される。

## 第４章　参加者およびクルーの遵守事項

### 第29条　安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけたり、追加の安全装備品を義務づけることができる。

１．クルーが着用するもの
　１）国内競技車両規則第４編付則に従ったヘルメット
　２）国内競技車両規則第４編付則に従ったレーシングスーツ
　３）国際格式競技
　　車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や付則Ｌ項チャプターⅢ－ドライバーの機材－に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締めていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。
２．参加車両に搭載するもの
　１）非常用停止表示板（三角）２枚
　２）非常用信号灯
　３）赤色灯
　４）牽引用ロープ
　５）救急薬品
　６）各車両規定に定められている仕様の消火器

## 第30条　一般規定

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1．競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2．一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
4．明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5．クルーは指示された行程（サービスパークを含む）を正確に維持しなければならない。特に、ロードセクションにおいてロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
6．競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7．失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8．安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9．スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10．競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11．整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12．特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13．整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14．整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

# 第 5 章　規則の施行

## 第31条　本規定の施行

本規定は、2015年 1 月 1 日から施行する。

# 別添 1 ：標識類の標準規格

1．各標識の図柄は特に指示されたものを除き黒色で表示され、指定された地色とすること。各標識図形の最外側の円直径が70cmであることが望ましい。
2．№2 は黄色地でもよいが、ベージュ色地であることが望ましい。
3．図形の外側に余白がある場合、余白部分は白地であることが望ましい。
4．視認性の良い位置にしっかりと設置、固定されていること。
5．以下の標識類はいずれも有効である。

## タイムコントロールの標識類

No.1

地色：黄または赤

No.2

地色：ベージュ(黄でも可)

No.3

地色：赤

No.4

地色：黄または赤

No.5

地色：黄または赤

STOP

地色：赤

## その他の標識類(設置する場合)

給油エリア

開始
地色：青

終了
地色：青

ラジオ(無線)ポイント

地色：黄または青

タイヤチェックエリア

マーキング場所
地色：マーカー部：赤

チェック場所
地色：青、ルーペ部：赤
レンズ部：白

緊急車両待機地点

地色：黄または青
十字内：白

# 別添 2 ：標識類設置の標準規格

| コントロールタイプ | コントロールゾーン（標識の直径 ： 約70cm） | | | |
|---|---|---|---|---|
| 走行方向 | ⇒ | ⇒ | | ⇒ |
| | 黄色地標識<br>コントロールエリア入口 | 赤色地標識<br>停車義務 | | ベージュ色地標識<br>コントロールエリア終了 |
| パッセージ<br>コントロール | 最短25m | 25m<br>PC | | |
| タイム<br>コントロール | 最短25m | 25m<br>TC | | |
| タイムコントロール<br>サービスパーク入口 | 5m | 5m<br>TC | | |
| タイムコントロール<br>サービスパーク出口 | 5m | 5m<br>TC<br>通常テクニカルゾーンおよび／<br>または給油ゾーンに通じる | | |
| タイムコントロール<br>及びSSスタート | 最短25m | 50 - 200m<br>TC | 25m<br>SS START | |
| SS<br>フィニッシュ | 100m<br>予告標識 | 100 - 300m<br>フィニッシュライン | 25m<br>ストップコントロール | |
| その他のFIA基準ラリー標識（標識の直径 ： 最小55cm） | | | | |
| | 黄色地に白色標識 | 黒色地に白色標識 | | |
| タイヤマーキング／<br>チェック | | すべてのタイヤオペレーション<br>に対し１標識 | | |
| 給油ゾーン | | すべての給油オペレーションに<br>対し１標識 | | |
| ラジオ<br>ポイント | 100m<br>警告標識 | <br>ラジオポイント | | |
| 緊急車両<br>ポイント | 100m<br>警告標識 | <br>緊急車両ポイント | | |

距離についてはでき得る限り、遵守すること。
※交換を求められるまでは、以前の色／デザインを使用することができる。

# 別添３：ロードブック推奨様式

ロードブック

１．一般条件

－ラリー全体で１冊、もしくはデイ毎に１冊のロードブックとすることができる。後者の場合、各デイのロードブックが容易に識別できるようにすること。

－ロードブックはＡ５サイズとし、金属またはそれと同等のバインディングで左側を閉じ、360°開くように印刷、製本しなければならない。

－ 厚さ90kg以上の紙に両面印刷すること。（表紙以外）

－リエゾンとＳＳの区別をつけるためにスペシャルステージのDirection欄に網かけを使用する（見本参照）。

－各区間に認められる時間は「時」&「分」で表すこと。

－１ページに７個以上のコマ図を記載しないこと。（１ページに６個のコマ図を配置する場合、ヘッダーは見本よりも小さくすること）

－ロードブックに落丁がないかチェックできるように、ページナンバーを明記すること。

２．表紙からコマ図までのページ

－ロードブックには事故の際の手順を記載したページおよび以下に示した条件を含めること：

●病院／医療機関のリスト

●ラリーＨＱおよび緊急時の電話番号

－使用する記号の一覧表を、 ロードブックのフロントページに記載すること。

－トリップメーターの補正に関するページを含めること。

－ラリー全体の、アイテナリーおよびマップ（距離の凡例および東西南北）を、各ロードブックに含めること。デイアイテナリーは当該デイマップと見開きでページ配置されることが望ましい。

３．コマ図のページ

ラリーコースがまったく同じルートで繰返し使用される場合、オーガナイザーは、繰り返される部分を共用することで、印刷を節約することが推奨される。この場合、上部には異なったＴＣ、ステージおよびセクションナンバーを記載すること。複数の走行で何か違いがある場合は、

共用することができない。
－各ロードブックには少なくとも１つのサービスパークレイアウト図を含めること。サービス毎に、繰り返しサービスパークレイアウト図を入れる必要はない。ただし、ＴＣの位置が変わる場合は必要となる。
－各ロードセクションもしくはスペシャルステージのスタートは、新しいページから始めること。
－２つの交差点間の距離が200m以下の場合、ボックスを横線で区切る必要はない。
－各スペシャルステージの前にステージマップを挿入してもよい。その地図には以下のことが含まれなければならない。
●スケール
●北の方向
●レッキルート（レッキロードブックを作成しない場合に限る）
●オルタネートルート
●スタート／フィニッシュおよびすべての緊急車両ポイント
－コントロールエリアの写真または図面を記載しても良い。
－スペシャルステージのページを容易に探せる様に、ＳＳナンバーをページの横に記載してもよい(見本参照)。両面印刷をする場合、ＳＳナンバーは常にページの外側に記載しなければならない（つまり閉じている方と逆側でロードブックの側面から確認できる様に)。ＳＳに関わるページにのみ、ナンバーを記載すること。
－すべての緊急車両および救急車のミッドポイントは、指定のマークを使ってロードブックに記載しなければならない。
－道路番号（国道○○線等）を記載すること。
－各ディレクション（コマ地図）の線の太さは、進行方向を太線で表すのではなく、道路幅に合わせて使い分けなければならない。
－路面がグラベルの場合は、"Direction"欄と"Information"欄の間は、黒い太線を表示しなければならない。ターマックの場合はその線を白いままで残すこと。
－ＴＣからＳＳスタートまでの距離はインフォメーションボックス内に記載すること（見本参照)。
４．コマ図ページ以降
－ロードブックの後方ページに、オルタネートルートを違う色の紙で含

めることができる。
－ロードブックの最終には以下も含むこと：
●リタイヤ届け
●エンクワイアリシート
－ロードブックに変更がある場合（例：公式通知として）、変更後のコマ図だけでなく変更前のコマ図もそのボックスナンバーと共に掲示すること。

5．その他
●ロータリーのような交差点のコマ図（計測地点が解りづらい場所）には、計測ポイントを記載することが推奨される。
●他のセクションにて、スペシャルステージへ向かう交差点またはスペシャルステージからの交差点を通過する場合は、その旨を記載すること。
●タイム記録用ページ
●次のページの交差点が短距離で連続する場合各ページの下部に、次の交差についての情報。

## ラリー行程表推奨様式

**Start Day 1** — **Thursday 28 July 2011**

| TC | LOCATION | SS dist. | Liaison dist. | Total dist. | Target time | First car due |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | **Start Leg 1 - (Anytown Pavilion)** | | | | | 18:15 |
| RZ 1 | Refuel - All competitors<br>Distance to next refuel | (2.06) | (24.98) | (27.04) | | |
| 1 | | - | 10.49 | 10.49 | 00:25 | 18:40 |
| *SS1* | *SSS Trotting Track 1* | *2.06* | - | - | - | *19:00* |
| 1A | Parc fermé **IN** | - | 14.49 | 16.55 | 0:30 | 19:30 |
| | **Overnight regroup** | | | | | |

Section 1

**Re-start Day1** — **Friday 29 July 2011**

| TC | LOCATION | SS dist. | Liaison dist. | Total dist. | Target time | First car due |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1B | Parc fermé **OUT** - Service **IN** | - | 0.00 | 0.00 | - | 06:00 |
| | **Service A - Anytown Pavilion** | **(2.06)** | **(24.98)** | **(27.04)** | 0:15 | |
| 1C | Service - **OUT** | - | - | - | - | 06:15 |
| RZ 2 | Refuel – All competitors<br>Distance to next refuel | (50.68) | (99.16) | (149.84) | | |

Section 2

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| *SS10* | *Vesuvius 1* | *22.80* | | | | *11:40* |
| 10A | Regroup & Technical Zone **IN** | | 50.68 | 73.48 | 01:25 | 13:05 |
| 10B | Regroup **OUT** - Service **IN** | | | | 00:15 | 13:20 |
| | **Service E (Football Stadium)** | **(72.59)** | **(161.06)** | **(233.65)** | **(00:30)** | |
| 10C | Service **OUT** | | | | | 13:50 |

Section 3

5

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| *SS18* | *Roja 2* | *7.25* | | | | *12:05* |
| 18A | Regroup & Technical Zone **IN** | | 85.13 | 81.38 | 1:15 | 13:20 |
| 18B | Regroup **OUT** - Service **IN** | | | | 00:03 | 13:23 |
| | **Service J (Football Stadium)** | **(79.97)** | **(188.53)** | **(268.50)** | **(00:10)** | |
| 18C | Service **OUT** - Finish - PARCFERME **IN** | | | | | 13:33 |
| | **Day 3 totals** | **79.97** | **188.53** | **268.50** | | |

Section 4

| TOTALS OF THE RALLY | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | **SS** | **Liaison** | **Total** | *** %** |
| Day1 - 7 SS | 136.21 | 292.98 | 429.19 | 31.7% |
| Day2 - 6 SS | 145.18 | 322.12 | 467.30 | 31.1% |
| Day3 - 5 SS | 79.97 | 188.53 | 268.50 | 29.6% |
| **Total - 18 SS** | **361.36** | **803.63** | **1164.99** | **31.0%** |

*% = スペシャルステージ総距離のパーセンテージ

上記テーブルの最終アイテナリーページの巻末に記載すること。

－サービスパークを表すボックスは、黒の太線で囲むこと。カラーで印刷する場合は、背景を薄い青色にすること。
－リグループおよびその他のＴＣを表すボックスは、黒の太線で囲むこと。背景に色を入れないこと。
－リフューエルを表すボックスは、細い黒線で囲むこと。そして背景を黄色にすること。
－デイのトータルおよびラリーのトータルを示すボックスは、細い黒線で囲むこと。そして背景を薄いグレーにすること。
－サービスパークには、Ａ、Ｂ、Ｃの文字を割り当てること。
－ラリーの競技開始は常に、ＴＣ０から始まること。
－右側の余白にセクションナンバーを記載すること。

## ロードセクションコマ図推奨様式

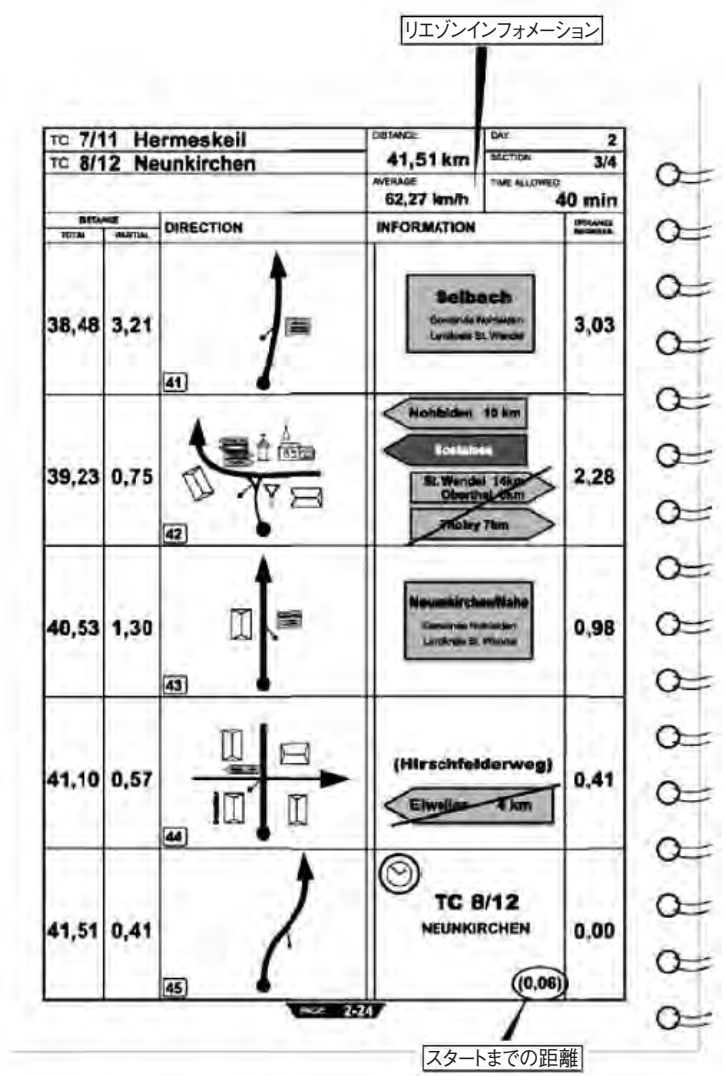

## スペシャルステージコマ図推奨様式

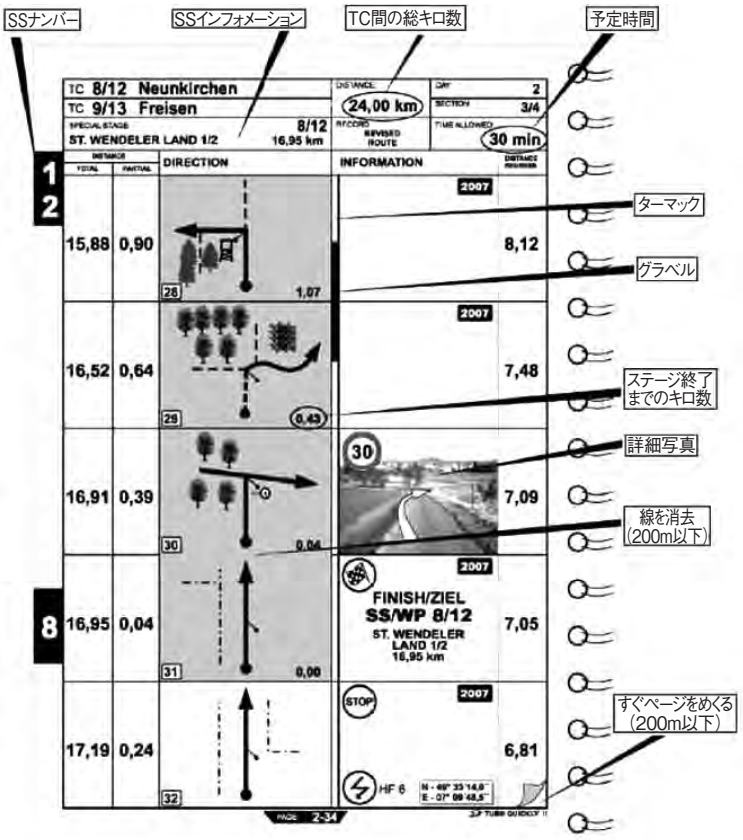

# 別添４：タイムカード推奨様式

タイムカード基準

１．一般

－タイムカードは少なくともセクション毎に発行されなければならない。

－ロードセクションのターゲットタイムは、タイムカードに明記されなければならない。

－時間は00:01－24:00のように分刻みまで表記すること。経過時刻の分単位のみがカウントされる。

－タイムカードは各セクション終了時に回収、および発行されること。使用したタイムカードはその後、リザルトチームがチェックを行う。理想としては、個別に新しいタイムカードがデイ終了時の45分サービスにおいて使用されること。

２．デザイン

－印刷デザインは、サンプルを参照すること。

－サイズ：9.9cm×21cm（Ａ４の紙１枚につき、３枚のタイムカードが印刷できる）

－ボックスのサイズ：１cm

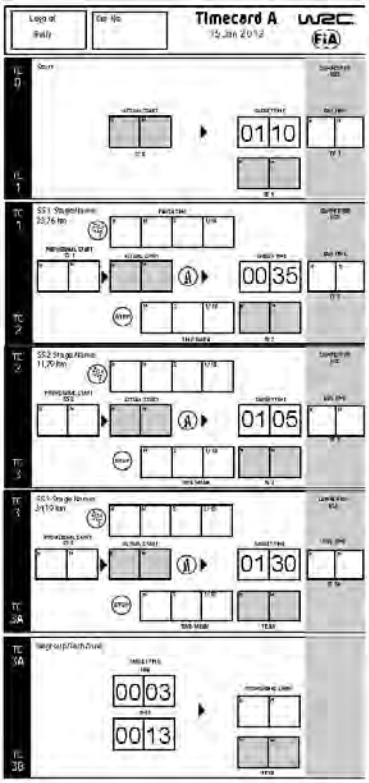
Timecard A
15 Jan 2012
WRC
FIA
TC 0
TC 1
01 10
TC 1
TC 2
00 35
TC 2
TC 3
01 05
TC 3
TC 3A
01 30
TC 3A
TC 3B
00 03
00 13
TC 3B

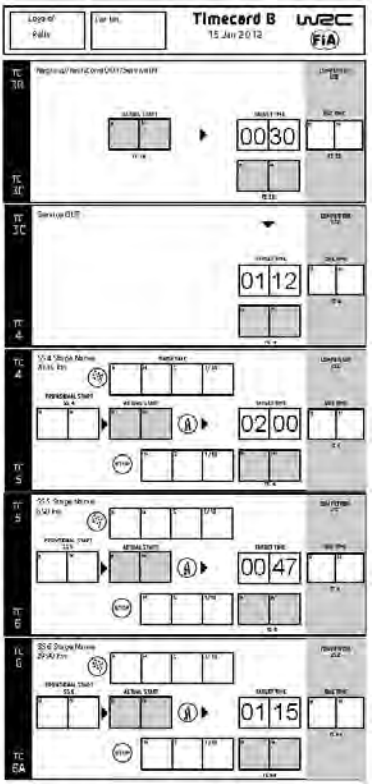
Timecard B
15 Jan 2012
WRC
FIA
TC 3B
TC 3C
00 30
TC 3C
TC 4
01 12
TC 4
TC 5
02 00
TC 5
TC 6
00 47
TC 6
TC 6A
01 15
TC 6A

# 別添５：スペシャルステージラリーに適用される罰則

| 分類 | 対象となる参加者の行為 | 適用される罰則 | タイムペナルティの詳細 |
|---|---|---|---|
| 競技全般 | 競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき | 失格 | |
| | リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき | | |
| | クルーのうち１名が競技から離脱した場合 | | |
| | 著しく車体、保安部品または排気系を破損して競技役員から競技の離脱を勧告されているにもかかわらず走行した場合 | | |
| | タイムカードを改ざんした場合 | | |
| | クルーまたは関係者間で不正行為があった場合 | | |
| | サービスパーク以外の場所でクルー以外の者から参加車両の整備、修理を受けた場合、また、燃料補給指定場所以外で燃料補給を受けた場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | |
| | タイヤの本数または仕様制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合 | | |
| | 車両規則違反が発見されたとき | | |
| | 参加者またはクルーがブリーフィングに遅刻または欠席したとき | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。 | |
| | タイムカードに時刻が記入されていない場合 | | |
| | 競技中にクルー以外の第３者を参加車両に乗せた場合（負傷者を搬送する場合を除く） | | |
| | 定められたラリー行程から逸脱した場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く) | | |
| | サービスパーク内で30ｋｍ／ｈを超えて走行した場合、またはパーク内のものに不安や危険を与える走行をした場合 | | |
| | サービスパーク以外で参加車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第３者が参加車両を押して移動させた場合（安全上やむを得ない場合を除く） | | |
| | 道路交通法に違反したり、交通事故を起こしたとき | | |
| | 競技役員の重要な指示に従わなかったとき | | |
| | レッキ時を含め、走行マナーおよび競技者としての態度、品行、言動に問題がある場合、またはスポーツマンシップに反する場合 | | |
| | 競技会期間中、オーガナイザーから指示された時刻や時間制限に従わなかった場合 | | |
| | 本表に記載されている事項以外で、オーガナイザーから罰則適用の提案があり、競技会審査委員会により当該案件が国内競技規則11に基づく罰則の対象となると判断された場合 | | |

| 分類 | 対象となる参加者の行為 | 適用される罰則 | タイムペナルティの詳細 |
|---|---|---|---|
| 車両検査 | 定められた時刻にスタート前の車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く） | スタートが認められない。 | |
| | スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合 | スタートが認められない。（ただし、競技会審査委員会は、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。） | |
| | 参加者が特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該参加車両の適格性について確認できなかった場合 | 競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。 | |
| | 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりした場合 | 失格 | |
| コントロール | 指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合 | 失格 | |
| | コントロールの責任者の指示に従わない場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。 | |
| | クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合 | タイムペナルティ<br>ただし、15分を超える遅着はデイ離脱。 | 1分につき10秒 |
| | 目標チェックイン時刻への15分以内の遅着 | タイムペナルティ | |
| | 目標チェックイン時刻への早着 | タイムペナルティ | 1分につき1分 |
| | コントロールの手順に従わない場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | |
| | 参加車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。 | |
| | 各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に対し15分を超えて遅着した場合 | デイ離脱<br>（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればデイ離脱となる基準時間を延長することができる。） | |

| 分類 | 対象となる参加者の行為 | 適用される罰則 | タイムペナルティの詳細 |
|---|---|---|---|
| スペシャルステージ | クルーまたは参加車両に起因して自己のスタートが遅れた場合 | タイムペナルティ | 1分につき1分 |
| | スタートの合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合 | 失格 | |
| | スペシャルステージを逆走した場合 | | |
| | フィニッシュにおいて黄色地の予告標識からＳＴＯＰ標識までの間で停車した場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | |
| | 反則スタート（スタート合図よりも先に車両が前進した場合） | 3回目までの違反：<br>右のタイムペナルティが課される。<br>4回目以降の違反：<br>競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | 最初の違反　:10秒<br>2回目の違反:1分<br>3回目の違反:3分<br>（ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合はさらに重いタイムペナルティが課されることがある。） |
| | 指示されたスタート時刻またはスタート位置に従わない場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。<br>（ただし、右のタイムペナルティを下限とする。） | 10分 |
| | スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | |
| | スペシャルステージ上での停車時に、正当な理由なく「ＯＫ」、「ＳＯＳ」を後続車等に提示しなかった場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | |
| セクション／デイ | 各セクションもしくは各デイのいずれかの終了時点においてタイムコントロールへの遅着時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じてこれらの遅着時間および超過時間が合計60分を超えた場合（上記の累計遅着時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早期時間の差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計に早着時間は含まれない。） | デイ離脱<br>（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればデイ離脱となる基準時間を延長することができる。） | |

| 分類 | 対象となる参加者の行為 | 適用される罰則 | タイムペナルティの詳細 |
|---|---|---|---|
| パルクフェルメ | パルクフェルメにおいて整備、修理、燃料補給等の作業を行った場合、またはボンネットを開けた場合 | 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 | |
| | 特例としてウインドウ交換を実施したことにより予定時刻通りパルクフェルメを退出できなかった場合 | タイムペナルティ | 1分につき1分 |
| | 特例としてウインドウ交換を実施するにあたり、車体またはロールバーの修復作業を行った場合 | タイムペナルティ | 作業時間1分につき1分<br>および退出の遅れ1分につき1分 |
| | 破損車両を公道走行可能な状態に戻すための作業を実施した場合 | | |

※失格については、それが発生したセクションまたはデイの終了時点で、公式通知および競技結果(デイ別順位結果または暫定最終結果)をもって発表されなければならない。
なお、審査委員会が失格を裁定する際には、競技役員の報告のみに基づくのではなく、当事者を審査委員会に召喚して説明の機会を与えた後に決定しなければならない。

# スピード行事競技開催規定

1987年２月12日制定　1996年１月１日施行
1990年７月24日改定　1996年７月11日改定
1990年10月23日改定　1997年１月１日施行
1992年７月21日改定　1997年７月24日改定
1993年１月１日施行　1998年１月１日施行
1993年７月21日改定　1998年７月27日改定
1994年１月１日施行　1998年12月10日改定
1994年７月19日改定　1999年１月１日施行
1995年１月１日施行　2007年８月１日改定
1995年７月20日改定　2008年１月１日施行
1995年12月14日改定

## 第１章　総　　則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）はスピード行事の健全な発展を図るため、ＪＡＦ公認のスピード行事に適用するためのスピード行事競技開催規定を定める。

## 第２章　競技の種目

### 第１条　定　義

ＪＡＦは国内競技規則２－17スピード行事を以下の通り分類し定義する。

１．ジムカーナ競技：
　硬く表面処理された路面上に任意に設定されたコースで行われるスピード行事。

２．ダートトライアル競技：
　未舗装の路面上に任意に設定したコースで行われるスピード行事。

３．サーキットトライアル競技：
　ＪＡＦ公認レーシングコースにおけるタイムトライアル競技。

４．ヒルクライム競技：登坂コースで行われるスピード行事。

５．ドラッグレース：
　平坦な舗装路面の直線の一定競技区間を、停止状態から発進してそ

の所要時間あるいは通過速度を争う競技。

6．ラリークロス：
路面が部分的に舗装された永久的なサーキットで行なうスピード競技。

7．オートクロス：
未舗装を有する永久的または臨時的サーキットで行なうスピード競技。

8．その他のスピード行事：上記の各項に該当しないスピード行事。

## 第３章　競技会に関する規定

### 第２条　オーガナイザーおよび競技の格式

| | オーガナイザー | 競技会の格式 |
|---|---|---|
| 1 | 公認クラブ | すべての競技 |
| 2 | 公認団体 | すべての競技（クローズド競技を除く） |
| 3 | 加盟クラブ | 国内競技<br>準国内競技<br>地方競技<br>クローズド競技 |
| 4 | 加盟団体 | 準国内競技<br>地方競技 |
| 5 | 準加盟クラブ | クローズド競技 |

### 第３条　競技役員の構成

競技会の役員構成は国内競技規則10.「競技役員」に従った構成とする。

### 第４条　競技会の登録

競技会を開催しようとするオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従ってＪＡＦにスポーツカレンダーの登録をすること（クローズド競技会を除く）。

### 第５条　組織許可

オーガナイザーは開催日の30日前までに競技会特別規則の原案他、必要書類を添えて競技会組織許可申請をしなければならない（日本選手権競技

会およびクローズド競技を除く。「公認競技会の組織申請の手続きについて」参照)。

## 第４章　参加に関する規定

### 第６条　参加資格

| 競技の格式 | ラ　イ　セ　ン　ス |
|---|---|
| すべての競技<br>（クローズドを除く） | ＪＡＦ発給の許可証を必要とする。（国際競技の場合は、ＪＡＦ以外のＡＳＮ発給のライセンスも可） |
| クローズド | 国内競技規則８－１により、許可証の所持を免除する。 |

### 第７条　参加車両

ＪＡＦ国内競技車両規則に従った車両。

### 第８条　参加制限

競技運転者は、１競技会に１台の車両でのみ参加できる。ただし、同一車両による重複参加は認められるが、この場合同一運転者によって運転されてはならない。

## 第５章　競技運営に関する規定

### 第９条　車両変更

1．参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2．車両変更は同一部門同一クラスであること。
3．車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとし、競技会特別規則に明記すること。

**第10条　運転者の変更**

参加者と運転者が異なる場合は、当該競技会の参加確認受付までに競技会審査委員会の承認を得て運転者の変更が認められる。

**第11条　競技コースの発表**

オーガナイザーは､競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

**第12条　プラクティス（計時または非計時）、または公式予選**

プラクティス、または公式予選を設けることができる。
プラクティス、または公式予選を実施する場合は、その詳細を競技会特別規則に明示すること。

**第13条　スタート方式**

1．ジムカーナ競技：ランニングスタート
2．ダートトライアル競技：ランニングスタート
3．サーキットトライアル競技：ランニングスタート
4．ヒルクライム競技：ランニングスタート
5．ドラッグレース：スタンディングスタート
6．ラリークロス：スタンディングスタート
7．オートクロス：スタンディングスタート
8．その他のスピード行事：スタンディングスタート、またはランニングスタートのいずれかとする。

**第14条　計　時**

計測は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用することとし､使用する計測装置がいずれであるか競技会特別規則に明記すること。
計測機器：
1．自動計測機器を使用する場合は、少なくとも1／100秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
スタートラインとフィニッシュラインの計測地点を分離した場合は、光電管の路面からの高さを同一に設定すること。
計測にはバックアップ体制をとることが望ましい。

2．ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1／100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

### 第15条　順位の決定

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明示すること。

例）・2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する。
・3ヒートで行い、3ヒートの合計タイムを採用する。
・10周回走行し、10周回の合計タイムを採用する。

### 第16条　信号表示

旗による信号は「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に従うこと。

上記以外を規定する場合は競技会特別規則に明示すること。

## 第6章　参加者および運転者の遵守事項

### 第17条　参加者および運転者の遵守事項

1．競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズおよびレーシンググローブの着用が望ましい。
2．ヘルメットは国内競技車両規則・付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。

## 第7章　競技コースに関する規定

### 第18条　競技コース

競技コースはＪＡＦ公認のコースを使用するものとし、別に定める「ＪＡＦ国内スピード行事競技コース公認に関する規定」等に従うこと。

ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、この限りではないが、公認コースの使用を推奨する。

1．コース許可証の確認
オーガナイザーは、競技に先立ち当該コース図および公認条件（確

認事項）を競技会審査委員会に提出すること。

2．コースの設定

オーガナイザーは、競技会場の形状等に対して適切なコース設定を行ない、特に観衆に対する安全に十分留意すること。

## 第8章　救急に関する規定

**第19条　救急病院の確認と搬送車両の確保**

1．オーガナイザーは、予め所轄消防本部･消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。また、競技会当日怪我、病気等の患者を会場内で搬送する車両を備えること。

2．指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告すること。

## 第9章　本規定の施行

**第20条**　本規定は、2008年1月1日より施行する。

# スピード行事競技開催規定
## 付則：クローズド競技会開催要項

1997年７月24日制　　定
1998年１月１日施　　行
1998年12月10日改　　定
1999年１月１日施　　行
1999年７月23日改　　正
2000年４月１日施　　行

スピード行事のクローズド競技会は本開催要項に従って開催すること。

１．定　義：

クローズド競技とは、その競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技をいう。（国内競技規則２－13）

２．種　目：

スピード行事のクローズド競技は下記の通りとする。

１）ジムカーナ競技
２）ダートトライアル競技
３）その他

（注）サーキットトライアル競技については、「サーキットトライアル競技開催要項」に従うこと。

３．開催資格：

下記の通りとする。なお、共催の場合は３クラブ以内とする。（自動車競技の組織に関する規定第３条２．２）(4)

１）準加盟クラブ
２）加盟クラブ
３）公認クラブ

４．開催場所：

１）他の交通を遮断した場所であること。
２）「スピード行事競技開催規定」および「ＪＡＦ国内スピード行事競技コースの公認に関する規定」を満足したコースで開催することを推奨する。ただし、自動車登録番号標または車両番号標を有する車両以外の車両が参加する場合は、公認コースに限る。

5．参加資格：
　競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される。
6．出場実績：
　クローズド競技会に１回以上出場した者は、国内Ｂライセンスの取得資格を有するものとする。（ＪＡＦスポーツ資格登録規定第２条１．２)(１)）ただしＪＡＦは競技結果成績を記録しない。
7．参加車両：
　「ＪＡＦ国内競技車両規則」に適合した車両とする。
8．競技会開催の届出：
　所定の届出書により開催日の14日前までにＪＡＦに届出ること（組織許可は免除される)。
9．その他適用が免除される事項：
　スピード行事に関する諸規定の適用を免除する。ただし、スピード行事競技開催規定に準拠することを推奨する。

# スピード行事競技開催規定
## 付則：サーキットトライアル競技開催要項

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1997年７月24日制 | 定 | 2004年８月３日改 | 定 |
| 1997年９月１日施 | 行 | 2005年１月１日施 | 行 |
| 1998年７月27日改 | 定 | 2007年８月１日改 | 定 |
| 1999年１月１日施 | 行 | 2008年１月１日施 | 行 |
| 2002年７月31日改 | 定 | 2010年11月25日改 | 定 |
| 2003年１月１日施 | 行 | 2011年１月１日施 | 行 |

１．目　　的：　一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は自動車運転技術の向上ならびに高速運転の経験を通じて日常の安全運転に貢献するため、また、モータースポーツの健全な発展を図るため、スピード行事開催規定に従い、ＪＡＦ公認レーシングコースで実施されるサーキットトライアルの開催に関し、以下の通り定める。

２．種　　目：　サーキットトライアル（ＪＡＦ公認サーキットで実施されるラップタイムトライアル。）

３．開催資格：　サーキットトライアルは次のクラブおよび団体のみ開催することができる。ただし、加盟クラブおよび加盟団体については、組織許可申請書の添付書類としてオフィシャル体制表およびポスト配置図を提出し、かつＪＡＦの承認を必要とする。

１）加盟・公認クラブ

２）加盟・公認団体（クローズド競技を除く）

４．開催場所：　ＪＡＦ公認のサーキット。

５．参加車両：　ＪＡＦ国内競技車両規則第３編スピード車両規定のP.P N.N.B.S A.AE車両で気筒容積別にクラス分けを行う。オープンカーには４点式以上のロールバーが必要。

６．競技会組織：　自動車競技の組織に関する規定に準拠。

7．最大出走台数：　レース決勝出走台数。
8．競技方法：1）同時スタートは行わない。
2）コースインはピットロードの出口から車両の間隔を置いて1台ずつコースインを行う。
3）走行の機会は2回（2ヒート）が望ましい。
9．信号合図：　国際モータースポーツ競技規則付則H項に従う。
10．順位決定：　ラップタイム（2ヒート制の場合は2ヒート）のうちベストタイムを当該競技者の成績とし、順位を認定する。
11．その他適用される規定：
1）競技に関する詳細規定は特別規則に定める。
2）参加者に対する教育（主として安全面）として、走行前のブリーフィングのための統一教材を作成し安全な走行の徹底を図る。（特に国際モータースポーツ競技規則付則H項および同付則L項について）
3）国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章の4．信号における其々の旗の意味を大会特別規則に明記すること。
12．施行：2011年1月1日

# スピード行事競技開催規定
## 付則：ツイントライアル競技開催要項

1999年７月28日制　　定
1999年10月１日施　　行
2002年７月31日改　　定
2003年１月１日施　　行
2004年８月３日改　　定
2005年１月１日施　　行
2007年８月１日改　　定
2008年１月１日施　　行

スピード行事競技開催規定に従い、ＪＡＦ公認コースで実施されるツイントライアルの開催に関し、以下の通り定める。

１．種目　　：　ツイントライアル
　２台の競技車両が２つの走路（等距離）を同時に走行して実施されるタイムトライアル。

２．開催場所　：　ＪＡＦ公認コース

３．参加車両　：　ＪＡＦ国内競技車両規則第３編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
　オープンカーには４点式以上のロールバーが必要（未舗装路で行う場合、SC・D車両のオープンカーは参加できない）。

４．競技会組織：　自動車競技の組織に関する規定に準拠。

１）開催資格：　公認・加盟クラブまたは公認・加盟団体

２）競技会格式：地方競技以上

５．競技形態　：

１）コース設定

⑴　独立した２つの走路は等距離に設定する。これらの走路は、立体交差等により１つのコースとして連結して設定するか、あるいは同じレイアウトの走路を２つ設定する。

⑵　未舗装路で行う場合にはコース保守のため、スタート、フィニッシュ付近およびタイトコーナーを一部舗装路とすることが望ま

しい。

2）スタート方法

スタートはそれぞれ独立した走路に設定された所定の位置より、1つのスタート合図によって競技が開始される。

3）順位決定

⑴タイムトライアル方式：

走行回数および順位決定方法を特別規則書に明記すること。

⑵トーナメント方式：

予選を設ける場合は、その方法を特別規則書に明記すること。

6．信号合図　：国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に従う。

7．その他　　：

1）競技に関する詳細規定は特別規則に定める。

2）参加者に対し、コース設定ならびに国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項・Ｌ項の周知徹底を図るため資料を作成し、ブリーフィングを行うとともに、充分な慣熟走行（歩行）を行うこと。

8．施行：2008年1月1日

# スピード行事競技開催規定
## 付則：ドラッグレース競技開催要項

2001年10月19日制　　定
2002年１月１日施　　行
2002年７月31日改　　定
2003年１月１日施　　行
2004年８月３日改　　定
2005年１月１日施　　行

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、スピード行事競技開催規定に従い、国内格式以下のＪＡＦ公認のドラッグレース競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。
なお、国際競技については、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則ドラッグレース競技規則が適用される。

### １．定義：

参加車両が２台ずつ（例外的に１台で）平坦な舗装路面の直線のコースで、停止状態から発進して１／４マイル（402.336m）または１／８マイル（201.168m）の距離（以下「競技距離」という。）を走行するために要する時間または競技距離の終点（ゴール）における通過速度を争う競技をドラッグレースという。

ただし、ＪＡＦが認めた場合は、競技距離を１／４マイル（402.336m）以下にすることができるが、１／８マイル（201.168m）以下にすることはできない。

### ２．開催場所：

ＪＡＦが公認するドラッグレースコース（以下「公認コース」という。）とする。

### ３．参加車両：

１）本競技に参加できる車両は、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則

付則ドラッグレース競技規則による下記(1)～(6)の車両およびＪＡＦ国内競技車両規則による下記(7)～(9)の車両に区分する。

(1)トップフューエルドラッグスター（TF）
(2)トップアルコールドラッグスター（TAD）
(3)トップガスドラッグスター（TGD）
(4)ファニーカー（FC）
(5)トップメタノールファニーカー・トップアルコールファニーカー（TA/FC）
(6)プロストック（PS）
(7)スピードD車両（D）
(8)スピードSA車両（SA）
(9)登録番号標付車両（P.N.B）

2）クローズド競技は、参加車両がスピードSA車両（SA）または登録番号標付車両（P.N.B）による場合にのみ認められる。
3）競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

## 4．コース公認申請者の同意：

オーガナイザーは、ＪＡＦにカレンダーを登録申請する時に、公認コースのコース許可証取得者の同意を必要とする（カレンダー登録申請書のレース開催日に関する同意欄を使用すること）。

## 5．組織許可の条件の通知：

オーガナイザーは、競技に先立ちＪＡＦによる組織許可の条件を競技会審査委員会に通知すること。

## 6．参加資格：

有効な国内Ｂライセンス以上の所持者とする。

ただし、以下の車両（TF、TAD、FC、TA/FC、PS）を使用する場合は、ＪＡＦスポーツ資格登録規定第４条７．により、国内格式以下の競技会においても、車両毎に定める次のライセンスが必要とされる。

| 車　両 | TF | TAD | FC | TA／FC | PS |
|---|---|---|---|---|---|
| ライセンス | 国際ドラッグA, 1 | 国内A以上 | 国際ドラッグB, 1 | 国内A以上 | 国内A以上 |

## 7．車両検査：

1）競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
2）参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
3）次のいずれかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
⑴車両検査で不合格の場合
⑵車両検査を受けない場合
⑶競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

## 8．競技とスタート方法：

1）競技はトーナメント（ラダー）方式またはヒート制（タイムトライアル）とする。
2）すべての車両は自力でスタート位置に着くこと。

## 9．安全の確保：

1）競技中は、競技役員および当該ヒートのスタート進行に入った車両のピットクルーならびにメカニックを除き、いかなる者もトラック上に立ち入ってはならない。
2）オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行い、特に観衆に対する安全に十分留意すること。

## 10．スタート合図：

旗による信号をスタート合図に使用する場合は、「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に従うこと。
上記以外の信号（クリスマスツリー等の信号灯を含む）を使用する場合は、競技会特別規則にその旨を明記すること。

## 11．バーンアウト：

車両がスタートラインから発進する前に、タイヤと路面の摩擦係数を高めるため、タイヤに水を散布しタイヤを空転させることによりタイヤの温度を上げ内圧を上げる行為（以下「バーンアウト」という。）を行う場合は、以下に従うこと。

1）オーガナイザーは、バーンアウトを行うことのできるエリアを競技会特別規則に明記し、バーンアウトエリアには本開催要項9．の1）に規定された者以外の立ち入りを禁止すること。
2）バーンアウトはバーンアウトエリアにおいてのみ行うことができる。また、バーンアウト中はいかなる者も車に触れたり掴まったりしてはならない。
3）バーンアウトの際、走路上で競技車両を方向転換（旋回）することは認められない。バーンアウト中の危険と見なされる行為も認められない。
4）バーンアウトの際に使用できるのは水のみとし、ファイヤーバーンアウト（裸火や火炎の使用）は厳禁とする。
5）スピードSA車両（SA）および登録番号標付車両（P.N.B）は、スタートラインを越えてバーンアウトを行うことが認められない。

## 12. ステージング：

スタート待機状態からスタートラインを発進するまでのスタート準備行為（以下「ステージング」という。）を旗信号によって行う場合は競技会特別規則にその旨を明記すること。

信号灯によるステージングを行う場合は以下に従うこと。

1）オーガナイザーは、ステージングエリアを競技会特別規則に明記し、当該エリアには本開催要項9．の1）に規定された者以外の立ち入りを禁止すること。
2）トップフューエルドラッグスター（TF)、トップアルコールドラッグスター（TAD)、トップガスドラッグスター（TGD)、ファニーカー（FC)、トップメタノールファニーカー・トップアルコールファニーカー（TA／FC）クラスの車両は一度スタートしてバーンアウトエリアに入った後は、エンジンを再度始動させてはならない。
3）ドライバーおよびピットクルーならびにメカニックは、車両が発進のためにバーンアウトエリアに移動した後に、エンジンの始動と出走準備に着手すること。
4）すべての車両は、いかなる場合でもステージングを行った後にスタートすること。
5）ステージングは、その車両のエンジンの力だけで行うこと。車両をプ

ッシュしてスタートさせたりステージングさせることは認められない。

6）ドライバーが車両とスタートラインとの位置関係を確認する場合は、コース上の装置でのみ確認すること。

7）対戦する２台の車両のドライバーは、双方同時にプレステージライトを点灯することが望ましい。両者ともステージライトを点灯する前にプレステージライトを点灯することとし、相手側のプレステージライトが点灯するまではステージライトを点灯しないこと。

8）スタート審判員は、ドライバーがステージングする際に十分な時間が確保されるよう、その制限時間を決定する。スタート審判員の指示を受けたにも拘わらず、ステージングを行わない場合は、当該ヒートが無効になることがある。正しいステージングを行い、スタート審判員の発進の合図が出た後のステージングのやり直しは認められない。　スタート装置が作動する前にスタートラインから出たドライバーは、シングル走行のドライバーも含めて、当該ヒートを無効とする。

－信号灯（クリスマスツリー）の例図－

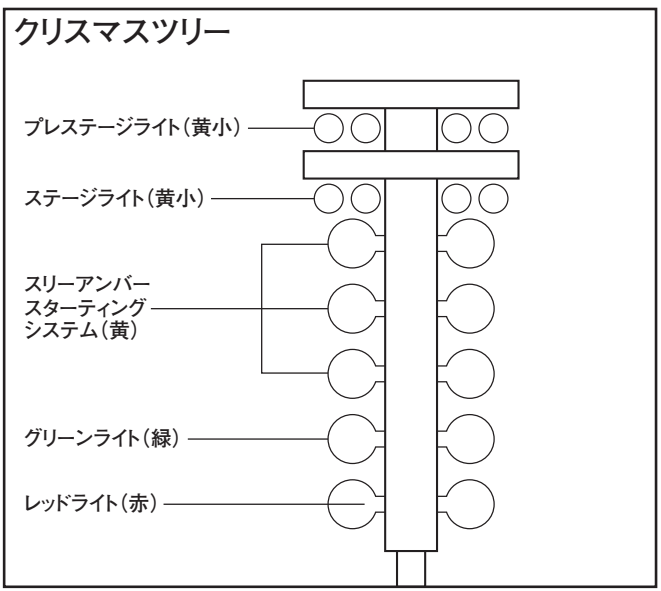

## 13. 公式予選

1）公式予選を行う場合は、以下に従うこと。
⑴全てのドライバーは公式予選に参加しなければならない。
⑵公式予選では区間タイムが早い者が上位となる。
⑶公式予選の区間タイムが同一の場合は、その公式予選計測区間で記録された最高速度の速い者を上位とする。
⑷競技会審査委員会は、参加者の申請に基づき、不可抗力（例えば、公式予選中に計時装置にエラーが発生した場合、反対レーンを走る別のドライバーが車両をコントロールできなくなったことを起因として自車の走行を放棄せざるを得なくなった場合、悪天候により１名あるいは複数のドライバーが公式予選で走行をできない場合）により、１名あるいは複数のドライバーが公式予選で走行できない場合、当該ドライバーを公式予選通過者リストの最下位に入れることを認めることができる。
2）公式予選を行わない場合は、トーナメント（ラダー）の決定方法およびレーン選択権を特別規則に明記すること。

## 14. トーナメント（ラダー）：

1）公式予選結果により上位16位までの車両が成績順に１番から16番までの枠に入ってトーナメントに出場することができる。
2）16台の車両が出場する場合の同一車両区分の対戦相手は、１番対16番、２番対15番、３番対14番、４番対13番、５番対12番、６番対11番、７番対10番、８番対９番の組み合わせとする。
3）決定された対戦相手は、競技会審査委員会が正当な変更理由を認めない限り変更されない。
4）16台分の枠に空き枠があり、枠が完全に埋まらない場合には、以下に示すトーナメント（ラダー）の組み合わせ例に基づき実施する。

－トーナメント（ラダー）の図－

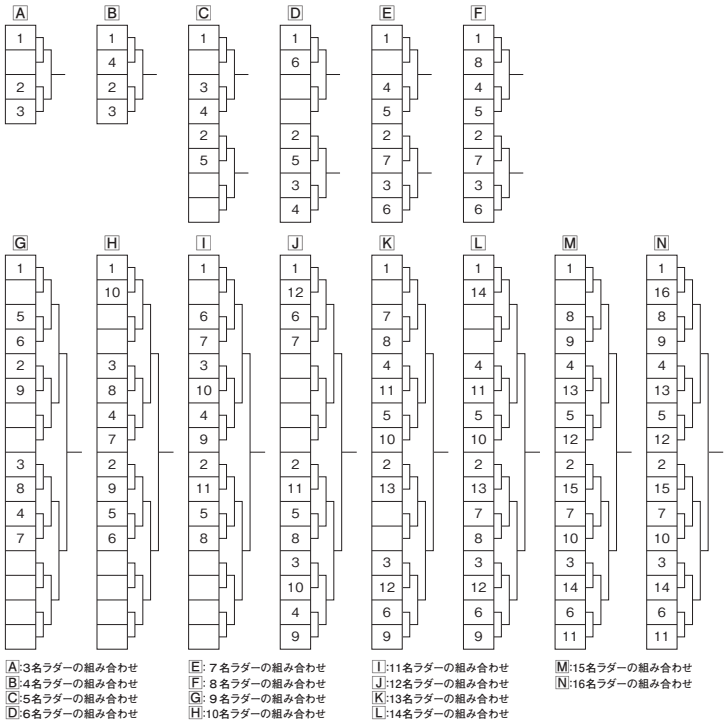


A:3名ラダーの組み合わせ
B:4名ラダーの組み合わせ
C:5名ラダーの組み合わせ
D:6名ラダーの組み合わせ
E: 7名ラダーの組み合わせ
F: 8名ラダーの組み合わせ
G: 9名ラダーの組み合わせ
H:10名ラダーの組み合わせ
I:11名ラダーの組み合わせ
J:12名ラダーの組み合わせ
K:13名ラダーの組み合わせ
L:14名ラダーの組み合わせ
M:15名ラダーの組み合わせ
N:16名ラダーの組み合わせ

## 15. シングル走行：

トーナメント（ラダー）へ進出したドライバーの数が奇数の場合、または対戦枠が決定した相手が出走できない場合は、次の要領による１台出走のシングル走行とする。

シングル走行のドライバーがステージングしてスタートの合図を受けた時点、あるいはスタート審判員がそのドライバーを勝者と宣言した時点で勝者とみなされる。ただし、ドライバーがシングル走行中にコースアウトやセンターラインオーバーした場合、当該ヒートは無効とする。

## 16. 公式予選繰り上げ出場者について：

本開催要項14.1）でトーナメント（ラダー）が組まれた後は、決められた2台1組の組み合わせは変更できない。

ただし、公式予選通過車両またはドライバーが1回戦に出場できない場合は、トーナメント（ラダー）の組み合わせが決定される前であることを条件に、競技会審査委員会の裁定により公式予選繰り上げ出場者を最後尾者の枠に入れることとする。繰り上げ出場の方法は公式予選を通過していない者の中で区間タイムが最も早かったドライバーが最初の枠に入り、次に早かったドライバーが2つ目の枠に入るという順序で進められる。

## 17. トーナメント（ラダー）におけるレーンの選択権：

1）1回戦：公式予選の上位ドライバーに走行レーンの選択権が与えられる。
2回戦：1回戦で区間タイムが早かったドライバーに走行レーンの選択権が与えられる。
3回戦：2回戦で区間タイムが早かったドライバーに走行レーンの選択権が与えられる。
以下、上記に準じて走行レーンの選択権が与えられる。
なお、対戦相手同士の区間タイムが同一の場合は、当該計測区間で記録された最高速度の速いドライバーにレーンの選択権が与えられる。
2）ヒート制（公式予選を含む）の場合のレーン選択権は、公式通知により指示される。

## 18. ペナルティ

1）対戦相手同士がファウルスタートの場合は、先にファウルスタートをした者について当該ヒートを無効とする。（信号灯によるスタートでファウルをした場合は、グリーンライトが点灯する前に発進した車両の反応時間により判定する）
2）ドライバーの一方がファウルスタートし、もう一方のドライバーが走路の境界線を越えた場合には、後者の違反をより重大なものと見なし、当該ヒートを無効とする。
　また、前者のファウルしたドライバーは競技会審査委員会の裁定により競技に復帰できる場合がある。

3）対戦相手双方のドライバーがコースアウトやセンターラインを越えた場合や、スタート装置が作動する前に双方のドライバーがスタートラインを越えた場合等２台の競技車両がともに違反した場合、違反した双方のドライバーについて当該ヒートを無効とする。
4）走路の境界線を越えた違反に関する判定に際して、車両の一部でもラインの塗装面を完全に越えている場合は当該ヒートを無効とする。
5）対戦相手双方の競技車両がセンターラインまたは外側のラインを越えた場合には、双方のドライバーについて当該ヒートを無効とする。
6）競技中に走行ラインを越える違反をしたドライバーについては、当該ヒートを無効とする。
7）急制動により車両を制御できずにガードレールや照明装置に接触したり、中央の境界線を越えた（ゴールラインの通過を含む）と判定された場合には、そのドライバーについて当該ヒートを無効とする。
8）ガードレール、防護柵、あるいはトラックに固定されている物体（ゴム製のコーンおよび補助用具を含む）に接触した場合、そのドライバーについて当該ヒートを無効とする。
9）信号灯によるスタート合図で、ステージラインを越え、ステージライトを消灯させてしまう行為は、そのドライバーについて当該ヒートを無効とする。
10）信号灯によるスタート合図で、プレステージライトを点灯させるのが著しく遅い場合や、相手がステージライトを既に点灯させている状態でステージライトを点灯させるのが著しく遅い場合は、そのドライバーについて判定により当該ヒートを無効とする。
11）バーンアウト中あるいはバーンアウトエリアを出た後にエンジン停止（セルフスタートによるエンジン再始動を除く）または故障した車両は当該ヒートを無効とする。
12）競技コースから離れるため、あるいはトラックに残っている破片を避けるため等危険回避のために境界線を越えた場合は、当該ヒート無効とはならない。
13）スポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいはレースを妨害する行為をした場合は、失格とする。
14）危険、不公平、あるいは秩序を乱すとみなされる行為をした場合は、失格とする。競技において、実際に競技が始まる前に何らかの理由でド

ライバーが失格となった場合、このドライバーは競技に復帰することができない。

## 19. 順位の決定：

順位は次の優先順位により決定される。

1）トーナメント（ラダー）方式
⑴ゴールに先着した者。
⑵区間タイムが早かった者。
⑶ゴール時の通過速度が速かった者。
⑷競技会審査委員会の決定。

2）ヒート制（タイムトライアル）
⑴区間タイムが早かった者。
⑵ゴール時の通過速度が速かった者。
⑶競技会審査委員会の決定。

## 20. 参加者およびドライバーの遵守事項：

1）すべてのドライバーは、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則L項第３章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用すること。なお、スピードSA車両（SA）および登録番号標付車両（P.N.B）により参加するドライバーについては、これを推奨する。
2）ヘルメットは国内競技車両規則・付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。
3）トラック内に立ち入るピットクルー、メカニックは、作業着など競技会関係者として適切な着衣が要求され、靴も履くこと。
4）薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
5）トーイングカーとして使用する車両には、ドライバーの競技ナンバーを見え易い形で取付けること。プッシュカーやトーイングカーのクルーメンバーの数はドライバーを含み６名に制限される。クルーメンバーが競技場内でプッシュカーやトーイングカーに乗車する時は車内あるいは荷台に座ることが危険でない場合に限る。テイルゲートに坐ったり、ランニングボードに立ったり、あるいは車内に体の一部だけが入っている状態で乗車しないこと。

## 21. 施行：

2005年１月１日

# スピード行事競技開催規定
## 付則：ドリフト競技開催要項

2012年11月29日制　　定
2013年１月１日施　　行

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、スピード行事競技開催規定に従い、国内格式以下のＪＡＦ公認のドリフト競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。

### １．定義：

ドリフト競技は、車両の進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、当該滑走状態を保ちながら規定のコースを走行する競技。

### ２．開催場所：

ＪＡＦ公認のサーキットおよびスピード行事競技コースとする。

### ３．開催資格：

ＪＡＦ加盟・公認クラブおよび加盟・公認団体とする。

### ４．参加車両：

１）ＪＡＦ国内競技車両規則第３編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
２）下記６．の３）による追走走行に自動車登録番号標付車両（P、PN、N、SA、B、AE）が参加する場合は、当該車両規定に規定された６点式以上のロールケージおよびサイドバーの装着が義務づけられる。
３）競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

### ５．参加資格：

有効な国内Ｂライセンス以上の所持者とする。

## 6．競技方法：

本競技は、以下の走行方法と競技要素により行われる。

1）走行方法は、1台の車両がランニングスタート方式で競技コースを走行する単走走行または2台以上の車両がランニングスタート方式で競技コースを前後に走行する追走走行とする。

2）単走走行は、以下を競技要素とする。

⑴ 滑走角度：
設定コース上のコーナー走行時の車両軸線上の進行方向に対する角度。

⑵ 滑走姿勢：
設定コース上のコーナー走行時の姿勢。

⑶ 滑走速度：
コーナーへの進入速度および任意に設定した区間の通過速度。

⑷ オーガナイザーは、上記⑴～⑶の競技要素に基づき、判定事項を規定する。

3）追走走行は、以下を競技要素とする。

⑴ 先行車は、単走走行の競技要素が適用される。

⑵ 後走車は、単走走行の競技要素および先行車との走行時の距離が適用される。

⑶ オーガナイザーは、上記⑴～⑵の走行方法および競技要素に基づき、判定事項を規定する。

## 7．審判員の判定：

1）判定事項は、競技会特別規則または公式通知に明記し、ドライバーズブリーフィングにおいて説明しなければならない。

2）判定事項の記載例

⑴ 滑走角度:コーナー進入時の角度の大きさおよび安定性、連続した滑走動作のタイミングおよび安定性。

⑵ 滑走姿勢:円滑な滑走姿勢を維持するとともにコーナーの指定されたポイントに最大限接近すること。

⑶ 滑走速度：競技（判定）区間の全般を通して比較的速い速度を維持すること。

⑷先行車に対して後走車は接近して走行すること。
3）競技会に適用する判定事項は審判員が判定を行い、審判員の氏名は公式通知掲示板に掲載されなければならない。
4）審判員の判定は、判定事項に対する加点判定または減点判定とする。
5）審判員が行った判定に対しては、いかなる抗議も許されない。

## 8．競技の構成：

本競技は、以下の走行区分から構成される。
オーガナイザーは、以下の走行区分に対応する競技方法について、競技会特別規則に明記すること。
なお、競技の構成は任意に設定することができる。
1）練習走行
2）ウォームアップ走行
3）公式予選
4）決勝

## 9．競技コース：

オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて以下の走行区間を設定し、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示する。なお、追走走行を実施する場合は、2台以上の車両がスタートラインに待機可能なスペースを確保すること。
1）スタートライン
2）加速区間
3）1つ以上のコーナー部分を含めた競技（判定）区間
4）減速区間
5）フィニッシュライン
6）審判員の位置

## 10. 順位の決定：

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明記すること。
順位の決定方法の記載例
1）走行結果に基づく得点により順位を決定する。
2）トーナメントにより順位を決定する。

## 11. 車両検査：

1）競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
2）参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
3）次のいずれかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
⑴ 車両検査で不合格の場合
⑵ 車両検査を受けない場合
⑶ 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

## 12. 参加者およびドライバーの遵守事項：

1）全てのドライバーは、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則L項第３章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用することを推奨する。
2）ヘルメットは国内競技車両規則・付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。
3）コース内に立ち入るピットクルー、メカニックは競技会関係者として適切な服装が要求される。

## 13. 安全の確保：

1）競技中は、競技役員を除き、如何なる者もコース上に立ち入ってはならない。
2）オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行い、特に観衆に対する安全に十分留意すること。
3）オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。
　また、競技会当日怪我、病気等の患者を会場内で搬送する車両を備えること。
4）指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告すること。

## 14. 競技会の成立、延期、中止、短縮：

1）保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2）競技は、全参加車両が1回以上の走行を終了した時点で成立する。

## 15. 施行：

2013年1月1日

# スピード行事における旗信号に関する指導要項

ＪＡＦは、1979年度より、スピード行事における旗信号に関し、以下の指導要項を定める。ここに定めていないものについては、国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に従うことが望ましい。

スタート旗　競技スタートの信号
　　国旗またはクラブ旗を用いる。
黄　　旗　真横または真上に静止して提示――パイロン移動、転倒、脱輪。
黒　　旗　ミスコース
赤　　旗　危険あり。直ちに停止せよ。
緑　　旗　コースがクリアされた。

# 講習会開設規定

第１章　Ｂライセンス講習会
第２章　Ａライセンス講習会
第３章　公認審判員講習会
第４章　国際ソーラーカー
　　ライセンス講習会

1965年12月２日制定
1966年１月１日改定
1967年１月１日改定
1968年１月１日改定
1970年１月１日改定
1973年９月25日改定
1974年１月１日改定
1977年７月26日改定
1984年10月19日改定
1985年７月29日改定
1986年１月１日改定
1990年１月１日改定
1990年10月23日改定
1994年10月13日改定
1995年４月１日施行
1998年７月27日改定
1999年１月１日改定
1999年７月28日改正
2000年４月１日施行
2000年８月１日改正
2000年10月26日改正
2000年11月１日施行
2001年１月１日施行
2001年３月30日改正
2001年５月１日施行
2003年12月３日改正
2004年１月１日施行
2006年８月９日制定
2007年１月１日施行
2009年７月30日改正
2009年11月１日施行
2011年11月24日改正
2012年４月１日施行
2012年11月29日改正
2013年１月１日施行
2014年１月30日改正
2014年４月１日施行

※2014年３月31日まで適用される各手数料については、ＪＡＦホームページをご覧ください。
（http://www.jaf.or.jp/msports/fee/fr/f_index.htm）

## 第１章　Ｂライセンス講習会

### 第１条　目　的

本規定は、ＪＡＦ発給の国内競技運転者（兼参加者）許可証Ｂ（以下Ｂライセンスという）および公認審判員許可証Ｂ３級取得希望者のために開催される「Ｂライセンス講習会」の認定に関する規定である。

### 第２条　講習会の開設

ライセンス講習会は次のクラブおよび団体のみが開設できる。
１．ＪＡＦ本部および地方本部ならびに支部

2．準加盟・加盟・公認のクラブおよび加盟・公認の団体
3．その他ＪＡＦが特に認めた団体

## 第３条　講習会の開設場所

主催者は、講習会を行うに適した場所を講習会場として確保しなければならない。

## 第４条　開設申請の手続き

1．開設予定日の２ヵ月前までに所定の書式をもって、ＪＡＦ事務局に申請するものとする。
2．申請の際に開設申請料として１件につき3,600円（消費税込）を必要とする。

## 第５条　講義科目および教材

講義科目は「自動車スポーツの概要」につき２時間以上とし、教材として次のものを講習時に必携していなければならない。
1．モータースポーツハンドブック

## 第６条　講師の認定

講師は自動車スポーツの諸規則に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちからこれを委嘱してＪＡＦの承認を得るものとする。
1．１級公認審判員許可証の保持者
2．その他ＪＡＦが特に認めた者
注）講師の補助員の資格については問わない。

## 第７条　受講者および受講料

1．受講資格は普通自動車以上の運転免許証の保持者とする。
ただし、身体の障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、ＪＡＦスポーツ資格登録規定第２条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。
2．受講料は１人4,100円（消費税込）以内とする。ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

## 第８条　受講者に対する注意事項

ライセンス講習会の主催者は受講者に対し、次の事項を周知徹底させなければならない。

１．ライセンス申請期間について、講習会受講後30日以内にＢライセンスの申請手続きを行わないと無効となること。

２．ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類、ＪＡＦ会員の資格を必要とすること等）。

３．上級申請に必要とする条件およびその手続き方法について。

## 第９条　査察委員の派遣

ＪＡＦは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

## 第10条　主催者の報告義務

１．主催者は講習会終了後７日以内に、次の事項をＪＡＦ所定の書式により、講習会開設申請を提出したＪＡＦ事務所に報告しなければならない。

１）開催日時および場所

２）講師の氏名

３）講義内容および時間

４）受講者名簿

## 第11条　講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合は、その開設予定日の１週間前（不可抗力の場合を除く）までにＪＡＦに理由を付して届出を行わなければならない。

## 第12条　講習会主催者、講師の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営すること

# 第２章　Ａライセンス講習会

## 第13条　目　的

本規定は、ＪＡＦ発給の国内競技運転者（兼参加者）許可証Ａ（以下Ａライセンスとする）取得希望者のために開催される「Ａライセンス講習会」の認定に関する規定である。

## 第14条　講習会の開設

Ａライセンス講習会は次のクラブおよび団体のみ開設できる。

1．ＪＡＦ本部および地方本部
2．加盟・公認のクラブおよび団体
3．その他ＪＡＦが特に認めた団体

## 第15条　講習会の開設場所

ＪＡＦ公認レーシングコースとする。

公認レーシングコース以外で開設する場合は、ＪＡＦの承認を得るものとする。

## 第16条　開設申請の手続き

1．開設予定日の２ヵ月前までに所定の書式をもってＪＡＦ事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2．申請の際に開設申請料として１件につき6,800円（消費税込）を必要とする。

## 第17条　講習内容および試験

1．基礎講義　モータースポーツハンドブック……30分以上
　※国内Ｂを所持しない者が受講するものとする。
2．講義
　1）国内競技規則……30分以上
　2）競技車両規則……30分以上
　（国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項を含む）
　3）国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項……30分以上
　4）レーシング講義……30分以上

5）筆記試験……30分
注）筆記試験問題はＪＡＦが作成し、そのつど提供する。

3．実技
⑴　基礎実技……60分以上
⑵　走行実技試験……60分以上
ＪＡＦスポーツ資格登録規定第２条２項に規定する「限定国内競技運転者許可証Ａ」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。

4．筆記試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、Ｈ項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

5．走行実技試験は、国際モータースポーツ競技規則の付則Ｈ項に基づく信号合図およびレーシングマナー等によるものとする。

6．試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

## 第18条　講師の選定

講師は自動車競技の諸規則に精通した者ならびにレーシングの実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師１名を含みこれを委嘱し、ＪＡＦの承認を得るものとする。

1．国内競技規則の講師：公認審判員許可証Ａ１級の保持者

2．競技車両規則の講師：公認審判員許可証技術Ａ１級の保持者

3．国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項の講師：公認審判員許可証コースＡ１級の保持者

4．走行実技の講師：国際競技運転者許可証Ａ、Ｂ、Ｃの資格保持者または国内競技運転者許可証Ａの資格保持者でＪＡＦが特に認めた者

5．レーシング講義の講師：走行実技の講師もしくは主任講師
注）講師の補助員の資格については問わない。

## 第19条　受講資格および受講料

1．国内Ｂを所持する者：
①受講前24ヵ月以内にＪＡＦ公認競技会（スピード行事、ラリーあるいはソーラーカーレース）に１回以上出場し、競技長によって成績（順位）認定された者。（リタイア、ミスコース等は実績として認

められない。）とし、受講料は20,900円以内とする。

②受講前24ヵ月以内にＪＡＦ公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は20,900円以内とする。

2．国内Ｂを所持しない者：

受講前24ヵ月以内にＪＡＦ公認レーシングコースにおいて50分以上のスポーツ走行の経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は、24,700円以内とする。

3．ＪＡＦスポーツ資格登録規定第２条２項に規定する、「限定国内競技運転者許可証Ａ」の申請条件を満たした者が受講する場合は、受講料は20,900円以内とする。

4．限定国際ソーラーカー競技運転者許可証を所持し、受講前24ヵ月以内にＪＡＦ公認のソーラーカーレースの完走実績を有する者とし、国内Ｂの所持の有無に関わらず受講料は20,900円以内とする。

5．いずれの場合も受講料は消費税込みとし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

6．受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師１人につき受講者は10名以内を原則とする。

なお、身体の障がいのある者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、ＪＡＦスポーツ資格登録規定第３条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

## 第20条　合格者に対する注意事項

講習会の主催者は、試験合格者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1．ライセンス申請期間について、試験合格後30日以内にＡライセンスの上級申請手続きを行わないと無効になること。

2．ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類、ＪＡＦ会員の資格を必要とすること等）。

3．上級申請に必要とする条件およびその手続き方法について。

## 第21条　査察委員の派遣

ＪＡＦは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

### 第22条　主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後７日以内に次の事項を書面によりＪＡＦ事務局に報告しなければならない。

１．開催日時および場所
２．講師の氏名
３．講習内容およびその時間割
４．試験合格者の氏名とそのＢライセンス番号

### 第23条　講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合にはその開設予定日の１週間前（不可抗力の場合を除く）までにＪＡＦに理由を付して届出を行わなければならない。

### 第24条　講習会主催者、講師および受講者の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営することとし、受講者は講習会主催者の指示に従い講義を受講すること。

## 第３章　公認審判員講習会

### 第25条　目　的

本規定は、ＪＡＦ発給の公認審判員許可証の取得希望者のために開催される「公認審判員講習会」の認定に関する規定である。

### 第26条　講習会の開設

公認審判員講習会は次のクラブおよび団体のみが開設できる。

１．ＪＡＦ本部および地方本部
２．加盟・公認クラブおよび団体
３．その他ＪＡＦが特に認めた団体

### 第27条　講習会の開設場所

公認審判員Ｂの講習についてはＪＡＦ公認スピード行事競技コース、公認審判員Ａの講習についてはＪＡＦ／ＦＩＡ公認レーシングコースとする。

## 第28条　開設申請の手続き

１．開設予定日の２ヵ月前までに所定の書式をもってＪＡＦ事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
２．申請の際に開設申請料として１件につき3,600円(消費税込)を必要とする。

## 第29条　講習会の分類

講習会はＡおよびＢそれぞれの１級と２級とに分けられ、かつ役務種類ごとに、技術講習会、コース講習会、計時講習会の３種類に分けられる。講習会は、それぞれの分類を組み合わせて実施することが出来る。
Ｂ３級公認審判員講習会はＢライセンス講習会を以てこれに代える。

## 第30条　講師の選定

講師は次のうちから主催者が、主任講師１名を含みこれを委嘱し、ＪＡＦの承認を得るものとする。
１．各科目ごとに１級公認審判員許可証の保持者
２．その他ＪＡＦが特に認めた者
注）講師の補助員の資格については問わない。

## 第31条　受講資格

講習会の受講資格は次の通りとする。
なお、受講者は受講する前に現在の審判員許可証を取得してから所定の役務実績を有すること。
１．Ａ２級の所持者：Ａ１級およびＢ１級の審判員講習課程
２．Ｂ１級の所持者：Ａ１級の審判員講習課程
３．Ｂ２級の所持者：Ｂ１級およびＡ２級の審判員講習課程
４．Ｂ３級の所持者：Ａ２級およびＢ２級の審判員講習課程

## 第32条　受講料

受講料は１種目につき12,500円（消費税込）以内とし、他の種目を同時に受講する場合は4,100円（消費税込）の割り増しとする。

ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

## 第33条　受講者に対する注意事項

講習会の主催者は、受講者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

１．公認審判員規定に基づきそれぞれ定められた役務執行を行い、資格認定試験を受け合格した後でなければ上級申請ができないこと。

２．申請資格を得た日から30日以内に申請手続きを行わないと無効になること。

３．公認審判員許可証ＡおよびＢの上級申請資格について

## 第34条　査察員の派遣

ＪＡＦは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し、本規定に基づく指示を行うことができる。

## 第35条　主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後７日以内に次の事項を書面によりＪＡＦ事務局に報告するものとする。

１．開催日時および場所

２．講師の氏名

３．講習内容およびその時間割

４．試験合格者の氏名、ライセンス番号

## 第36条　講習課程

講習課程（科目および時間数）および試験については次の通りとする。

講義内容は各等級にふさわしい内容とすること。

| 種目<br>科目 | コース<br>2級 | コース<br>1級 | 技術<br>2級 | 技術<br>1級 | 計時<br>2級 | 計時<br>1級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 〔講義〕 | | | | | | |
| 国内競技規則 | 30分以上 | 30分以上 | 30分以上 | 30分以上 | 30分以上 | 30分以上 |
| 国内競技車両規則 | | | 60分以上 | 60分以上 | | |
| 付則J項 | | | 30分以上 | 30分以上 | | |
| 付則H項 | 60分以上 | 30分以上 | | | 30分以上 | |
| 国際モータースポーツ競技規則 | | 30分以上 | | 30分以上 | | 30分以上 |
| レーシング講義 | 30分以上 | 30分以上 | | | | |
| 車両公認書 | | | 30分以上 | 30分以上 | | |
| 計測器具 | | | | | 60分以上 | 60分以上 |
| 〔実技〕 | | | | | | |
| 実技講習(消火救急含む) | 60分以上 | 60分以上 | 60分以上 | 60分以上 | 60分以上 | 60分以上 |
| 研究討論会 | | 30分以上 | | 30分以上 | | 30分以上 |
| 講習時間合計 | 3時間<br>以上 | 3時間<br>30分<br>以上 | 3時間<br>30分<br>以上 | 4時間<br>30分<br>以上 | 3時間<br>以上 | 3時間<br>30分<br>以上 |

筆記試験……60分以上

筆記試験問題はＪＡＦが作成しそのつど提供する。

筆記試験は国際モータースポーツ競技規則とその付則、国内競技規則および国内競技車両規則、Ｈ項より抽出し出題される。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

## 第37条　講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合は、その開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までにＪＡＦに理由を付して届出を行わなければならない。

## 第38条　講習会主催者、講師および受講者の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営する

こととし、受講者は講習会主催者の指示に従い講義を受講すること。

## 第４章　国際ソーラーカーライセンス講習会

### 第39条　目的

本規定は、ＪＡＦ発給の限定国際ソーラーカー競技運転者許可証（以下「国際ソーラーカーライセンス」という。）取得希望者のために開催される「国際ソーラーカーライセンス講習会」の認定に関する規定である。

### 第40条　講習会の開設

講習会は次のクラブおよび団体のみ開設できる。

1．ＪＡＦ本部および地方本部
2．ＪＡＦ公認ソーラーカー競技会を開催または開催を予定している加盟・公認のクラブおよび団体

### 第41条　開設申請の手続き

1．開設予定日の２ヵ月前までに所定の書式をもってＪＡＦ事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2．申請の際、１件につきＡライセンス講習会と同一の開設申請料を必要とする。

### 第42条　講習内容および試験

1．ソーラーカーによる競技に必要な内容とし、下記の１）～５）について合計２時間以上とする。
　１）モータースポーツの概要
　２）国内競技規則
　３）ソーラーカー競技について
　４）国際モータースポーツ競技付則Ｈ項
　５）レーシング講義
　６）筆記試験……30分以上
　注）筆記試験問題はＪＡＦが作成し、そのつど提供する。
2．筆記試験は、上記講義内容より抽出した問題とする。ただし受講者は規則書等を試験の際に参照してもよい。

3．試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

## 第43条　教材

教材として、次のものを必携していなければならない。

1．モータースポーツハンドブック
2．国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項
3．その他講習会主催者の定めるもの

## 第44条　講師の選定

講師はソーラーカー競技に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師１名を含みこれを委嘱し、ＪＡＦの承認を得るものとする。

1．国内競技規則講師：公認審判員許可証各Ａ１級の所持者。
2．国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項の講師：公認審判員許可証コースＡ１級の所持者。
3．レーシング講義の講師：国際競技運転者許可証Ａ・Ｂ・Ｃの所持者または国内競技運転者許可証Ａの所持者。
注）講師の補助員の資格については問わない。

## 第45条　受講者及び受講料

下記の１．または２．の事項を満たす者。

ただし、身体の障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、ＪＡＦスポーツ資格登録規定第２条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

1．満16歳以上18歳未満の者は、親権者の同意を得ること。
2．受講料は１人20,900円（消費税込）以内とする。ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

## 第46条　合格者に対する注意事項

講習会の主催者は、試験合格者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1．ライセンス申請期間について、試験合格後30日以内に申請手続き

を行わないと無効になること。
2．ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類等）。
3．満16歳以上18歳未満の者が、満18歳に達した後の手続について。

### 第47条　査察委員の派遣

ＪＡＦは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

### 第48条　主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後７日以内に次の事項を書面によりＪＡＦ事務局に報告しなければならない。
1．開催日時および場所
2．講師の氏名
3．講習内容およびその時間割
4．試験合格者の氏名とそのライセンス番号

### 第49条　講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合にはその開設予定日の１週間前（不可抗力の場合を除く）までにＪＡＦに理由を付して届出を行わなければならない。

## 第５章　本規定の施行

### 第50条　本規定の施行

本規定は、2014年４月１日より施行する。

## 信号旗の表示方法

ドライバーが確認しやすいようにできるだけ大きな動作で明確に表示する。

**静止状態**

（風のあるときは押さえて示す）。

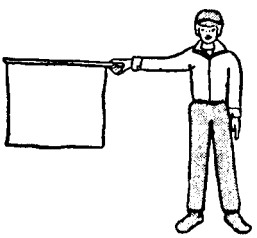

黒・青旗の場合は
対象者を指さす

**振動の状態**

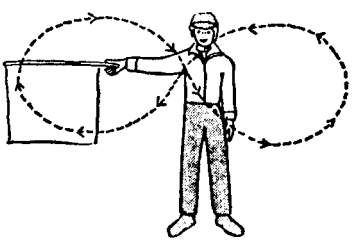

肩のつけ根を中心として
できるだけ大きく

**２本の振動状態**

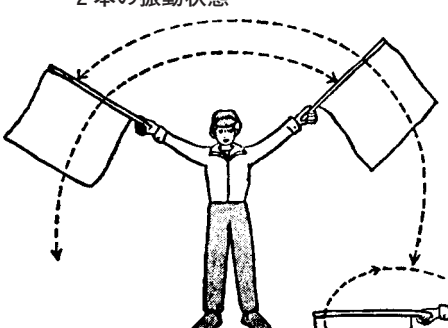

**２つの異なる旗の表示**

（上・下に振ってもよい）

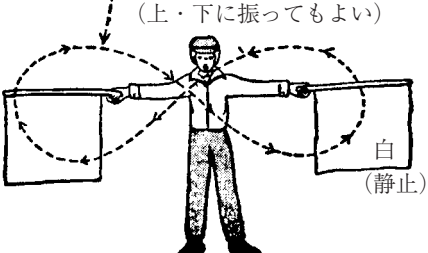

白
（静止）

# ＪＡＦ登録車両規定

1980年９月９日制　　定
1981年７月17日改　　定
1982年９月29日改　　定
1984年10月19日改　　定
1994年５月20日改定施行
2014年３月25日改　　定
2014年４月１日施　　行

## 第１条　総　則

登録車両とは、市販車両を対象とし、下記条項に従ってＪＡＦに登録された車両をいう。

## 第２条　登録申請に必要な条件

以下のいずれかの条件を満たしていること。

１．国土交通省型式認証車両（型式指定自動車または新型自動車）

２．上記１．の車両を基本として一部の装置を変更、改造して製作された車両で、基本となる車両の型式を含み、かつ以下の条件を満たす車両。ただし、ＪＡＦが不適当と認めた場合はこの限りではない。

１）連続する12ヵ月間に100台以上製作されていること

２）通常の日本国内販売網を通じ、個々の顧客に対する販売を目的としていること

## 第３条　登録申請者の条件

１．国産車についてはＪＡＦ特別団体とする。

２．外国車については当該車両の製造者またはＪＡＦが認めた当該車両の代理権者でありかつＪＡＦ登録団体でなければならない。

## 第４条　登録申請の手続き

ＪＡＦ所定の申請書に登録申請料を添えて申し込むこと。

## 第５条　提出書類

１．ＪＡＦ登録車両申請書：２通
２．車両カタログ：２部

## 第６条　車両検査

当該車両は、自動車検査証に記載された型式指定番号（型式指定自動車の場合）または型式（新型自動車等の場合）により、ＪＡＦ登録車両であることを確認すること。

注）当該車両の仕様諸元は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会発行の「年製別型式早見表」および、カタログ、仕様書等を参照のこと。

## 第７条　参加者の遵守事項

競技会への参加者はオーガナイザーから要求された場合、ＪＡＦ登録車両に適合していることをカタログ、仕様書等により、証明しなければならない。

## 第８条　本規定の適用

本規定はレース、ラリー、およびスピード行事競技に適用する。

## 第９条　登録車両の有効期限

有効期限は、登録申請者から登録抹消申請が行われた日から５年で無効となる。

## 第10条　本規定の施行

本規定は、2014年４月１日より施行する

# ＪＡＦ国内サーキットの公認に関する規定

2001年10月19日制　　定
2002年１月１日施　　行
2002年７月31日改　　正
2003年１月１日施　　行
2005年８月２日改　　正
2005年９月１日施　　行
2009年11月26日改　　正
2011年１月１日施　　行

## 第１条　総　則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、自動車レース競技の公正と安全を確保するため、国内のサーキットの公認に関し、国際自動車連盟（以下「ＦＩＡ」という。）の国際モータースポーツ競技規則（以下「国際競技規則」という。）およびＪＡＦ国内競技規則に基づき、本規定を定める。

ＦＩＡによる国際公認に関わる事項については、ＦＩＡの定める規則・基準等に拠るものとする。

## 第２条　公認および競技の開催

公認レース競技に使用されるサーキットは、ＦＩＡまたはＪＡＦの公認を必要とする。

ＦＩＡにより公認されたサーキットを「国際公認サーキット」という。ＪＡＦにより公認されたサーキットを「国内公認サーキット」という。

国際公認サーキットでは、国際格式以下の公認レース競技を開催することができる。

国内公認サーキットでは、国内格式以下の公認レース競技を開催することができる。

## 第３条　種別

国内公認サーキットの種別は以下の通りとする。

１．常　設：
　サーキットの諸設備が常設で、常時使用できるサーキット

２．準常設：
　サーキットの諸設備が部分的に恒久的で、各競技会開催ごとに準備されるサーキット

３．特　設：
　サーキットの諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるサーキット

## 第４条　公認申請の資格

ＪＡＦにサーキットの公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、サーキット公認の種類により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該サーキットの公認は無効となる。

１．常　設：
　申請するサーキットを所有する法人・団体または当該サーキット運営を委任された法人･団体で、ＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体

２．準常設：
　１）申請するサーキットを所有する法人・団体、当該サーキット運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該サーキットの所有者と使用契約を得た法人・団体で、ＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体
　２）申請するサーキットの所有者から公認期間を通じ有効な使用契約を得たＪＡＦ公認クラブまたはＪＡＦ加盟クラブ

３．特　設：
　１）申請するサーキットを所有する法人・団体、当該サーキット運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該サーキットの所有者と使用契約を得た法人・団体で、ＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体
　２）申請するサーキットの所有者から競技会開催に必要となる期間中

有効な使用契約を得たＪＡＦ公認クラブまたはＪＡＦ加盟クラブ

## 第５条　公認の手続き

国内公認サーキットの公認申請手続きは、以下の通りとする。

１．申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の３ヵ月前までにＪＡＦに提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えてＪＡＦに提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。その場合は、提出方法について予めＪＡＦに確認すること。

２．添付書類（各１部）

１）競技内容説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

開催を意図するレース競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。

なお、特設サーキットの場合は当該競技会の特別規則書草案を添付して提出すること。

２）案内図：（新規または変更のある場合のみ提出）

50,000分の１以上の正確な地図に次の所在を記入すること。

⑴サーキットの位置
⑵応需病院（指定の救急病院）の位置
⑶主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）
⑷消防署
⑸警察署

３）サーキットの図面 ：（新規または変更のある場合のみ提出）

サーキットの図面には次の事項を明記すること。

⑴サーキットの設定
①周回方向
②横断勾配
③縦断勾配

④曲率
⑵ライン
①スタートライン
②フィニッシュライン
③コントロールライン
④赤旗ライン
⑶競技用施設
①レース管制室
②事務局
③計時室
④審査委員会室
⑤マーシャルポスト
⑥スターターボックス
⑦パドック
⑧車検場
⑨監視カメラ
⑷設備
①ピット進入警告装置
②監視カメラ
⑸ピットエリア
①ピット入口ロード
②ピット出口ロード
③ピットレーン
・ファストレーン
・コリドー
・作業エリア
④ウェイングエリア
⑤ペナルティストップエリア
⑥ピット入口および出口灯火信号
⑦ピットガレージ
⑧シグナリングプラットフォーム
⑹防護体およびトラックサイド
①コンクリートウォール

②ガードレール
③タイヤバリア
④①～③以外の第１防護体
⑤デブリフェンス
⑥⑤以外の第２防護体
⑥ヴァージ（路側帯）
⑦ランオフエリア（退避地帯）
・グラベルベッド
・アスファルト
⑧カーヴ（縁石）掲載
⑨サービスロード
⑩アクセスポイント
⑪観客席
⑫連絡通路
⑬橋梁

⑺その他
①医務室
②ヘリポート
③駐車場
④ガソリンスタンド
⑤メディアセンター
⑥ブリーフィングルーム

4）コースおよびその施設の説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）
次の事項を詳細に記載すること。

⑴コース
①トラックの全長（m）
※トラックの全長は、ＦＩＡ国際競技規則付則Ｏ項に従い、測定されるものとする。
②コースの幅員
・トラック　　最大（m）～最小（m）
・ランオフエリア（退避地帯）　　最大（m）～最小（m）
③サーキット概要：

・総面積（㎡）
・トラック面積（㎡）
・ピット面積（㎡）
・パドック面積（㎡）
・車検場面積（㎡）
・駐車場面積（㎡）

⑵灯火信号
①スタート灯火信号概要
②ポスト灯火信号概要

⑶救急施設
①医務室概要
②応需病院（指定の救急病院）概要（サーキットからの距離および所要時間を含む）
③設備・備品
④救急車保有台数
⑤救助用車両概要と保有台数
⑥消火器概要と保有数

⑷観客用施設
①総収容観客数
②総スタンド席数
③駐車場収容台数（観客用）

5）その他ＪＡＦの求める資料

## 第6条　サーキットの査察

ＪＡＦは、ＦＩＡの定める規則・基準等に従い、サーキットの査察を行うが、サーキットの地理、地形等、特殊な条件および開催される競技の特性を勘案して、ＦＩＡの定める規則・基準等に記載されていない事項を指示することができる。

なお、本査察はＪＡＦがサーキットの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったサーキットにおいて事故が発生しても、ＪＡＦはなんら責任を負うものではない。

1．　査察

1）義務づけられる査察

⑴ＪＡＦ公認サーキットとして新規申請および更新申請を行う場合。
⑵既存のＪＡＦ公認サーキットでコースあるいは施設の変更を行い、ＪＡＦが必要と認めた場合。
⑶申請時に安全施設が暫定的である場合。
この場合公認申請者ならびに競技会オーガナイザーは競技会前日までに査察を受けなくてはならない。

2）臨時に行われる査察
⑴重大な事故が発生した場合。
⑵公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、ＪＡＦが必要と認めた場合。（査察にかかる費用は要請者の負担とする。）
⑶その他ＪＡＦが特に必要と認めた場合。

2．査察員
査察は、ＪＡＦが指名するＪＡＦ安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。査察中､関係者以外の立ち合いは許されない。

3．査察項目
査察は次の項目について行われる。
1）当該サーキットに適合する最高の公認レースの格式の決定
2）当該サーキットに適合するレース車両の区分と最大出走台数の算定
3）ピットレーンの通過速度およびピット設備の決定
4）サーキット状況全般の確認
5）観客の防護設備の確認
6）消火および救急医療施設、車両および器具の確認
7）場内通信設備全般の確認

4．査察実施に関する確認事項と査察に関する経費
ＪＡＦは公認申請者との間で査察の日程、経費、およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。査察に関する諸経費は原則として公認申請者が負担する。

## 第７条　査察報告

ＪＡＦは、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。
公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。

この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してＪＡＦと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、ＪＡＦが検討し、最終決定を行う。

もしサーキットに複数のレイアウトがなされている場合、公認は査察を受けた部分に対してのみ有効である。

## 第８条　許可証の発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているサーキットに対し、その時点における安全事項を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「ＪＡＦ国内公認サーキット許可証」（以下「許可証」という。）が発給される。

１．許可証の内容

１）公認の種別
２）有効期間
３）トラックの全長
４）周回方向
５）ポールポジション
６）最大決勝出走台数
７）開催可能競技会
８）出走可能車両
９）ピットレーン通過速度
10）その他の条件（競技距離、競技時間、燃料補給を伴う競技の可否など）

２．公認有効期間

常設および準常設サーキットの許可証の有効期間は、許可証発給日からその年の12月31日までとする。

なお、常設サーキットの公認の有効期間は、申請に基づき許可証発給日から翌々年の12月31日まで認められる。

特設サーキットの公認の有効期間は、原則として当該競技会の開催中に限られる。

## 第９条　本規定の施行

本規定は、2011年１月１日より施行する。

# ＪＡＦ国内スピード行事競技コースの公認に関する規定

2002年７月31日　制　定
2003年１月１日　施　行
2004年３月22日　改　正
2004年４月１日　施　行
2009年11月26日　改　正
2011年１月１日　施　行
2013年８月１日　改　正
2014年１月１日　施　行

## 第１条　総　則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という。）は、スピード行事競技の公正と安全を確保するため、国内のスピード行事競技コースの公認に関し、ＪＡＦ国内競技規則に基づき、本規定を定める。

## 第２条　公認および競技の開催

公認スピード行事競技に使用されるコースは、ＪＡＦの公認を必要とする。

ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、公認コースの使用を推奨する。

ＪＡＦはスピード行事競技コースを公認する際、１級から３級までの格式を付与する。各級の開催できる競技会の内容および具備すべき要件は次の表２－１の通りである。ただし、臨時コースについては、開催できる競技会の内容および具備すべき要件について個別に審査が行われる。

**表 2-1：コース格式と開催できる競技会の内容および具備すべき要件**

| | | | | 1級 | 準1級 | 2級 | 3級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | コース格式と開催できる競技会の内容 | 開催できる競技会の格式 | | 国内競技以下 | 国内競技以下 | 準国内競技以下 | 地方競技以下 |
| | | 出走可能車両クラス | ジムカーナ | P,PN,N,SA,B,AE,SC,D | P,PN,N,SA,B,AE,SC | P,PN,N,SA,B,AE,SC | P,PN,N,SA,B,AE |
| | | | ダートトライアル | P,PN,N,SA,B,AE,SC,D | – | P,PN,N,SA,B,AE,SC,D | P,PN,N,SA,B,AE |
| | | 観衆導入 | | ○ | ○ | ○ | × |
| 安全体制 | 防護設備 | 第9条安全基準に合致した防護設備 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 消火体制 | 第9条安全基準に従った消火体制 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 救急施設 | 第9条安全基準に従った救急施設（救護室および救急活動専用車両） | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 観衆 | 観衆に対する安全基準を満たした観衆エリアの仕切り設備 | | ○ | ○ | ○ | × |
| 施設設備 | パドック | 参加台数を収容できるパドックの設置 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 参加者用掲示板 | 参加者用掲示板の設置 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 駐車場 | 充分な台数を収容できる駐車場の設置 | | ○ | ○ | ○ | × |
| | 施設案内板 | 施設案内板の設置 | | ○ | ○ | ○ | × |
| | 車検場 | 隔離された車検場の設置 | | ○ | ○ | × | × |
| | 本部建物 | 競技会の運営、管理を行うための建物の設置 | | ○ | ○ | × | × |
| | 審査委員会室 | 審査委員会室の設置 | | ○ | ○ | × | × |
| | 放送設備 | 放送設備の設置 | | ○ | ○ | × | × |
| | 放送管理 | コース施設管理責任者の選任 | | ○ | ○ | × | × |

## 第3条　コースの種別

国内公認スピード行事競技コースの種別は以下の通りとする。

1．常　設：

コースの諸設備が常設で、モータースポーツに供することを主目的として開設される常時使用できるコースであって、かつ原則として競技会開催期間中以外であっても、練習走行等のモータースポーツ関連の目的に使用できる状態であること。

2．準常設：

常設の条件に準じ、部分的に恒久的な諸設備を有するコースで、モータースポーツに供することを主目的として開設されるコースではないが、当該年の国内スポーツカレンダーに登録された競技会の開催に供することが可能な状態であること。

3．臨　時：

コースおよび諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるコース。

## 第４条　公認申請の資格

ＪＡＦにコース公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、コース公認の種類により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該コース公認は無効となる。

１．常　設：

１）申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、ＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体

２）コースの所有者から公認期間を通じ有効となる使用契約を得たＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体で、ＪＡＦが審査し認めた者

２．準常設：

１）申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、ＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体

２）コースの所有者から公認期間を通じ有効となる使用契約を得たＪＡＦ公認団体、ＪＡＦ加盟団体、ＪＡＦ公認クラブ、ＪＡＦ加盟クラブまたはＪＡＦ準加盟クラブ

３．臨　時：

１）申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、ＪＡＦ公認団体またはＪＡＦ加盟団体

２）コースの所有者から競技会開催に必要となる期間中有効となる使用契約を得たＪＡＦ公認団体、ＪＡＦ加盟団体、ＪＡＦ公認クラブ、ＪＡＦ加盟クラブまたはＪＡＦ準加盟クラブ

## 第５条　公認の手続き

公認申請手続きは、以下の通りとする。

１．申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の３ヶ月前までにＪＡＦに提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えてＪＡＦに提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。その場合は、提出方法について予めＪＡＦに確認すること。

2．添付書類（各１部）

1）競技内容説明書：

開催を意図するスピード行事競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。なお、新規申請の場合は最初に開催を予定している公認競技会の開催日を記入すること。

2）案内図：

50,000分の１以上の正確な地図に次の事項を記入すること。

⑴コースの位置

⑵応需病院（指定の救急病院）の位置（距離および所要時間を記入）

⑶主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）

3）競技コース全体図：

競技コース全体図には次の施設を明記すること。

⑴防護設備

⑵救急施設

⑶パドック

⑷参加者用掲示板

⑸観衆導入エリア（通路を含む）　（２級以上）

⑹施設案内板　（２級以上）

⑺一般駐車場　（２級以上）

⑻再車検場　（１級及び準１級）

⑼本部建物　（１級及び準１級）

⑽審査委員会室　（１級及び準１級）

⑾放送設備（スピーカー設置箇所）（１級及び準１級）

4）コース使用契約書写し：

コースの所有者と公認申請者が異なる場合には、申請する公認期間満了まで有効なコース使用に関する両者間の契約内容を証明する書面の写しを提出のこと。

5）その他ＪＡＦの求める資料。

## 第６条　コースの査察

ＪＡＦは、第９条安全基準に従い、コース査察を行い、安全事項に関する勧告指導を行う。

なお、本査察はＪＡＦがコースの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったコースにおいて事故が発生しても、ＪＡＦはなんら責任を負うものではない。

１．査察

１）義務づけられる査察

⑴ＪＡＦ公認スピード行事競技コースとして新規申請を行う場合。

⑵既存のＪＡＦ公認スピード行事競技コースで全日本選手権を開催する場合。（隔年実施）

⑶既存のＪＡＦ公認スピード行事競技コースでＪＡＦが必要と認めた場合。

２）臨時に行われる査察

⑴重大な事故が発生し、ＪＡＦが必要と認めた場合。

⑵公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、ＪＡＦが必要と認めた場合。（査察にかかる費用は要請者の負担とする。）

⑶その他ＪＡＦが特に必要と認めた場合。

２．査察員

査察は、ＪＡＦが指名するＪＡＦ安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。

３．査察立会人

査察にはコース申請者か管理人、あるいはＪＡＦが認めた代理人が立ち会わなければならない。査察中は認められた者以外の立ち会いは許されない。

４．査察項目

査察は第９条安全基準の各項目について行われる。

５．査察実施に関する確認事項

ＪＡＦは公認申請者との間で査察の日程およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。

## 第７条　査察報告

ＪＡＦは、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。

公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してＪＡＦと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、ＪＡＦが検討し、最終決定を行う。

## 第８条　許可証の発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているコースに対し、その時点の安全基準を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「ＪＡＦスピード行事競技コース許可証」（以下「許可証」という）が発給される。

１．許可証の内容
　１）コースの種別
　２）公認の種別
　３）有効期間
　４）その他条件
　５）コース図

２．有効な競技種目

許可証は、当該コースに許された競技種目（ジムカーナ、ダートトライアル等）に対してのみ有効である。他のスピード行事競技の開催には、別途申請に基づく許可を必要とする。

３．公認の有効期間

常設および準常設コースの許可証の有効期間は、許可証発給日からその年の12月31日までとする。

なお、常設コースの公認の有効期間は、申請に基づき許可証発給日から翌々年の12月31日まで認められる。

臨時コースの公認の有効期間は、原則として当該競技会の期間中に限られる。

## 第９条　安全基準

１．通則

1）本基準はＪＡＦ公認のスピード行事競技を開催するコースとして事前に満足しておくべき条件を定めたものである。

2）ＪＡＦはコース公認にあたり本基準に従いコース査察を行い、既設のコースについては過去の運営上の経験と実績を考慮し、また新設のコースについてはそのコースの立地条件および運営のための安全面等を調査した後、代案または特例を認めることができる。

2．コースの基準

スピード行事競技に使用する競技コースは、競技種別毎に以下に定める基準に従い設定する。

1）ジムカーナコース

⑴全長：300m以上3,000m以下とする。直線区間は300m以下とする。

⑵幅員：３m以上。
ただし高速制限のため限定された個所にゲート幅を設置する場合は、参加車両に応じ３m以下の幅員が許される。

⑶路面：コース路面は原則として平坦なこと。軟弱な部分のない、硬く表面処理された路面（ターマック、コンクリート、アスファルト等）とする。

⑷フィニッシュエリア：
フィニッシュラインは最終の方向転換から10m以上の位置に設けることとする。

⑸減速レーン（ストップレーン）：
フィニッシュラインの前方には安全な直線の減速レーンを設けること。減速レーンの距離は最終方向転換とフィニッシュライン間の距離の1.5倍以上を必要とし、かつ走路と同様の路面であること。

2）ダートトライアルコース

⑴全長：500m以上。

⑵幅員：２m以上。

⑶路面：特に危険な状態でない非舗装路とし、全長の20％以内ならば、舗装路面を含むことができる。

⑷フィニッシュエリア：
フィニッシュラインは最終の方向転換から10m以上の位置に設けることとする。

⑸減速レーン（ストップレーン）：
フィニッシュラインの前方には安全な直線の減速レーンを設けること。減速レーンの距離は最終方向転換とフィニッシュライン間の距離の1.5倍以上を必要とし、かつ走路と同様の路面であること。

3）その他のスピード行事競技コース
下記の競技コースについては、ＦＩＡの定める規則・基準またはＪＡＦが定める当該公認規定に準拠し、個別に審査される。

⑴ヒルクライム競技コース
⑵ドラッグレース競技コース
⑶ラリークロスおよびオートクロス競技コース
⑷ツイントライアル競技コース
⑸上記⑴～⑷以外のスピード行事競技コース

3．観衆エリアの設定と防護設備の基準

競技コースの周辺に観客を導入する場合には、安全に十分注意し、下記に示すセーフティゾーンおよび／または防護設備を整えること。ダートトライアルコースについては、想定される競技コースからの飛散物に対し策を講じること。

また、車両がコースを逸脱した場合、重大な危険を招くことのないよう留意し、特に転落の恐れのある箇所についても下記に掲げる防護設備もしくは同等の効果を有する他の防護設備を設置すること。

1）コーナーの外側

⑴表９－１の防護設備を用いる場合は、走路端から防護設備までの間に、少なくとも次に示す計算式によって求められる距離のセーフティゾーンを確保し、さらに防護設備の後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

舗装路：$\frac{V^2-920}{230}$（m）　　非舗装路：$\frac{V^2-920}{130}$（m）

Ｖは参加車両のうち最も速い車両のコーナー進入初速度をkm／hで表したものである。

⑵表９－２の防護設備を用いる場合は、防護設備の端から同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

⑶表９－３の防護設備は競技運転者、競技参加者その他競技に関わる者のみの防護を目的としたものであり（例：防護設備の開口部を塞ぐ場合等）、少なくとも⑴に示す計算式によって求められる距離のセーフティゾーンを確保し、さらに防護設備の後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った立入り可能エリアを設定すること。

２）コーナーの内側および直線部

⑴表９－１の防護設備を用いる場合は、その後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

⑵表９－２の防護設備を用いる場合は、防護設備の端から同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

⑶表９－３の防護設備は競技運転者、競技参加者その他競技に関わる者のみの防護を目的としたものであり（例：防護設備の開口部を塞ぐ場合等）、その後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った立入り可能エリアを設定すること。

**表 9-1**

| 防護設備 | 仕　様 | 隔離距離 |
|---|---|---|
| コンクリートウォールまたは石垣 | 高さ75cm以上、厚さ20cm以上。 | ３m以上 |
| 仮設コンクリートウォール | 高さ90cm以上、厚さ７cm以上、１個あたりの正面幅180cm以上、奥行は高さの80％以上。 | |
| ガードレール | ＪＩＳ　Ａ種の仕様が望ましい。ジムカーナＤ車両が走行する場合は２段ガードレールとする。 | |
| 土嚢または土盛 | 高さ１m以上、上底1.8m以上、下底３m以上。走路に対し60°以上の角度を有すること。 | ４m以上 |

上記以外の防護設備についてはＪＡＦが査察・検証を行ったうえこれを代案として認めることがある。

**表 9-2**

| 防護設備 | 仕　様 | 隔離距離 |
|---|---|---|
| 自然または人工の防護壁の上に観衆を入れる場合 | 高さ２m以上、2.5m未満の防護壁。走路に対し60°以上の角度を有すること。 | 1.5m以上 |
| | 高さ2.5m以上の防護壁。走路に対し60°以上の角度を有すること。 | 50cm以上 |

**表 9-3**

| 防護設備 | 仕　様 | 隔離距離 |
|---|---|---|
| 車　列 | 軽自動車およびトラックは使用不可。ジムカーナＤ車両が走行する場合は前面にタイヤバリアを設置すること。 | ４m以上 |

3）タイヤバリア

ガードレールやコンクリートウォール設置に伴い、衝突する車両の衝撃を和らげるため、タイヤバリアの設置が必要な場合がある。

タイヤバリアは、ガードレール等の後部支持体に堅固に固定されることが望ましい。

4．パドックの基準

パドック（競技車両を保管、待機できる場所）は、前記の表９－１・表９－２・表９－３により競技コースと明確に仕切ること。また減速レーンから直進してパドックへ進入することなく、パドック入口で必ず 一旦停止を要する設定としなければならない。

5．消火体制の基準

コースのいかなる地点にあっても消火要員は事故発生後実際的に可能な範囲で出来るだけ早く現場に到着し、車両の火災を消火するために適切な方法で介入し得ること。

このため消火要員は常時使用できる内容量３kg以上（ハロンについては１kg以上）の乾性の化学消火器、またはそれと同等の能力を有する消火器を常時１本以上携行し待機すること。

また、オーガナイザーは上記消火器を、ジムカーナ競技については競技中少なくとも常時３本以上、ダートトライアル競技については各走路監視ポスト毎に競技中少なくとも常時１本以上用意すること。また、消火活動専用の車両を用意することが望ましい。

なお、オーガナイザーは競技開始前に消火機材および消火要員の準備体制について確認すること。

6．救急施設の基準

1）ドライバーの事故の手当てに限らず、参加関係者、役員をも含めて応急手当ができる体制であること。観衆については別途に応急手当てができる体制を備えておくことを推奨する。救急施設（救護室）の設置にあたっては、視覚的隔離に留意のうえ、１階に置き、衛生管理用給水設備を確保すること。

2）救急活動専用の車両を複数台用意すること。

## 第10条　コースの安全確保

1．公認されたコースについては、第９条「安全基準」に従って競技会

開催中の安全性を確保すること。また、公認申請者は、競技会に限らず練習走行またはテスト走行であっても、コースで発生した事故については速やかにＪＡＦに報告すること。

2．競技会審査委員会は、コースが本規則に定める安全基準に適合していない場合、または査察に基づくＪＡＦ指導勧告、改善指示が実行されていない場合は、コースを修正させ、もしくは競技会を中止させることが出来る。

3．公認申請者は、公認を取得した後コースレイアウトや安全施設に対する変更、改修を行う場合には、事前にＪＡＦに報告しその指示に従うこと。もしこれを怠った場合は、格式の変更もしくはコース公認の取り消しが課される場合がある。その場合既に支払った公認申請料は返還されない。

## 第11条　施行年月日

本規定は、2014年１月１日より施行する。

# ＪＡＦ登録クラブ地域協議会連絡会議

1990年10月23日制　　定
1990年12月７日改　　定
1998年１月１日改定施行

## １．名　　称

ＪＡＦ登録クラブ地域協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

## ２．目　　的

連絡会議は、次の目的を達成するために開催する。

⑴　モータースポーツに関するＪＡＦとの意見交換。

⑵　各ＪＡＦ登録クラブ地域協議会（以下「地域協議会」という。）間の活動について連携を密にする。

⑶　各地域内のクラブ間相互の交流推進。

⑷　モータースポーツに関する事業活動の情報交換。

⑸　競技の安全性に関する研修の推進。

## ３．構　　成

⑴　連絡会議の構成は、各地域協議会の運営委員長または当該地域の協議会の運営委員会で選出した代表者、ならびにＪＡＦモータースポーツ部長とする。

⑵　連絡会議には、ＪＡＦ登録クラブ地域協議会の代表者の中から選出された座長および副座長を置く。

⑶　座長は、互選で選出する。

⑷　座長の任期は１年とし、重任を妨げない。

## ４．会議の開催

連絡会議は、最少年４回開催する。

## ５．事務取り扱い

ＪＡＦモータースポーツ部が行う。